

研究紀要

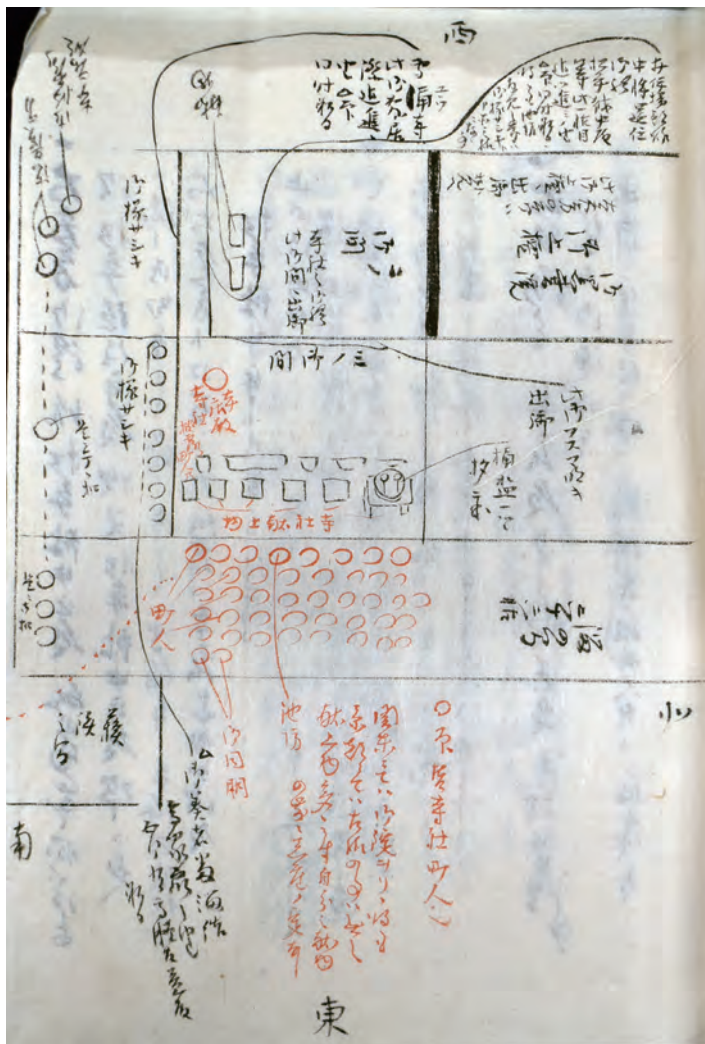
元離宮二条城

第三号

2024

京都市 元離宮二条城事務所





口絵 1 (上)

口絵 2 (下)

華道家元池坊総務所蔵「御代替御礼継目御礼記録」は、六角堂頂法寺の住職兼華道家元である池坊専正が遺した徳川幕府第14代将軍・家茂の二条城における代替御礼等に関する史料群である。

口絵 2 は、代替御礼の会場になった二条城二之丸御殿の黒書院の挿図である（翻刻を79頁に掲載）。二、三の間に向かって、溜の間（牡丹の間）に専正らが控えていた状況を示す。

口絵 1 は、現在の黒書院の牡丹の間から二、三の間を正座の状態で撮影したものである。



口絵3 明治五年及十年 明治天皇桂宮臨幸御座所写真  
 (宮内庁書陵部図書課宮内公文書館蔵)



口絵4 [東宮] 嘉仁親王行啓各地写真帖のうち二條離宮内旧桂御所御建物(御常御殿)  
 (宮内庁書陵部図書寮文庫蔵)



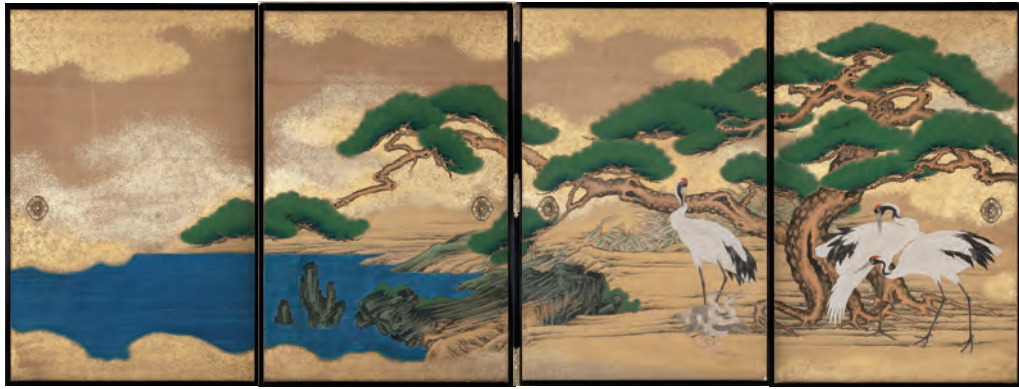
口絵 5 二条城本丸御殿御書院雲鶴一の間 天袋小襖《海辺春景図》



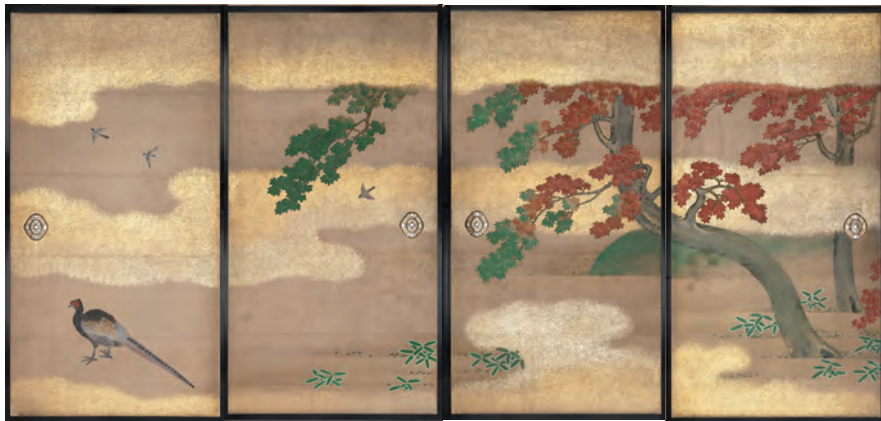
口絵 6 二条城本丸御殿御書院雲鶴一の間 地袋小襖《海辺秋景図》



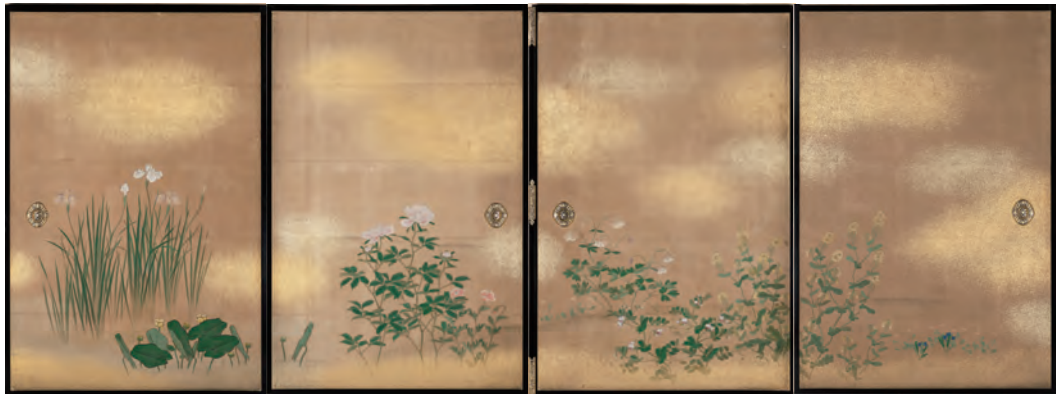
口絵 7 二条城本丸御殿御書院四季の間春の間 地袋小襖《貝図》



口絵 8 御常御殿 松鶴の間 北面 襖 4面



口絵 9 御常御殿 雉子の間 北面 襖 4面



口絵 10 御常御殿 四季草花の間 南面 襖 4面



口絵 11 御常御殿 四季草花の間 東面 襖 4面

## 『研究紀要 元離宮二条城』第三号刊行にあたって

京都市では、文化財としての元離宮二条城の価値を次世代へ継承し、保存と活用を行うことを目的として策定した『史跡旧二条離宮（二条城）保存活用計画』を基に、二条城を中心とした京都の歴史・文化に関する調査・研究を進めています。『研究紀要 元離宮二条城』は、調査・研究の成果と、文化財に関する記録の発信を目的とし、令和三年度に創刊いたしました。本書はその第三号となります。

第三号では、元離宮二条城歴史資料として、神宮文庫蔵「二条在番手留」、国立公文書館内閣文庫蔵「雑事記」（二条城関係記事抜粋）、華道家元池坊総務所蔵「御代替御札継目御札記録」を翻刻し掲載しました。また、研究ノートでは、近世後期の二条城が幕府によってどのように用いられていたのか、近代の二条離宮本丸御殿がいかに整えられ、行幸行啓でどのように使われたのか、という点について検討しました。さらに、作品紹介として、本丸御殿を構成する玄関・御書院・御常御殿・台所及び雁の間に現存する障壁画についての解説を掲載しました。

本年（令和六年）、元離宮二条城では、平成二九年より行われた本丸御殿保存修理工事を完了し、一般公開を再開する予定です。この記念すべき年に、本書の成果がより多くの皆様の研究や観賞に活用されることを願います。

最後になりますが、本書の刊行にあたっては、御指導を賜った先生方、史資料を提供していただいた皆様をはじめ、各位から御協力を賜りましたことに、心から感謝申し上げます。

令和六年三月

京都市文化市民局 元離宮二条城事務所長 市田 香



# 目次

口絵

『研究紀要 元離宮二条城』第三号発刊にあたって

目次

## 元離宮二条城歴史資料

(翻刻) 神宮文庫蔵 「二条在番手留」(二条在番関係史料一)

解題

杉谷 理沙

5

(翻刻) 国立公文書館内閣文庫蔵 「雑事記」二条城関係箇所抜粋

解題

杉谷 理沙

65

(翻刻) 華道家元池坊総務所蔵 「御代替御札継目御札記録」

解説

今江 秀史

72

## 研究ノート・作品紹介

参考図1

105

参考図2

106

近世後期における二条在番の生活

杉谷 理沙

111

二条離宮本丸御殿における行幸行啓の準備とその使用

降矢 淳子

127

【作品紹介】旧二条離宮本丸御殿の障壁画 玄関、御書院

松本 直子

154



【作品介绍】 旧二条離宮本丸御殿の障壁画 御常御殿、台所及び雁の間 ..... 中野志保 169

二条城障壁画 展示収蔵館活動報告 ..... ii

調査・研究活動報告 ..... i

【表紙】 本丸御殿 御常御殿 松鶴の間障壁画 《松鶴図》（白描）

本図は、本丸御殿（旧桂宮御殿）障壁画の原画の写真をデジタル加工し作成したものである。御常御殿の一階御座所（松鶴の間）の襖絵で、桂宮家一代当主の相続に際して描かれた。松と鶴は、いずれも長寿を象徴するモチーフであり、当主の御座所に相応しい。筆者、狩野永岳（一七九〇〜一八六七）は、京狩野九代の当主となり、幕末の京都画壇で重きを成した。鶴の細やかな毛描きには、精緻な写実的態度が看取れる。他方、松の、右へ左へとうねりながら伸びていく様子には狩野派の伝統が、執拗なまでに描きこまれる松の樹皮や地面の表現には、永岳の個性が顕れている。

（文：中野志保 作図：杉谷理沙）

元離宮二条城歴史資料



## 例言

「元離宮二条城歴史資料」は、二条城の理解に欠かせない重要な文献史料を選び、これを翻刻・掲載するものである。

1. 二条在番関係史料として、神宮文庫蔵「二条在番手留」を翻刻・掲載した。
2. 国立公文書館内閣文庫蔵「雑事記」のうち、二条城に関する箇所を抜粋し翻刻・掲載した。
3. 華道家元池坊総務所蔵「御代替御札継目御札記録」の冊子一点及び書状等一四点を翻刻・掲載した。便宜上、内容の各まとまりを区分するため、右傍らにカタカナ（五〇音順）を付した。
4. 翻刻にあたっては基本的に原文を尊重したが、趣旨を損なわない範囲において、次の原則で表記を統一した。
  - (1) 字体は原則常用漢字を用い、それのない場合は正字体を用いた。
  - (2) 合字の「ㇿ」はそのまま表記した。また「而」「仁」「乎」「者」「茂」「江」「与」などの漢字で表記されている助詞もそのままとした。
  - (3) 本文中は、適宜読点「、」と並列点「・」を加えた。
  - (4) 虫損・破損などによる判読不明箇所は、字数が推定できる場合は文字数分の□で示し、字数が不明な場合はおおよその範囲を「」で示した。
  - (5) 抹消部分には文字の左側にゆすり点（と）を付し、原文に修正や書き加えがある場合には右側に示した。また、上書きされ元の文字が判読不明な場合は■で示した。
  - (6) 文意の通らない文字は（ママ）、判読しづらい文字は（カ）、重複と思われる文字には（衍）などと傍注を付した。また明らかな誤字・脱字は右傍らに適宜補訂した。
  - (7) 朱書は『』で括って示した。また表紙の部分は枠線で囲み（表紙）と示した。
  - (8) 表敬の平出・欠字はともに一字アケとし、特に注記はしなかった。

- (9) 原本部分に空白がある場合は（アキママ）と注記した。
5. 史料翻刻に対しては、読者の理解に供するため、解題を付した。そのうち史料の再整理を伴うものは解説と呼び分けた。
6. 本文中、現在においては人権を侵害すると解釈される字句も含まれるが、歴史的事実を正確に理解するため、原文をそのまま掲載した。

史料の閲覧・撮影等に関し、ご高配を賜りました神宮文庫、国立公文書館、華道家元池坊総務所（池坊中央研究所）及び同研究所主任研究員・細川武稔氏へ謝意を申し上げます。



〔翻刻〕 神宮文庫蔵「二条在番手留」〔二条在番関係史料一〕

〔表紙〕

文政二卯年方 同三辰年二到  二条在番登前手留
----------------------------------

十月朔日

一、来夏二条在番、対組出雲守（大久保教孝）・我等（堀田正民）兩組人数不足二付、御入人願之儀、并我等義二条在番初而二付、登り前相談之義、今日一統出仕之節可及相談処、我等義不快二付出仕不致候間、昨日出雲守江及内談候之処、格別二差急候筋二茂無之候之間、来ル十五日出仕之節二而茂可然旨被申越候、

同十五日

一、兼而对組江申談置候通、今日月並出仕二付御礼過、出雲守（大久保教孝）・我等（堀田正民）来夏二条在番二付、兩組人数不足二付、御入人願之儀、一統江出雲守發言二而相談有之、兩人共二組人数書付差出候処、一同被遂披見候処、何之存寄茂無之旨被申聞候、且我等義二条在番初而二付、登り前相談之義、我等方

出雲守江發言致候処、同人より一統江被及相談候所、彼是評議之上、水野（信成）遠江守相談有之候積、一統相談相決候旨、出雲守我等江被申聞候、今日致持參候組人数書左之通、

堀田豊前守組（正民）

御番衆惣人数

四拾四人

六人不足

以上

十月十五日

一、右二付、我等退出後、水野遠江守江以用方使者頼挨拶旁申遣候、

十一月十日

一、出雲守方表手紙を以、兩組人数不足二付、御入人願書進達之儀、来ル十日我等故障茂無之候者、御用番御老中对客江罷越可致進達旨、依之我等組人数不足之分書付可差越旨被申聞候、右取斗方者表留二委敷有之故、爰二略ス、

同十一日

一、昨日対組方被申越候我等組人数取調、別紙書付表以手紙差遣候、右別紙左之通、

堀田豊前守組（正民）

御番衆惣人数

四拾四人

六人不足

右之通人数不足御坐候、以上

十一月十一日

同十二日

一、対組方兼而相談有之候而組御入人願、御用番青山<sup>(忠裕)</sup>下野守殿対客江同道罷越、可致進達之處、出雲守此間中<sup>(大久保教孝)</sup>方不快之所、明日押而出勤者被致候得共、我等<sup>(堀田正忠)</sup>老人罷越致進達候様、用方使者を以頼被申越候、尤右口上書式通被差越候之間、遂披見候処、存寄茂無之候間、落手承知之旨相答申遣候、右口上書写我等為扣是又例之通被差越候、

但右頼者表手紙<sup>(可)</sup>而被差越候処、外二出雲守組限進達等頼二付、旁以使者被差越候、

進達書左之通

一、御入人願書 老通

同十三日

一、昨日対組出雲守<sup>(大久保教孝)</sup>方頼被申越候之通、我等<sup>(堀田正忠)</sup>老人今日御用番青山<sup>(忠裕)</sup>下野守殿対客江罷越、御入人願口上書致進達候処、無滞被成御請取候、尤右進達書者昨日之通故、爰二略ス、

一、我等帰宅後、対組江表以手紙右進達、下野守殿無滞被成御請取候段、案内申遣候、尤例之通扣之方者及返却、

一、右進達相濟候後、両組減高等之義、御右筆頭衆方例格之問合等追々有之候得共、例格之義委細者表留二有之故、爰二略ス、

十二月廿二日

一、今日詰番五嶋伊賀守<sup>(進雅)</sup>江、青山下野守殿以林阿弥被成御渡候御書付写、別紙以紙面被差越候間、左二記ス、

ミナシ  
大御番頭江

大久保出雲守<sup>(教孝)</sup>

右明廿三日四時 御城江罷出可被在之候、

十二月廿二日

堀田豊前守<sup>(正民)</sup>

一、夕方大久保出雲守方右同様之御書付写被差越、兼而申上置候御入人之義与存候間、組頭<sup>(堀田正忠)</sup>老人被差出候二付、我等組頭江茂申達候様、以紙面被差越候、

同廿三日

一、今朝五時過、時之上下着用、組中減高書付并組頭江相達候例格之書面持參登 城いたし候処、大久保出雲守<sup>(教孝)</sup>二も登 城有之、部屋二而留り承り、出雲守同道焼火之間江罷出、青山下野守殿登 城之節、出雲守我等与申順<sup>(堀田正忠)</sup>二罷出、出雲守我等御差<sup>(可)</sup>二付罷出候段、出雲守被申達、我等義茂同様罷出候之段御届申達、直二退去、

一、差出書出雲守持參被致、当番御目付羽太左京江、以坊主衆被相達候、

一、御目付大草主膳<sup>(高好)</sup>參り、出羽守殿於菊之間御書付御渡被成候之由申聞候、

一、御廻り前二而詰番酒井但馬守菊之間被廻候節、出雲守同道二而菊之間江罷越、但馬守次二出雲守我等与申順二着坐、御老中方御廻り之節、例之通居成り二而時宜いたし、尤扇子者後江取候而、御老中方菊之間御縁<sup>(江)</sup>頼江御列坐見請、出雲守・我等菊之間御柱ヲ割候而、出雲守、我等与申順二着坐

致候与、水野出羽守殿両組御人少二付、御入人 被 仰付候旨、被 仰渡候二付、出雲守難有段御礼被申上候之処、御書付御渡被成候之間、出雲守被請取候而扣居、御老中方御引被成候而兩人引、又候但馬守次二着坐扣罷在、夫方無程但馬守被引取候二付、出雲守同道二而退去、

一、夫方紅葉間御縁頼<sup>(江)</sup>通り、檜之間御縁頼江罷越、御杉戸を後にいたし、出雲守左之方、我等右之方着坐、小普請支配衆一同着坐、小普請支配渡辺阿波守御入人之面々、出雲守・我等江引渡申候旨被申聞候間、出雲守受取候

之段被申述、直二阿波守二者退去、夫方出雲守組頭鈴木主税、我等組頭石原太郎右衛門罷出着坐いたし候而、今日御入人被 仰付一段之旨申達候間、

直二兩人退去、部屋江罷越候処、小普請支配詰番阿波守方今日御番入二付、例格之達書詰番但馬守江被差越候二付、但馬守方出雲守江被相達候之処、

歸宅之上右達書寫從出雲守被差越候、委細ハ表留ニ有之候、

一、入御番之面々組割相濟、一紙江相認候而、出雲守・我等躑躅間江罷越、  
組頭江面会、出雲守組割之書付主税江被相達、引統例格之書付主税江被相達  
候間、我等茂同様組頭太郎右衛門江相達候、夫より出雲守入御番之面々、  
為御札西丸江登城、夫より御老中方酒井若狭守殿・松平能登守殿、兩若  
年寄衆不殘相廻り候様被申達候間、我等茂同様申達、夫方勝手次第退散之  
義申達候而退去、部屋江罷越候与、無程退出致歸宅候、

同廿四日

一、今日入御番之衆江逢候二付、被揃候上、我等時之上下着用、於小書院組  
頭国領十郎右衛門江遂面会、相応及挨拶、入御番之面々江逢可申旨申達、  
夫方書院江罷出、十郎右衛門二茂出被居、入御番之面々老人宛姓名被申、  
段々被罷出着座、被相揃候上、塗三方・長熨斗<sup>給仕之者  
麻上下</sup>持出之、被並居  
候中程二置之会积有之、直二引之、御番入被 仰付一段之旨、諸事相番之  
衆申談被相勤候様申達、此節御条目白木三方二戴之、用方之者持出之、我  
等脇江差置、夫方何れ茂御条目之儀者心得可被居候得共、猶又御条目之通  
相被守可被相勤旨申達、十郎右衛門江相渡、同人取合被申、三方引之我等  
退去、尤今日被參候衆名前左之通、

鈴木善八郎

夏目泰助

天野与右衛門

伊吹祐次郎

大津勝太郎

望月鉄之助

赤井八十吉

同廿五日

一、昨廿四日御番入被 仰付候大久保出雲守<sup>(教孝)</sup>組并我等組改名願之者有之候間、  
御用番大久保加賀守<sup>(忠孝)</sup>殿登城前江出雲守一所二致進達候二付、今朝五時過

出宅罷越候処、未出雲守二者不被參候間、勝手二扣居候処、無程出雲守被  
參候、尤同人先登り故二進達書持參被致候、例之通以用人致進達候而扣居  
候処、用人罷出、勝手次第改名申渡候様二被仰聞候旨申聞候間、直二出雲  
守同道二而退散いたし候、

進達書左之通

一、組割相極候書付

壹通

一、御藏御証文願同

壹通

一、名改願同

壹通

一、兩組共二御藏米取二付、御藏御証文願書出雲守二而取調、同人詰番故二  
直二被致進達候、

同廿八日

一、今日月並御札出仕之節、来辰年八朔 禁裏江之 御使順之義我等二付、  
相勤候心得之旨、出仕之同役衆江及相談候処、何れも何之存寄無之旨被申  
聞候、水野遠江守不快二付、右為相談我等左之通直書相認差出候、

以手紙啓上仕候、余寒去兼候得共、愈御安泰奉賀候、然者来辰年八朔  
禁裏江之 御使、拙者相勤候順二御坐候二付、相心得可申哉之段、御  
出仕之御一同江及御相談候処、何之思召茂無御座、拙者相勤候之様可  
然之旨、御一統御存念二御坐候、然ル処貴様御出席無御坐候二付、及  
御相談候、思召茂御坐候ハ、可被仰下候、右之趣得貴意度、早々如是  
御坐候、以上、

十二月廿八日

一、無程遠江守方左之返書被差越候、

御手簡拜見仕候、如爰余寒去兼候得共、益御安泰被成御坐奉恐悦候、  
然者来辰年八朔 禁裏江之 御使貴様御順二付、御出席之御一同江被  
成御相談候之処、何之御存寄茂無御座、被成御勤候而可然旨、御一統  
御存念二御坐候由候間、拙者儀出席不仕候二付、御相談被仰下承知仕  
候、於拙者茂何之存寄も無御坐候、乍御苦勞被成御勤候之様奉存候、  
何も右貴答まで早々如是御坐候、以上、



十二月廿八日

但右 御使之儀者、先登り跡登之無差別、未 御使不相勤候者相勤候、兩人共未相務不申候節ハ、御役順ニ相勤候事、

文政三庚辰年

正月朔日

一、当辰年 禁裏 御使順之張紙、今日詰番五嶋伊賀守江以手紙頼申遣、御本丸部屋江張置申候、

一、二丸泊所江之張紙者、今日日本御番酒井但馬守江以手紙同様張置申候、右之趣対組大久保出雲守江下手紙を以為申遣候、

同廿八日

一、今朝月並御礼有之候二付、登 城致し候、

一、大久保出雲守・我等休相成候二付、両組預り人割替盛鬮之義、来月月番新庄越前守用方之者被召連、於部屋盛鬮有之候、

一、今日定例御茶壺附、同扣、御藏奉行仮役之姓名相談可有之候処、出雲守方二者少々取調出来兼候由二而、重而出仕之節相談可及旨二而、今日者右之相談無之候、

一、大久保出雲守・我等東海道旅行可致候処、米追々下直ニ相成候間、例茂有之候事故、此度者木曾路罷登り度、二条表同役戸田和泉守・松平縫殿頭方茂、兩名之以自書出雲守方江同様木曾路罷下り申度旨被申越候間、右之趣先登出雲守方一同江被及相談候処、何之存寄茂無之二付、右之趣奥御右筆青木忠左衛門江出雲守方内談被及候処、いつニ而茂進達致候而可然旨申聞候二付、来月三日進達致し候積りニ談置候、

二月三日

一、去月廿八日、同役衆及相談候通、当夏二条在番木曾路罷登度旨相願候、進達書大久保出雲守持参、同道ニ而御用番土井大炊頭殿登 城前江罷越可申候処、出雲守俄ニ今晝方不快ニ而難罷出、我等老人ニ而進達いたし候様、

以使者頼被申越、并進達書扣共両通被差越候間、承知之旨及挨拶候、

一、今朝五時頃出宅、大炊頭殿江罷越、以用人致進達、且今日出雲守同道ニ而可致進達候所、俄不快二付、我等老人ニ而致進達候段申達候処、委細可申聞旨用人申聞、最早登 城前ニ茂有之候間、手廻し之為ニ扣有之候ハ、相渡呉候様ニ申聞候間、直ニ扣茂致進達候而扣居候処、無程用人罷出、進達書被致落手候段申聞候之間、直ニ退散致候、帰宅之上右之趣出雲守江申遣候、

同七日

一、当夏二条在番二付、大久保出雲守組御茶壺附諏訪部宗右衛門、同扣菅沼兵左衛門、御藏奉行仮役我等組仁科次郎太郎書出シ候二付、今日御用人之寄合有之候之間、先登り出雲守より一同江可被及相談候処、不快之由二而、昨夜用方之者を以、我等今日一同江及相談候様ニ頼被申越、并相談書被差越候間、落手承知之旨及返答候、

一、御用人相談相濟候而、右在役之書付一同江為見相談ニおよひ候之処、何之存念茂無之、書面之通取極候而茂可然旨被申聞候間、帰宅之上右之趣并今日水野遠江守・酒井但馬守不快ニ而欠席二付、相談之義も宜被取斗候之様ニ封印手紙ニ而出雲守方江申遣、

同九日

一、明日、在番登休ニ相成候二付、例格進達書先登り大久保出雲守ニ而取調有之、昨日問合之上、今日致進達候二付五時出宅、御用番土井大炊頭殿江罷越候処、出雲守ニ茂参被居候、夫方以用人例格之通諸書付致進達居候之処、用人罷出、慥被致落手候之段申聞候間、直退散致帰宅候、

進達書左之通

二条在番御暇願、悴 御目見願、

初登御番衆誓詞向

老通

御番衆悴 御目見願姓名

老通

初登御番衆誓詞罷出候姓名

老通

二条在番先登跡登順

老通

二条御藏奉行仮役伺

老通

右仮役二条地役人江統無之儀書付

老通

御茶壺附書付

老通

一、今朝致進達候御藏奉行仮役伺書江伺之通可為旨被成御附紙、御茶壺附申上候書付江令承知候段御附紙被成、詰番出雲守江大炊頭殿以林阿弥御渡被成候間、右進達書式通表手紙を以被差越候、

同十日

一、今日詰番新庄越前守<sup>(直計)</sup>、先詰用方之者迄以下手紙、初登御番衆明日誓詞被仰付候者、御出席之御老中・大目付姓名被申越候様ニ申遣候處、水野出羽守殿・大目付朝比奈河内守出席之由被申越候、

一、越前守方以紙面土井大炊頭殿以丹阿弥被成御渡候由、初登御番衆明日誓詞日朝評定所江罷出誓詞可致旨、御書付書拔別紙被差越候間、落手之旨及返報候、尤大久保出雲守方茂同様書拔之写被差越候、

一、組頭衆江格通以手紙右之趣相達候、

同十一日

一、今朝初登御番衆誓詞有之候ニ付、右差引として時之上下着用、六時前致出宅候、

一、我等出宅以前、用方之者老人麻上下着、右筆老人羽織・襦二而評定所江差出、評定所入類ニ扣罷在候、御出席宛名等為書入候、尤御番衆居判者為手廻前日取置申候、出雲守二茂同様之事、

一、途中ニ而出雲守江落合候之間、直二同道ニ而評定所江罷越候之處、差引之両組頭、出雲守組与頭小栗猪三郎・我等組与頭石原太郎右衛門被罷出候之間、面会相応及挨拶候處、御番衆被相揃候段申聞候、夫方御番衆並被居候間、致挨拶候而、上ノ間江着座、尤誓詞奉書御祐筆江相達候、

一、揃書用方之者方請取置、大目付朝比奈河内守江面会、右揃書相達候、  
一、大目付江申達御番衆江誓詞被仰付候、式習礼為致候、

一、五ツ打、水野出羽守殿江案内有之、無程御出坐、尤誓詞奉書者御祐筆方

下見濟候而、組頭江相渡置候間、寄候前ニ我等請取置候、今日外誓詞之向追々相濟、先登出雲守組中誓詞相濟候上、我等組中誓詞之席江召連罷出、尤罷出候出口ニ而統候、御右筆井戸金藏江誓詞相渡候而罷出、御番衆血判被致、濟次第老人宛障子之方明キ有之、板椽之方江引被申未坐之御番衆老人血判相濟、残り被申誓詞御右筆金藏取候而、大目付河内守江為見被申候節、出羽守殿方江向キ難有之旨我等方申達ス、未坐之御番衆初出候方江被引取候、我等茂跡方退申候、夫方御番衆江逢誓詞被仰付、一段之旨申達、

組頭取合被申候、御札勤之義者御用番之御老中、御出席之御老中江被參候様申達ス、我等宅江被參候義者致用捨候段申達評定所退參、夫方出雲守同道、大炊頭殿江誓詞相濟候段御届、兩名口上書持參、取次江申置候、尤右口上書者先登出雲守より持參被致候、

但若当病之仁有之候得者、誓詞相濟候上、御用番御老中江罷越、左之書付致進達候、尤御用番御宅誓詞之節茂同様、書付致進達候事、為見合記置、

進達書案文左之通、

大御番

何之誰組

何之誰

何之誰

右誰々儀、就病氣初登り誓詞不罷出候、出勤仕候者可申上候、以上、

月日

一、右用紙進達卷美濃紙折懸、

同十四日

一、土井大炊頭殿方大久保出雲守・我等兩名之御剪紙、出雲守宅江至來、先格之通先登出雲守ニ而兩名之御請書被認、両口上使者ニ而被差出候由ニ而、御剪紙并御請書以手紙被差越、尤組中明朝六時前 御城江相揃候様被申渡候之段、被申越候、

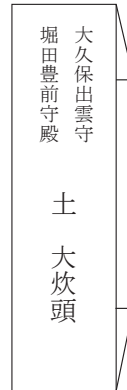
御剪纸写左之通、

二条在番代之御暇被下候間、明十五日五時可有登 城候、且又両組之  
与頭御番衆并最前以書付被申聞候セかれ共、可被差出候、以上、

二月十四日 土 大炊頭

大久保出雲守殿

堀田豊前守殿



一、右二付、組頭衆江以手紙御剪纸之趣早速相達、セかれ共之儀者相組与頭  
江申遣候、

同十五日

一、今日二条在番代之御暇二付、我等出宅前留守居老人・用方老人麻上下、  
祐筆老人羽織・襦為着、御城中之口御張紙下江差遣置申候、我等組中揃  
書并組頭名順書、且 御目見之悴姓名書、用方之者二為致持参候、大久保  
出雲守二茂同様家来被差出候、

一、揃書進達之方糊入半切二認、其外者日向半切二認候、尤組頭名順書初而  
御目見之悴姓名書、并御目付江差出候出仕書、并拝領物入候長持類、御門  
断書付等、出雲守方二而認被致持参候、

一、我等服紗小袖・麻上下着用、六時出宅、致登 城候、蘇鉄之間二而両組  
頭衆被出向候間、相応及挨拶候處、御番衆相揃候段被申聞候、

一、出雲守二茂同様登 城有之、万事申合諸書付用方之者方請取置候、出仕  
書拝領物入候長持等、御門断書付、御目付諏訪源六郎江以坊主衆相達候、

一、稽古始り候間、寄候様御目付衆被申聞候間、帝鑑之間御縁類江罷越、御  
奏者番衆差引二而致稽古候、組頭衆二茂稽古有之、右相濟、部屋江引取申候、  
一、大炊頭殿御登 城懸ヶ、出雲守同道二而出届、并組頭名順書・御番衆悴  
御目見姓名書・御番衆揃書御直二可致進達候處、稽古中御登 城相濟候間、

御同朋頭以丹阿弥右之趣申上、致進達候、

一、大目付并御目付江、組頭名順書、初而 御目見之悴姓名書、出雲守方被  
相達候、両組中姓名者銘々方相達候、御右筆江者望無之二付不相達候、

一、組中揃書出雲守与為取替候、月番新庄越前守助詰番酒井大和守江茂相達候、  
一、申上承り候而、菊之間江同役衆一同二罷越候、無程御錠口承り、例之通  
同役衆帝鑑之間御礼席江被相廻、我等義茂同様罷越、同役衆未坐二、先登  
出雲守、跡登我等与申順罷在候、若年寄衆出座之上暫有之、御奏者番衆帝  
鑑之間御縁類江被廻候ヲ見請、出雲守・我等罷在、御小性組番頭与百人組  
之頭与之間を通、帝鑑之間御椽類江出雲守、我等与申順二御庭之方ヲ向着  
座、無程水野出羽守殿御老人御出坐見請、出雲守御坐鋪之方、我等御庭之  
方江着座致平伏候處、御暇被下拝領物被 仰付旨被仰渡候之間、難有之旨  
出雲守御請被申上候而元之席二復座、尤今日者松前奉行本多大和守、京都  
町奉行牧備後守、浦賀奉行筑紫佐渡守二茂同様御暇拝領物被仰渡候二付、  
我等跡江被進、其次両組頭進被申、被仰渡相濟元席江帰坐、

但最初寄候義者御目付方寄被申、此方二而者構不申候、

一、御奏者番肝煎本多豊前守差込二而、出雲守・我等一同二人脇江中坐、  
豊前守差込二而、出雲守御白書院御縁類御鋪居之内江摺出致平伏候与、御  
奏者番本多下総守名披露有之候与、直二出雲守少々摺上り平伏被致候与、  
豊前守差込二而我等罷出平伏、下総守名披露有之候与、出羽守殿二条在番  
御暇被下、拝領物仕難有之旨御取合有之、随分念入相勤候様 上意有之、  
猶又出羽守殿奉畏候之段、御取合有之候与、我等方直二引、兩人者元之坐  
二罷在候處、両組頭衆老人ツ、被罷出、名披露有之、八人共相揃候上、二  
条表江之御暇被下、拝領物仕難有之旨、出羽守殿御取合有之候處、念入候  
様 上意有之、猶又出羽守殿奉畏候御取合有之、未座之者方いつれも退  
去、柳之間御廊下江被参、我等とも跡江付退去、柳之間御廊下江罷越、組頭  
衆江逢、二条在番御暇拝領物被致一段之旨申、直二菊之間御縁類江相廻罷  
在候、

一、両組中并 御目見之悴共、御納戸構後二而 御目見申上候、両組中者  
上意有之、悴共者 上意無之候、御奏者番衆披露 上意有之、御老中大久

保加賀守殿御取合有之、右席江差替、月番新庄越前守被罷出、御番衆御目見 上意之御礼被申上候、

但組中并悴共者御目付方寄付申候間、此方二而者構不申候、

一、右相濟、於芙蓉之間御列坐二而拝領物有之二付、出雲守・我等菊之間御縁類、尾長鳥御杉戸際二着座、御目付神尾市左衛門繰出二而、出雲守芙蓉之間江老人被出、被引候而我等老人芙蓉之間江罷出、御奏者番太田撰津守出席、時服御広蓋二のせ有之候処江罷出、無言二而平伏、直二引、右相濟候而兩人一同二罷出、出雲守竹之間の方、我等者御縁類の方与申順二罷出、御奏者番の方を一寸見請、平伏致候節、撰津守難有旨御礼申上候而退去被致候、夫より大炊頭殿是江与被申候間、兩人一同二大炊頭殿前一間程隔進ミ候与、両組御番衆江路用銀被下候旨被 仰渡候間、難有旨出雲守被申上、我等より退去、右相濟躑躅之間江罷越候処、大炊頭殿御出席、御奏者番撰津守与向合候位二御障子の方後二いたし、出雲守、我等与申順二致着坐候之処、進物番拝領物并組頭衆兩人宛四立二罷出、拝領物頂戴相濟、御奏者番衆退去、組頭衆八人共一同被罷出候間、少々進ミ、大炊頭殿方を向キ、拝領物仕難有之旨出雲守方被申上、組頭衆不殘退去、兩人二茂直二跡江付退坐、尤我等共者初方始終居付罷在候事、

『天保四巳年、堀大和守殿被仰渡候趣二付、同六未年二月十五日御暇之節者

拝領物之節差添不申、御礼之節松平長門守・小笠原彈正少弼差添罷出御取

合致シ候、

一、組頭衆江、組中被相揃候ハ、被申聞候之様申達候処、相揃候段被申聞候之間、兩人一同二蘇鉄之間江罷出、両組中振分着座有之、御障子之方出雲守、御張付之方我等振分り、御暇被 仰出被蒙 上意一段之旨歛申達、組頭衆取合有之、夫方路用銀被下之段、組頭衆取合有之、右畢而引懸、組頭衆江於檜之間逢、為御礼西丸江登 城、夫方両御老中・若年寄衆江不殘相廻り候様申達、尤我等同道不致候段申達、御目見之悴、父子共為御礼西丸江登 城、両丸老若被相廻候様相達、御番衆者例之通不及廻勤候、尤各始自宅江被参候義者令用捨候段申達候、

一、組中路銀請取之儀、弘方御納戸頭田沢政次郎江出雲守面会、御番衆拝領

之銀子組頭与申談相渡給候様被申聞候間、右之段組頭衆申達、請取相濟候ハ、勝手次第被致退散候様申達候、夫方部屋江罷越、居合之同役衆江致吹聴候、無程出雲守同道二而西丸江登 城、右大将様御痘瘡二付、御機嫌相伺并御礼申上候而無程退出、夫方為御礼出雲守同道、両丸老若不殘相廻り、尤口上書者兩名、出雲守先登二付被致持参、取次江被相渡候、我等茂同様罷越候段申置候、右相濟致帰宅候、口上書者表留二有之、故二略ス、

一、今日拝領物之御品左之通、

- 御熨斗目 壹
- 時服御小袖 壹
- 御白無垢 壹
- 御羽織
- 黄金 五枚

同十七日

一、此度二条登道中木曾路旅行、願之通土井大炊頭殿御附紙を以被仰渡候二付、右為御礼五時過時之上下着用出宅、大炊頭殿江罷越、口上二而取次江御礼申置候而、直二致帰宅候、

同廿三日

一、右大将様御酒湯被為 召候、為御祝儀今廿三日惣出仕有之候処、我等義二条在番御暇以後二付、兼而申合之通不致出仕、今朝六半時過熨斗目・麻上下着用出宅、御用番土井大炊頭殿、松平能登守殿御宅江罷越、用人呼出し表席二而左之通申述、直二退散致帰宅候、

右大将様御酒湯被為 召候、為御祝儀可致登 城候処、私義御暇後二付、不致登 城候間、為御祝儀罷出候段申述候、

一、詰番酒井大和守方以廻状、今日各申合之通、右御祝儀為恐悦、御番衆頭々宅江明後廿五日、来ル廿六日兩日之内罷越候様、組々江可申渡旨被申越候間、組頭江相達候、

同廿五日

一、今朝御用番土井大炊頭殿對客有之候二付、例格之通大久保出雲守同道二而可罷越候処、昨夕以紙面被申越候者、一昨夜方不快二而、明日對客江同道難被罷越候間、我等老人罷越、宜取斗可申旨、且組頭茂可罷出候間、是又宜及差図候様被申越、尤快気次第可罷越由二付、承知之旨申遣候、

一、我等服紗小袖・麻上下着用、六時前出宅二而、大炊頭殿江罷越候而、用人呼出し候処、追々兩組頭被參、無程相揃候二付逢面會、相応及挨拶候、夫方用人罷出候二付、二条在番御暇被下置、蒙 上意、拝領物仕、難有仕合奉存候、右御礼兩組頭同道罷出候段申達、且大久保出雲守同道二而罷出可申候処、不快二付我等老人罷出、兩組頭同道、御礼申上候段申達候、無間茂逢始候二付、例之通敷居際二而名前申罷出ル、夫方引続兩組頭銘々名を申候而罷出ル、八人相揃候上、大炊頭殿江向左之通申述候、

今般私共兩組頭御番衆二条表江之御暇被下置、蒙 上意拝領物仕、御番衆悴共御目見被 仰付、重畳難有段御礼申上ル、

一、右之通御礼申上扣居候之処、未座之組頭方引、不殘引取り候上二而、引続退去可致候処、我等組広戸半十郎娘縁組願書進達いたし候儀故、組頭引取相濟候上進達致し、例之通扣居、御会積有之候而直二退申候、夫方組頭衆江相応及挨拶、直二勝手次第退散被致候様申達候而、我等義者勝手江罷通候処、無程逢有之、被引候節入候而二条御番代御暇被下置、蒙 上意拝領物之吹聴申述候而直二退散、夫方水野出羽守殿逢日二付罷越候処、逢有之候間付入候而、右吹聴申述候、夫方堀田撰津守江罷越、平服二相成、少々刻限見合、用事有之候間登 城いたし、御老中方御退出前二退散、致帰宅候、

同廿八日

一、今日御番衆在役申渡候間、追々被參四時頃被相揃候二付、我等時之上下着用、於小坐敷組頭衆江面會、相応及挨拶、御番衆在役可申渡旨申達、夫方表書院江着座、組頭衆四人共出席、在役之衆一役ツ、被出、月番組頭石原太郎右衛門名前被申、御番衆罷出候間、左之通申渡、太郎右衛門畏候之段、為取合被致候、不殘相濟候而、組頭衆江在役御番衆之面々、對組大久

保出雲守江為請、先格之通被參候様申達候、  
申渡方左之通、

先石原甚左衛門  
跡飯高七左衛門

武田伊織

堀田孫次郎

日比野七之丞

加藤半右衛門

石川又四郎

矢部大助

久保佐十郎

仁科次郎太郎

同断御具足奉行  
勤らるる様ニ諸事入念られ以

同断宿割勤らるる様  
ニ諸事入念られ以  
二条表同役衆江之伝  
言追而申達そふ

同断外御藏奉行  
勤らるる様ニ諸事入念られ以

一、八時頃与力同心相揃候二付、書院上之間江我等出坐、次之間敷居外江与力共一同並居、用方之者名披露目見申付、用方之者在役書付筆頭之与力江為相渡、書面之通在役申付候間、諸事入念相勤、道中非分かさつかまじき義無之様可致旨申渡、用方之者取合我等直二退坐、

一、於使者之間、同心在役用方之者方申渡候、

一、夫方同心共一同通懸、立坐二而目見申付、月番与力披露、在番先道中共入念相勤めいと申達、与力取合申候、

与力在役書付左之通、

跡箕輪八郎右衛門  
先生田惣右衛門

米弘 今井四郎左衛門  
宿割 塚田五郎兵衛

道中跡役  
在番中日付兼  
天谷又三郎  
小野儀左衛門

御道具番  
登り  
箕輪八郎右衛門  
下り  
生田惣右衛門  
今井四郎左衛門  
市原平左衛門

川割 鶉殿政右衛門  
木村新十郎

御殿番 塚田五郎兵衛  
市原平左衛門

同心在役姓名者爰二略ス、

三月七日

一、我等<sup>(堀田正氏)</sup>飯御抱入之同心、於二条表御合力米外同心並之通被下置候様相願候  
口上書持參、今朝五時過出宅、御用番阿部備中守殿登<sup>(正精)</sup> 城前二罷越、以用  
人致進達候処、無程御請取相濟候之段、用人申聞候間、直致帰宅候、

同十四日

一、今日先登大久保出雲守宅二而、二条在番中申合之寄合有之候二付、五半  
時過出宅、出雲守方江罷越、両組頭衆使者之間上迄被出向候、出雲守二者  
書院廊下迄被出向、居間江被通諸事申談、夫方両組頭衆大書院江着坐、入  
側之方出雲守組頭、襖之方我等組頭着坐、夫方出雲守・我等一同罷出、正  
面二坐付相応及挨拶、二条在番中申合、入念可被勤旨申達、左之通之諸  
書付小広蓋二載、銘々用方之者持出、前江差置候、夫方出雲守組頭筆頭小  
栗猪三郎江被相達、我等茂同様組頭筆頭伴五兵衛江相達、各奉得其意御書  
付者退、拜見可仕旨被申聞、將又各并御番衆為暇乞被參候義、且殘役衆為  
見立被參候義、及用捨候段申達、相応挨拶有之、出雲守我等退座、

一、夫方於居間、我等江一汁三菜・吸物老ッ・酒肴一種被差出、出雲守相伴  
被致候、無程申語、両組頭退散之儀、用方之者を以為申達候、

一、今日書院床飭等不被致、小坐敷并居間江者床飭等有之候、  
一、無程我等儀茂致退散候、

一、今日相渡候諸書付左之通、

定書豎紙 老包  
組頭心得書付 五通老包  
破役心得書付 二通老包  
御破損奉行心得書付 二通老包  
宿割御番衆心得書付 老通老包

同十八日

一、今日御番衆在番先二条 御城御門出入札相渡候二付、四時頃方組頭・御  
番衆被參、被揃候上二而、我等時之上下着、於小書院組頭衆江面会、相応  
及挨拶、各并御番衆江二条 御城御門木札可相渡候間、被請取候様、且在番中随分入念可被  
衆並居被申候二付、我等罷出、同所正面江着坐、一同御番衆江左之通申渡、  
二条 御城御門木札可相渡候間、被請取候様、且在番中随分入念可被  
相勤、何れも召仕共、道中之儀者勿論、在番先二而茂かさつケ間敷儀  
無之、堅被申付候様二、

一、組頭衆取合被申、我等退坐之上、用方之者方一同江御門札為相渡候、

一、夫方又候我等出席、在役之御番衆江左之通相達候、尤一役切り二被出候、

飯室源左衛門  
赤林半兵衛  
堀田孫次郎  
鎮目半次郎  
武藤熊次郎  
国領五郎左衛門  
加藤半右衛門  
高尾学之丞

小屋取締

二条在番中小屋取締入念被相勤候様二、

鈴木恒五郎

五味啓次郎

山下吉之助

赤井勘次郎

服部源五郎

中村三郎兵衛

山下茂三郎

内藤八三郎

道中跡改入念被相勤候様二、宿々旅籠銭等、其外非分之儀有之候ハ、被申聞候様二、

先残役 石原甚左衛門

跡残役 飯高七左衛門

役儀入念被相勤候様二、例格之通諸帳面・諸書物、用方之者方請取被申候様二、

御破損奉行 武田伊織

役儀入念被相勤候様二、組中知行高分限帳、用方之者方請取被申候様二、

米払 堀田孫次郎

右同様申達

御弓奉行 日比野七之丞

御鉄砲奉行 加藤半右衛門

御具足奉行 石川又四郎

役儀入念被相勤候様二、

宿割 矢部大助

久保佐十郎

泊々之儀入念下々迄非分無之様可申付、且二条同役衆江伝言之儀も宜被申達候様二、

一、夫々組頭衆取合有之、右相済組頭衆江相応及挨拶、最早出宅前致面会候儀も有之間敷哉二付、暇乞茂申述、且組中為暇乞被參候義、先残役我等出

立之当朝被參候儀、令用捨候段申達退去、

同十九日

一、今日月番牧野伊予守宅二而、月並寄合可有之候処、故障之儀有之候間、酒井大和守宅二而寄合二付、四時過時之上下着用、出宅二而罷越候、追々同役衆二茂被參候、対組大久保出雲守二茂同様被參、不残被相揃候之上、一汁一菜之料理盛、交菓子被差出候、八時過頃詰番酒井但馬守退出方被罷越、夫方先格之通対組・我等組残役各被逢申候二付、対組与申談、残役江面会逢之、坐敷等為見置候、夫方同役衆書院江出席、大和守上坐跡者古役順二出席、対組・我等両人者登り順二脇坐二座付候上、残役耆人ツ、姓名申、不残座付候上二而、出雲守残役与取合被申候与、大和守被申候者、残役被相勤候二付、随分入念申合可被相勤候、用事茂候ハ、月番之同役衆江被相達候之様二与被申達候、直二我等御懇意御料理被下置段致取合候与、直二残役退坐被申、無程一同元之席江罷越候、

一、出雲守・我等取人・代人順書、一同江為見及相談候処、何れも存寄無之段被申聞候、

一、我等高祖父駿河守廟所信州細久手開元院二有之候二付、亡父豊前守二条在番中山道罷登候二付、此度茂我等中山道罷登候間、例茂有之候儀故、立寄参詣いたし度旨、一同江咄合二及ひ候所、一同被致承知候段被申聞候、

同廿日

一、昨十九日 嘉千代様御不例、御養生不被為叶被遊御逝去候二付、右為伺御機嫌今日惣出任有之候処、我等義者御暇後二付、服紗小袖・麻上下着用、五時過出宅、御用番阿部備中守殿江罷越、表坐敷江相通り、以用人御機嫌相伺扣居候処、無程用人罷出、御機嫌御障不被為在候段申聞候二付、直二退散、夫方酒井若狭守殿江罷越、同様表席ニおゐて 右大将様御機嫌相伺候処、是又御機嫌御障不被為在候段、用人申聞候二付退散、

一、今日登 城二者不及候得共、於部屋二談候儀有之候二付、致登 城候、

直二部屋二而平服二致着替、談相濟候而退出致帰宅、

但右御逝去二付、暇乞二罷越候儀、出雲守江問合候処、老若江者先格之通同道二而暇乞罷越可申旨、尤近キ間柄等并同役衆江者罷越候而茂可然旨、其外一通之両家者不罷越、奉札二而可然段、尤出雲守二者御奉書渡之節登 城被致候間、同役衆江面会之上、此節之儀故暇乞二者不被相越候之段被咄候間、為念記置候、

同廿一日

一、今日於西丸伺御機嫌之惣出仕有之、并二条表致出立候日限御奉書御合力米御証文御渡可被下旨申上候、書面其外御金奉行・御藏奉行致出立候日限書付致進達候二付、服紗小袖・麻上下着用、阿部備中守殿江罷越候処、末大久保出雲守二者不被参候間、勝手二扣居候処、無程出雲守右諸書付持参被罷越候而、以用人致進達候処、無滞御請取被成候段、用人罷出申聞候二付、直二出雲守同道退散、夫方為伺御機嫌酒井若狹守殿江罷越、例之通表席二而御機嫌相伺候処、御機嫌御障不被為在候段、用人申聞候二付、出雲守同道二而退散、夫方於部屋二相談有之候間、登 城いたし、直二部屋二而平服二罷成候、暫有之、西丸江為伺御機嫌被罷出同役衆登 城有之、相談相濟候而帰宅いたし候、

同廿二日

一、今朝五時過出宅、左之進達書持参、御用番阿部備中守殿江罷越、以用人致進達候処、無滞御請取被為候段用人申聞候二付、直二退散、夫方為暇乞加納大和守・水野遠江守・大久保出雲守江罷越致帰宅候、

堀田豊前守

私儀今度二条在番、中山道罷登候処、濃州細久手開元院二高祖父駿河守廟所御座候二付、寛政三亥年四月、亡父豊前守二条在番登木曾路旅行仕候節奉願参詣仕候間、可相成儀御座候者、此度茂右開元院廟所江立寄参詣仕度奉存候、此段奉願候、以上、

辰三月廿二日 堀田豊前守

一、右願書江可為勝手次第旨、備中守殿御附紙被成、助詰番牧野伊予守江以丹阿弥被成御渡候、

同廿五日

一、今日御奉書・御証文御渡二付、服紗小袖・麻上下着用、五時出宅登 城、対組大久保出雲守二茂被致登 城候、尤此度者御目付江之差出書者無之候、一、部屋二而留り承、出雲守・我等焼火之間ニおゐて御用番阿部備中守殿登 城相待、御同人見請、出雲守、我等与申順二罷出、御差図二付罷出候段、出雲守被申上直二退去、部屋江罷越候、夫方御揃二而詰番同道、焼火之間江罷越候処、御目付諏訪源六郎罷越、御廻り御出懸、松溜二而御列座有之、右相濟、直二山吹之間江御出席之旨申聞候、

一、御廻り之様子二而、細廊下江相廻り扣居候処、無程山吹之間江御老中御列坐、御目付会釈二而御障子之方を上二いたし、出雲守、我等与申順二罷出、出雲守左之方、我等右之方江罷出致着座候与、備中守殿御会釈有之候之間、出雲守老人側近く進被出候与、御同人・諸司代并同役衆江之御奉書式通、御合力米御証文式通被成御渡候二付、出雲守被請取之、元席江復坐、御伝言之儀出雲守被相伺候之処、例之通与被仰聞候間、奉畏候段出雲守御請被申上候所、在留中入念相勤候様二与被仰聞候間、奉畏候段出雲守御請被申上、兩人共退去、夫方部屋江参り、御奉書・御証文等拝見之上、出雲守服紗二包、兼而用意被致候白木宮二入封被致、部屋江被差置、退出之節持帰被申候、  
一、今日松平能登守殿 御本丸江御登 城有之候得共、御渡物相濟候後二付、出雲守とも申談、御伝言之儀者不相同候、  
一、退出方出雲守同道、為暇乞老若廻勤、尤口上書者先登出雲守被致持参候、諸司代・御城代江茂為暇乞罷越候、尤口上書無之候、且諸司代・御城代江茂御暇蒙 上意拝領物、御礼罷越可申之処、彼是いたし罷越不申候之間、乍序右之御礼茂申達候而帰宅いたし候、



(表紙)

二	文政三庚辰年
	二条在番登道中并 在番中手留
	從四月三日 五月廿七日迄

四月三日

- 一、今朝羽織・襦着、六半時過出立、先残り番与力為見立罷出、玄関敷出シ江出居、用方之者披露、立坐二而目見申付、与力同心屋敷火之元別而入念可申、其外勤向万事入念候様ニ申付候、用方之者取合有之、直ニ致出立候、但出立之砌、同役衆方為見立使者可被差越候処、此度者省略之廉を以木曾路相願候事故、旁先達而出雲守江申談、見立使者之儀堅断候之間、此度者不被差越候、親類中方之見立使者被差越候間、何れ茂及直答候、御用番青山下野守殿江、留守居之者使者二而、今朝当表発足いたし候御届書差出候、
- 一、板橋小休五時着、
- 一、親類中方為見送使者被差出候ニ付及直答、并出入町人とも罷出候間、通り懸ケ目見申付、
- 一、与力目見申付、用方之者披露、道中猶又入念候様申付候、同心江も通り懸ケ目見申付候、与力致披露候、
- 一、無程板橋本陣出立、
- 一、戸田川無恙渡船申候、
- 一、桶川駅七時過着泊、

- 一、跡改与力罷出、宿々相改候之処、別条無之旨申聞候、右改之儀日々申聞候義、明晩方令用捨候之間、於二条申聞候様為申達候、
- 一、与力同心共着、為怡罷出候間目見申付、目出度段申達候、

同四日

- 一、桶川駅六時出立申候、
- 一、本庄駅七半時着泊、

同五日

- 一、本庄駅曉七時出立申候、
- 一、高崎駅通行之節、御城代松平右京大夫殿方大手前町奉行之者被差出候ニ付、及直答候、

- 一、碓水御関所罷通り候節、我等乘輿之儘ニ而、駕籠之戸五寸程明罷通、尤番人時宜受申候、碓水中程遠見番所ニ而も下坐有之候間、乘輿之儘時宜請申候、

- 一、坂本駅江七半時着泊、

同六日

- 一、坂本駅曉七時出立申候、
- 一、芦田駅江七半時着泊、

同七日

- 一、芦田駅曉七時出立申候、
- 一、下諏訪駅江七半時着泊、

同八日

- 一、下諏訪駅曉七時出立申候、
- 一、洗馬通行之節、日光江之例幣使清水谷中納言殿通行之由ニ付、宿入口小休申付扣居候所、無程通行有之、供之者下坐為致候、家来共鐘者为伏置候、

一、藪原駅江夕七時着泊、

同九日

一、今曉七時藪原駅出立申候、

一、福島御閑所罷通候節、諸事碓水御席所致通行候節之通取斗申付候、尤下坐有之候間、時宜請申候、

一、野尻駅夕七時着泊、

同十日

一、野尻駅曉七時出立申候、

一、大井駅江夕七時着泊、

同十一日

一、大井駅曉七時出立申候、

一、出立前兼而奉願置候通、濃州細久手開元院高祖父駿河守廟所江致參詣候、

右二付御老中方江之呈書留守江差下、同役衆月番之方江留守居之者罷出相伺、

差図次第差出候様、宿送を以申遣候、右呈書月番同役江之書状者表留二有之故、爰二略、

一、太田川無恙渡川申候、

一、太田駅夕七時半時着泊、

同十二日

一、太田駅曉七時出立申候、

一、河渡川無滞渡船申候、

一、呂久川無滞渡船申候、戸田采女正(氏庸)方馳走船一艘被差出、其外役人等被差

出二付、及会釈候、

一、赤坂駅江七時過着泊、

同十三日

一、赤坂駅曉七時出立申候、

一、愛知川駅夕七時着泊、

同十四日

一、愛知川駅曉八時出立申候、

一、大津駅江八時半時着、

一、跡改与力并家来罷出、宿々相改候処、別条無之旨届申聞候、

一、今曉大津駅江止宿二付、例格之通所司代松平和泉守殿并二条同役衆江飛札、

足輕飛脚を以差立候、尤委細者表留二有之故略ス、

一、和泉守殿方以徒使当駅為見廻飛脚被差越候、

同十五日

一、昨夕七時半時頃大津駅出立、夜五時半時頃上使屋敷江致内着候、且玄關敷出

シ江与力兩人罷出居、用方之者披露目見申付候、尤今朝着之積り取斗候、

一、家老用人取次之者時之上下着、側向之者ハ羽織・襦、勝手役之者者旅具

之儘相勤候、

一、今朝六時過京着案内所司代并同役衆・町奉行衆・御目付衆・御門番衆江以使者申遣候、

但旅具之儘為勤候、尤同役衆江者西御門迄遣、銘々口上書二而申遣、

後剋勝手次第旅宿江被相越候様申遣候、

一、御道具玄關江飭為置、自分武器者使者之間江飭為置候、

一、御門番之頭壺并隼人・石渡龜次郎着為歎被參、例格之書付用方之者迄被

差出候、夫方於書院遂面会、相応及挨拶、右書付落手之旨も申達、直二退

去、尤白木三方・長熨斗差出、我等送り等無之候、

但旅具之儘可致面会之処、同役衆被參候時刻故、麻上下之儘及面会候、

且町奉行衆之内間柄之仁有之候得者、為怡被參候由、尤逢候得者玄關

敷台迄送り申候事、

一、我等組頭伴五兵衛・石原太郎右衛門為歎被參及面会候、国領十郎左衛門・

上田犀之助二者今朝 御城入相濟候二付、不相越候、

一、大久保出雲守・戸田和泉守(教孝)方用方以使者歛被申越候、從是茂使者差出候、

四時過和泉守被參候間、用方之者出迎、我等使者之間迄出迎、居間江致案内、尤我等義者飯 御城入二付、服紗袷・麻上下致着用候、兩所(光弘)二も今日式日二付、麻上下二而被參、長熨斗・茶煙草盆差出、兩所(兼寛)方着歛被申候之間、相応及挨拶、江戸表同役衆伝言申達候、夫方出雲守、和泉守、我等与申順二同道、松平(兼寛)和泉守殿江罷越候、我等供之者旅具之儘召連候、

但出雲守江戸表(徳川家憲) 公方様 右大将様御機嫌被相候間、益御機嫌能被成御坐候段申達候、夫方着怡被申候、且出雲守・和泉守平日二而者時之上下着用二候得とも、例年十五日式日二付、麻上下被致着用候、為

見合記置、

一、和泉守殿江罷越、玄關上拭板之所二而刀取、竹之間江罷通り、月番出雲守、和泉守、我等与申順二致着坐候、用人呼出候処、向テ左之方、次之間二而三人一所二逢、出雲守方豊前守儀今朝着二付同道仕候段申述、兩所元之席江帰坐、我等斗相残り、左之通り申述候、

公方様 右大将様益御機嫌能被成御坐奉恐悦候、江戸表二而当表江之御暇被 仰出候節者拝領物仕、難有仕合奉存候、今朝上着仕候二付、伺公仕候、且弥御勇健被成御坐珍重奉存候、将又私儀足痛下冷仕候節者、夏中茂足袋相用申候、尤杖も相用申候、組頭・御番衆之内二も杖・夏足袋相用候者も有之候之段、御聞置可被下候様申述候、

一、明後十七日交代之節、大宮通り柵木戸明ヶ候様仕度旨、書付老通以用人致進達候、

一、夫方兩所申談、書院逢之席見置申候、尤用人江申達候、

一、用人罷出、和泉守殿逢可被申旨申聞致案内候間、衝立脇江我等并月番出雲守、和泉守与申順二着坐、用人致会釈候間、三人共上段之間敷居之内二着坐、左之通申述候、

於江戸 公方様 右大将様益御機嫌能被成御坐奉恐悦候旨申述、時候之口上申述候、

和泉守方

来ル十七日、豊前守申合交代可仕段被申述、兩所二者直二被引申、我

等斗居殘、

左之通り申述候、

於江戸表当表江之御暇被 仰出、蒙 上意拝領物仕難有仕合奉存候、在番中宜御差図被下候様申述、御留守ニおゐても御別条無之旨申述候処、相応御挨拶有之、我等義退散懸ケ和泉守殿次之間迄御送り有之候二付、及御挨拶候、

一、出雲守方用人江、是方直二豊前守同道、北御門方 御城入仕候段被申達、何れ茂同道罷出候、

一、惣供廻り者所司代江罷越候与直二西御門江相廻シ置候、左之通り召連候、

供頭老人 刀番老人

中小性式人 草り取老人

傘持老人 挟箱手代共三人

押 式人 供若堂式人

同草り取式人

一、雨天二候得者、右之外雨具持召連候事、

一、三人同道、北御門方 御城入、尤月番出雲守、和泉守、我等与申順二入申候、出雲守小屋江罷越、用方之者白洲迄罷出、出雲守先江被参案内有之、居間江被通候、熨斗三方・茶煙草盆・一汁一菜料理兩所相伴二而被差出候、彼是申談帰候、

一、夫方尚又三人同道、已前之順二二丸御門入、御番所脇迄罷越、対組与頭鈴木主税斗被出、御番所相替儀無之旨被申聞、相応及挨拶、尤御番所江者上り不申候、夫方跡江戻り、二丸御門出 御本丸御門入、御廊下橋方御焼失跡見分、猶又跡江戻り、御門を出、夫方中仕切御門通り、和泉守小屋江罷越、白洲江用方之者出迎、和泉守先江被参案内有之、居間江罷登熨斗三方・茶煙草盆出、申送り等彼是御用談有之候、

一、右相濟、我等儀罷出、和泉守式台迄送り被申候、西御門方 御城出、尤供頭者切手番所江罷越、致 御城出候段為相断候、且松平和泉守殿江茂只今 御城出仕候段御届、供頭之者差遣候、八半時頃上使屋敷江罷帰候、

一、和泉守殿方歛使者被差越候、可及直答処、留守中二付其儀無之、

一、札親万屋太兵衛・尾張屋糸助送案内、高木伝三郎罷越候間、目見申付候、

一、今日所司代宅江罷越候節、用人罷出、我等江申聞候者、江戸表江之次飛脚  
差立申候間、用事も候ハ、今日七時迄之内可申越旨申聞、書面相渡候間持  
歸り候上二而、以使者差遣候、尤式日二付、使者麻上下之事、請書左之通、

江戸表江之次飛脚御差立被成候間、用事も御坐候者、今日七時迄之内  
可申上旨先刻被仰聞、忝次第奉存候、差当用事茂無御坐候間、書状御  
頼申上間敷候、以上、

四月十五日 堀田豊前守(正民)

上包折掛 名斗

同十七日

一、今朝交代二付、八時方人数繰出シ、御堀端江行列立高挑灯為灯候、

一、小屋為請取下奉行之者 御城入為致、戸田(光弘)和泉守小屋江差遣、鍵箱封印  
之儘為受取候、

一、我等(編由正民)羽織・襦着用、七時過上使屋敷出立、手廻人数二而、御門番之頭  
壺井隼人宅江罷越候所、隼人出迎、書院江被通、長熨斗・茶煙草盆被出候、  
無程御目付堀内蔵助・秋元忠右之門被參候、夫方 御城内江隼人方通達有  
之、六時前頃和泉守、出雲守御番所より 御城入いたし候様被申越候間、  
御目付衆申合同道罷出、隼人先立案内有之候而 御城入、西御門江罷越候  
所、御門片扉開申候、御番所前二隼人・石渡龜次郎被出迎候間、刀取之持  
候而、御番所表之方方上り、和泉守出雲守及挨拶、和泉守上二致着坐候、  
我等、和泉守、出雲守与申順二罷在候、少々下り御目付衆着坐有之、屏風  
を隔候而、隼人・龜次郎被罷在候、夫方龜次郎被及挨拶候間、相応申述候、  
和泉守羽織・袴、出雲守二者時之上下着用之事、

但我等 御城入供廻り者、供頭耆人・刀番耆人・中小性式人・徒士三人  
鐘耆本、挾箱式ツ、草り取耆人、長柄持耆人、押耆人、挑灯式、雨天  
二候得者雨具持も召連候事、

一、六ッ御太鼓打切、挑灯引候上、時刻宜之間、和泉守人数繰出し可然之旨  
申談、御門番之当番龜次郎江被申達候而、和泉守刀被取、勝手之方江被參、

供頭之者江繰出之儀被申付、龜次郎御門開候様差図有之、夫方和泉守人数  
段々繰出シ、出払候而我等江暇乞被致候之間、相応及挨拶、江戸同役衆江  
伝言相頼候、夫方出雲守江も暇乞被致、御目付衆江茂被及挨拶、和泉守立  
被申候、此節御目付衆縁迄被送候、尤我等義者送不申候、御門番兩人二者  
西御門御橋迄送有之候、御門番衆立帰着坐之上、我等人数繰入可申旨申談、  
龜次郎相招申達候、刀取候而勝手之方江參り、供頭之者を以人数繰入候様  
先立之与力江為申達候、段々一行二繰入、先立之与力押之家老斗御番所前  
二而時宜為致候、不残繰入相濟、出雲守申合、何れ茂致挨拶、同道御番所  
勝手之方方罷出、我等小屋前二て出雲守江暇乞いたし、直二小屋江罷越候、  
尤後剋(松平兼忠)所司代江可罷越旨及直談候、

但人数繰入之節、長柄鐘等徳先を跡二致し候而為持候、尤雨天二候得  
者、惣人数雨具下駄為用候、先立之与力、押之家老者時宜いたし候間、  
草履為相用候事、

一、四ツ之御太鼓打、出雲守方所司代江罷越可申旨案内有之候二付、我等麻  
上下着用、供之者者平服二申付候而罷出候処、出雲守柳番所前二而出会同  
道、北御門方月番出雲守、我等与申順二 御城出、尤北御門内御番所前者  
一行之事、

一、松平(兼忠)和泉守殿江罷越、用人呼出シ、今朝堀田豊前守儀交代相濟候二付、  
為御届伺公仕候段、月番従出雲守被申述、少々扣居候所、用人罷出御承知  
之旨申聞候間、直二罷出ル、尤出雲守二者時之上下着用被致候、

一、北御門方 御城入、出雲守小屋江罷越候処、熨斗三方被差出、夫方一汁  
一菜之料理被差出、尤出雲守二も相伴有之候、少々咄等いたし致帰小屋候、  
一、両組与頭被參、我等御番代無滞相濟候歛并組中無別条致着候越被申聞候  
間、時之上下着用、遂面会相応及挨拶候、

一、交代無滞相濟候為祝儀与力罷出候間、目見申付、用方之者披露目出度旨  
申聞候、  
一、右同様為祝儀同心罷出候、是又通り懸ヶ目見申付、与力披露、退坐之事、

同十九日

一、四時大久保出雲守<sup>(教孝)</sup>方案内有之、時之上下着用罷出、如例柳番所前二而出会同道、所司代<sup>(松平兼寛)</sup>江罷越、用人呼出、例格之書付左之通、月番出雲守<sup>(松平兼寛)</sup>方被致進達候<sup>而</sup>兩人扣居候、

○兩組頭御逢之義、我等共并兩組頭御殿見分御道具拜見之儀、我等共御預り同心鉄炮稽古之儀、一紙ニ認候書付  
老通

○我等組御藏奉行仮役仁科次郎太郎御扶持方之義申達候書付  
老通

○我等共急用之節北御門出入為致候書付  
老通

○兩組頭北御門出入致し候儀書付  
老通

○御茶壺附并扣之儀申達候書付  
老通

○在役人性名申達候書付  
老通

○兩組御破損奉行北御門出入之義書付  
老通

○同下奉行之家来北御門出入之義書付  
老通

○御破損奉行之家来北御門出入之義書付  
老通

○市日之儀申達候書付  
老通

都合拾通兩名

一、我等組与頭并御番衆之内、夏中足袋相用、杖も相用候者有之段、去ル十五日申達候処、其節性名好二付、今日序故右性名進達いたし候、

一、無程用人罷出、被致落手候段申聞候間、直二兩人致退散候、

同廿日

一、九時供揃申付、所司代<sup>(松平兼寛)</sup>江御城出案内使者差出、出雲守月番之組頭<sup>(松平兼寛)</sup>江徒使遣ス、右以前二出雲守組与頭鈴木主税・山本清兵衛、我等組与頭伴五兵衛<sup>(堀田正氏)</sup>・

国領十郎右衛門参り被居候間、熨斗目・袷・袴着用出懸ケ、於書院面会、相応及挨拶罷出、直二組頭ニも跡方被罷出候、西御門切手番所江供頭

之者先江遣、人数為断 御城出、夫方直乘輿、三条通方六条通養源院<sup>(堀田正氏)</sup>江罷越、門前二而下乗、玄關方上り、役僧案内二而廊下通り罷越、廊下二而長袴くゝりおろし、手水遣ひ、猶又廊下通り罷越、御位牌所手前江刀并扇子取、御靈前致拜礼候、委細者画図二有之、夫方坐敷<sup>(堀田正氏)</sup>江通り、組頭衆<sup>(堀田正氏)</sup>江茂拜礼相濟、同間向之方ニ着坐、権大僧正罷出、時候案否申聞候間、及挨拶候、茶煙草

盆出シ、組頭衆<sup>(堀田正氏)</sup>江茂同様差出候、無程供之者承り合権大僧正<sup>(堀田正氏)</sup>江及挨拶罷立、廊下二而長袴くゝり上候而罷出、玄關上迄権大僧正送り申候、夫方門前二而乘輿罷帰、致 御城入候、御門外二而組頭衆待合及会釈候、切手番所供頭之者を以人数為断候、我等小屋前二而組頭衆<sup>(堀田正氏)</sup>江及挨拶、小屋<sup>(堀田正氏)</sup>江罷帰候、但所司代<sup>(堀田正氏)</sup>江御城入案内者、供頭之者途中方差遣候、尤西御門前二而出合候儘ニ、途中方早く遣候事、出雲守<sup>(堀田正氏)</sup>江案内、月番組頭<sup>(堀田正氏)</sup>江之案内、徒使差遣候、

同廿五日

一、我等組武田伊織養女、小普請組大久保伊勢守支配夏目岩太郎<sup>(堀田正氏)</sup>江縁組、願之通可申渡旨、阿部備中守殿<sup>(正格)</sup>以御書付被仰渡候、右二付、相組与頭石原太郎右衛門、伊織相招、於小書院太郎右衛門<sup>(堀田正氏)</sup>江面会、夫方大書院<sup>(堀田正氏)</sup>江出坐、縁組願之通申達、書付太郎右衛門<sup>(堀田正氏)</sup>江相渡、同人取合有之、直二退座、

同廿六日

一、今日月番大久保出雲守<sup>(教孝)</sup>於小屋寄合有之候間、四時服紗袷・裏付上下着用、出雲守小屋<sup>(堀田正氏)</sup>江罷越、夫方小書院<sup>(堀田正氏)</sup>江出雲守・我等出席、兩組頭<sup>(堀田正氏)</sup>江遂面会、相応及挨拶、出雲守方例格之書付組頭<sup>(堀田正氏)</sup>江被相達、夫方定例組頭衆<sup>(堀田正氏)</sup>方被差出候伺書等、銘々筆頭之組頭<sup>(堀田正氏)</sup>江相達、夫方文化十三子年所司代<sup>(大久保忠寛)</sup>方為心得被成御渡候書付、出雲守方筆頭組頭<sup>(堀田正氏)</sup>江被相達候而退坐、

一、夫方大書院<sup>(堀田正氏)</sup>江出雲守・我等出坐、兩組振分り着座有之、銘々組之方二向着坐、御番衆<sup>(堀田正氏)</sup>江面会、組頭時候案否被申候間、相応及挨拶、夫方出雲守左之通被申達候、

先達而者道中無恙着、交代茂無滞相濟、一段ニ存候、近年暫誓詞も無之候得共、被致嗜詞候方も万端入念慎被相勤候様、

一、組頭取合被申、直二退坐、  
一、猶又出雲守・我等大書院<sup>(堀田正氏)</sup>江出席、組頭衆<sup>(堀田正氏)</sup>二者致出席被居候、夫より御破損奉行・米弘・御弓奉行・御鉄砲奉行・御具足奉行、一役切兩人宛被出誓詞、小広蓋二載セ、用方之者時之上下二而持参、祐筆麻上下着用罷出、誓

詞罰文祐筆讀之、被致血判候之上、出雲守・我等江兩組頭之月番持參、被為見復坐、誓詞相濟一段之旨、猶又入念被相勤候様、其度々出雲守被申達、組頭衆取合被申候、不殘相濟勝手江退坐、

一、右相濟、二丸御番所ニ有之 御黒印・御下知状之箱并誓詞箱、今朝出雲守小屋江取寄セ被置候二付、封印切拜見之上 御黒印・御下知状入半櫃、且誓詞箱之鍵、是又封し候而、兩封印いたし候上、出雲守方ニ丸御番所江差越置被申候、尤切り替之節者用方之者罷出候、

一、右封印切替之ヶ所其外仕立方、為心得左二記、

○御黒印本書 老通

○伏見御黒印之写 老通

是者大坂 御城中ニ有之御黒印之写与相見へ候、



○下知状本書 老通

○伏見下知状之写 老通

是者大坂 御城中ニ有之御下知状写与相見へ候、

右一所二封し



外ニ

○伏見御黒印之写 老通

○伏見下知状之写 老通

右御黒印箱之内ニ入有之、是者正徳三年辰四月大坂写取寄入置候様子相見へ候、已前方有之候伏見御黒印・御下知状与者少々宛違申候、大

坂表ニ有之候通り与相見候、

○右同箱

上書金泥ニ而

寛永十七年三月七日

御黒印

老通

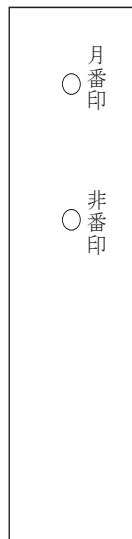
慶長十八年七月十八日

御黒印之写

老通

下知上并伏見下知状写老通ツ、

右箱真田紐江兩封印、左之通、



右外箱

御黒印写并下知状

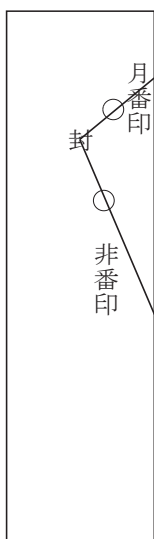
四通

右之錠前附封印無之、

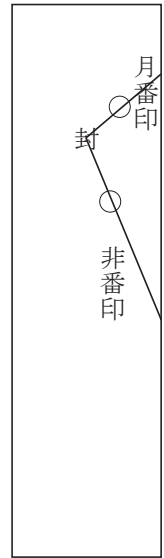
○御黒印下知状箱之鍵 此鍵者平日月番箱ニ入有之

長持之鍵共ニ式本一所二封し、

右封し裏



御番衆誓詞箱之鍵 此鍵平日月番箱二入有之



如斯封印都合五ヶ所致し候、但何レ茂正印之裏印相用

一、誓詞箱明候而今日在役之誓詞封候而相納候、封し候裏如左、



右箱二者錠前斗二而封印無之、

一、右相濟、無程致帰小屋候、

同廿八日

一、我等組跡登赤林半兵衛・外山小作今朝京着二付、月番之組頭国領十郎右衛門同道被参候二付、於小書院十郎右衛門江面会、夫方於書院兩人之衆江面会、十郎右衛門時候安否被申述候間、御無事之段申達、道中無滯上着一段之旨申達候与、十郎右衛門取合有之候間、申迄も無之候得共、在番中慎被相勤候様申達、十郎右衛門取合被申、直ニ勝手江引、

同廿九日

一、昨夕松平(乘寛)和泉守殿方以剪紙去ル廿二日出之次飛脚出来之処、同廿一日一ツ橋殿御事被叙從一位旨被仰出、被称一ツ橋一位殿与候之旨、年寄衆方申来候由二而被申越候間、服紗袷・麻上下着用、五半時罷出、例之通柳番所前二而出雲守出会致同道、和泉守殿江罷越候処、町奉行衆・御目付衆、其外地役之衆参被居候間、相応及挨拶候、夫方用人罷出候間、兩人逢候而、昨日御達二付、兩人共恐悦二罷出候段、出雲守被申述、夫方案否相尋候而扣居候処、大書院江罷越候様町奉行松浦伊勢守被申聞候間、出雲守同道、

衝立之際二出雲守、我等与申候順ニ罷出、敷居内江入着坐、一ツ橋殿御事被叙一位恐悦之旨出雲守被申述候与、和泉守殿恐悦之旨被御申聞、直ニ我等方退去、

一、右相濟、出雲守同道二而退散、帰小屋いたし候、

同晦日

一、九時之供揃申付、例之通所司代江案内使者、其外江徒使差遣し候、右已前大久保出雲守組頭小栗猪三郎・朝日忠三郎、我等組頭上田厚之助・石原太郎右衛門参被居候、

一、我等熨斗目・長袴着用出懸ケ及面会罷出候、三条通、知恩院江罷越、中門前二而下乘、玄關江罷越、六役案内二而罷通り、手水場手前二而長襦袴下り下し、手水遣ひ、夫方御位牌所手前二刀并扇子差置、御靈前江致挨拶、夫方坐敷江通り、組頭衆ニ茂同間向之方二坐附被申候、六役出致挨拶、大僧正罷出可申之処、御用有之候二付不罷出候旨申聞候、夫方茶煙草盆・吸物・酒肴等出、組頭衆ニ茂相伴有之候、右相濟、供之者為承六役江相応及挨拶、板椽二而くゝり上ケ本堂一覽、直二本堂方罷出、鐘楼致見物候、尤此義ハ定例ニ無之候、夫方四条通罷帰、八半時前御城入、小屋前二而組頭衆江致暇乞罷帰候、尤所司代江之届并対組・我等組頭月番江之案内等、御城出入之度毎同断二付、末略之、

五月朔日

一、今日方我等月番相勤候二付、出雲守以用方使者直書相添、月番箱被差越候間、目録之通請取及直答候、

一、為当日祝儀所司代江罷越候二付、五半時服紗袷・麻上下着用、出雲守江案内申遣罷出、柳番所前二而出会致同道候、尤今日両組頭衆江所司代御逢之義、昨日以剪紙御申被越候間、昨日以廻状相達候之通、今朝出雲守小屋江両組頭衆揃罷在候、是又我等とも跡方被相越、北御門方御城出、所司代江罷越候処、伏見奉行仙石大和守、次二月番我等、出雲守与申候順ニ坐付、用人呼出、当日之祝儀并安否申述、両組頭同道之趣も申達、左之書

付致進達候、出雲守ニも四月分定式并小繕御入用銀朱高書付被致進達候、尤兩名之事、

○両組御番衆御金請取姓名書

○右同断之儀二付書付

○御本丸御石垣草取御堀江筏入レ候書付

○御破損方暑氣之内菅笠用候義書付

○太鼓御餅扣柱伺書

○御城内御破損所其外御修復両組御破損奉行見分之儀伺書

○両組姓名書

○当番組頭鈴木主税不罷出候書付

都合八通

兩名月番我等方致進達候伺書之分者、今日御差図者無之候、

一、右序ニ、組頭衆御逢之席為見申度旨申述候処、勝手次第為見候様申聞候間、出雲守与申談、組頭衆へ席為見置候、

一、無程和泉守殿書院江御出坐、例之通衝立之際ニ大和守、次二月番我等、

出雲守与申順ニ着坐、大和守被出候後、町奉行会釈ニ而兩人一所ニ罷出、

当日祝儀申述、時候安否承候、和泉守殿相応御挨拶有之候、

一、出礼之衆相濟候ハ、用人案内有之、両組頭衝立之外ニ寄置、見斗我等、

出雲守例之通敷居内江入着坐、組頭老人宛ニ之間外敷居際ニ而姓名被申、

二之間江老人少、座付、不殘揃候上、組頭共与我等より申述候処、在番中

被人念候様、并御無事之段被御申聞候間、我等方懇意迄忝旨取合申候与何

れ茂引被申、我等共も引申候、夫方組頭衆江逢候而、勝手次第退散、并取

手返し御逢之御礼玄閑ニ而被申置候様申達、両組頭衆二者何レ茂被致退散

候、

一、用人江逢候而、先刻之進達書御受取之義承り、右序ニ今日小書院ニ而逢

之儀承り候処、右進達書者慥ニ落手被致候由、御逢之儀者十五日之由申聞

候間、直ニ兩人共退散、北御門方 御城入、柳番所前ニ而出雲守江及挨拶

罷帰候、

同五日

一、端午ニ付染帷子・麻上下着用、五半時罷出、出雲守江案内申遣、柳番

所前ニ而例之通出会同道、所司代江罷越、用人呼出候而例席江罷通、月番

我等、出雲守与申順ニ坐附申候、夫方用人罷出候間、端午祝儀申述、并時

候安否も申述候、

一、無程松平和泉守殿書院江御出坐之間、町奉行申聞候ニ付、例之通衝立之

際ニ扣居、町奉行差引ニ而、我等、出雲守与申順ニ一所ニ罷出、端午祝儀

時候安否申述候之処、相応御挨拶有之、夫より罷出、柳番所前ニ而出雲守

江暇乙申罷帰候、

一、夫方為祝儀両組与頭并御番衆兩度ニ被參候間、組頭者小書院江通置候而、

我等罷出与頭衆祝儀被申聞候間、目出度段申述、安否相尋候ニ付、相応及

挨拶候、夫より御番衆江逢可申旨申達、組頭衆被引取候、尤熨斗三方差出

候事、

一、夫方大書院江着坐、尤熨斗三方ハ先達而居置候事、組頭何レ茂端午祝儀

申述候之間、目出度義と及挨拶、時候安否組頭相尋候間、御無事之段及挨

拶候、又候組頭取合有之、直ニ退坐、

一、同断ニ付、与力罷出候間、書院次之間ニ而与力一同江目見申付、用方之

者披露目出度段申候、同心一同江者通り懸目見申付、月番之与力致披露候、

一、去月組頭衆方被申聞候通、当所町年寄目見願之義承届候ニ付、町年寄井

筒屋庄藏・塚本佐次郎罷越候間、立坐ニ而初而之挨拶并替事も無之哉与申

聞、直ニ退坐、

同七日

一、今朝所司代

御城入ニ付、染帷子・麻上下着用、五少之御太鼓打罷出、

大久保出雲守小屋江罷越、所司代出門承り、出雲守同道、柳番所前四五軒

向へ、月番我等、出雲守与申順ニ出迎、無程所司代 御城入候ニ付致御会釈、

直ニ御跡江附候而罷越、夫方出雲守小屋江被立寄候ニ付、同人先江被待請

候、我等義者門外ニ扣罷在候、所司代口上被申置相濟、夫方出雲守・我等

兩人共跡ニ付、二丸御台所前方我等老人御先江相越、組頭衆薄縁迄被出迎



候間及会釈、刀手ニ持候而縁類ニ扣居候、所司代被成御上候之間、致会釈、出雲守ニも被參候間、兩人一同御番所江着坐、組頭着坐相定、我等方組頭御番衆与申述候処、上々様方御機嫌宜敷之旨被御申聞候間、我等恐悅之旨申述候処、弥御無事之旨御挨拶有之候間、御懇意忝旨我等方取合候而、直ニ縁類江兩人罷出致会釈候而、所司代之跡江付罷出、組頭衆二者最初被出迎候所迄送被申候、

一、所司代元道江被帰、我等小屋江被立寄候ニ付、御太鼓櫓西之辺方御先江驅抜、玄關敷出ニ而待受候、刀者取り候而刀番之者ニ相渡候、無程被立寄所司代敷出上江被參、交代濟歎被御申聞候間忝旨、且又小屋江御立寄御休足可被成哉与申述候処、重而被罷越候様被御申聞被帰候ニ付、又候小屋門外江出我等、出雲守与申順ニ与力番所之辺ニ而御暇乞申、出雲守同道ニ而我等小屋江罷越、暫見合、所司代江兩人罷越候而、今日為歎被參候礼以用人申達候処、未帰宅無之候ニ付、被帰候上可申聞段申聞候間、直ニ退散、例之通柳番所前ニ而出雲守与暇乞いたし、直ニ罷帰候、

同八日

一、今朝我等少々不快ニ付、養源院江不致參詣候、

同十二日

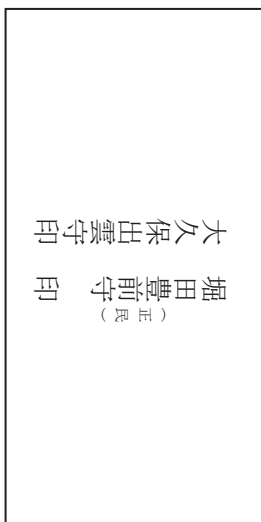
一、明十三日、御金請取御番衆大坂表江出立ニ付、昨日申達候通、四時頃大久保出雲守組月番与頭山本清兵衛、我等組与頭伴五兵衛、并出雲守組小林辰三郎・加藤千之助、我等組中村三郎兵衛・川窪泉三郎被罷越候間、我等時之上下着用、於小書院組頭衆江遂面会、夫方四人之御番衆江者於大書院面会、清兵衛時候安否被申聞候間、御無事之段申達、入念被相勤候様申渡、清兵衛取合有之、夫方御藏衆江之一紙手形并書状目録、清兵衛江相渡、夫方同役衆江之伝言も申達、組頭衆取合有之、我等退去、  
但四人之御番衆麻上下着用被參候、為暇乞我等小屋江被參候義者令用捨候段、用方之者を以為申達候、

同十三日

一、今日御殿見分、御道具拝見ニ付、我等九半時大久保出雲守小屋江罷越、尤我等始ニ付、染帷子・麻上下着用、且組頭初而之衆も麻上下被致着用候、一、兩組御破損奉行・御殿番助平野長左衛門・御大工頭中井岡次郎并兩組与頭、出雲守小屋書院被居候間、相応及挨拶候、

一、出雲守同道罷出、長左衛門・岡次郎・兩組頭衆江茂引統被罷出候、兩組御破損奉行米津干梅助・武田伊織御破損小屋ニ待合、先立案内被致、二丸御門方入御台所見分、同所大御番所江罷越候ニ付、当番我等組頭国領十郎右衛門我等共方少シ先江被相越、我等、出雲守与申順ニ御番所江上り着坐、十郎右衛門御番所相替儀無之段、并安否被相尋候付、我等相応ニ及挨拶候、十郎右衛門取合被申、御番所見分相濟、夫方元御車舎口方御唐門江出、外側翼御櫓厂木坂下迄、在役御鉄炮奉行林恒三郎・加藤半右衛門出迎有之、御道具拝見、夫方東御門御櫓江御弓奉行原田新右衛門・日比野七之丞出迎有之、御道具拝見、御唐門江入り御車舎三ヶ所拝見、尤刀取手ニ持候而致拝見候、夫より御玄關江上り、長左衛門案内ニ而御殿向不殘見分、御庭江下御座之間江上り、夫方御庭通り溜り御藏御道具拝見、同所脇切戸口方御廊下橋を渡り、御本丸江罷越、御天守台其外御櫓御多門焼失跡見分相濟、御廊下橋江戻り、同所御門二階入口封印切替申候、尤右封印者出立前ニ相調申候、

御廊下橋二階封印左之通、



正印之裏印相用申候、

一、右相濟、南御門御焰硝藏見分、足駄藏西之方一ヶ所見分、稻荷社江參詣、

南中仕切御門通り、西御番衆構内方坤御櫓迄罷越、在役御具足奉行速水鉄之助・石川又四郎出迎有之、御道具拝見、夫方長左衛門案内ニ而御太鼓櫓江罷越、七ツ打候ヲ見物いたし、相添中仕切際ニ而出雲守被致暇乞、長左衛門・岡次郎・両組頭衆・御破損奉行干梅助・伊織江致暇乞罷帰候、

一、御殿見分之節者帯刀、尤草り不相用候、御道具拝見之節者刀取之、致拝見候、

一、御廊下橋南御門并踏鍵箱之上封之封印致シ、御廊下橋御門櫓二階之鍵も封し候而封印致し、出雲守方江差遣調印被致候ハ、直ニ夫々江相納候様可被申付旨も申遣候、

左之通封候、

文政三庚辰年  
二丸御廊下橋南御門并踏鍵 式本  
五月十三日

正印之裏印相用申候、

月番我等印 出雲守印  
封  
堀田豊前守  
大久保出雲守

文政三庚辰年  
御廊下橋御門櫓二階鍵  
五月十三日

月番我等印 出雲守印  
堀田豊前守  
大久保出雲守

一、今日我等共并両組頭 御殿見分、御道具拝見相濟候ニ付、所司代江届使者差出候、  
(松平兼寛)

同十五日

一、今朝五半時前、染帷子・麻上下着用罷出、例之通柳番所前ニ而出雲守出会致同道候、尤去ル朔日、出雲守組頭鈴木主税当番ニ付、所司代御逢無之、今日御逢有之候ニ付、我等共跡方被罷越候、  
(堀田正氏)

一、所司代江罷越、用人江逢候而、当日祝儀安否申述、組頭召連候段も申述、夫方左之通り致進達候、

○出雲守組頭鈴木主税召連候書付

老通

○兩組在役御番衆在番中、金地院 御宮并知恩院・養源院御霊前江拝礼之義申上候書付

老通

○御藏奉行申立候 御城内御修覆、兩組御破損奉行見分爲仕度書付

老通

○我等組堀田孫次郎妹、当御門番頭石渡亀次郎妻江爲対面罷越候書付

老通

一、無程和泉守殿御逢有之、当日祝儀安否申述、直ニ退去、夫方出礼之衆相濟候而、主税召連罷出、組頭与我等方申述候处、和泉守殿御挨拶有之候間、取合申候而退去、尤委敷ハ当月朔日之通、

一、夫方用人後之襖明、和泉守殿与逢候段申聞案内致し候間、兩人共小書院江罷出候处、相応之御挨拶有之、無程退去扣居候处、用人罷出、在役之面々拝礼之義承り被届候段申聞候、夫方直ニ罷出、例之通柳番所前ニ而出雲守江及挨拶、致帰小屋候、

一、例之通当日爲祝儀、兩組与頭并御番衆被参候間、及面会候、

同十七日

一、今八半時御金請取之御番衆、我等組中村三郎兵衛・川窪泉三郎帰着、御城入有之被参候、且米弘堀田孫次郎ニも被参候、御合力金三箱、我等并組中与力同心共、我等小屋江持参有之、用人受取不寝之番申付候、対組小林辰三郎・加藤千之助二者、直ニ対組小屋江被参候由、

一、於書院三郎兵衛・泉三郎江面会、御金無滞被請取、上京骨折被申候段及挨拶候、大坂同役衆其外書状者辰三郎持参之旨三郎兵衛申聞、且同役衆方

之伝言被申聞、加納大和守(八敬)小屋二おゐて料理相振舞、酒井飛騨守(忠蓋)於小屋菓子被出候礼被申聞候二付、相応及挨拶退坐、

一、無程辰三郎・千之助被參、同役衆・御定番衆・御金奉行衆方之返書被差出候、夫方於書院及面会、以前之通及挨拶候、

同廿七日

一、今朝時之上下着用、五時松平(乘寛)和泉守(堀田正氏)殿江月番我等老人罷越、用人呼出御破損奉行被差出候、御城中御破損奉行掛り、御門番之頭・御殿番申立候御修覆書付・御破損見分帳面・口上書相添、其外 御城中所々御修覆御入用請取申度書付老通致進達扣居候処、無程用人又候罷出、慥ニ落手之旨申聞候二付、直ニ罷出、夫方少々談候義有之候間、大久保出雲守(教孝)小屋(江)罷越、談相濟小屋(江)罷帰候、

(表紙)

三	文政三庚辰年
二条在番中手留	
從六月朔日 至八月五日	

六月朔日

一、今日方大久保出雲守(教孝)月番被相勤候二付、用方使者を以、直書相添、月番箱相送候、

一、五半時、出雲守方案内有之、染帷子・麻上下着罷出、例之通柳番所前二而出会同道、松平(乘寛)和泉守(堀田正氏)殿江罷越、用人呼出候而、当日祝儀安否相尋、夫

方御弓・御具足方御入用減しの義、御年限も当年限二付、可相成者御品柄之義故、是迄之通居置度之旨伺候書付、其外御藏奉行申立候破損所見分帳面老冊、五月分定式等繕御入用銀米高書付、口上書相添、且又御鉄炮奉行申立候御修覆兩組御破損奉行見分致候書付、我等方致進達候、

一、無程和泉守殿御逢有之、当日之祝儀申述、直ニ退散、夫方例之通柳番所前二而出雲守(江)致暇乞、小屋(江)被罷帰候、

一、兩組頭并兩御番衆当日為祝儀被參、及面会候、

同二日

一、今日御目付堀内蔵助・秋元忠右衛門御殿見分、御道具拝見二付、大久保出雲守方案内被申越候間、時上下着、四時前出宅、出雲守小屋(江)罷越候処、御門番之頭壺井隼人・石渡龜次郎、御殿番助平野長左衛門、御大工頭中井岡次郎被居候二付及挨拶、夫方暫之内出雲守与致談話候処、兩組御破損奉行被參、掃除等相濟候段、届被申聞候、

一、無程内蔵助・忠右衛門被參、書院上之間江被通候、夫方出雲守同道罷出、遂面会候而、直ニ一同罷出、

一、二丸御門前、兩組御破損奉行米津梅干助・武田伊織被待合候間、及会釈、夫方御破損奉行先立被致案内、二丸御門方御台所見分、元御車舎口方御唐門江出、外側巽御櫓御道具拝見、東御門御櫓二有之候御道具拝見、御門潜り方外江出、元之道御唐門より御車舎三ヶ所拝見、御玄関方上り、御殿順々見分、御庭廻り方溜御藏南之口二有之候御道具拝見、同所切戸口方御廊下橋渡り、御本丸御天守台・高麗御門見分、御殿并御櫓御多門御焼失跡見分、夫方御廊下橋南御門江出、御焰硝藏見分、御足駄藏三ヶ所之内、西之方老ヶ所見分、夫方南中仕切御門江出、西御番衆構内方坤御櫓御道具拝見、右相濟、西御門脇二而内蔵助・忠右衛門、其外地役衆江致暇乞、御破損奉行衆江茂及挨拶、出雲守(堀田正氏)我等罷帰候、

一、御目付衆 御殿見分、御道具拝見相濟候二付、松平(乘寛)和泉守(堀田正氏)殿江兩名之届書出雲守方二而被認、御使者被差出候、

同六日

一、昨日松平(乘寬)和泉守殿方御剪紙を以、今日堺奉行松平石見守(正卜)上京二付、五半時罷越、伺御機嫌候様被御申越候二付、五時過染帷子・麻上下着用出宅、柳番所前二而出雲守同道、和泉守殿江罷越、用人呼出、昨日被仰越候通り、石見守上京二付、為御機嫌罷出候段、出雲守方被申述候、尤石見守二者(堀田正氏)我等共方先江參被居候、

一、無程書院江和泉守殿御出座、町奉行衆寄七被申候二付、例之通疊椽衝立之側二扣居、町奉行松浦伊勢守(忠)会积二而、出雲守、我等与申順二兩人一同罷出候而、出雲守、我等石見守方を向、奉伺御機嫌候旨、出雲守被申述候处、御機嫌能被遊御座候旨、石見守被申聞、和泉守殿方を向、恐悅奉存候段申述、又石見守方を向候与御老中方御伝言有之候旨被申候間、及会积直退去、竹之間江罷越候处、御本丸御老中方御欠席無之、西丸御老中方二者不殘御欠席之旨、伊勢守被申聞候、夫方直二罷帰候、

同十一日

一、昨日未之中刻、土用入二付、今朝五半時供揃二而、時之上下着用、暑中為見廻大久保出雲守(教孝)江罷越、夫方同道二而松平(乘寬)和泉守殿江罷越、用人江逢候而、暑中見舞申述、月番出雲守方左之通被致進達候、

○当月十四日祇園祭礼之節、東西御番衆見物之義申上候書付 尙通

○二丸御庭樹之内、榎木尙本倒候处、御用立候品二無之二付、重野長左衛門被下候哉旨伺候書付 尙通

○土用中 御殿風入之節、両組御番衆拝見為致候書付 尙通

○同御風入之節、我等共召仕も拝見為致候書付 尙通

一、町奉行并地役衆二者所司代御逢有之候間、大書院江被相廻候得共、我等共二者竹之間二扣居候、無程用人罷出、進達者儘二落手之旨申聞、今日御逢も可被成候处、町奉行衆二御談被成候義有之候二付、御逢無之旨申聞候間、相応及挨拶致帰小屋候、

同十二日

一、九時供揃申付、大久保出雲守組頭朝日忠三郎・山本清兵衛、我等組頭領十郎右衛門・石原太郎右衛門同道、染帷子・長襦着用、知恩院江致參詣候、諸事四月晦日之通り故略之、

同十五日

一、昨日松平(乘寬)和泉守殿方以御剪紙、当月五日保之丞殿御事、元服、官位被仰出、被称徳川式部卿殿与候之旨申来候間、五半時為恐悅罷越候様被御申越候間、染帷子・麻上下着、五半時出宅、例之通柳番所前二而大久保(教孝)出雲守出会同道、和泉守殿江罷越、用人江逢候而、昨日被仰越候通、為恐悅罷出候段、且又当日祝儀申述候、無程和泉守殿大書院江御出座、町奉行差引二而兩人罷出、保之丞殿元服、官位被仰出、恐悅之旨月番出雲守被申述候之処、和泉守殿御挨拶有之、直二退去、尤当日祝儀者其席二而不申述、用人江申置候而相濟候、為念記置、

同十六日

一、今日今宮辺巡見罷越候二付、六時過供揃申付、大久保出雲守与頭小栗猪三郎・山本清兵衛、我等組与頭上田犀之助・石原太郎右衛門被參候二付、我等襦・羽織着用出掛、於書院及面会候、猪三郎・犀之助二者其已前御番衆同道二而、先江被出候、

一、夫方出宅、我等小屋向二猪三郎・犀之助并両組御番衆被待合候間、相応及挨拶候、西御門方致 御城出候ケ所書左之通、

今宮辺 凡往来五里

一、天鷲絨織一色 和久屋茂右衛門

一、御召装束錦織師 喜多川平助

一、御召能装束唐織師 小池茂右衛門

一、下加茂 小弁当所

一、御菩薩池

一、太田社

一、上加茂

一、西念寺  
西行之住所也、西行直筆  
尋来梅古木あり、

一、今宮社

昼弁当 社主 佐々木河内宅(從升)

一、紫野大徳寺

右境内寺中

一、真珠庵

右座敷中之間曾我陀宣筆、同西之間同筆、同東之間長谷川等伯筆、東奥之間屏風松二鶴古法眼父狩野和清筆、

一、大仙院

東之間耕作図筆狩野哥之助、中之間唐八景宗阿弥筆、西之間水二鴨彩色古法眼之筆、東之庭右いづれも宗阿弥筆、

一、総見院

大相国(織田)信長公束帶之御願、三之間共墨絵長谷川等伯筆、

一、天瑞寺

三之間松竹梅極彩色、狩野永徳筆、

一、鹿苑寺

禅宗金閣有茶殿見林各夕(佳カ)菴亭あり、

一、平野明神

一、北野天満宮

一、七時致 御城入候、

同十八日

一、江府留守方、去ル十一日之六日限間便到来之处、嫡子銚次郎病氣之处、

養生不相叶、同日午之刻死去之段申越候、尤即日御用番大久保加賀守殿并

松平能登守殿(乗保)江留守居之者届書差出候旨、尤七歳未滿二付、三日遠慮可致

所、日数相立候二付、一通松平和泉守殿(兼寛)江御届申達候、且出雲守(天久保教孝)江も表手

紙を以為知申遣、并組頭衆江も以手紙為知申遣候、和泉守殿江届書左二記、

私嫡子銚次郎義、病氣之处、養生不相叶、当月十一日午刻病死仕候旨、

從江戸表申越候、尤七歳未滿二付、三日遠慮可仕候、日数相立候二付、

其儀無御座候、依之御届申上候、以上、

六月十八日 堀田豊前守(正民)

同廿日

一、九時供揃申付、大久保出雲守組頭小栗猪三郎・山本清兵衛、我等組頭并

五兵衛・石原太郎左衛門同道、染帷子・長袴着用、養源院江致參詣候、委

者四月廿日之所二有之故略之、

同廿一日

一、嫡子銚次郎儀、死去二付、外男子無之候間、弟門次郎儀飯養子致度願書・

扣共式通相添、留守側用人共迄差下し、我等留守頼戸田和泉守江自書差遣

し候、尤願書者往返日積りを以廿三日附二而差下し候、

願書左之通

私儀二条在番罷在候处、嫡子銚次郎儀、此度病死仕、外男子無御座候、

来夏其御地江罷帰候迄之内、不慮之儀茂御座候者、私弟堀田門次郎儀、

当夏十二歳罷成候、此者養子被 仰付、家督無相違被下置候様奉願候、

以上、

文政三庚辰年

六月廿三日

土井大炊頭殿(利厚)

青山下野守殿(忠裕)

阿部備中守殿(正精)

水野出羽守殿(忠成)

大久保加賀守殿(忠真)

右用紙大広式ツ折二認、大美濃紙二而封し、上書左之通り、

当分養子願書 堀田豊前守

正印之裏を用ゆ

和泉守江遣候書状左之通、

一筆啓上仕候、甚暑之節御座候得共、弥御安泰被成御勤仕奉賀候、然

者悴銚次郎儀、病死仕、外男子無御座候二付、弟門次郎儀、来夏帰府

迄飯養子致度旨相頼度奉存候、然ル処類例取調、留守家来方差登セ候

得共、三例共近例ニ茂無之候間、如何之手続ニ而可然哉、対組出雲守

殿江及内談候处、何れ自用方之取調ニ而、本庄近江守例ニ而可然哉、

併留守頼之儀ニ茂御座候間、貴所様江万端御頼申上候方可然旨被申聞候、依之右願書自筆ニ而相認致印封、扣共式通留守迄差下し申候間、一類共式通御先手同道并以使札を御用番之御老中衆江差出し可申哉、右願書取斗方之儀、用方之者罷出相伺候様申付越候間、罷出可相伺候、宜御差図被下候之様奉願候、依之以早便得貴意度、如是御座候、恐惶謹言、

六月廿一日 堀田豊前守

戸田和泉守様

人々御中

同廿三日

一、重野長左衛門并後藤縫殿助御預り御道具風入二付、致拝見候間、昨日大久保出雲守申合、我等義者初而二付、染帷子・麻上下着用、出雲守小屋江罷越候、無程出雲守同道罷出、尤出掛長左衛門江及面会候、二丸御門外方両組御破損奉行米津梅干助・武田伊織先立被致候、長左衛門ニ茂引統跡方被参候、御台所ニ有之御屏風拜見之節者上草履相用、刀取手ニ持致拝見候、御納戸蔵御道具拜見之節者草履不相用、刀者手持致拝見候、何れ茂長左衛門被致案内、縫殿助御預り御武器其外有之候、一番之御蔵者長左衛門御預りニ而、此内ニ御三代様共御装束有之候間、平伏致拝見候、右之内ニ御膳部・御武器・御茶具其外品々御道具有之候、溜り御蔵是又長左衛門御預り、御硝方之御道具有之候、

一、少々出雲守与談候事有之候間、同道ニ而出雲守小屋江罷越候、

但拝見相済候趣、所司代江両口上使者差出候、

同廿六日

一、大久保出雲守方用方使者を以松平和泉守殿方家来呼出二付、被差出候之處、左之御書付御達被成候由ニ而、為順覽被差越、一覽之上及返却候、

大御番頭江

今度 若君様御誕生二付、田安殿・兵部卿殿・式部卿殿方被献物之儀

八家老より可相達候、右御使之儀ハ在番各組組頭相勤候様可致候、諸事先格之通可被取斗之旨、年寄衆方申来候間、得其意、組頭江可被申渡候、尤被献物之義者未申越候間、追而可相達候、

六月

一、右二付、我等即刻供揃ニ而、出雲守小屋江罷越候處、両組頭月番出雲守組頭小栗猪三郎、我等組頭石原太郎右衛門被参候間、於小書院出雲守・我等列座、左之趣以書付申渡、早々申談、姓名書差出可申旨、出雲守被申達候、

今度 若君様御誕生二付、從田安殿・兵部卿・式部卿殿被献物有之ニ付、右御使両組与頭方三人、扣三人、両組対談之上、早々願書可被差出候、其旨御心得可有之候、

一、両組頭引取、又候被罷越、用方之者を以願書被差出候間、姓名左ニ記、

覚

小栗猪三郎

国領十郎右衛門

鈴木主税

朝日忠三郎

上田犀之助

山本清兵衛

一、右落手之旨、用方之者を以被申達候、我等方江も太郎右衛門罷越、同様書付被差出候、

但右御使相勤候ケ所相分り兼候間、先例等取調候所、相勤候ケ所御達之内ニ有之申候、併文化十三年之処ハ此度同様ニケ所之達無之候得共、呈書ニハケ所相認遣し候、此度もケ所者相分り居候得共、急度所司代方達無之候ニ付、ケ所相認候も如何ニ付、対組方所司代江用方之者遣し被問合候處、ケ所之義ハ江戸表方何共不申来候間、何共申聞ケ所を認不申候而も可然やと被尋候得共、急度差図致し兼候趣、被御申聞候旨、用方之者罷帰申聞候間、対組共申談、所司代方達無之候ニ、ケ所認候而呈書差出候も如何ニ付、此度之ケ所認不申候事、

同廿七日

一、今朝所司代宅江勅使被參、四時頃迄二者相濟可申由二付、四時過時之上下着用出宅、例之通柳番所前二而出雲守出會、所司代江罷越、左之通致進達退散、出雲守小屋江同道二而罷越候、

若宮様御誕生二付、御三卿方方 被献物有之候二付、兩組頭三人名前書之通為相勤候書付 忝通

○同扣為相勤候書付

忝通

一、兩組頭、出雲守組与頭小栗猪三郎・朝日忠三郎・鈴木主税・山本清兵衛、我等組頭国領十郎右衛門・上田犀之助被參候二付、出雲守・我等小書院江列座、御使可被相勤旨、出雲守被申達書面被相渡候、扣之方も直二一席二而被申達、同様書面被相渡候、直兩人退座、

一、夫方所司代江罷越、用人を以左之通致進達候處、落手被致候段、用人罷出申聞候間、直二退出罷帰候、

○若宮御誕生二付、御三卿方被献物御使相勤候様申渡候書付

忝通

○同様相勤候様申渡候書付

忝通

○例格之書付

忝通

同廿九日

一、今度若宮御降誕二付、為 御使高家織田豊後守上京、御機嫌相伺候様二昨夕松平和泉守殿方御剪紙到来候間、染帷子・麻上下着用、五時過出宅、出雲守同道二而罷越可申候處、俄二中暑二而不罷出候間、我等老人和泉守殿江罷越、用人呼出、昨夕被御申越候通、今日 御使豊後守上京二付、御機嫌伺二伺公仕候段申達、且又為歡豊後守旅宿江罷越候間、別段二者使者を以申達間數旨申達候、

○無程所司代方案内有之、豊後守被參候様子二付、画図之通大書院通、豊廊下敷居内へ着座、敷居外江御附衆其外並居、町奉行衆二者玄闔拭板方上之方畳廊下二着座有之、豊後守被參、我等前被通候節、被致会釈候而及会釈候、大書院入類敷居内迄和泉守殿御出迎有之候而、大書院江被致案内候、夫方我等義例之通り衝立際二着座扣居、町奉行差引二而罷出如図着座、御

機嫌相伺候處、御機嫌克被成御座候旨、豊後守被申聞候間、和泉守殿江向恐悅之旨申述、又候豊後守方へ向直り候節、年寄衆方之伝言有之、及会釈引申候、夫方直二竹之間江罷越扣居候處、町奉行衆被參、兩丸御老中方御伝言有之旨被申聞候、夫方我等義者退散、和泉守殿門前方乘輿着、為歡豊後守旅宿江罷越、取次迄申置、直二 御城入致帰小屋候、

七月朔日  
一、今日方我等月番相勤候二付、大久保出雲守方用方以使者月番箱并自書被差越、及直答候、

一、昨日町奉行衆方今日松平和泉守殿參内二付、当日祝儀申置二可致旨及通達候様被御申聞候由、紙面を以被申越候、

一、今朝五半時出宅、当日為祝義和泉守殿江罷越候、尤出雲守不快二付、我等老人罷越候、用人呼出、当日祝義申述、左之通り致進達候處、和泉守殿齒痛二付、今日參内御断之旨用人申聞候間、乍序見舞も申述扣居候處、又候用人罷出、進達物者不殘落手被致候由、且又見廻申込候挨拶も用人申聞候間、直二退散罷帰候、

進達書左之通  
○当六月分御破損方定式并小繕御入用高書付帳面掛御目二書付并帳面巻冊  
○御城中所々破損御修覆御入用請取申度旨申上候書付忝通  
○先達而申上候破損御場所別而難捨置御修覆御入用積書内談帳掛御目二伺書忝通并帳面  
○御破損奉行申立候破損所兩組御破損奉行見分仕帳面巻冊掛御目二、右之分難捨置處積書入御覽候書付忝通  
○外二鳴子御門通道筋新規模付足候之義伺書忝通  
一、右進達書案文者表留二有之故二略ス、  
一、当月七夕祝儀有之候二付、兩組頭并御番衆出礼無之候、

同四日

一、我等組江戸田和泉守組方代人河野紋右衛門・坂部左京今朝京着二付、組

頭上田犀之助同道被参候二付、於小書院犀之助江遂面会、夫方書院二おい  
て兩人之衆江遂面会、犀之助時候安否被申述候間、御無事之段申達ス、道  
中無滞到着一段之旨申達候与犀之助取合有之、申迄も無之候得共、在番中  
慎被相勤候様申達ス、犀之助取合有之、直二勝手へ被引取申候、

同五日

一、今朝我等組逢日二付被参候間、於小書院面会、無程在番中小屋取締御番  
衆被参候之間、同様於小書院及面会候、

同七日

一、今朝七夕為祝儀五時過出宅、大久保出雲守忌中二付、我等老人松平  
(乘寛) 和泉守殿江罷越、着服白帷子・麻上下、

一、用人呼出、当日祝儀申述、且例格之進達書式通、尤出雲守忌中二付、我  
等一名二而進達致し候段申述候、

大御番頭江

今度 鐘宮御誕生二付、田安殿・兵部卿殿・式部卿殿方被献品々別紙  
(安仁親王) (寄臣) (橋寄礼) (徳川寄明)

別紙左之通

田安殿

兵部卿殿方

式部卿殿

禁裏江

御太刀

一腰

御馬代黄金

一枚ツ、

鐘宮江

御産衣

二重

一種

一荷ツ、

女御江

白銀

五枚

一種

一荷ツ、

一、例之通、町奉行差引二而、和泉守殿江当月祝儀安否相尋、無程罷帰候、

一、出雲守忌中二付、両組中共不及出礼旨、昨日申達候二付、出礼無之候、

一、御使被相勤候組頭衆江被参候段申達候二付、出雲守組頭小栗猪三郎・鈴

木主税、我等組頭国領十郎右衛門被参候之間、於小書院猪三郎・主税江面会、

左之書付相達、出雲守忌中二付、我等相達候段申渡候、

今度 鐘宮御誕生二付、田安殿・兵部卿殿・式部卿殿方被献品々別紙

之通二候之段、御附々方被申越候旨、松平和泉守殿被仰聞候間、別紙

老通相達候、

七月

但別紙品書者前之通二付爰二略ス、

一、我等組頭国領十郎右衛門江も面会、同様之書付相達候、

同十日

一、松平和泉守殿方我等家来呼出二付、用方之者差出候処、左之御書付老通

并御三卿方被献物御目録、外二去月廿七日進達致し候口上書式通江被成御

附紙、且又去ル朔日致進達置候鳴子御門前通り新規構付堀足等之伺書江被

成御附紙・絵図面共被成御返却候間、請取罷帰り候、尤御附紙者表留二有

之故略ス、

御書付左之通

ミたし

大御番頭江

田安中納言殿使

徳川兵部卿殿使

徳川式部卿殿使

右来十三日巳半刻、御三家方使者二引続、長橋 奏者所并 鐘宮 女

御江可相勤候、尤 鐘宮江之使之儀者 女御御殿二而一緒二可相勤候、



被献廻し方之儀者先格之通り取斗候様、町奉行江相達、且御返答、来ル十八日辰半刻、御三家方使者二引統、於広橋亭可被申渡候、此段使相勤候組頭江可被申渡候、

七月十日

一、御使相勤候両組頭小栗猪三郎・鈴木主税、我等組国領十郎右衛門罷越候様申遣候処、即刻被参候二付、大久保出雲守列座二而可申渡候処、同人忌中二付、我等老人二而、於小書院面会、左之書付式通相渡退去、

書付左之通り、

田安中納言殿御使

徳川兵部卿殿御使

徳川式部卿殿御使

右来ル十三日巳半刻、御三家方使者二引統、広橋 奏者所并 鯉宮(安江親主)女御可相勤候、尤 鯉宮江之御使之儀者 女御御殿二而一緒二可相勤候、被献物廻し方之儀者、先格之通取斗候之様、町奉行衆江松平和泉守殿御達被置候、且 御返答、来十八日辰半刻、御三家方使者引統於広橋亭可被申渡旨、和泉守殿被仰聞候間、此段相達候、

七月

別紙書取

一、御口上之趣 鯉宮御誕生御祝儀御目録之通被献候之趣、取繕可被申上候、  
一、御使之儀、長橋 奏者所并 鯉宮 女御江可被相勤候、 鯉宮江之御使者女御御殿二而一緒二可被相勤候、  
一、被献物者御門外腰懸迄相廻、伝 奏衆雜掌案内次第差出、 鯉宮 女御被献物茂同断、諸事右雜掌取斗候趣二候、  
但御目録之義、勝手次第第可相渡候、  
一、御返答ハ伝 奏衆里亭二而可被申渡候、

七月

同十二日

一、嫡子銚次郎義、死去二付、去月廿一日江府同役戸田和泉守(光弘)江差出候書状

之返復相達候二付、左二記、

去月廿一日付之御書状相達、拜見仕候、如仰残暑強御座候へ共、弥御安泰被成御在勤、奉恐寿候、然者此度御賢息様被成御逝去候段、誠絶言語候、右二付、御舍弟様御義、来夏御帰府迄御飯養子被成度御座候二付、御類例御留守居方申上候処、三例とも御近例二無御座候二付、御手続出雲守殿江被及御相談候処、御自用方御取扱二而、本庄近江守(大久保教孝)殿御例二而可然由、併御留守頼之義二も御座候之間、私方江被仰下候様可然由、依之御直書二而御願書御認之上、御扣共式通御留守迄御差下、御一類方之内御先手御同道之義、并以御使礼御用番御老中方江御差出し可被成哉、御願書御取斗向之義、御用方之衆私方江被相越候様被仰下候旨、宜敷申談候様被仰下、委細承知仕候、御用方之衆被相越、御書面等持被申談候二付、近江守殿御例之通取斗被申候之様申談候、尚委細之義ハ御留守御用方之衆方被申上候事与奉存候、段々御細書之趣承知仕候、右貴答迄、草々如是御座候、恐惶謹言、

七月四日

戸田和泉守

堀田豊前守様

貴答

一、届書者去月廿三日日附二而、当月五日御退出後、御用番土井大炊頭殿并西丸酒井若狭守殿御退出後差出候様之由、且又願書ハ来ル七日御用番对客二進達被致候之処、七夕二付無之候間、十一日对客二進達可致候之処、余り日間も相延候義故、留守居之者、去ル五日届書差出候之節御落手之上、公用人江面談、願書も届書同日二当地方差下候二付、来ル七日对客二進達可致候処、七夕二付对客無之故、十一日迄者余り日間も延候義二付、六日別段御逢之儀申込、進達可致旨申談置候之段、今日留守家来方去ル四日出之書状二申越候、

同十三日

一、御使相勤候組頭小栗猪三郎・鈴木主税・国領十郎右衛門無滞相勤候由二而被参候間、我等時之上下着用、於小書院面会、御使無滞被相勤、一段之

旨申達退座、

同十四日

- 一、今日知恩院・養源院江盆中為拜礼罷越可申候、少々不快二付不罷出候、
- 一、江府表方間便着之処、嫡子銚次郎病死二付、又々御届書去ル五日土井大炊頭殿・酒井若狹守殿致進達候処、無滞御請取相濟、猶又仮養子願書之儀も、其砌公用人江去ル六日別段御逢之義、前文之通掛合候処、御承知二而、去ル六日御先手仁加保孫九郎差添、堀田主馬右願書被致進達被進候処、無滞被成御請取候旨申越候、

同十八日

- 一、今朝松平和泉守殿江罷越、我等此度八朔、御使相勤候二付、例格之書付致進達候、右之節、外側御修復中以代船御堀江入候義申上候書付以用人致進達候処、御落手之旨被仰聞候、尤八朔、御使二付而之進達之義ハ、別帳二有之故二略ス、
- 一、九時前、大久保出雲守組頭小栗猪三郎・鈴木主税、国領十郎右衛門被參、今日伝奏衆於宅、御返答被仰出、無滞相濟候間、直諸司代江も罷出相届候由、左之書付被差出、御用方届被申聞候間、於小書院三人江面会、諸事無滞相濟、一段之旨申達候、

差出候書付左之通、

- 此度、女御御安産、(安仁親王) 鐘宮御誕生御祝儀目錄之通被献上、御機嫌二被思食、(江茂) 女御被献上、御満悦二被思石、
- 一、右二付、和泉守殿江届書以使者差出候、委細ハ表留二有之、爰二略、

同十九日

- 一、戸田和泉守組方取人後藤勝次郎・下山弥八郎・石野清五郎、我等組脇部八郎左衛門上京二付、月番組頭上田犀之助同道被參候二付、例之通及面会候、

同廿日

- 一、昨夕松平和泉守殿方大坂町奉行内藤隼人正上京二付、御機嫌相伺候様、御剪紙到来いたし候之間、今朝罷越可申候処、今朝方腹泻二付難罷出、依之以使者届書和泉守殿江差出し候、
- 一、右二付、大久保出雲守江も紙面差遣し候之処、承知之旨返復来、委者表留二有之故略、

- 一、出雲守方用方使者を以、今朝和泉守殿江被相越候節、次飛脚到来之処、江府用番松平縫殿頭一印之書状差登候由二而、和泉守殿以用人被相渡候二付、被遂披見候処、我等組仁科次郎太郎此表御蔵奉行仮役相勤候二付、御扶持方御証文之義、先達而相願置候処、土井大炊頭殿右御証文老通御渡二付、右御証文書状共被差越候間、月番我等和泉守殿江罷越、御証文差出可申候処、不快二付出雲守江進達之義、用方使者を以相願候処、同人被相越、御証文被致進達候、右二付、次郎太郎我等小屋江相招、右之趣可申渡候、不快二付難申渡候間、申渡書并御証文写共相添、出雲守江頼道候処、同人於小屋二次郎太郎江被申渡候、諸事表留二有之故略ス、

同廿一日

- 一、今日御番衆逢日之処、不快二付廿五日被參候趣二取極候、

同廿三日

- 一、戸田和泉守組方我等組江、為代人小林又左衛門上着被致候間、一人二付相組与頭伴五兵衛同道被參候之間、例之通及面会候、

同廿四日

- 一、松平和泉守殿方以使者御同人与力御門断御証文三通持參、兼而御差出有之候御証文引替之儀被仰越候間、我等時之上下着用、於小書院使者江面会、御門断御証文引替之儀被仰越、致承知候、直二御証文引替御渡申候段及直答候、委ハ表留二有之故略、

同廿五日

一、今日御番衆逢日二付被参候間、及面会候、

八月朔日

一、今朝為八朔祝儀(元久保教孝)出雲守同道、松平(乘寛)和泉守殿江罷越、例之通相濟罷帰候、右序二七月分定式并小繕御入用銀米高書付并添書致進達候、

一、兩組与頭并御番衆為祝儀被参、例之通及面会候、同様与力同心罷出候間、目見申付候、

一、今日方出雲守月番被相勤候二付、例之通り月番箱相送り候、

同二日

一、八朔 御使相勤候二付、六半時過罷出、万端無滞相濟、七時過罷帰候、尤委數ハ八朔 御使相勤候節之手留二有之故二略ス、

同五日

一、松平(乗茂)縫殿頭組石川九兵衛為代人到着、相組与頭石原太郎右衛門同道被参候間、例之通り及面会候、

一、於小書院太郎右衛門江面会、屋敷相對替願之通被 仰付候旨申渡書付相渡候而退座、

一、今日御番衆逢日二付被参候間、例之通及面会候、

(表紙)

四五

文政三庚辰年

二条在番中手留

從八月八日  
至十二月晦日

八月八日

(龜田正氏)我等組江取手返取人・代人・跡登之面々、在番中墓参願之向有之候二付、五ツ半時出宅、我等老人松平(乗寛)和泉守殿江罷越、以用人致進達候処、御承知之旨被仰聞候間、直二退散罷帰候、

同十五日

一、今五ツ時供揃二而、麻上下着用、当日為祝儀出雲守同道、松平(乗寛)和泉守殿江罷越、例之通相濟罷帰候、

一、兩組与頭并御番衆当日為祝儀被参候間、及面会候、

同廿二日

一、今朝御番衆逢日二付被参候間、例之通及面会候、

一、今朝五ツ半時供揃二而、西御門方御城出、為時候見舞御門番之頭壺并隼人・石渡龜次郎、禁裏附渡辺筑後守(孝)、仙洞附小笠原豊前守(直信)・喜多村石見守(正秀)、御目付秋元忠右衛門、町奉行牧備後守(義珍)・曾我豊後守罷越、夫方直二御城入いたし候、且御代官小堀中務江茂罷越可申候処、同人不快二而、我等小堀江老度も不被参候二付、不罷越候、

同廿五日

一、松屋伝兵衛此度札親申付候二付、於鉄炮之間通り懸目通り申付、用方之者致披露候、

九月朔日

一、今日方我等月番相勤申候、

一、当日為祝儀松平(乗寛)和泉守殿江罷越候二付、五半時服紗給・麻上下着用、大久保出雲守同道罷越、用人呼出、当日祝儀申述、夫方破損御場所之内難捨置所御修復御入用積書并内訳帳懸御目、積書之通御修復之儀相伺候書付、去月分定式小繕御入用銀米高書付、添書共出雲守被致進達候、

一、臨時御修復之儀二付、和泉守殿江御直二申上度旨、出雲守与談置候二付、

右序二御逢日限之儀、以用人相伺候処、明二日可被成御逢候旨、被御申聞候、

一、例之通於大書院当日祝儀申述、直二退散、

一、節句有之月故、組中出礼無之候、

同二日

一、出雲守小屋江五半時頃罷越、臨時御修復之儀、猶又彼是申談、伺書者出(宋久候教考)

雲守方二而取調被置候間、四時方同道、和泉守殿江罷越、以用人御逢之儀(松平乗寛)

申込、臨時御修復之儀二付、御内慮伺之書面并御弓方・御具足方御修復御

入用減方之儀、御弓奉行・御具足奉行より差出候書付類、是又入御内覽候

段申達扣居候処、無程於小書院御逢有之、委細申述候処、右書面御落手御

承知之旨、被御申聞候間、直二退座罷歸候、

同五日

一、昨日御目付代遠藤新六郎・奥津隼人上京二付、上意有之候間、今五ツ半時罷越候様、昨夕松平和泉守殿方御剪紙到来二付、五ツ時供揃二而、服紗給・麻上下着用、大久保出雲守江案内申遣、例之通柳番所前方同道、諸司代江罷越、用人呼出、御目付上京二付、昨日以御剪紙被仰下候間、伺公仕候旨申述候、無程所司代方案内有之、御目付衆被參候趣二付、絵図之

通大書院疊廊下敷居内江、我等、出雲守与申順二着座、鋪居外江町奉行衆、

御附衆、地役衆着座、御目付衆我等前を被通候節、被致時宜候間及会釈候、

書院入側敷居内迄和泉守殿被出向同道、書院江被通、我等共二者引続例之

通衛立際二着座、和泉守殿江上意相濟、我等共罷出候様町奉行衆被申聞

候間、絵図之通書院中之敷居内和泉守殿方江寄着座、御目付之方を向、致

平服候処、新六郎左之通被申聞候、

御意なさる(徳川家徳)公方様(徳川家徳)右大将様益御機嫌能被成御座候間、恐悦奉存、入念

相勤候様上意之趣被申聞候二付、和泉守殿方を向、難有旨申述候、隼人

奉書可渡旨申述候二付、月番我等罷出請取、元之席江引候上、出雲守二も

拜見被致、右相濟、我等少々進ミ、和泉守殿江懸御目、直二被成御戻候間

請取、元之席江引御目付衆之方を向候与、新六郎方御老中方之御伝言被

申置候、尤水野出羽守殿・酒井若狭守殿・松平能登守殿御伝言無之由、夫

方和泉守殿江向、後刻御目付衆御番所江同道可仕段、我等申達候所、御承

知之旨被仰聞候間退座、夫方出雲守小屋江相越待合候処、無程御門番之頭

同道、御目付衆北御門方御城入、出雲守小屋江被參候二付、出雲守玄関

上之間迄被出迎、我等大書院入口迄罷出、小書院江致案内、御門番衆者次

之間迄被通候、何れも茶煙草盆出候、夫方我等出雲守先江罷出、御目付衆

者跡江附同道、二丸御門外江両組御破損奉行出迎被申候間及会釈二、夫方

先立被致候御門両扉開之、二丸御番所江罷越、我等共先江上り、絵図之通

椽類之方江着座、尤月番我等上席いたし候、御目付衆二者正面二着座、其

節我等方組中江向心、進ミ候様申、一同進ミ被申候節、上意之趣新六郎被

申達候間、難有旨我等取合申候而退座、猶又先江立同道致候、尤組頭衆二

者宮段之下迄被致迎送候、初之通御破損奉行衆被致案内、御門外迄御破損

奉行先立有之、直二出雲守・我等・御目付衆・御門番衆同道、我等小屋江

致案内、尤中仕切内方出雲守・我等先江罷越、我等儀者大書院次之間迄出

迎、出雲守二者同所入口迄被出迎候、尤我等・出雲守刀者玄関二而近習之

者江相渡候、其外刀者銘之持參被致候、小書院江案内いたし、障子之方江御

目付衆着座、同所下之間江御門番衆相通、御目付衆江煙草盆差出、御門

番衆江者差出不申候、夫方相心及挨拶候、即刻御目付衆被歸候二付、我等

儀者式台迄相送、出雲守二者大書院下之間迄送り被申候、御目付衆我等小屋江被參候節、被歸候節も、用人老人、取次老人、麻上下為着、白濁(彌力)江差出、玄關上、用人老人、取次老人、麻上下為着、其外平番給仕之者平服、尤玄關敷出し飭手桶等如先格申付候事、

一、今日御奉書

一筆令申候、公方様 右大將様益御機嫌能被成御座候間、可心易候、將又為御目付代遠藤新六郎・奥津隼人差遣候条、万事可被相談候、恐々

謹言、

八月十九日

大(天久保忠實)加賀守

名乗判

水(水野忠成)出羽守

名乗判

阿(阿部正徳)備中守

名乗判

青(青山忠裕)下野守

名乗判

土(土井利厚)大炊頭

名乗判

大久保出雲守殿

堀田(正氏)豊前守殿

一、今朝諸司代江罷越候節、左之書付以用人致進達候、

七月方八月迄御破損方入用御内借銀米帳御破損奉行可致持參候間、御裏印之儀申達候書付、

一、御目付被歸候後、我等小屋二而出雲守暫被見合、夫方同道、西御門方御城出、供廻り例御仏參之通召連、和泉守殿江罷越、用人呼出、兩組中蒙上意候御札申達、且又是方兩御目付衆江罷越候二付、別段二者 御城出御届申上間敷旨申達、夫方出雲守同道二而御目付衆屋敷江罷越、我等共始兩組中 上意御札、并京着飲口上取次江申置候、即刻西御門方 御城入、尤

如例之、途中方供頭之者諸司代江差遣、御城入御届申達、猶又我等組頭衆江以徒使案内申遣候、

一、今日次飛脚便江 上意御札呈書・御奉書御請并御伝言之御札、御老中方酒井若狭守殿・松平能登守殿并両若年寄衆・兩御側衆江之呈書、江府同役衆江之書状、月番我等方二而兩名二仕立、出雲守江一覽二入候上、以使者諸司代江相頼遣候、

但大坂同役衆江案内之書状も過書便方差出、

同六日

一、今朝逢日二付、御番衆被參候間、例之通及面会候、

同七日

一、今日兩組殘役衆相招候二付、昨日例格之通、相組与頭衆江同道被有之候様申遣候二付、昼時方大久保出雲守組与頭鈴木主税(彌田正氏)、我等組与頭石原太郎右衛門、出雲守組逸見勘右衛門、我等組飯高七左衛門同道二而被參候二付、我等時之上下着用、於小書院組頭衆江面会、相応及挨拶、夫方兩殘役衆江逢可申段申達、組頭衆一旦書院江引、兩殘役衆同道二而、又候小書院被出候二付、相応及挨拶、我等退去、引統料理為出又候我等罷出、燒物四人之衆江自身引候而直二退去、銚子出候節二罷出致挨拶直二引、夫方膳引之、茶煙草盆為出暫有之、茶多葉粉盆為引候上、猶又罷出、相応及挨拶、七左衛門江向、申迄も無之候得共、道中非分無之様下々迄被申付、於江戸表勤役中入念取被相勤候様申渡、太郎右衛門取合被申候、夫方取人・代人願書付、同役衆月番願書付者、追々相渡候旨申達、我等罷在候与、四人之衆退座被致候間、小書院次廊下迄送り申候、尤組頭衆二者平服、殘役衆二者麻上下二而被參候、

一、跡残番与力并同心且米弘与力、吸物・酒為給候上目見申付候二付、我等書院江着座、先達而与力呼出置、今日吸物・酒為給候、礼用方之者取合申候間、勤役中入念相勤、道中下々迄非分之儀無之様急度可申付旨申渡、用方之者取合申候、夫方米弘与力為呼出、用方之者同様取合出精相勤、骨折

大儀之段申達、終而退座、夫方同心共兩人並為置通懸ケ目見申付、与力披露いたし候、終而退去、

同八日

一、養源院(堀田正氏)我等儀可致 御仏参候処、疝泻二付不罷出候、大久保出雲守(教孝)二者両組頭之内四人同道参拜有之候、

同九日

一、為重陽祝儀、松平(乘寛)和泉守殿(江)罷越候二付、五時過之供揃二而、花色小袖・麻上下着用、出雲守(天久保教孝)江案内申遣、例之通柳番所前二而出会、同道罷越、重陽祝儀・安否口上申述候処、左之書取以用人被出御渡候間、直二恐悅之旨出雲守・我等(堀田正氏)一同御答申置候、右二付、別段御答書差出不申候、  
從江戸表去三日出之次飛脚到来、(徳川家香)公方様 (徳川家應)右大将様益御機嫌能被成  
御座候旨申来候間、可御心易候事、

九月九日

一、和泉守殿御逢有之、例之通相濟罷帰候、  
一、為当日祝儀両組与頭并二御番衆被参候間、例之通及面会候、  
一、与力同心同様罷出候間、目見申付候、

同十日

一、我等(堀田正氏)江松平(乘寛)縫殿頭組方代人中嶋権左衛門上着二付、我等組頭伴五兵衛同道被参候二付、例之通及面会候、

同十一日 ○野服着用

一、今日東山辺為巡見罷越候二付、六時過大久保出雲守組与頭鈴木主税・朝日忠三郎、我等組与頭伴五兵衛・石原太郎右衛門、并両組御番衆同道、西御門方致御城出候、夕七時過致 御城入候、

同十五日

一、今朝五半時供揃二而大久保出雲守同道、松平(乘寛)和泉守殿(江)罷越、例之通用人呼出、当日祝儀并安否口上申述、夫方 御城中所々為御入用、合竹并中繩藁請取申度旨申上候書付式通致進達候処、被成御請取候旨、被仰聞候、其節先達而御弓方・御具足方方差出候書付、去ル二日入 御一覽及御内談置候処、右書付之趣二而伺書取調差出候様、以用人被仰聞、書付類御返却有之候、

一、例之通大書院二而御逢有之、当日祝儀申述、夫方直二退散、罷帰候、  
一、例之通両組与頭并御番衆、当日為祝儀被参候間、及面会候、

一、逸見勘右衛門・飯高七左衛門為暇乞被参候二付、於書院遂面会、相応及挨拶、江府同役衆江之伝言申達、并同役衆江之書状七左衛門江相渡、勤役中被入念候様申達候而退去、尤石原甚左衛門江之書状者、用方之者を以為相渡候、月番順可相渡候処、未相分不申候二付、相渡不申候段、為申達候、

同十七日

一、今日金地院 御宮江参詣可致候処、昨夜中方疝泻二付不罷出候、

同十九日

一、今朝五ツ半時出宅、我等(堀田正氏)老人松平(乘寛)和泉守殿(江)罷越、兼而大久保出雲守(教孝)与申談置候通、御弓・御具足御修復御減方之書付別紙相添、以用人致進達候処、御請取之旨被仰聞候間、直罷帰候、

同晦日

一、明朝日、御金請取御番衆大坂表江出立二付、昨日申達候通、大久保出雲守組与頭山本清兵衛、我等組与頭伴五兵衛、并出雲守組伊東九郎右衛門・大柴源五右衛門、我等組山下次郎兵衛・赤井勘次郎被罷越候間、我等時之上下着用、於小書院組頭衆江及面会、夫方四人之御番衆江者於大書院面会、清兵衛時候安否被申聞候間、御無事之段申達候与、大坂表江御金為請取罷越候段、清兵衛被申聞候間、諸事例之通被相心得、入念被相動候様申渡、清兵衛取合有之、夫方御蔵衆江之一紙手形并書状目錄清兵衛江相渡、

同役衆江之伝言申達、清兵衛取合有之退去、夫方以用方之者為暇乞我等小屋江被參候儀斷申達候、

十月朔日

一、今日方大久保出雲守(教孝)月番被相勤候二付、例之通月番管直書相添、以用方之者相送候、

一、為当日祝儀、松平(乘寛)和泉守殿江罷越候二付、五半時服紗小袖・麻上下着用、出雲守方案内有之罷出同道、和泉守殿江罷越出札如例之相濟、右以前用人呼出、当日祝儀申述、其節去月中御破損方銀米高書付、添書共式通致進達候処、御請取之旨、以用人被御申聞候、

一、兩組与頭衆并御番衆兩度二被參、例之通及面會候、

同六日

一、今八半時、御金請取山下次郎兵衛・赤井勘次郎着、御城入有之被參候、米弘堀田孫次郎二も被參、御合力米・御金三箇(堀田正民)、我等并組中与力同心共我等小屋持參有之、用人請取通夜番等申付候、対組伊東九郎左衛門・大柴源五右衛門二者直二対組小屋江被參候由、

一、我等時之上下着用、於書院次郎兵衛・勘次郎面會、御金無滞被請取、上着骨折之段相応及挨拶候処、大坂同役衆方之伝言、并安藤出雲守(広米)於小屋料理被振廻、牧野伊予守於小屋菓子被出候礼、被申聞候二付、相応及挨拶、勝手江引申候、

一、大坂表方持參之御城代・御定番衆・同役衆・町奉行衆・御金奉行方之返報者、月番出雲守江差出候段、次郎兵衛申聞候、

一、無程九郎左衛門・源五右衛門被參候間、於書院面會、以前之通及挨拶候、同役衆伝言之趣九郎左衛門申聞候間、直二退去、

同七日

一、当所妙心寺塔頭麟祥院江(大久保教孝)參之儀、出雲守江も兼而及相談置候通、今日五半時出宅、松平(乘寛)和泉守殿江我等老人罷越、以用人進達書差出候処、御請

取御承知之旨被 仰聞候間、直罷帰候、右進達書為見合左二記、

ミタシ

堀田豊前守(正民)

当所妙心寺塔頭麟祥院春日局菩提所二御座候処、私先組加賀守由緒茂御座候二付、在番中仏參仕度奉存候、此段申上置候、猶亦其節御届可申上候、以上、

辰十月七日

堀田豊前守

同八日

一、明九日、高雄辺為巡見罷越候二付、昨日松平(乘寛)和泉守殿江申上置候二付、妙心寺塔頭麟祥院江致仏參候間、巡見之届并仏參之届以使者兩度二差出候、右届書為見合左二記ス、

一昨日申上候当所妙心寺塔頭麟祥院春日局菩提所二而、明九日仏參仕候、依之以使者申上候、以上、

十月八日

堀田豊前守(正民)

同九日

一、今日我等高雄辺為巡見罷越候二付、六ツ時過大久保出雲守組与頭小栗猪三郎・山本清兵衛、我等組与頭上田犀之助・石原太郎右衛門被參候、我等羽織・袴着用出懸ケ於書院及面會、猪三郎・犀之助二者其以前御番衆同道二付、先江被出候、

一、六ツ半時前組頭衆同道、例之供廻二而西御門方致 御城出候、

一、昨日松平(乘寛)和泉守殿江御届申達置候通、今日花蘭妙心寺塔頭麟祥院江仏參いたし候、右相濟、同所二而野服二着替、所々巡見致候、兩組頭衆二も右同様着替被致候、

一、七ツ半時頃致 御城入候、

同十五日

一、今朝五半時、供揃二而、例之通柳番所前二而大久保出雲守江出会同道、

松平(乘寬)和泉守殿江罷越、用人呼出、当日祝儀并安否申述、右之節、月番出雲守方諸進達物用人江被相渡候、尤進達書表留二有之故略ス、

一、無程用人罷出、進達物落手被致候旨申聞候、且又江戸表去ル九日・十日出之次飛脚到来、(徳川家徳)公方様(徳川家吉)右大将様御機嫌克被成御座候旨申来候、御書取御達有之候二付、直二恐悅之旨御答申達候、夫方無程和泉守殿御逢有之候間、例之通当日祝儀并安否申述罷歸候、

同十九日

一、今日我等東山辺為巡見罷越候二付、六ツ時過大久保出雲守(教孝)組頭鈴木主税・山本清兵衛、我等組頭伴五兵衛・国領十郎右衛門被參候、我等野服着用出懸、於書院及面会、主税・五兵衛二者其已前御番衆同道二付、先江被出候、

一、六ツ時過、組頭衆同道、例之供廻り二而西御門方致 御城出候、  
一、七ツ半時前致 御城入候、

同廿一日

一、今日我等組逢日二付、四時頃方被參、例之通及面会候、引続小屋取締之御番衆被參候間、是亦遂面会候、

同廿六日

一、今日我等組御番衆千本屋鋪二而弓術相始候二付、為見廻九ツ時過出宅、西御門方 御城出、千本屋敷江罷越、組頭国領十郎右衛門・上田犀之助并御番衆出向被居候間、相応及挨拶、七時前頃迄罷在候、

一、帰候節茂同様、組頭御番衆被出候間、相応及挨拶罷歸候、尤委敷者表留二有之故略ス、  
但供召連候儀者、平生諸司代江罷越候通候、

十一月朔日

一、当月我等月番相勤候二付、例之通大久保出雲守方用方之者為使者、月番(教孝)管并鍵宮被相送候二付、落手之旨及返答候、

一、五ツ半時、例之通出雲守江案内申遣、服紗小袖・麻上下着用、柳番所前二而出会同道、松平(乘寬)和泉守殿江罷越、以用人当日之祝儀申述、右畢而去月分定式小繕御入用銀高書付、其外書面類出雲守被致進達候、委敷者表留二有之候間爰二略ス、

一、右之節、今朝初雪二付、右見舞も申述候、尤兼而者以使者申達候得共、今日者罷越序二付、申述候段も申達候、右故別段使者不差遣候段、出雲守江申談候、例之通和泉守殿御逢有之候而罷歸候、

一、兩組頭并御番衆当日為祝儀被參候間、例之通遂面会候、

一、重野長左衛門・三輪市十郎同道被參、此度市十郎義 御殿番見習被仰付候間、吹聴并已来之頼旁被參候旨被申聞候間、則我等於小書院右兩人江遂面会、相応及挨拶候、

同三日

一、大坂廻御修復御具足四領見分二付、大久保出雲守見分相濟二而、四時過頃御具足奉行、出雲守組速水鉄之助・我等組石川又四郎同道被參候、(編田正民)

一、右御修復御具足書院床之間下江毛氈式枚鋪之、右上江飭二附、我等江案内有之、時之上下着用、書院江罷出、鉄之助・又四郎江面会、相応及挨拶、御具足致見分、勝手次第被相下ケ様申達、我等退去、

同五日

一、今朝我等組逢日二付、被參候間、例之通及面会候、

同十五日

一、五ツ半時、例之通出雲守江案内申遣、服紗小袖・麻上下着用、柳番所前二而出会同道、松平(乘寬)和泉守殿江罷越、以用人当日之祝儀申述、右畢而破損御場所別而難捨置所二口、御修復御入用積り書帳并伺書致進達候、尤委敷者表留二有之故略ス、

一、無程和泉守殿御逢有之候而罷歸候、

一、兩組頭并御番衆当日為祝儀被參候間、例之通遂面会候、



同十六日

一、今日我等組御番衆千本屋敷弓術稽古定日二付、我等為見廻罷越可申処、  
 少々致疴沔候二付、不罷出候、  
 一、御弓奉行大久保出雲守組原田新右衛門、我等組日比野七之丞被參、御修  
 覆御矢根被相下ク、被致持參候二付、於書院可致見分候処、致疴沔候二付、  
 勝手江取入致見分候、右相濟、御修復被申付候様、以用方之者御弓奉行江  
 為申達候、

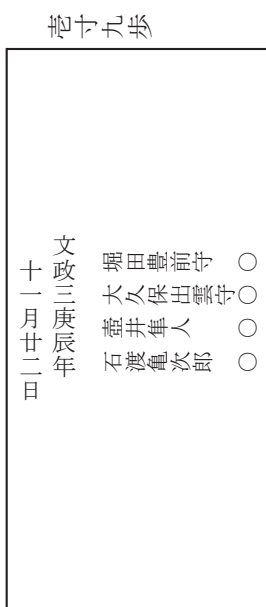
同廿二日

一、昨日、松平(乘寛)和泉守殿方以御剪紙、今日 禁裏附森川(氏昌)金右衛門上京二付、  
 五ツ半時罷越、伺御機嫌候様被御申越候二付、五半時服紗小袖・麻上下着  
 用出宅、柳番所前二而出雲守同道、和泉守殿江罷越、用人呼出、昨日被仰  
 越候通、金右衛門上京二付、為伺御機嫌罷出候段、月番(編田正民)我等申述候、尤金  
 右衛門二者我等共方先江參被居候、無程和泉守殿御出席、町奉行衆会積二  
 而、我等、出雲守与申順二兩人一同罷出候而、金右衛門之方ヲ向、奉伺御  
 機嫌候旨、我等申述候処、御機嫌克被遊御座候旨、金右衛門被申聞候間、  
 和泉守殿方ヲ向、恐悦奉存候段申述、又金右衛門方ヲ向候与、御老中方御  
 伝言有之候旨被申候間、及会積、直二退去、竹之間江罷越候処、御本丸御  
 老中方青山下野守(忠裕)殿斗御闕席、西丸御老中方二者御出席無之旨、町奉行牧  
 備後守(義亦)申聞候、夫方無程罷出候、

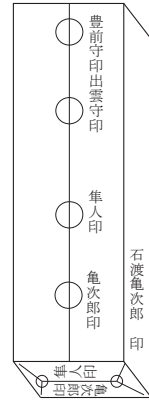
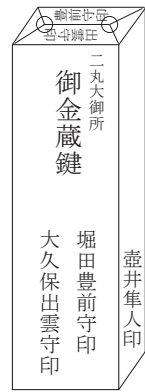
一、今日御金藏封印切替候二付、出雲守同道二而、直二同人小屋江罷越、平  
 服二罷成候、無程御門番頭・御藏奉行・御殿番重野長左衛門・同見習三  
 輪市十郎被參候間、先江罷越候様申達候処、御門番并御藏奉行二者残り被  
 居候、我等共御門番衆連印之封扣共四枚、我等方二而認持參致し候二付、  
 各調印致し候、  
 一、御場所宜趣二付、出雲守同道罷出、御門番衆御藏奉行江及挨拶、同道罷  
 出、二丸 御門外二両組御破損奉行衆待合被申候間及挨拶、先立二丸御門  
 方入、同所御番所二而当番出雲守組与頭山本清兵衛御番所方下り被致会

積候、御金藏前江罷越候処、出役之衆被致会積候、夫方長左衛門御金藏戸  
 前開之、長左衛門方鍵筥持參有之、封之儘被為見候之間、封切被申候様申  
 達、則鍵箱封切被申候、上り口之戸封切被申、夫方同心二階江薄縁敷候内  
 見合罷在、長左衛門案内二而刀取手二持、二階江上り申候、尤召連候用人  
 共、其外供之者柵外江差置候、二階正面二月番我等、出雲守与申順二刀後  
 江置着座、左之方二御門番衆・御藏奉行着座、上り口之方二長左衛門・市  
 十郎着座有之、御金箱入候長持封印長左衛門切被申、鍵明ケ被申候、夫方  
 御金箱我等共前江並、封印切蓋明候而、長左衛門入記被為見候間、扣之方  
 与引合せ相改申候、夫方御金鍵封印、御藏奉行・長左衛門連印之封、長左  
 衛門付被申候、右御金箱長持江入候二付、御長持際江罷越、得与見分いたし、  
 御長持錠卸し候、我等共・御門番之頭衆連印之封、長左衛門附被申、右相  
 濟、鍵箱封印、其外上書等長左衛門取斗被申候、右鍵箱封之上、我等共御  
 門番之頭衆調印、長左衛門取斗被申候、二階上り口戸前内封印相濟、外戸  
 前迄不殘相濟、終而退散之節、初之通御番所前二而清兵衛会積被致候、二  
 丸御門方出、地役衆暇乞、御破損奉行江も挨拶二およひ、致帰小屋候、  
 但鍵箱上書等為認候二付、右筆召連候処、右上書者御殿番之者取斗候  
 由、長左衛門相認候儀二付、近年相止之候、為念記置、  
 一、去卯年、戸田和泉守・松平縫殿頭封印、長左衛門与我等用方之者江被相  
 渡候間、書状を以返却二およひ候、  
 一、封印左之通、

右封印用紙美濃紙



一、御金藏鍵箱封印左之通、



右御金藏封印切替相濟候、為御届以使者所司代(松平乘寬)江申達候、尤御金出入等有之、御金員數相違之節者、兩名自書封書付、所司代江致進達候得共、今日者員數相違無之候二付、先格之通其儀無之、

十二月朔日

一、今日方大久保出雲守(教孝)月番被相勤候二付、例之通直書相添、月番箱用方以使者相送候、

一、五半時頃、出雲守方案内有之、服紗小袖・麻上下着用罷出、例之通柳番所前二而出会同道、松平(乘寬)和泉守殿江罷越、用人呼出候而、当日祝儀安否相尋、夫方去月分定式小繕御入用銀米高帳面并口上書相添、且又束竹請取之儀書付、我等致進達候處、御請取之旨被仰聞候、

一、無程和泉守殿御逢有之、当日祝儀申述、直二退散、

一、両組頭并両御番衆為当日祝儀被參、及面会候、

十二月三日

一、今晚寅ノ刻寒入二付、朝五半時供揃二而、時之上下着用、為寒中見舞大久保出雲守(教孝)江罷越、夫方同道、松平(乘寬)和泉守殿江罷越、用人江逢候而寒中見舞申述、并御同人孫女死去二付、右悔茂申述候而、無程退散罷帰、

同十日

一、松平(乘寬)和泉守殿方以宿次御鷹之雁被致拜領候為知、昨日被申越候間、今日為歡時之上下着用、四時大久保出雲守(教孝)方案内有之出宅、例之所二而出会同道、和泉守殿江罷越、以用人歛申達、直二罷帰候、

同十三日

一、昨日申達候通、九時前我等組与頭月番国領十郎右衛門被參候二付、於小書院遂面会、左之書取之趣相達、御貸附金仮請有之候面々江被相達候様申達、書取写相渡候、

当月朔日初詰番新庄越(直計)前守江、植村駿河守殿御逢、被御申聞候書取、馬喰町御貸附金之儀、利下々等之御沙汰茂有之候處、御番方心得違之向茂有之、上納延引二相成候二付、以来左様之儀無之候様、組々江可申渡旨、此上不納之者も有之候而者頭不念二相成候間、此後心得違無之様、無急度水野出羽守殿被仰聞候、

十二月

一、両組御弓奉行日比野七之丞・原田新右衛門被參、初新調之御弓四張荒打出来、月番出雲守(大久保教孝)二て見分相濟候由、被致持參候間、於書院御弓遂見分、出来方宜相見申候段、相応申達、直二退去、

同十五日

一、五半時、大久保出雲守方案内有之、服紗小袖・麻上下着用罷出、例之處二而出会同道、松平(乘寬)和泉守殿江罷越、用人呼出候而、当日祝儀安否口上申述候處、無程和泉守殿御逢有之、当日祝儀申述、直二退散、

一、両組頭并両御番衆當日為祝儀被參、及面会候、

同十九日

一、御貸附金之儀二付、申達候事有之候間、月番組頭国領十郎右衛門相招、於小書院遂面会、左之書取之趣相達、御貸附金借請有之候面々江被相達候様申達、書取写相渡候、直二退去、

当月十日、詰番松平縫殿頭江、植村駿河守殿御逢、御口達之趣書取、

去朔日、新庄越前守江申談候馬喰町御貸附金之儀、利下ヶ等茂被

仰出、格別之思召二而割合等相定、納方無滞之様出羽守殿御趣意二

付、其段申談候処、其後掛之者江承候得者、物之多少不抱致上納候

様申談等有之哉二相聞候、左様二而者申談候趣意与致相違候、如何

相心得候哉之旨、御尋有之候、

十二月

同廿三日

一、今日仙洞附成瀬吉右衛門上京二付、服紗小袖・麻上下着用、五時過大

久保出雲守同道、為伺御機嫌松平(乘寛)和泉守殿江罷越、御機嫌相伺候、委敷者

十一月廿二日 禁裏附森川金右衛門上京之節之通故、爰略ス、尤御伝言者

御本丸御老中方青山下野守殿斗、御欠席西丸御老中方二者御出席無之候、

同廿八日

一、為歳暮祝儀諸司代江罷越候二付、大久保出雲守方案内有之、五半時熨斗

目・麻上下着用出宅、例之所二而出会同道、松平和泉守殿江罷越、用人呼出、

歳暮之祝儀申述候、其節定式小繕御入用帳并進達書四通、出雲守方被相達

候、尤委敷者表留二有之、故二略ス、

一、無程和泉守殿御逢有之、兩人罷出、歳暮祝儀并安否申述、直二退去、

一、来ル元日、和泉守殿如例年御城入可有之旨、以用人被御申聞候間、刻限

之儀用人江承り候処、例刻之旨申候間、四時与相心得可申旨申達し置候、

無程罷歸候、

一、右二付、両組頭衆江兩名廻状、御破損奉行且地役衆江兩名手紙、出雲守

方被差出候、

一、両組千頭衆与為歳暮祝儀被参、用方之者迄被申置候、

一、両組中二も同断被参、玄関二而被申置候、

同晦日

一、来巳正月、月番我等相勤候二付、如例年之今夕大久保出雲守方用方以使

(表紙)

六	文政四辛巳年
	二条在番中手留
	從正月朔日
	至四月朔日

正月朔日

一、五時、大久保出雲守江案内申遣、熨斗目・麻上下着用出宅、柳番所前方

如例之同道、松平和泉守殿江罷越、年頭祝儀口上相応申述候、無程和泉守

殿書院江御出席、月並之通年頭祝儀安否等承り、相応御挨拶有之、直二退去、

竹之間江掃座被在候処、用人罷出、祝被差出候間、小書院江通候様申候二付、

我等・出雲守・町奉行衆一同小書院江罷通、繪図之通障子之方を後二着座、

刀者竹之間二其儘差置申候、雑煮・吸物・酒肴二種出申候、右相濟、用人

呼出、祝被差出候礼申述候、夫方退散罷出、出雲守小屋江年頭祝儀旁罷越、

尤今日和泉守殿 御城入二付、待合罷在候、雑煮・吸物・酒肴等被差出候、

出雲守相伴有之、尤致盃事候、和泉守殿為待合表座敷江御門番衆・御殿番・

御鉄炮奉行・御蔵奉行・中井岡次郎参被居候、御城内手都合宜敷候之趣、

重野長左衛門方和泉守殿江被致案内、直二地役衆不残北御門内江為出迎被

相廻候、

一、出雲守方付ケ被置候見歩使之者住進有之、長左衛門方茂和泉守殿御門出

之案内申来候間、即刻出雲守同道、柳番所前石橋を越、二三間先月番我等、

出雲守与申順二罷出待合申候之処、無間も和泉守殿 御城入有之、我等共前江和泉守殿御出之節致会釈、直二御跡二付罷越、一之御門迄者長左衛門・岡次郎案内有之、二之御門内方両組御破損奉行被致案内候、我等共二ハ御跡二付、地役衆二も跡方被參候、二丸御門両扉開申候、御台前方我等老人御先江相越、組頭衆薄縁迄被出迎候間、致会釈、刀手二持候而縁類二扣居候所、所司代御上り被成候間、致会釈、出雲守二も御跡方被參候、和泉守殿御番所中央二御着座、月番我等、出雲守与申順二東之方江着座、両組頭衆御番衆之前通り二着座相定候上、我等和泉守殿江向、組頭、御番衆与申候与年頭之御挨拶有之候間、御懇意忝旨我等方取合候而、組頭衆敷出し薄縁江下り被申候上、和泉守殿御退座有之、直二縁類江兩人罷出、御会釈いたし候而、御跡方罷出候、組頭衆二者最初方出迎候之処迄送被申候、尤両組御破損奉行案内、地役衆跡方被參候儀、如以前二候、

一、夫方出雲守小屋江和泉守殿御越二付、出雲守二者二丸御門外方先江欠拔、玄關敷出し薄縁二御待請被申、我等儀ハ御跡二付罷越、和泉守殿御通二付、出雲守直二案内有之、小書院江被通候、和泉守殿刀者長左衛門持上り、刀懸ケ江掛申候、我等壁付之方、出雲守二者障子之方二着座、長熨斗三方出雲守自身持被出候、夫より年頭之御挨拶有之、茶煙草盆被差出候、是等者給仕之者持出、尤火鉢者最初方居置申候、且長熨斗茶煙草盆我等江茂可被差出候処、申合二付其儀無之、無程御立二付、出雲守被致先立、敷出迄送被申候、我等者敷台迄送申候、兩人とも直和泉守殿跡二附罷出候、猶又御破損奉行先立有之、地役衆二も跡方被參候、  
一、夫より我等小屋江和泉守殿御出二付、中仕切外広場二而御先江罷越候段申、御先江欠拔、小屋玄關敷出薄縁之上二出迎申候、家老人敷出之外江差出、取次之者兩人門雨落迄差出申候、和泉守殿御通二而我等直二案内、小書院江御通、刀者岡次郎持、刀掛申候、出雲守二者障子之方、我等ハ違棚之前二着座、長熨斗三方自身持出差出、夫方年頭之御挨拶有之、茶煙草盆廻、給仕之者二為差出候、尤火鉢者最初方居置申候、  
一、無程御立二付、我等致先立、敷出迄御送申、出雲守二者敷台迄送被申候、和泉守殿西御門方御出門有之、直出雲守・我等御跡方罷越、西御門内奥之

番所角二而兩人御暇乞申述、出雲守同道二而我等小屋江罷帰候、和泉守殿二者 御城出有之、地役衆二者御跡二付被參、二之御門内迄者両組御破損奉行先立有之由、

一、出雲守居間江被通、年頭之祝儀被申述、雜煮・吸物・酒肴差出、我等相伴二而致盃事候、夫方直二同道罷出、和泉守殿江罷越、用人呼出、今日両小屋江御出之御礼申達候、

一、右相濟、案内申遣候上、組頭衆・御番衆不殘為年頭祝儀被參候間、喰積等差出候上、組頭衆江者於小書院面会、年頭之挨拶相応申述、於書院御番衆江面会、是又年頭及挨拶、組頭衆取合被申候、

一、出雲守組与頭衆・御番衆不殘同様為祝儀被參、面会之式同斷、

同日

一、年頭為祝儀、与力并同心罷出候間、与力江者書院下之間二おゐて目見申付、目出度段申之、用方之者取合申候、同心二者於使者之間通り懸目見申付、月番与力取合申候、

一、町年寄井筒屋庄藏・塚本作次郎同様罷出候二付、鉄炮之間二おゐて目見申付、用方之者披露、尤立座二而言懸不申候、

一、道案内高木伝三郎、札親町人とも、是又同様目見申付候、

同五日

一、今朝為年頭祝儀、大久保出雲守同道二而、東西組頭并御番衆小屋江相廻り候二付、四ツ時熨斗目・麻上下着用、出雲守案内申遣罷出、柳番所前二而出会同道、東小屋江罷越候、東御番衆小屋木戸外二御破損奉行出迎、被致案内候、組頭江道順二罷越、組頭衆江者不殘罷通、尤薄縁迄組頭衆被出迎候間、刀取一寸致会釈候、組頭案内二而座敷江通候与、熨斗三方自身持被出、茶煙草盆等出ル、夫方目出度段申述、弥無御障御加年与申述、少々對話直二罷立候、尤組頭衆敷出迄被相送候、尤東組頭衆二而我等致上座候、御番衆江者供頭之者遣し、年始之口上為申入候、夫方西組頭衆并御番衆江罷越候、尤御破損奉行衆二者始終被致案内候、諸事東小屋之通、西組

頭衆二而者出雲守被致上座候、西御番衆出口二者兩組御破損奉行被致暇乞候間、相応及挨拶候、夫方我等小屋前二而出雲守江致暇乞、小屋江引取候、

同九日

一、昨八日、江府跡月番加納大和守方之書状、我等組残役方相達、遂披候

處、我等組堀田孫次郎屋敷四方相對替、願之通被 仰付旨、旧臘廿九日土

井大炊頭殿以御同朋頭詰番江御渡被成候由二而、御書付写被差越候間、昨

日申達候通、今朝相組与頭伴五兵衛・孫次郎同道被参候二付、五兵衛江者

於小書院面会、夫方書院ニおいて孫次郎江面会、願之通屋敷相對替被 仰

付候旨申達、書付五兵衛江相渡、同人取合有之候、御礼廻り之儀者、先格

之通被相心得候様申達退去、尤相達候書付者表留二有之故略ス、

一、松平和泉守殿方以使者、去三日出次飛脚到来二付、御老中方御連名御奉

書、我等共兩人江被差遣候二付、被相届候旨、且両若年寄衆方之書状も被

相届、尤年頭御規式首尾好被相濟候旨、和泉守殿御剪紙二茂被御申越候、

則時之上下着用、於書院使者江逢、御老中方御連名之御奉書并書状共御届

被下、忝落手仕候旨及直答、其許御太儀之旨申述退座、

一、夫方用方以使者、出雲守江御奉書入一覽、後剋同道、和泉守殿江可罷越

段も申遣候處、一覽相濟被差戻候、右御奉書左之通、

新春之慶賀珍重候、公方様 右大將様益御勇健被成御座、元日・二日・

三日、御一門方・諸大名・御旗本之諸士、年始之御礼御作法万端首尾

好相濟、御機嫌不斜候、誠目出度御事不可過之候、猶期永日候、恐々

謹言、

正月三日

大 加賀守  
名乗判

水 出羽守  
名乗判

阿 備中守  
名乗判

青 下野守  
名乗判

名乗判  
土井利孝  
大炊頭  
名乗判

大久保出雲守殿  
堀田豊前守殿

一、若年寄衆書状者爰二略ス、

一、右二付、八時出雲守江案内申遣候、熨斗目・麻上下着用、柳番所前二而

出会同道、和泉守殿江罷越、用人呼出、公方様 右大將様益御機嫌能被遊

御超歳、年始之御規式首尾好被為濟、乍憚恐悦至極奉存候、御老中方方之

御奉書懸御目候段申述、用人江相渡候、無程用人罷出、御一覽相濟候由二

而被成御返候二付、請取罷歸、

同十日

一、今朝養源院 御仏殿江参詣二付、留守中月番心得之儀、出雲守江例之通

頼申遣候、尤 御城出入及案内候、

一、六半時、出雲守組頭小栗猪三郎・鈴木主税、我等組頭国領十郎右衛門・

上田犀之助被参候二付、出懸於書院遂面会候、

一、我等長袴着用、組頭同道、供廻り例之通召連、西御門方致 御城出候、

一、松平和泉守殿江 御城出案内使者例之通、

一、出雲守我等組頭月番江案内例之通申遣候、

一、九時前 御城入、尤案内使者例之通、

一、我等 御城入後、出雲守養源院江当拝礼被罷越候、

同十五日

一、当日為祝儀諸司代江罷越候二付、熨斗目・麻上下着用、大久保出雲守江

案内申遣、五半時前罷出、例之処より同道罷越候、尤今日和泉守殿逢断之旨、

昨日町奉行衆方被申越候二付、用人呼出、当日祝儀申置候而、直二罷帰申候、

一、兩組与頭并御番衆祝儀として被参候二付、例之通及面会候、

同十七日

一、金地院 御宮江<sup>(江)</sup>拜礼罷越候二付、昨夕方忌服相改、今日九時頃熨斗目・長襦着用罷出候、尤大久保出雲守<sup>(教孝)</sup>組与頭小栗猪三郎・山本清兵衛、我等組与頭伴五兵衛・石原太郎右衛門、先達而参り被居候間、於書院二出懸及挨拶、同道いたし候、金地院門前二於て下乗、御宮御門前江案内之者出居致案内候、御鳥居内迄駕籠脇之者召連候、向而右之方二手水鉢有之、供頭之者二為掛手水候、夫方敷居折曲角迄供頭刀番兩人召連、右之所二而刀取、刀番江渡し、清草履はき替罷越、御門下薄縁上二而長襦くゝりおろし拜礼、席之様子江戸上野之通相替儀無之候、拜礼相済、元之所二てくゝり致、御鳥居外北門方金地院方丈江罷越候、上段次之間江罷通、組頭衆二も被通候、尤長襦くゝりおろし、板縁内にておろし罷通候、御鏡・雜煮出候間致頂戴候、茶煙草盆出、組頭江会釈、例之通無程罷立、板縁二而くゝり致し、玄關方罷出候、金地院在府中二付不罷出候、尤委しくハ絵図二有之候、

一、七時頃致 御城入候、出入共組頭衆会釈等、御仏参之節之通、相替儀無之、

但 御城出前、出雲守江月番頼、表手紙を以申遣、猶又徒使例之ことく、<sup>(松平乗寛)</sup>  
所司代江者 御城入之節、供頭之者例之通途中方差遣し候、

一、献備之御太刀目録、昨日金地院江用方使者を以差遣し置候、

同廿二日

一、大久保出雲守<sup>(教孝)</sup>方用方之者為使者、昨夕町奉行衆より申渡之儀有之候二付、今日牧備後守御役宅江出雲守家来老人差出候之様、被申越候二付、被差出候処、同人召使中間八助・銀藏・新七儀、去八月十七日、四条北側芝居江無銭二而立入、木戸番之者と酒狂及口論候一件、吟味之上依御下知二、八助儀者江戸を構、洛中洛外弘、銀藏・新七儀者江戸を構、洛中弘申付候旨、備後守申渡候二付、出雲守差扣之程、江戸表江相伺候二付、松平和泉守殿江之届書并町奉行衆・御目付衆・組頭衆江之為知等、宜敷取斗候様被申越候二付、承知之旨及相答候、且和泉守殿江以使者被相届候届書写も下手紙を以被差越候、委敷者表留二有之故略ス、

一、即刻供揃申付、我等老人和泉守殿江罷越、左之書付致進達候処、落手之段以用人被御申聞候、進達書左之通、

堀田豊前守

大久保出雲守召仕中間八助・銀藏・新七与申者、去八月十七日、四条芝居江罷越、及口論候一件御仕置被 仰付候二付、於出雲守恐入奉存候、右二付、差扣之程、江戸同役共迄申越、御老中方江申上候間、此段申上置候、以上、

正月廿二日 堀田豊前守

同廿四日

一、今日知恩院 御仏殿江可致参詣候処、出雲守遠慮伺中、我等儀風邪二付、不致参詣候、

同廿九日

一、今日高家大沢右京大夫京着、為伺御機嫌熨斗目・麻上下着用、五半時出宅、出雲守同道二而罷越可申候処、差扣伺中二付、我等老人和泉守殿江罷越、御機嫌相伺候、委しくハ去辰年六月廿九日 若宮御降誕二付、為 御使織田豊後守上京、御機嫌相伺候通故、爰二略ス、尤御老中方酒并若狭守殿・松平能登守殿御伝言有之候、

一、為着怡右京大夫旅宿江罷越、取次迄申置、直二罷帰申候、

二月朔日

一、当月大久保出雲守月番之処、差扣伺中二付、兼而及相談置候通、我等助月番相勤候、

一、今朝五時出宅、松平和泉守殿江罷越、当日祝儀申述、去月分定式小繕御入用帳并添書共致進達候、夫方出雲守伺中二付、出礼并其外之儀二而も不罷出候段、且当月月番茂出雲守出勤迄者我等相心得候段、申達置候、夫方和泉守殿御逢有之、例之通相済罷帰候、

一、両組中当日祝儀、出雲守伺中二付、出礼無之候、

同三日

一、今日大坂町奉行高井山城守(実徳)上京二付、為伺御機嫌、服紗小袖・麻上下着用、尤大久保出雲守(教孝)伺中二付、我等老人松平和泉守殿(乗寛)江罷越候、高家大沢(基昭)右京大夫二も在京中二付、為伺御機嫌被参候間、同人伺御機嫌相濟被引取候而、我等罷出、御機嫌相伺候、尤委敷者去辰年十一月廿二日 禁裏附森川金右衛門(氏昌)上京御機嫌相伺候通故、爰二略ス、且御老中方御欠席無之、西丸酒井若狭守殿・松平能登守殿御伝言無之候、無程罷帰候、

同十四日

一、出雲守(大久保教孝)方用方之者為使者、去月廿二日差扣之儀、江戸表江被申越候処、不及差扣旨被 仰渡候段、江府月番戸田和泉守(光弘)方申来候由、書状返復も為順覽被差越、今日方月番被相務候之旨被申越、我等月番相勤候挨拶も被申越候間、相応返答二およひ候、

一、出雲守用方之者為使者、月番箱并鍵箱、直書相添、例之通被差遣候、

同十五日

一、我等風邪二付不罷出候二付、大久保出雲守江手紙差出、松平和泉守殿江(乗寛)も以使者口上書差出候、

三月朔日

一、当月我等月番相務候二付、以使者月番箱・鍵箱、例之通以直書被差越候二付、相応及返復候、

一、昨日松平和泉守殿より以御剪紙、今般於江戸表 元姫君様(徳川家吉女)に先月廿三日松平肥後守方江御引移、即日御婚禮被為濟候二付、為恐悦今日罷越候様被申越候間、今朝五時過、花色無地熨斗目着用、例之処二而出雲守出会同道、和泉守殿江罷越、用人呼出、為恐悦罷出候段申達、且例年当月出礼無之候へ共罷越候儀故、祝儀并安否用人迄申述候、夫方無程於大書院御逢有之候

二付、兩人罷出、元姫君様御引移御婚禮被為濟、恐悦之旨申上直二退去、夫方無程帰小屋致し候、

同三日

一、五時過、熨斗目・麻上下着用出宅、大久保出雲守同道、松平和泉守殿江(乗寛)為祝儀罷越、例之通相濟、帰小屋いたし候、

一、為祝儀両組頭并御番衆被参、例之通面会二およひ候、

同七日

一、今日地役衆江年頭祝儀并時候見舞旁罷越候二付、五時服紗小袖・麻上下着用、西御門方 御城出いたし候而、左之通罷越候、

町奉行

牧備後守(義珍)  
曾我豊後守(助朝)

禁裏附

渡辺筑後守(幸)  
森川美濃守(氏昌)

仙洞附

小笠原豊前守(直信)  
成瀬因幡守(正育)

御門番之頭

壺井隼人  
石渡亀次郎

御殿番兼  
御殿番兼

重野長左衛門

一、右次二外相廻り候二付、七時頃致 御城入候、

同九日

一、今日坂本辺為巡見罷越候二付、六ツ時過大久保出雲守組頭鈴木主税・山本清兵衛、我等組頭国領十郎右衛門・上田犀之助被参候、

一、我等野服着用出懸、書院ニおゐて及面会候、主税・犀之助二者其以前御番衆同道二而先江被出候、其外例之通故、爰二略ス、

一、巡見ヶ所書左之通、

▲(原文ママ)

同十五日

一、為当日祝儀、大久保出雲守同道、松平(兼寛)和泉守(教孝)殿江罷越候、尤昨日和泉守殿今日仁和寺宮江、御參殿被成候二付、月並出札申置二可致旨、町奉行衆方被申越候間、用人迄当日祝儀安否申置、直二罷帰候、

一、両組頭并御番衆被參候二付、例之通及面会候、

同十六日

一、今日嵐山辺為巡見罷越候二付、六時過大久保出雲守(教孝)組与頭小栗猪三郎・朝日忠三郎同道、野服着用罷出候、

同廿二日

一、去冬、御弓方御道具御新調・御修復、御具足方御道具御修復出来、今日見分二付、五時頃大久保出雲守(教孝)月番我等小屋江被參候、御弓奉行出雲守組速水鉄之助、我等組日比野七之丞御道具持參、御具足奉行出雲守組原田新右衛門、我等組石川又四郎御道具持參有之、鏝附候様申達、書院江御道具鏝附宜敷旨被申聞候二付、出雲守・我等一同罷出、奉行衆江面会、相応及挨拶、御道具見分宜敷出来之段申達、先格之通御櫓江被相納候様我等申達之、夫方両御用職人年寄共目見申付、用方之者披露、月番我等方御道具宜敷出来候、此上共弥入念候様申達候、奉行衆取合被申退引、従夫用方之者(松平兼寛)以勝手次第退散被致候様申達候、

一、夫方所司代江罷越、当四月帰府之節、参向之公家衆帰路道中障り可申哉与、木曾路旅行相伺候処、不及此儀旨御附紙を以被、仰渡候二付、両組宿割先下り御番衆明廿三日明後廿四日出立被致候書付、并宿割御番衆并看病先下り御番衆姓名書以用人進達、且従是直二知恩院招二付罷越候間、別段御城出御届者不申上候段申達扣居候処、無程用人罷越、書面類慥二被致落手、御城出之段も委細被致承知候段申聞候間、直二罷出、夫方出雲守組頭小栗猪三郎・鈴木主税、我等組頭伴五兵衛・国領十郎右衛門同道、知恩

院江罷越、玄關迄役僧出迎、御位牌所前通、致案内、大方丈中段江罷通、繪図之通着座、六役僧被出相応及挨拶候、御門番之頭壺并隼人・石渡亀次郎、御殿番重野長左衛門為取持、先江被參被待居候間、相応及挨拶候、夫より山江罷越、六役僧之内案内有之、繪図之通罷通着座、無程肩衣取り候様長左衛門被申聞候間、先格之通肩衣取り、襦斗二罷成候、夫方吸物・酒肴等出、夫方二十七菜之料理、菓子・濃茶後、菓子薄茶、盛り受菓子、煎茶、夫方境内一心院、其外所々六役僧之内案内二而致一覽候、無程山亭江罷帰、吸物・酒肴等出、蕎麦切出、餐応相濟申候、夫より肩衣着用、六役僧江逢、今日種々御馳走罷成忝存候段申述、夫より庭通り罷帰、御位牌所前通り、玄關出、六役僧送り申候、御門番之頭長左衛門江も今日之挨拶申述罷出候、七半過、御城入、

但、御位牌所前通往返共、致平伏罷通候、且今朝月番頼如例之、出雲守組頭衆江出入とも案内使如例之、諸司代江者今朝用人迄、御城出之届申達候儀故、御城入之節斗使者遣候、

但智恩院大僧正此節住職為御礼江府表江下り候留守中二者候得共、兼而申付ケ被置候由二而、今日招有之候、為念記置、

一、出雲守組柘植平四郎・森川新八郎、我等組矢部大助・久保佐十郎、明日・明後日為宿割出立二付、出雲守組頭朝日忠三郎、我等組頭上田犀之助同道被參候間、於小書院忠三郎・犀之助江面会、相応及挨拶、今日被參候故、為暇乞被參候儀者令用捨候段申達候、例格之書付犀之助江相渡候、夫より於書院四人之衆江一同面会、道中慎之儀下々迄かさつ成儀無之様可被申付候旨申達、同役衆江之書状相渡、伝言も我等月番二付申達候、夫方道中無異旅行被致候様相応及挨拶候、組頭衆取合被申候、

一、看病願先下り被相願候、出雲守組窪田与左衛門・須田次郎太郎・平岡弥藤太・平岡三右衛門・太田善次郎・小林角右衛門・宮重八十之助・市岡仁兵衛、我等組小川左衛門・高尾学之丞、戸田和泉守(光弘)組方代人小林又左衛門、松平縫殿頭組方代人石川九兵衛被參候間、於書院面会、道中慎之儀前条之如く申達、無異旅行被致候様申達候、組頭取合被申候、



同廿四日

一、今日於御廐曲輪、定式之小的大的致見分候二付、一昨日両組頭衆并御破損奉行衆江申達、右二付五ツ時罷出可申候、天氣相二付少々見合、四半時頃時之上下着用、大久保出雲守小屋江罷越見合罷在、無程組頭衆方案内有之候二付、兩人同道罷出、右之序御破損小屋見分いたし候二付、右木戸前江御破損奉行被出向、案内二而内江入致見分、歸り懸右木戸内二棟梁式人罷出、我等家来下奉行之者披露いたし候二付、月番我等より出精相務、太儀之旨申達、御破損奉行礼被申候、夫方御廐曲輪罷越、入口迄両組頭衆出向被申候間及挨拶、御番衆二者射場二相揃被居候間、出雲守我等一同及挨拶候、月番組頭朝日忠三郎・上田犀之助取合被申候、見物所江上り、刀者自身持、着座之後江差置申候、尤先登り出雲守上座被致候、夫より両組頭月番上座並被申、其次二御破損奉行被罷居候、月番組頭江射始可申旨、出雲守被申聞、先登り出雲守組方小的矢式被射候、尤立つくはいとも二手被射候、我等組迄不殘相濟、兩人とも見物所罷立、組頭衆初之場所迄被送候、夫方出雲守小屋江同道罷越、一汁三菜之掛合料理相伴二而被差出候、

一、八時過頃、組頭衆方案内有之、兩人同道罷越、両組頭斗被出向、大的初り、順者今朝之通り、大的三手可被射候、天氣相二付、壹手被射候様申渡候、八半時頃大的相濟、今朝之場迄両組頭衆并両組中被罷出候間、何れ茂中りもよふ出精之義与申達、組頭衆取合有之、銘々小屋江罷越候、尤出入之度々御破損奉行案内有之候間、及挨拶候、

但中り附者用方之者一人、祐筆老人宛、双方方差出、見物所下之方二差置、中り附為致候、尤出雲守・我等も中り附致し候、其外給仕之者茶煙草盆等双方方差出候、委細者表留二有之候、

同廿六日

一、我等組御番衆千本屋敷二而弓術稽古有之候二付、九時より為見廻り罷越候、出懸り松平和泉守殿江罷越、左之書付以用人致進達候、且直二千本屋敷江罷越候二付、御城出之届申述、別段使者差出不申候段も申達候、

○古木棟梁江遣候伺書

一通

○御弓二張、御矢式百筋

御征矢百筋、御簾笥一荷、御関弦五十筋、御箱とも新規出来二付、東御門御多門納置候書付 一通

○御征矢十五筋、御数矢式百廿八筋、御修復出来二付、同所江納候書付 一通

○大坂廻り数御具足四領并御箱御甲包御服紗とも御修復出来二付、御櫓

江納候書付

壹通

○御弓方・御具足方代銀請取証文、御裏印之儀申達候書付 壹通

一、無程以用人御落手之旨、且御城出之段も承知之旨被御申聞候、夫方直二罷出、千本江罷越、七時頃致小屋帰候、

同廿八日

一、今日伏見奉行仙石大和守江為見舞罷越候二付、六半時頃時之上下着用罷越、右序二字治江罷越、七半頃 御城入いたし候、

一、昨日申達候通、今昼時残り番与力生田惣右衛門、米払今井四郎左衛門、同心先残り番南条平藏・万年市郎兵衛罷出候二付、目見申付候間、我等書院江出座、先達而残り番与力罷出居、用方之者披露、先残り番勤役無滞相務、一段之旨申達、用方之者取合セ有之候、夫より米払・与力呼出、用方之者披露、請取米骨折太儀之旨申達、且我等組先残り役石原甚左衛門病氣二付不罷登候間、返納金持參、大坂表江罷越候様申付候二付、右之節大坂表江罷越候間、諸事入念候段も申付、用方之者取合セ有之候、夫方鉄炮之間ニテ同心江通掛目見申付、与力披露、直ニ我等退去、

四月朔日

一、今日方出雲守月番被相勤候間、例之通月番箱以自書相送候、

一、為当日之祝儀、諸司代江罷越候二付、五半時頃出雲守方案内二而、袷熨斗目・麻上下着用、同道罷越候、用人呼出、当日祝儀申述、左之書付致進達候、且我等并組頭・御番衆足痛下冷二而、夏中足袋相用候段も右序二申述候、

三月中御破損方銀米書付添書共式通、

一、御落手之旨、以用人被御申聞候、夫より(松平兼寛)和泉守殿御逢有之、例之通相濟罷歸候、

一、組頭衆・御番衆当日為出札被罷出候間、納之出札二付、熨斗三方差出候上、於小書院組頭衆江面会、当日祝儀申述候上、在番中無滞被相勤候趣申達、夫より於書院御番衆一同江面会、当日祝儀及挨拶候上、在番中無滞出精被相務一段之旨、且道中慎之儀厚被心得、下々迄かさつかましき儀無之様、可被申付旨申達、組頭衆取合被申候、直二退去、

一、夫より小書院江出座、在役衆江面会、在役中無滞被相勤一段之旨申達、且小屋取締御番衆江面会、在勤中無滞被相勤、小屋取締も宜一段之旨申達、夫方跡改御番衆江面会、在勤中無滞被相務一段二存候、此度跡改被相勤候二付而者、別而道中被入念候様申達、夫方代人・取人之衆江面会、永々之在勤無滞被相勤一段二存候、(戸田光弘)和泉守・(松平兼寛)縫殿頭江も可申達段申渡、何れも月番組頭取合被申候而我等退去、

一、出雲守組頭并御番衆為出札被参候間、熨斗炮三方為差出候上、於小書院組頭衆江面会、当日祝儀并在勤中無滞被相勤候段申達、夫方於書院御番衆江面会、同様及挨拶候上、在番中無滞相勤候段も申達、組頭取合被申候、直二退去、

(表紙)

七	文政四辛巳年 二条在番中手留 從四月六日 同廿四日迄
---	-------------------------------------

四月六日

一、我等無程致交代候二付、為暇乞時之上下着用、西御門方 御城出、地役衆江罷越候、委敷者表留二有之故略、

同七日

一、酒井但馬守組御破損奉行三浦又左衛門、五嶋伊賀守組御破損奉行小野吉左衛門、但馬守組宿割鳥居五太夫・小沢猪三郎上着、被致 御城入候二付被参候間、時之上下着用、於書院遂面会、相応及挨拶候、  
一、右御破損奉行・宿割御番衆持参之書状者、(大久保教孝)月番出雲守江被差出旨被申聞候、

同八日

一、五嶋伊賀守組宿割由田与十郎・松平又三郎上着、被致 御城入候付被参候間、時之上下着用、於書院遂面会、相応及挨拶候、

同十日

一、今日我等月番相勤候二付、大久保出雲守方御用箱例之通被相送候、  
一、今朝酒井但馬守上着二付、(堀田正良)旅宿江罷越候様案内旁、西御門迄以使者被申

越候、

一、五半時頃出雲守案内申遣、服紗袷・麻上下出宅、例之処方同道、松平(乘寬)和泉守殿江罷越、左之書付致進達候而、最早但馬守着二付、是方直二旅宿(乗寬)へ罷越候間、別段御届申達間敷旨申述候、

○但馬守上着次第同道可致、但馬守北之御門方 御城入二付、御門江被

御申付候様申達候書付

壹通

○御番代日隈柵木戸御断書付

壹通

一、右等之趣御承知之旨申聞候之間、直二罷出、上使屋敷但馬守旅宿江罷越、我等共向々着座二付、少し下之方へ下り、御機嫌相伺候候、御機嫌克被成御座候之旨、被申聞候之間、御同意恐悦奉存候旨申述候、御老中方方之御奉書被相渡候二付、月番我等罷出請取、出雲守と一緒二拝見、終而我等懐中いたし候、御老中方御伝言被申聞、西丸御老中方者不殘御欠席之旨被申聞候、猶又先達而差下置候今切御関所鉄炮証文、御老中方御裏印相濟候由、持参被相渡候二付、兩人遂披見、右鉄炮証文者先下り出雲守請取被置候、夫方熨斗三方・茶煙草盆出候、但馬守着并御暇拝領物之歛相応申述、尤但馬守二茂吹聴等被申聞候、

一、暫申談、夫方同道所司代江罷越候、尤月番我等、出雲守、但馬守与申順二罷越、着座も同様之事、用人江逢、我等方但馬守上着二付、致同道候段申達、但馬守方茂相応口上被申述、杖并夏足袋之義、且組中杖・夏足袋等断被申述、明後十二日交代之節、柵木戸断書付被差出候、

一、暫過、和泉守殿書院江御出席二付、但馬守、我等、出雲守与申順衝立之際二着座、用人会積いたし候而、絵図之通一同罷出着座、但馬守方(徳川家老)公方様 (徳川家老)右大将様益御機嫌克被成御座恐悦之旨被申達候上、進ミ被申、御奉書并御藏証文進達、御老中方御伝言御欠座等之義被申聞、元席江復座、但馬守 上意拝領物之吹聴等被申述候、夫方月番我等罷出、我等共江之御奉書上包之儘致進達候処、御披見直二御返有之候二付、致懷中復座、夫方来ル十二日、但馬守与交代いたし候段、出雲守方被申述、我等・出雲守二者退座、但馬守方在番中宜敷御差図被下候様被申述、被罷立候節、書院次之間迄送り有之候、

一、夫方用人江逢、直二但馬守同定いたし、北御門方致 御城入候段申述、直罷出、三人同道致 御城入候、北二之御門内江出雲守下奉行之者罷出、先立いたし候、出雲守小屋江罷越、尤小屋少し手前方出雲守先江被参、書院下之間辺二出迎待受被申、直二居間江被通、熨斗三方・茶煙草盆出、暫申送り等有之、夫方三人同道罷出、二丸御門江入候処、大御番所木戸際江我等当番之組頭伴五兵衛被出、御番所相替儀無之旨被申聞、相応及挨拶、尤御番所江者上り不申候、夫方跡江戻り、二丸御門出、御本丸御門入、御廊下橋より御焼失跡見分、尚又跡江戻り、御門を出、中仕切御門通り、我等小屋江同道いたし、小屋手前方先江参り、書院下之間辺迄出迎待受、居間江通、熨斗三方・茶煙草盆等差出、夫方一汁三菜懸合之料理、出雲守・我等相伴二而差出申候、焼もの酒近年省略二付、差出不申候、暫申談、但馬守被相立、西御門方 御城出、玄関式台迄送候、出雲守二も被罷帰候、一、今日之御奉書左二記、

土 大炊頭  
青 下野守  
阿 備中守  
水 出羽守  
大 加賀守

大久保出雲守殿  
堀田豊前守殿

一筆令申候、公方様 右大将様益御機嫌克被成御座候間、可心易候、猶又為二条御城在番代、酒井但馬守・五嶋伊賀守被差遣候条、万事相談、御番所引渡し、組共可有帰参候、恐々謹言、

三月廿五日

大 加賀守 (大久保忠直) 名乗判  
水 出羽守 (水野忠成)  
阿 備中守 (阿部正徳) 同

同  
青 下野守  
(青山忠裕)

同  
土 大炊頭  
(土井利厚)

大久保出雲守殿  
(正民)  
堀田豊前守殿

同十一日

一、今四時、時之上下着用、松平(乗寛)和泉守殿(堀田正氏)我等老人罷越、以用人左之書付致進達候處、御承知之旨被御申聞、直二罷帰候、

○御破損方御用済二付、御破損奉行北御門出入御張紙御引替之儀、且家来・下奉行・御破損奉行下役之者、最早御門出入不致候書付 老通

一、大久保出雲守(教孝)為暇乞被參候之間、熨斗三方差出、無程被帰候間、玄關式台迄送候、

一、九半時頃、服紗袷・麻上下着用罷出候而、出雲守小屋江為暇乞罷越候之處、熨斗三方被差出候、無程罷帰候、玄關式台迄送り被申候、

一、和泉守殿方以使者、我等交代近々相成候二付、此間使者を以鮮鯛一折差進候、御挨拶被仰越候二付、及直答候、

同十二日

一、今朝出雲守(大久保教孝)与但馬守(酒井忠意)交代二付、七半時供揃置、出雲守方案内有之、我等者小紋・裏付上下着用、出雲守二者羽織・袴二而被罷出、我等小屋門前二

而出会同道、西御門与力番所江横手之障子之所方上り、御門番当番石渡龜次郎待合出向被申罷通、出雲守、我等与申順二着座、茶煙草盆出申候、無程但馬守・御目付衆、右井隼人宅江揃候段申来候旨、龜次郎被申聞候間、勝手次第 御城入被致候様、龜次郎方為申遣候之處、早速 御城入有之、御番所江被參、但馬守相応挨拶之上、出雲守方上二着座、但馬守、出雲守、我等与申順二罷在候、御目付遠藤新六郎・興津隼人二者、我等方少し下二

間を置着座有之候、六ツ之御太鼓打切、提灯引候上、時刻至候間、人数繰出可然旨、月番我等方申談、龜次郎江申達候、則出雲守刀取持、横手障子之處江被參、供頭之者江人数繰出之儀被申付候、龜次郎御門開候様差図有之、出雲守人数順々繰出不残相済、夫より出雲守組頭朝日忠三郎召仕驅落之書付、我等并御目付衆江被相達候、

但シ組中家来驅落・病死之者有之候得者、何れ茂相達候事二候、為念 設置、

一、夫方被致暇乞候間、相応及挨拶、江戸同役江伝言相頼候而、出雲守立被申、此節御目付者敷居迄送り被申候、

一、御門番所立歸り着座之上、但馬守人数繰入可然旨申談、龜次郎江相達候、但馬守刀被持、横手障子之處江被參、供頭江人数繰入之儀被申付、人数順々繰入不残相済、夫方尚又少し見合候而、但馬守申合、御目付并御門番衆江

及挨拶、障子之處方同道罷出、我等小屋前二而但馬守二及挨拶、直二小屋江罷帰候、尤後刻所司代江罷越旨申談置候、

一、五時過但馬守江案内申遣、時之上下着用罷出、但馬守二者麻上下着用被罷出、例之所方同道所司代江罷越、用人呼出、月番我等方、今朝但馬守、出雲守と交代相済候段届申達候、夫方左之書付致進達候、

○明後十四日方但馬守月番相勤候書付 老通

一、夫方我等小屋江同道いたし、居間江通し、熨斗三方出之、朝飯振舞申候、近年申合之通り、焼物并酒等者差出不申候、御日柄故尤精進いたし候、暫

對話有之被罷帰候、

一、但馬守江交代相済候歟、今日可參處、取込被居候由二而断二付、明日罷越候積り談置候、

一、一昨日持參有之候御奉書、御請御老中方江之呈書、且同役衆江之書状共、昨日我等方二而仕立、出雲守江入一覽置候、将又今日交代相済候二付、両丸老若御側衆、但馬守、我等方呈書差出候二付、是又我等方二而仕立、但馬守江入一覽、同役衆江之書状共、和泉守殿江近日之宿継便江以使者頼遣候、(松平乗寛)一、出雲守組頭鈴木主税・山本清兵衛、明日出立二付、暇乞として被參候二付、於小書院面会、相応及挨拶候、且御番衆者被申置候、

## 同十三日

- 一、四時、服紗袷・麻上下着用罷出、酒井(忠直)但馬守江罷越、無滯交代相濟候悦申述、於居間熨斗三方被差出候、無程罷歸り候、
- 一、大久保出雲守組頭小栗猪三郎・朝日忠三郎、明十四日出立二付被參候之間、於小書院面会、相応及挨拶候、御番衆二者被申置候、

## 同十四日

- 一、酒井(忠直)但馬守今日方月番被相勤候二付、用方之者使者として直書相添、月番箱相送候処、無程落手之旨返報被差越候、
- 一、我等組御藏奉行仮役仁科次郎太郎御役屋敷引渡、昨朝出立いたし候書付(堀田正良)持參、我等耆人松平(乘寛)和泉守殿江罷越、以用人致進達候処、御請取御承知之旨被御申聞候、

## 同十五日

- 一、今朝五嶋伊賀守上着二付、旅宿江罷越候様以使者被申越候、
- 一、五半時、但馬守方案内有之、式日二付、服紗袷・麻上下着用罷出、例之所方同道、所司代江罷越候処、和泉守殿頭痛氣二而、当日祝義申置いたし候之様、町奉行被申聞候、
- 一、無程用人罷出候間、当日祝義申述、左之書付致進達、最早伊賀守上京に付、從是直二旅宿江罷越候間、別二御届申達間敷旨、但馬守方被申達候、尤例今日者出礼之儀御断可申処、前文之通り御不快御断二付、其儀無之、為念しるし置、

○伊賀守上着次第、同道可致旨、同人北御門方 御城入二付、御門江被御申付候様申達候書付、尤但馬守持參被致進達候、

御請取御承知之旨、被御申聞候、

- 一、夫方但馬守同道、上使屋敷伊賀守旅宿江罷越、伊賀守次之間迄被出迎、座敷江通り、御暇拝領物・上着之怡等相応及挨拶候、尤達中者月番但馬守(堀田正良)我等与申順、旅宿二而者我等、但馬守与申順二致着座候、暫申談罷在、伊

賀守同道罷出、但馬守、我等、伊賀守与申順二罷越候、

- 一、夫方所司代江罷越、右之順二着座、用人呼出、但馬守方伊賀守上着二付、致同道候段被申達候、伊賀守方茂相応口上被申述、杖并夏足袋断、組中之内茂同断之断等被申達、交代之節柵木戸断書付被差出候而、今日御不快二而御出礼御断二付、定而御逢茂無之哉与猶又為念承り候処、何れ申聞候由二而無程罷出、今日者逢不被申候段申聞候間、公方様(徳川家徳)右大将様益御機嫌能被成御座候旨、伊賀守被申述、且御留守無御別条旨、猶又御暇拝領物之吹聴も被申述候、夫方明後十七日、伊賀守与交代仕候段、我等方申述候、無程用人罷出、恐悦之至申聞、其外相応御挨拶有之、直二伊賀守同道、北御門方致 御城入候段、但馬守被申述、三人同道 御城入いたし、二之御門内方我等下奉行之者致先立候、但馬守小屋江罷出、尤小屋少し手前方但馬守先江被參、書院下之間辺二而待受被申、直二居間へ被通候、熨斗三方・茶煙草盆出、夫方一汁二菜掛合之料理、兩人相伴二而被差出候、彼是申談候、無程罷立、我等下奉行之者先立二而、中仕切御門通り、我等小屋江被罷越候二付、小屋手前方先江罷越、書院下之間辺二待請、居間江通し、熨斗三方・茶煙草盆差出候、尤此度者申送り等無之候二付、兩人共無程被帰候間、玄關式台迄送ル、
- 但例者、二丸御番所・御本丸御焼失跡見分有之候処、伊賀守二度目在番二付、先格も有之候間、右両所江ハ不罷越候、尤今朝但馬守江茂申談、右之通取斗候、
- 一、右所司代江罷越候節、明後十七日江戸表江次飛脚差立候書面、用人相渡候二付、書状相頼候段、申達候、
- 一、我等組与頭伴五兵衛・石原太郎右衛門、為暇乞被參候間、及面会、御番衆者被申置候、

## 同十六日

- 一、明十七日交代二付、為暇乞所司代(松平乗寛)・酒井(忠直)但馬守江罷越候二付、五半時服紗袷・麻上下着用、所司代江罷越、用人呼出、暇乞口上申達、在番中御懇意被成下忝段申述、扣居候処、用人罷出、御逢可被成候、御不快二付御断

之旨申聞候、夫方但馬守江罷越、於居間面会暇乞申述、熨斗三方被差出、無程罷歸り候、

但供廻り者旅具二而召連候事、

一、五島伊賀守用方本多潤平、為小屋割罷越候間、及直答候、

一、但馬守服紗袷・麻上下着用、為暇乞我等小屋江被參、於居間面会、熨斗三方差出、無程被帰候、

同十七日

一、今日五嶋伊賀守与交代二付、曉八時方人数相揃、七時小屋門前江繰出し、中仕切御門際迄折廻し、一行二立置申候、七半時前羽織・袴着用、玄闕江罷出居候、

一、伊賀守小屋請取之家来下奉行山田衛門兵衛、七半時 御城入、我等下奉行之者出会、口上も有之候間、書院次之間二而逢候而、相応及返答、家来方小屋請取候様申達候、尤我等下奉行之者及披露候、

一、酒井但馬守、七半時過頃、時之上下着用、我等小屋門前迄被參候二付、我等義も致同道、西御門与力番所横手障子之所方上り、御門番壺井隼人待合七、出迎被申罷通り、我等、但馬守与申順二致着座候、茶煙草盆出申候、夫方六時前頃、伊賀守・御目付、石渡龜次郎宅江揃候段申来候旨、隼人被申聞候、勝手次第 御城入被致候様、隼人方為申遣候処、無程伊賀守・御目付遠藤新六郎・興津隼人同道、御城入有之、御番所江被參、伊賀守相応及挨拶候上、我等方上二着座有之、伊賀守、我等、但馬守与申順二罷在候、御目付ハ我等方少し間を置着座有之候、夫方我等組中家来驅落之者有之候間、右書付御目付江老通宛相達候、但馬守江茂為相達候、

一、六少時之御太鼓打切、挑灯引候上、時刻宜候二付、人数繰出可然旨、月番但馬守方被申聞候二付、御門番江茂申達、我等刀持、左之方障子を明ケ、供頭之者江人数繰出し、先立与力へ申遣候様申付、元之所へ帰府、隼人御門明候様差図有之、夫方我等人数順二繰出申候、先立之与力老人・押之家老老人、為致時宜候人数繰出し相濟、両所江暇乞いたし、同役衆江之伝言被申聞候間、相応及挨拶候、御目付衆敷居際迄送り被申候間、及挨拶候、

御番所正面方罷出、手廻り之人数斗二而 御城出いたし候、御門外御橋迄隼人・龜次郎送り被申候間、是又相応及挨拶候、御橋先方乘輿、三条大橋迄行列二而罷越、蹴上二而御鉄炮為仕舞、自分武器同所二而為仕舞申候、

一、西御門罷出候節二、松平和泉守殿江以使者、只今交代相済出立致候段、届申達候、尤下奉行之者旅具之儘二而差遣候、

一、蹴上休二而与力・同心共目見申付、兼而申付候通、道中入念非分無之様下々迄申付候様、尤同心江も申付候之様申渡ス、用方之者致披露候、同心江も通り懸ケ目見申付、尤与力取合いたし候、

一、同所江札親共道案内、高木伝三郎自送りとして罷出候間、通り懸ケ目見申付、尤言葉懸ケ不申候、

一、同所江御門番之頭方為見送りと口上書、以使者被罷越候、

一、大津駅江和泉守殿方徒士使を以、旅中見舞として飛札被差越候二付、返札認使之者へ為差遣候、

一、宿々船川渡場所江領主々々使者等出候節及会積、駕脇之者を以為致挨拶候、且御代官手代等罷出候節も同様為取斗候、

但領主先柄次第二而及直答候事、右者其度々同様之事故、其度々不記候、

一、石部駅泊本陣江七半時着、止宿いたし候、

一、右本陣江跡改与力且家来罷出、宿々相改、別条無之旨申聞候、尤毎夜同様故二、此末二不記之候、

同十八日

一、今朝六時、供揃二而石部駅出立いたし候、

一、夕七時前、関駅本陣江着、致止宿候、

同十九日

一、今朝六時、関駅致出立候、

旨被申越候得者、先柄故直答及へく之処、同人病氣大切之由二而不被差出候間、取斗無之候、

同廿日

一、今日宮渡海可致処、雨天其上風烈ニ付、佐谷相廻り候、馳走之船松平(忠翼之)下総守方被差出乗船申候、船場江船奉行罷出候得者、会积可致之処、下総守病氣大切之由二而不被差出候ニ付、其儀無之候、

一、佐谷本陣(徳川者惣)尾張殿方使者可被差出哉ニ、本陣江為承候処、全帰路故ニ使者不被差出候之由、為念記置、

但右御使可被差出処、佐谷駅方之住進遅成候ニ付、御差出無之旨、(堀田正氏)我等帰府後御城附方断有之候、

一、池鯉鮒駅江六時過着、致止宿候、

同廿一日

一、今朝六時、池鯉鮒駅出立、

一、且日光御門主御使凌雲院上京、御油宿内行合ニ相成候間、右之趣以徒頭向方供頭之者江為断候処、入念之段挨拶有之候、

一、明日今切御関所罷通候ニ付、下々迄髪月代不見苦様、与力・同心并家来下々迄申付候、

一、御道具附与力江御鉄炮箱之鍵為相渡候、(堀田正氏)我等持筒茂先格之通り相心得候様為申渡候、

一、当年東海道下りニ付、今切御関所鉄炮証文者、先下り大久保出雲守先達(教孝)而御関所江差出被差候間、其段番人江申達候様、与力共江為申付候、

一、吉田駅江夕七時過着、致止宿候、

同廿二日

一、今朝六時、吉田駅致出立候、

一、荒井御関所通行ニ付、御鉄炮御道具附与力・同心差添、御番所江差遣、改相濟罷通り候、尤御鉄炮証文者先下り大久保出雲守差出し被置候間、

(堀田正氏)我等取斗無之、口上ニ而為断候、

一、自分鉄炮者物頭役之者御番所江改相濟罷通候、尤已前目付役之者、御番所江目明として差出、医師惣髮坊主召連候段為断、家来・与力共迄跡付改有之候、尤我等御番所前通行之節者、駕籠之戸前五寸程も明ヶ罷通り候、尤今日ハ御紋付之羽織着用之方宜候、

一、御関所同勢不残通仕舞候段、為目明罷出候目付役之者、御番所江是迄之段為相断候、尤足痛ニ而後れ候者も有之候者、是又断次第相通候様為申達候、

一、昼八半頃浜松駅着、致止宿候、

一、明廿三日、日光例幣使行合ニ相成候ニ付、御鉄炮箱杖いたし為立置候之様、駕籠ニ乗候もの者駕籠為片寄置、乗掛之者ハ馬を下り、かむりもの取、無礼無之様ニ可致旨、与力・同心并家来下々迄申付候、

同廿三日

一、今朝六時、浜松駅出立、

一、今日大井川無滞渡川いたし、夕七半時島田駅江着、止宿いたし候、

一、同駅例幣使裏松宰相殿通行之処、我等着後ニ付取斗無之、

同廿四日

一、今朝六時、島田駅出立いたし候、

一、夕七時過、江尻駅本陣へ着、止宿いたし候、

同廿五日

一、今朝江尻駅六時出立いたし候、

一、沼津駅通行之節、宿入口江水野出羽守殿方使者被差出候処、御役柄ニ付駕籠止及直答候、

一、夕七半時過沼津駅江着、止宿いたし候、

一、出羽守殿方当駅止宿ニ付、使者被差越候間、及直答候、

同廿六日

- 一、今朝七時前、沼津駅致出立候、
- 一、昨夕之通り、水野出羽守殿方大手前(忠成)江使者被差出候間、及直答候、
- 一、箱根御関所江物頭役之者差遣し、我等(堀田正茂)二条致交代罷下り候二付、御鉄炮・自分鉄炮為持罷通候段相断、尤医師惣髮坊主召連候段も為断、目付役之者目明として差遣し、人数相改候上、御鉄炮我等方先江御関所為相通、且自分鉄炮物頭役之者附添罷通り、夫方我等罷通候節、宿々行列之通人数召連、一行二立罷通り候、御関所番人致時宜候二付、及会釈候、足輕番所二而時宜受為致候、尤駕籠之戸為明置候、人数不残通り切、目付役之者御番所江罷通、是迄二而人数通切候段申達、尤足痛等二付、跡方罷越候者も有之候者、断次第相通候様申達為置候、尤新井御番所通行之通り、駕籠之戸明置候、
- 一、御関所前通候節、雨天二而もかむり笠用申間敷旨申付置候、
- 一、夕七時前、小田原駅着泊、
- 一、大久保加賀守殿方当駅止宿二付、本陣江使者被差越候間、御役柄二付及直答候、

同廿七日

- 一、今曉小田原駅七時出立いたし候、
- 一、酒匂川手前二大久保加賀守殿川役人被差出候二付、駕籠脇之者二為致会釈候、
- 一、神奈川駅泊江七半時過着、致止宿候、

(表紙)

八
文政四辛巳年
二条在番手留
從四月廿八日 至同十三日

同廿八日

- 一、今曉七時、神奈川駅出立、
- 一、六郷川無滞致渡船候、
- 一、品川駅小休、半右衛門方江五半時前頃着申候、
- 但道中江江府月番対組方之書札等有之、此方方茂夫々申達候儀茂有之候得共、表留二有之故、一々不記之、
- 一、与力共目見申付、長途無異何茂着太儀之旨申述候處、用方之者取合候、夫方同心共通掛目見申付、月番与力披露、尤非番之者共、直二火繩屋敷江帰着之儀為申達候、且又御鉄炮箱二入、御道具附与力・同心并用方之者老人差添、先達而屋敷江為着候、
- 一、無程品川駅出立、九ツ時過頃致帰着候、
- 一、残番与力箕輪八郎右衛門、宿割塚田五郎兵衛、御用残与力平石清左衛門為待請罷出候二付、玄関二而用方之者披露目見申付候、
- 一、対組并其外同役衆方為待受使者被差越候間、及直答候、
- 一、我等着為御届御老中方酒井若狭守殿・松平能登守殿、并両丸若年寄衆江留守居之者使者為相勤候、両丸御側衆其外江者表使者差出申候、口上書者



表留二有之故、爰二略、

同廿九日

一、今日増上寺 御参詣二付、御用番阿部備中守殿(正精)六半時登 城二付、例六時頃出宅之趣二候得共、七半時出宅いたし候、尤着用服紗麻上下之事、  
一、備中守殿江罷越、門前二而出雲守同道、直二表席江罷通、用人呼出候、

組頭衆被罷出候間、及面会候、無程用人罷出候之間、二条 御城中相替候儀無之、私共始兩組頭共無滞致勤番、昨日迄致婦府候之段出雲守被申述、口上書用人江被相渡候、夫方婦府後 御目見願書、其外例格之書面致進達候、次二足俗願書出雲守被致進達候、我等も同様足袋願書致進達候、夫方時候安否申述、無滞勤番、婦府いたし候吹聴并組頭同道罷越候段申述候、夫方組頭衆二者、勝手次第退散被致候様申達扣居候処、無程用人罷出、諸書付遣二被致落手候之段申聞候、夫方直二退散、出雲守同道二而、御老中方酒井若狭守殿・松平能登守殿、并兩若年寄衆江茂口上書持参罷越候、尤組頭衆者御用番斗江致同道、跡者銘々勝手次第被相廻候、  
但青山下野守殿二者玄関向普請二付、廻勤御断二候間、出雲守・我等

兩名之口上書を以留守居之者使者為相勤候、

一、今日御用番阿部備中守殿方朔日五時登 城、二条在番婦之御礼申上、兩組頭并御番衆悴共可差出旨、御剪紙出雲守到來被致候二付、例之通り之御請書以使者被差出候段被申越候、尤委者表留二有之故、爰二略ス、  
一、今朝致進達候足俗願書、相用候様被成御附紙、以丹阿弥詰番酒井大和守江被成御渡候二付、以紙面被差越候間、右為御礼、明日廻勤之序二御用番江申上候積り二出雲守与談置候、尤西丸御用番御老中酒井若狭守殿江者、為御届留守居之者相勤候積り、是又為念記置候、

五月朔日

一、今日在番婦之御礼申上候二付、用方之者老入服紗袷・麻上下着、祐筆老入羽織・袴二而、我等方先江中之口御張紙下、例之処江差出置、組中揃書進達書扣共都合八通認、持参為致候、其外用意之品々者表留二有之故、爰

二略、

一、我等六時過、袷斗目・麻上下着出宅登 城、蘇鉄之間二而組頭・御番衆江面会及挨拶、組頭江組中当病之有無相尋候之処、武藤熊次郎・山下次郎兵衛当病之旨申聞候、夫方中之口御張紙下二而家来江申付、揃書之内名前之上江当病之旨認入、部屋江罷越候、無程出雲守二も被出候、出雲守より以坊主、差出書当番之御目付御手洗五郎兵衛江相達候、  
一、御目付羽太左京稽古二寄候様申越候間、出雲守・我等帝鑑之間御椽類江相廻り、若稽古中御老中方御登 城有之候者、御届并諸書物御同朋頭を以致進達候積り二出雲守与談置候処、稽古相濟候而も御登 城者無之候得とも、今日者焼火之間二而御登 城掛ケ謁有之候二付、御同朋頭林阿弥談候而、我等并兩組中悴共御差図二付罷出候段、先月御用番阿部備中守殿申上候義、且当月御用番土井大炊頭殿江致進達候諸書物、同人江相頼、無滞相濟申候、

一、出雲守与申合致着替候、尤上下者横麻着用之事、  
一、申上二而同役一同菊之間江罷出、無程御錠口二而帝鑑之間江罷越、在府同役之末座二出雲守、我等与申順二着座、無程若年寄衆出席、月並之御礼畢而程合見斗、帝鑑之間御椽類中方式本目之上江出雲守、我等与御庭之方を向着座、組頭衆二者帝鑑之間御椽類末之柱方下、御白書院御椽類之方を向着座、尤扇子ハ部屋二差置候、

一、無程御白書院御勝手江阿部備中守殿出座有之、出雲守一人被罷出、御奏者番披露有之退座、夫方水野左近將監差図二而、我等同人側江中座、左近將監太刀目録持出居候を、曲々人々堀大和守差図二而中腰二成、御敷居内江入、直二平伏、左近將監名披露有之、直二引、夫方又候出雲守、我等与申順二罷出候処、在番婦之御礼申上候段、備中守殿御取合有之、二条城中替儀も無之哉之段、上意有之候二付、相替候儀茂無御座候旨、出雲守御答申上、骨折太儀之旨猶又 上意有之、備中守殿蒙 上意、難有之旨御取合有之、直二兩人共引、最初致着座候式本目之上江着座、兩組頭御礼相濟、柳之間之方江退去二付、其跡二付出雲守・我等退座、組頭江逢、在番婦之御礼無滞被申上一段之旨怡申述、御番衆江者後刻面会可致旨申達、入御之

節、御白書院後口、御納戸構後口二而御番衆并悴 御目見相濟、蘇鉄之間  
江相揃候段、組頭申聞候間、出雲守・我等出席、御目見相濟、蒙 上意一  
段之旨申達、組頭衆取合有之、直二兩人退去、夫方組頭江逢、御札之儀者  
組頭衆并御番衆悴初而 御目見之父子共西丸江登 城、夫方御老中方酒井  
若狹守殿・松平能登守殿、并兩若年寄衆不殘被相廻候様申達、御番衆者先  
格之通り不及御札廻り旨及差込候、尤我等宅江被相越候之儀、致用捨候段  
申達、少々扣居候之様申達置候間、酒井大和守御納戸構江罷出候間、心障  
之儀無之哉之段承候處、無滞相濟候段、被申聞候之間、直二以坊主衆組頭  
并御番衆勝手次第退散之儀申達候、

一、今日御礼後、定例在番帰組頭御役題号書、出雲守我等一同江及相談候處、  
何之存寄無之段被申聞候、加納大和守不快二而闕席二付、右題号書我等一  
名之直書相添、大和守江及相談憑之旨、出雲守与談置候間、右題号書持帰候、  
尤委者別帳二有之故、爰二略、

一、尾張殿御城附方、去ル廿日我等神守宿休二付、使可被差出處、往進遲使  
間二合難く候二付、可被相達候趣之達書、以坊主衆差越候二付、御城附江  
面会可及挨拶候處、今日者殊之外取込候二付、乍略儀以坊主衆段々入御念  
候段、為及挨拶候而已二而別段使者等者不差遣候、為念記置、

一、西丸江登 城、御奏者番謁可申處、退出後二相成候二付、御目付衆被罷  
出、在府同役衆月並謁相濟、出雲守・我等兩人罷出、謁相濟退散、夫方御  
老中酒井若狹守殿・松平能登守殿、兩若年寄衆江出雲守同道二而致廻勤候、  
尤口上書者出雲守持参、取次江被相渡候事、

口上書左之通、  
今日私共二条在番帰之御礼申上、蒙 上意難有仕合奉存候、且又兩組  
頭并御番衆蒙 上意、御番衆悴初而 御目見被 仰付難有仕合奉存候、  
右為御礼伺公仕候、

大久保出雲守  
堀田豊前守

五月朔日  
一、若年寄衆江者、同文之内拙者共致伺公候与認、  
一、去月廿九日、備中守殿江足袋願書致進達候處、願之通被仰渡候御礼之口

上書、別段兩名之口上書進達之後二直相達候、  
一、土井大炊頭殿方使者被差越、去辰年六月廿三日、二条表方大炊頭殿江差  
出置候飯養子願書返却有之候、尤使者差越候与直用方之者罷出候之處、飯  
養子願書返却之口上書有之、尤口上書左二記、  
去年被差出候当分養子願書令返進之候、以上、

五月朔日 土井大炊頭  
堀田豊前守

一、我等支度之内、表於小座敷酒吸もの取肴兩種被差出、用方之者致挨拶、  
我等時之上下着、書院江罷出、使者出候節、土井大炊頭様御使者長尾九兵  
衛殿与用方之者披露、是江与申進ミ出候節、去年二条表方差上置候当分養  
子願書御差戻し被下、落手仕忝仕合奉存候、尚從是御請可申上旨及挨拶、  
使者退去致し候節二、敷居際迄送候而、御太儀之段申達候、  
一、右使者帰候後、大炊頭殿江御請書留守居使者を以差出候、右使者別段口  
上二而、当分養子願書以使者被差戻候、礼尚又申込候、

同三日

一、今晚七時、服紗袷・麻上下着用出宅、御用番土井大炊頭殿对客江罷越候  
處、大久保出雲守二茂参被居候、組頭衆二茂追々被参候、尤出雲守組頭鈴  
木主税、我等組頭伴五兵衛・石原太郎右衛門当病二而不罷越之間、出雲守  
共談候而、我等切二承置候而已二而、大炊頭殿江者不申述候、無程对客初  
り候間、出雲守・我等名前申罷出、引続組頭衆二も被出、不残着座致し候  
を見斗、私とも兩組頭并御番衆在番帰之御礼申上、蒙 上意難有仕合奉存  
候、御番衆悴共始而 御目見被 仰付、難有仕合奉存候之旨、出雲守被申  
述候而、伺書被致進達候處、御請取御承知之旨被仰聞候、夫方我等方致退  
座候、直二勝手江罷越候之處、無程逢有之、被引候節二附入候而自分御礼  
聴申述、直二退散、

一、夫方西丸御用番酒井若狹守殿对客有之候二付罷越、直二勝手江罷通、御  
逢後附入候而、御礼聴申述、直二罷出、水野出羽守殿对客有之、大久保  
加賀守殿・阿部備中守殿二者逢無之候二付、不残罷越附入候而御礼聴申

述、直二致帰宅候、

但在番帰り後老若逢日二罷越候者、御礼吹聴之儀故二麻上下之方可然、若月跨二相成候而も不殘逢濟不申候得者、老中者麻上下之方、若年寄衆者平服二而茂不苦、尤三ヶ月相立候得者、流二相成候由、出雲守被申聞候、

一、今朝大炊頭殿江致進達候伺書江、来十日御改有之候段、御同人被成御附紙、以林阿弥被成御渡候由二而、今日詰番松平縫殿頭方出雲守・我等兩名之紙面を以被差越候間、落手之旨被及相答候由、出雲守方被申越候、

五月五日

一、節句二付、可致登 城候之處、不快二付御用番土井大炊頭殿江出仕斷、留守居之者を以申述候、且詰番新庄越前守江茂手紙遣候、  
一、於部屋御用人之寄合有之候二付、月番酒井飛騨守、詰番越前守兩名之封印手紙二而、在番帰御改も相濟不申候二付、書上ケ不申候段、且亦不参二付、同役衆江通達之儀茂申達候、

同九日

一、今朝五時頃、麻上下着用、我等菩提所浅草金蔵寺・日輪寺為拜礼罷越、夫方戸田和泉守・加納大和守江為吹聴罷越、致帰宅候、

同十日

一、今日在番帰御改有之候二付、用方之者老人麻上下為着、祐筆老人羽織・襤二而、御番衆揃書并組中家来欠落之者并病死之者無之書付何れ茂進達、扣共式通、外二日向半切二認候書付五通為持、中之口御張紙下江差出置候、対組大久保出雲守二茂同様被差出候、

一、我等時之上下着、五半時登 城、出雲守二者病氣二付不被出候、  
一、蘇鉄之間二而組頭衆江遂面会候之處、御番衆相揃候之段、両組頭被申聞候、且出雲守組須田次郎太郎・菅沼兵左衛門・飯高小善次、我等組鎮目牧太・山本茂三郎当病二而不罷出候段、両組頭被申聞候間、例之通揃書名之

上江当病与為認候、

一、御目付衆江之差出書頼之、坊主衆を以諏訪源六郎江相渡、尤出雲守方二而認、向方用方之者持参いたし候、

当病

大久保出雲守

堀田豊前守

両組頭・御番衆

右土井大炊頭殿御差図二付罷出候、以上、

五月十日

一、日向半切二相認候御番衆揃書并欠落・病死無之書付、是又坊主衆を以大目付岩瀬伊予守、御目付源六郎江相達候、且御祐筆衆江も同様相達候、  
一、同断書付、出雲守不参二付、用方之者を以差遣候、且又詰番戸田和泉守江者揃書斗相達候、

一、部屋二而留り承り、焼火之間へ罷越、御用番土井大炊頭登 城待受、焼火之間二而懸御目二、両組中相揃候之段申達、諸書付致進達候段申上、御番衆揃書并御番衆家来欠落之者、且病死無之儀書付、都合式封、出雲守分揃書同様欠落之者・病死無之書付式通致進達候、夫方大久保出雲守当病二而登 城不致候段申達候而、直二退去、

一、御出席之御老中方御名前、御同朋頭林阿弥江承り候処、御白書院者大久保加賀守殿、桜之間者青山下野守殿御出席之由被申聞候、右之趣組頭江茂為心得申達候、

一、御老中方御揃二付、詰番和泉守同道、躑躅之間江罷越、留り前二而菊之間江罷越候而、和泉守次二着座、御座敷廻り初り候、少し前二御連歌之間御椽頼通り、帝鑑之間御杉戸際二罷在、尤御改之御番衆跡六、七人も残り候者、為知候様二坊主衆江相頼置候、御白書院於椽頼我等組中御改有之、加賀守殿御出席、大目付岩瀬伊予守出席有之、出雲守組中桜之間二而下野守殿御出席、大目付水野主殿頭出席有之候、無程坊主衆為知候二付、御納戸構江罷越扣居候之處、無程加賀守殿被成御通候二付、進ミ出候而、中腰二成、御改被 仰付難有仕合奉存候段申達、御番衆病氣・忌等二而御改相

残り候面々、出勤次第相伺可申旨申述候処、先格之通り相心得候様ニ与被仰聞候、夫方下野守殿御通被成候間、御礼申上ル、

大久保出雲守組  
米津梅干助  
堀田豊前守組  
武田伊織

但出雲守組江和泉守組方代人山岡駒吉慎中二付御改ニ殘候間、右下野守殿江申上候儀、和泉守江談候之上、右慎中之儀者分而不申上方可然

右二条在番中、御修復破損奉行相勤候二付、如先例勤日数を以、御扶持方被下候間、得其意御勘定奉行可被談候、

由二付、病氣其外ニ而相殘候者、追而相伺可申旨申上候、為念記置候、

一、出雲守用方之者、勝手次第退散之旨申達候、

一、出雲守組江和泉守組方代人朝比奈政之助、御改之節名前不申罷出、致退去候節二名前申候由、出席之大目付主殿頭被申聞候、我等組江同人方之取

一、我等先頃中風氣ニ而、未所司代松平(乘寛)和泉守殿江御礼為吹聴不罷越候間、今日退出方二丸泊所ニ而、麻上下二着替罷越候而、帰宅致候、

人石野政五郎、是茂同様名前不申罷出候二付、出席之大目付伊予守名前申候様ニ心付ケ候二付、其節名前者申候得共、定例与違候二付、留置候旨申

一、出雲守方御改無滞相濟候之段、被致承知候旨、且御同人組中差引いたし候、挨拶以紙面被申越候、

達被置候段、両所共被申聞候二付、早速御同朋頭林阿弥江相咄し、下野守殿・加賀守殿江申上候処、申断いたし候様ニと被御申聞候間、恐入候之段、

一、兩組御破損奉行江御扶持方被下候御書付落手之旨、且明朝梅干助相扣被申渡、御礼廻之儀茂先格之通可被申渡候間、伊織江茂同様申達候、我等二

林阿弥を以申上候処、無程伊予守被參、兩人共致退散候而可然旨被申聞候、是又為念爰二記、

茂為御礼先格之通罷越候義、出雲守二者出勤之節罷越候段、且御書付写茂被差越候、其外被申越候義も有之候得共、表留ニ委敷、爰ニ略ス、

一、右相濟、於蘇鉄之間兩組中江遂面会、御改相濟一段之旨申達、兩組頭衆取合被申候、且取人・代人・代々人之面々、本組戻し可申渡候之間、檜之間へ被相廻候様申達、

同十一日

一、於檜之間、取人・代人・代々人之面々一同面会、御改相濟候二付、今日本組差戻し候旨申渡候処、組頭取合被申候、夫方在番中無滞被致精勤一段之旨申達、組頭又候取合、直退去、

一、昨日申達候二付、五時(堀田正氏)我等組武田伊織、相組与頭石原太郎右衛門同道罷越候二付、我等時之上下着用、於小書院太郎右衛門面会、引続書院江出座、伊織罷出候間、御扶持方被下候段申達、左之書付太郎右衛門江相渡ス、同人取合有之候之間退去、

一、兩組共勝手次第退散被致候様、組頭衆江及差図候、

申渡候書付左之通、

一、出雲守用方之者面会、御改万端相濟候段、委細申達候、

武田伊織

一、御勝手御掛り水野出羽守殿江誠阿弥を以、兩組御破損奉行勤役中御扶持方先格之通被下置候旨、御書付詰番和泉守江被成御渡候由、同人直ニ御答被申

二条在番中御修復御破損奉行相勤候二付、如例格勤日数を以御扶持方被下候旨、昨日水野出羽守殿(忠成)以御書付被仰渡候、右為御礼出羽守殿・御用番土井大炊頭殿・松平和泉守殿御留守并大久保出雲守殿江も可被

之者出居候二付、右用方之者江相渡、我等居合二付、和泉守方被相渡候間、御先下りニ而宜御取斗給候様口上申遣候、尤直ニ御答相濟候段申遣ス、

相越候、

御書付左之通、

巳五月十一日

ミたし  
大御番頭江

殿留守宅江罷越、取次迄申置候、口上書左之通り、

私組武田伊織儀、二条在番中御修復御破損奉行相勤候二付、如例格勤

日数を以御扶持方被下置候旨、御書付を以被仰渡、則伊織江申渡、其身を不及申上、於私難有仕合奉存候、右為御礼伺公仕候、

五月十日 堀田豊前守(正民)

御用番大炊頭殿江者

右同文之内、水野出羽守殿以 御書付被仰渡与認、

所司代江者

右御用番同文言、

一、出雲守江罷越、無滞着并在番帰、御礼被申上候恰、并我等義茂同様之吹聴申述、夫方五嶋伊賀守・牧野伊予守江成著為吹聴罷越、致帰宅候、

同十四日

一、組頭御用人短冊認出来二付、月番酒井飛驒守(忠蓋)江差遣候、尤委敷別帳二有之、爰二略、

同十五日

一、月次為御礼可致登 城処、今曉方不快二付、御用番土井大炊頭殿江出仕断留守居之者を以申達候、詰番酒井飛驒守(忠蓋)江茂同様申遣候、  
一、今日御用人之寄合有之候二付、月番飛驒守江封印手紙二而、不参之儀、且此度之御用人書上不申候段、并同役中江通達之儀申遣候、  
但詰番月番兩名二而可差出候処、今日月番之者詰番二付、一名二而差出又、

同廿三日

一、今朝麻上下着用、御礼為吹聴京極周防守殿・水野老岐守殿(高備)江罷越、夫方堀田撰津守二而平服罷成、為吹聴外相廻り帰宅いたし候、

同廿八日

一、今朝五半時出宅登 城、退出方酒井大和守・新庄越前守・安藤出雲守(忠嗣)其外江茂為吹聴罷越候、

但御礼無之月二候得共、式日故二麻上下二而登 城いたし候、為念記置、

六月朔日

一、今朝月並為御礼、六時過出宅登 城、同役衆揃之上、組頭御用人御帳張立致出来候二付相談有之、例之通り相濟、跡月番酒井飛驒守去月御用番土井大炊頭殿(利厚)江無滞進達相濟申候、

但右御帳下ケ之儀、去月中月番飛驒守方被申上候後茂、御催促被申上候得共、相下り不申、漸晦日二御下ケニ相成候二付、五月月付ケニ而、

朔日二進達相成候、例年五月中二進達有之候義故二、為念爰二記、

一、酒井大和守・新庄越前守当秋大坂在番二付、両組御金奉行・御蔵奉行役、且又御茶壺附扣共相談有之候、

一、例之通り申上二而、同役衆同道、菊之間江罷越、御錠口二而帝鑑之間江罷越、同役衆末座二着座、御礼相濟、無程西丸江罷出、謁相濟退散、酒井飛驒守(忠蓋)為吹聴罷越、致帰宅候、

同八日

一、今日於部屋御用人之寄合有之、五半時登 城、尤此度者我等組方者書出候者無之候、

一、御改之伺書、今日繰替詰番戸田和泉守相頼、於 御城御掛り大久保加賀守殿江進達給り候様申遣候処、則御用人江以林阿弥致進達候旨、被申聞候、

一、今朝之伺書、加賀守殿以丹阿弥被成御渡、御改流ニ相成候之間承り附いたし、可致進達之旨被仰聞候由二而、和泉守方以紙面右伺書被差越候間、出雲守江右之趣以紙面申遣、組頭衆江も及文通、

同九日

一、昨日之伺書江承附いたし、詰番松平縫殿頭迄大久保加賀守殿江返達之儀頼遣し候処、則加賀守殿江以林阿弥返達相濟候之段被申越候、

同十二日

一、今朝増上寺 (徳川家恵) 惇信院様 御靈前江六半時御供揃二而 御参詣被 仰出候  
間、我等今日方休明ケ出番二付、先詰之家来差出、七半時供揃二而、晒染  
帷子・麻上下着用、二丸江相詰、御成 還御共於冠木御門外致 御目見候、  
無程二丸退散、致帰宅候、

一、夕七半時、供揃二而時之上下着用出宅、二丸御番所江罷越、例之通判形  
帳相改、組頭并御番衆江茂相応挨拶、泊所江引取申候、

一、六ッ御太鼓打切、組頭国領十郎右衛門・上田犀之助申遣候処、十郎右衛  
門二者俄不快二付、犀之助老人被罷越候、帰府後初御番二付、吸物・酒肴  
二種・一汁三菜焼もの付、夜職振廻申候、尤与力・同心江茂為給候、

同十三日

一、今朝六半時頃、時之上下着用、御用番阿部備中守殿江罷越、左之口上書  
持参、取次之者江相渡、玄関二而申置候、

私儀、二条在番帰休明、昨十二日方御番相勤申候、右為御届伺公仕候、

六月十三日 (正民) 堀田豊前守

一、又候二丸江罷越候、今日者不時御礼二付、麻上下着用、五時頃二丸退散、  
登城、部屋江罷越、例之通申上二而菊之間江罷越、御錠口二而羽目之間江  
罷越、御留守居衆次江着座、御礼相済候而 入御之節平伏、直二部屋江引  
取候、無程御用番御断二付、例之通大目付江明日之儀承り致退散候、

## 解題 神宮文庫蔵「二条在番手留」

杉谷 理沙

### 史料の概要

神宮文庫蔵「二条在番手留」(五門一〇九号。神宮文庫の目録では「二条在番登前手留」とあるが、本書では全八巻を総称して「二条在番手留」とする。以下「手留」は、文政二年(一八一九)一〇月から文政四年(一八二二)六月にかけて、二条在番に関する諸事を日次記形式で書き留めた番頭の記録である。形態は横半帳(縦一三・八cm、横二〇・五cm)で、一一二条在番登前手留」はじめ八巻(四・五巻が合綴されているため全七冊)からなる。それぞれの題箋と記録期間は次の通り。

題箋	記録期間
一 二条在番登前手留	文政二年一〇月一日～三月二五日
二 二条在番登道中并在番中手留	四月三日～五月二七日
三 二条在番中手留	六月一日～八月五日
四五 二条在番中手留	八月八日～二月晦日
六 二条在番中手留	文政三年一月一日～四月一日
七 二条在番中手留	四月六日～四月二七日
八 二条在番帰府手留	四月二八日～六月一三日

いずれの冊にも奥書等はないが、内容から記手は一二番組の大番頭堀田豊前守正民であることがわかる。また、本史料は何者かによる写本であるが、どのような経緯でいつ誰が書き写したものであるかは判然としない。おそらく、近世の幕臣史料の例に漏れず、二条在番を務めることになった番頭某が参照のた

め書き写したか、あるいはそれを重ねて借り受け写したものと考えられる。<sup>1)</sup>

なお、本史料には「古事類苑編纂事務所」の朱方印が捺されており、また『古事類苑』に一部が収載されている。すなわち、本史料が神宮文庫に収められているのは、大正三年(一九一四)に古事類苑出版事務所から神宮文庫へ保管転換された六八〇〇冊のうちに含まれていたためと思われる<sup>2)</sup>。ゆえにそれ以前の足取りを辿ることは困難である。

また、本文中にはしばしば「表留二委敷有之」という文言が見え、手留に対応する「表留」が存在したことが窺えるが、その内容はじめ詳細は明らかでない。

### 大番頭堀田正民

記手の堀田豊前守正民は、近江国宮川藩の第六代藩主で、石高は一万三千石、文化一四年(一八一七)正月から文政六年(一八二三)三月まで一二番組の大番頭を務めた。大番頭の後には伏見奉行、さらに奏者番となっている。<sup>3)</sup>

正民は幼少期から絵に堪能であつたらしく、蜻蛉・蝶などの彩色図鑑である『蜻蛉譜』(国立国会図書館蔵)を遺している。また父正毅の命により、望遠鏡で観測した月を詳細に描写しており、自然万物への探究心旺盛な人物であつた。しかしながら、「手留」にはその様子は見えず、あくまで職務日誌として筆を執っている。

正民の父正毅は『寛政重修諸家譜』の副総裁を務めた人物で、彼もまたかつて大番頭に就任し二条在番を務めた。正毅は、寛政三年(一七九二)二条在番へ向かう道中で濃州細久手開元院の堀田正朝(正民の四代前)廟所に参拝した。正民もこの例に倣い、京都へは中山道を通り廟所へ参りたい旨を老中に申請し許可を得ている。<sup>4)</sup> また京都では、先祖にゆかりある妙心寺塔頭麟祥院の春日局の菩提所に仏参している。<sup>5)</sup> なお、二条在番に先じた文化一四年(一八一七)には大坂在番を務めており、その登前から帰府までの様子は「堀田豊前守留書」に詳しい。<sup>6)</sup>

在番における堀田正民の対組は九番組大番頭大久保出雲守教孝で、石高一万三千石の相模国荻野山中藩主であつた。二条在番は三月末に先登組が、四月頭に跡登組が京へ登るが、文政三年の二条在番では大久保が先登を務め、堀田を

迎えている。

## 史料の内容

内容の分析は本書所収杉谷研究ノートをあわせて参照いただき、ここでははいくつかのトピックを取り上げたい。

### (1) 登道中と城入り

在番道中は通常東海道を用いるが、文政三年の二条在番両組は老中に断つたうえで木曾路(中山道)を通行している。堀田正民はその理由を「米追々下直ニ相成候間」や「此度者省略之廉を以木曾路相願候」と言う。すなわち、財政的な理由で簡略化を図るため木曾路を通行すると述べている。なお、復路は東海道を通った。先述の通り、父正毅も木曾路を通り、道中で先祖の廟所を参拝しているから、先例を踏襲しようという意図があったのかもしれない。

さて、正民は四月三日六時半(午前七時)に江戸を出立した。道中では、高崎駅を通行する際、上野国高崎藩主松平輝延(大坂城代)から大手前町奉行が使者として遣わされ、また碓氷関所や福島関所を通る際には駕籠に乗ったまま番人らの時宜を受けた。呂久川では美濃大垣藩主戸田氏庸の馳走で渡船している。

そして四月一四日夜五半時(午後九時)に上使屋敷となる旅宿に到着し、翌朝の京着として取り計らった。上使屋敷へは二条城御門番頭壺井隼人・石渡龜次郎が挨拶に来、ついで組頭二名と面会した。その後、対組番頭の大久保・交代する番頭の戸田光弘と同道して所司代松平乗寛のもとへ行き挨拶を行っている。その際の正民の供廻りは、供頭一人・刀番一人・中小姓二人・草履取一人・傘持一人・挟箱手代共三人・押二人・供若党二人・若党の草履取二人らであった。正民は交代に先立つ一五日に大久保・戸田とともに城入りし、大久保の小屋でもてなしを受けた後、二之丸御門から入り御番所で大久保組組頭と挨拶を交わし、本丸御門に入り御廊下橋から本丸跡を見分、中仕切御門に入り戸田の小屋でもてなしを受け城を出た。上使屋敷に戻った後は札親の商人らと対面している。

### (2) 番頭交代の一日

番頭の交代は四月一七日に行われた。交代日の流れは以下の通り。

八時(午前二時)に堀田組衆が堀端で高提灯を持って行列をつくり、小屋請取役の者が入城して戸田から鍵箱を封印のまま受け取る。正民は七時(午前四時)に上使屋敷を出立し、御門番頭壺井隼人宅へ行き壺井のもてなしを受け、その後御目付の堀・秋元も参入。壺井から城内へ通達し、六時(午前六時)前に入城するよう知らせが来た後、御目付衆と同道して壺井の案内に従って入城。西御門の片扉が開かれ、御番所前で両御門番頭が出迎え、刀を手に持ち、御番所表から上り、戸田と大久保に挨拶。正民・戸田・大久保・御目付衆の順に着座。屏風を隔てて両御門番頭がおり、石渡が挨拶を述べこれに応えた。正民の城入りの供廻りは供頭一人・刀番一人・中小姓二人・徒士三人・草履取一人・長柄持一人・押一人であった。

六ツ(午前六時)の太鼓が鳴り、提灯が引かれる。御門番当番の石渡へ戸田組衆を繰り出す旨が伝えられ、戸田は刀を手に取り勝手の方へ行く。戸田は供頭に組衆を繰り出す旨を伝え、石渡が御門を開くよう指図する。戸田組の者たちが次々と出て行き、出払った後戸田が正民へ別れの挨拶をし、正民は江戸の同役衆への伝言を頼む。戸田は大久保と御目付衆へも挨拶し帰路につく。戸田を見送った御門番衆が戻った後、正民は組の者たちを繰り入れるよう亀次郎に伝え、刀を取って勝手の方へ行き、供頭を先立の与力に遣わして皆に入るよう伝える。組衆は一列になつて入り挨拶。正民は大久保と同道して御番所を出で、正民の小屋の前で大久保と別れの挨拶を交わし、小屋へ入る。

四ツ(午前一〇時)の太鼓が鳴り、大久保より案内があつて正民は供を引き連れて出で、大久保と落ち合つて北御門から所司代屋敷へ行く。所司代へ用入を通して交代が済んだことを伝え帰着。北御門から入城して大久保の小屋へ行きもてなしを受け自身の小屋へ帰り、その後両組の組頭、与力、同心が参上し、交代が無事済んだことへの祝いの挨拶を受ける。こうして交代の一日が終了した。



## (3) 仮養子願

文政三年（一八二〇）六月十八日、在番中の正民のもとに、嫡子銚次郎が病死した旨の便りが届いた。正民はこの旨を所司代へ届け出し、対組番頭大久保と組頭衆へも知らせた。<sup>(13)</sup> 正民にはほかに男子なく、弟の門次郎を帰府までの仮養子にしたいという願書を老中に提出するため、江戸留守を頼んだ戸田光弘（前任の二条在番）へ早便を遣わし、用方の者に対応を指示してほしいと伝えている。<sup>(14)</sup>

では仮養子となった弟の「門二郎」とは誰か。正民には二人の弟が確認でき、このうち長弟道博は何時かの時点で安芸国広島藩家老東城浅野家の養子となっている。同腹の弟資始の生年が寛政元年（一七九九）であるため、道博はこれ以前の生まれであることは間違いなく、門次郎が「当夏十二歳」<sup>(15)</sup>、すなわち文化六年（一八〇九）の生まれであることを加味すると該当しない。したがって次弟の資始も該当せず、また資始は文化七年（一八一〇）に遠江国掛川藩主太田家の養子となっている。父正毅の没年は文政二年（一八一九）であるため、ほかに弟がいた可能性はあるものの、記録上確認できない。結論、「門二郎」が誰であるのかは判然としないわけだが、大名家の相続をめぐっては、内々の取り計らいや身代わりなど、非公式の扱いが行われた例もある。<sup>(16)</sup> 想像を逞しくすることは憚られるが、あるいは不測の事態への対処としてこのような対応がなされたのかもしれない。

なお、正民の江戸帰府後仮養子願は返却され、後に正民の跡を継いだのは女婿の正義（戸田氏庸子）であった。

## 【注】

- (1) 東京都公文書館蔵「二条在番登前留」（請求記号CH1-164）は、本史料と同様、大番頭建部内匠頭政賢（一〇番組、寛政九年（一七九八）に二条在番）が、二条在番へ向かうにあたり上京前の準備を記録したものである。題箋によれば、この史料は小笠原加賀守長毅（嘉永六年（一八五三）〜安政六年（一八五九）一〇番組大番頭）が、北条遠江守氏喬（天保六年（一八三五）〜二年（一八四一）八番組大番頭）、稲垣安芸守貞国（天保十二年（一八四一）

弘化三年（一八四六）二番組大番頭）、遠山安芸守景高（天保十五年（一八四四）〜安政五年（一八五八）九番組大番頭）から借り書写したものである。小笠原は安政五年に二条在番を務めており、おそらくそれ以前に職務の参考のため書写したものと考えられる。「手留」もまた同様の経緯で書写を重ねられたものであろう。

- (2) 「神宮文庫の沿革」（神宮司庁編『神宮文庫所蔵和書総目録』戎光祥出版、二〇〇五年）。
- (3) 『文政武鑑』。
- (4) 『柳宮補任』。
- (5) 中村士「日本の天文学と一貫斎」（市立長浜歴史博物館編『江戸時代の科学技術』二〇〇三年）。
- (6) 「手留」文政三年三月二日条。
- (7) 正民の先祖にあたる堀田正盛の母は稲葉正成の娘で、その縁から正盛は稲葉の後妻春日局の支援を受けた。
- (8) 「手留」文政三年一〇月九日条。
- (9) 東京大学史料編纂所蔵謄写本、請求記号二〇七二一四。
- (10) 「手留」文政三年正月二八日条。
- (11) 「手留」文政三年四月三日条。
- (12) 東海道に比べ、木曾路は道は険しいものの川支の心配が少なかったため、逗留費用が嵩まず済んだ。
- (13) 「手留」文政三年六月一日条。
- (14) 「手留」文政三年六月二日条。
- (15) 「手留」文政三年六月二日条。
- (16) 大森映子「江戸時代における仮養子と相続——宇和島藩伊達家における仮養子問題を中心として」（『湘南国際女子短期大学紀要』一一、二〇〇四年）。

(翻刻) 国立公文書館内閣文庫蔵「雑事記」 二条城関係箇所抜粋

二条大坂善悪之事

- 一、二条ハ水よし、
- 一、二条ハ米春屋方持来る、
- 一、二条ハ町用人出す時西御門出入札置故、自然欠落をしても札紛失の憂ひなし、
- 一、二条は一ヶ所の御番所を両組にて八番に勤む、
- 一、二条は二丸御門切手いらす、
- 一、二条ハ井戸四ヶ所あり、沢山也、
- 一、二条ハ巡見に見所多し、
- 一、二条ハ市 御城外にて鬱散、
- 一、二条ハ出立時奉公人出代り時にて都合宜し、
- 一、二条ハ東西共小屋内に馬場あり、
- 一、二条ハ杖の者草取掃除斗りの人足差引致す、
- 一、二条ハ番衆人足草取そうしに斗り出す、
- 一、二条ハ上下道中寒暖の憂なし、
- 一、二条ハ小屋構広し、
- 一、二条者 御城内大御番頭斗り行合会釈の心配なし、
- 一、二条ハ道中十二日路也、
- 一、二条ハ米仲次大御番頭江申立候上申渡、町奉行所へハ被申付候仲より相届取扱も別段に候へは取締由、
- 一、二条ハ交代当晝御城内江馬引入附出す故都合よし、

- 一、大坂ハ悪く砂こしにて遣ふ、
- 一、大坂ハ飯米手人を以春屋迄取に遣す、
- 一、大坂ハ町用人出す時出入札持出る故、欠落いたせは札紛失端印之内、札留の差支有、
- 一、大坂ハ二ヶ所の御番所故四番二勤む、
- 一、大坂は桜御門出し切手入用、
- 一、大坂ハ二ヶ所にて不足、しかも深し、
- 一、大坂ハ巡見に見所少し、
- 一、大坂ハ市 御城内ニ而鬱散なし、
- 一、大坂ハ出立時奉公人出代の間故都合悪し、
- 一、大坂ハ東西共小屋内に馬場なし、
- 一、大坂ハ御修復手伝并草取人足共出杖日勤也、
- 一、大坂ハ御修復手伝并草取人足迄御番衆方出す、
- 一、大坂ハ上下道中炎暑凌加多し、
- 一、大坂ハ小屋構狭し、
- 一、大坂ハ御城内に御城代御定番御加番御目付等有之、会釈の心配多し、
- 一、大坂ハ道中十三日路也、
- 一、大坂ハ米仲次年々代り組頭之意を以て申付候なみ、奉行江之届なき事故取締あしく、
- 一、大坂ハ御城内江馬引入候事不仕、前前日手人にて春屋迄荷物出故万事不自由なり、

- 一、二条ハ下掃除之者世話なし、
- 一、二条ハ塵芥物持出人世話なし、
- 一、二条ハ御破損奉行雨天御扶持出る、
- 一、二条ハ御城内下々通路世話なし、
- 一、二条御破損奉行役所筆工御入用なり、
- 一、二条ハ御合力金斗りにて出米払小屋にて包分いたす、
- 一、二条ハ町人ハ町人にて夫々支配ありて、御城入いたす、
- 一、二条ハ門札なし、
- 一、二条御蔵近く米払其外都合宜し、
- 一、二条ハ西御門留る事なし、
- 一、二条ハ惣見分大御番頭斗也、
- 一、二条ハ明ヶ六の御太鼓早く暮遅シ、
- 一、二条ハ五分一米大豆直段よし、
- 一、二条ハ御城入町人に支配あり、
- 一、二条ハ火事千本屋敷の鐘二而能知る也、
- 一、二条ハ炎暑を一度越す也、

### 二条方大坂の方能条々

- 一、大坂ハ御城代御城内なり、
- 一、大坂ハ船廻シ手軽なり、
- 一、大坂ハ魚者沢山なり、
- 一、大坂ハ御伝馬人足あり、
- 一、大坂ハ御城外に稽古なし、
- 一、大坂ハ御払味噌あり、
- 一、大坂ハ登り前為替にて盆を賄ふ助けあり、
- 一、大坂ハ御櫓の遠見鬱散す、

- 一、大坂ハ下掃除之者送迎致す、
- 一、大坂ハ塵芥持出御破損奉行送迎致させる事、
- 一、大坂ハ御破損奉行雨天除日御扶持不出、
- 一、大坂ハ御城内下々御城札二而通路、
- 一、大坂ハ御破損奉行役所筆工自入用なり、
- 一、大坂ハ御合力二丁限出る、包分外にて致事故、持運ひ人足の世話なり、
- 一、大坂ハ町人地役仮役の者と成、如何の筋あり、
- 一、大坂ハ札門ありて置札の世話あり、
- 一、大坂ハ御蔵遠く米払其外難洪なり、
- 一、大坂ハ三所御門御城代御定番二欠あれハ当るなり、
- 一、大坂ハ近年御城代も出席手重也、
- 一、大坂ハ明ヶ六遅く暮六早し、
- 一、大坂ハ五分一米大豆二条方五分かた安し、
- 一、大坂ハ町人無支配同様二而取締なし、
- 一、大坂ハ火事知れず、
- 一、大坂ハ残暑と炎暑と二度越す也、

- 一、二条ハ所司代御城外也、
- 一、二条ハ船廻手重大坂迄の失費あり、
- 一、二条ハ魚物払底也、
- 一、二条ハ御伝馬人足なし、
- 一、二条ハ御城外近年千本稽古あり、
- 一、二条ハ御払味噌なし、
- 一、二条ハ出立跡の夏から至盆の難儀なり、
- 一、二条ハ御櫓の遠見なし、

## 二条御城之事

二条 御城ハ昔二丸斗ありて、慶長・元和の比迄ハ、二条御屋敷といハ、其頃三輪七蔵 七蔵家筋市十郎なり、市十郎家方同姓(ママ)わかる、なる人御殿を預り、則御殿内に妻子住居す、大坂落城直に二条御屋敷江神祖被為入、御玄関にて御兜を七蔵に給ハリ、今に彼家の宝とす、寛永三御造復あり、今の南北中仕切より西御門迄御築足あり、夫方以来御城与唱へ、七蔵も御殿居住いかと、その御厩曲輪を賜り居住、依而彼所を七蔵曲輪ともいふ、其後大御番方の在番始り、御城内家内持居住差支ありて、万治三年西御門前にて千六百坪の屋敷拝領、内八百坪を組々坊主拾六人分屋敷に割、八百坪を以住居とす、後東福門院様薨御、御附同心老人割込に成、都合拾七人と成、夫へ五拾坪自屋敷の内を渡し、全く当時七百五拾坪なり。両拾七人の内、御太鼓へのき、十一人ハ俗体羽織袴にて、御殿の事を勤む、俗にいふ毛坊主なり、頭の存寄次第、俗体坊主役義入替之事あり、寛政十一未年にも嘉右衛門と云毛坊主何と哉覽いふ坊主入替り、俄坊主俄附鬢おかしき事あり、

## 解題 国立公文書館内閣文庫蔵「雑事記」

### 二条城関係箇所抜粋

杉谷 理沙

#### 史料の概要

国立公文書館内閣文庫蔵「雑事記」(請求記号二二三一〇三二)から「二条大坂在番善悪之事」「二条大坂善悪之事」「二条御城之事」を収録した。「雑事記」は江戸初期以降の記録・文書類を雑多に収録したものの写本で、全三九冊。記事の下限は天保八年(一八三七)である。第二冊の巻末に「石川勝任編」とあるが、本文中にはその名が記載されておらず、また石川勝任なる人物の詳細は不明である。なお、「雑事記」は『続徳川実紀』の一部が採録されているが、今回翻刻した箇所掲載はない。

#### 1 「二条大坂在番善悪之事」「二条大坂善悪之事」

さて、「二条大坂在番善悪之事」「二条大坂善悪之事」は、二条城および大坂城で在番をする際の良し悪しを比較したものである。「二条大坂在番善悪之事」には二条の方が優れている三四項目を、「二条大坂善悪之事」には大坂の方が優れている八項目を挙げる。その内容は表の通りである。物品の入手が容易かどうか、掃除人などの世話や人の出入りに手間は無いかどうか、上り下りの道中や滞在する小屋が快適かどうかなどが比較されている。その内容から、これらは在番をつとめる番衆にとつての「善悪」(良い点と悪い点)を示していると考えられる。

これらがいっ頃の様相を表しているのか判然としないうえ、情報の真偽が不明瞭な箇所もあり、史料として用いるには慎重を要する。しかしながら、二条や大坂在番の内部事情を見知った者が記した文章であることは疑いなく、職務日誌である「手留」などからはうかがうことのできない、在番衆の生活空間としての二条城の様子を垣間見ることができ興味深い。総じて、在番に際しての生

活の快適さや、煩わしさ・面倒がないことなどが良し悪しの条件となっていて、そこに二条城の警衛を担当する武人たる姿は殆んど見えてこない。

ちなみに、文政八年(一八二五)に大坂在番をつとめた旗本山中吉十郎の家臣佐藤仲右衛門が記した「大坂在勤中書留」では、二条城近辺は大店もなく「至而淋しき所なり」と述べられている<sup>3)</sup>。佐藤は、大坂城を「御城絵に書たる如く、日本一の御城也」と讃えていることからわかるように、大坂城最良の人物であった。至極当然ながら、二条を良しとするか大坂を良しとするか、感想は人それぞれであるから、「雑事記」に関しても記主の主観を通した「善悪」であることには留意しておかなければならない。

なお、「二条大坂在番善悪之事」「二条大坂善悪之事」の各項目の詳細については、表の補注および本書所収杉谷研究ノートを参照のこと。

#### 2 「二条御城之事」

「二条御城之事」では、代々二条城の御殿番を務めた三輪市十郎家の来歴を記す。御殿番とは御殿預とも言い、その名の通り二条城の御殿(二之丸御殿)を管掌した役職で、金庫の番なども担った<sup>3)</sup>。『吏徴附録』によれば、三輪は「所司代支配、高四百石、御役料百俵、在京、恩暇金壹枚時服二、坊主十七人」であった。

「慶長見聞書」によれば、二条の御所(家康の京都屋敷)が出来し、長者町の三輪が御殿を預かることとなった<sup>4)</sup>。「二条御城之事」には、御殿内に妻子とともに住んだが、寛永の改築に伴い城内の御厩曲輪を賜り居住したとある。その後、大御番による二条在番が開始されたことにより、万治三年(一六六〇)西御門前に千六百坪の屋敷を拝領し、うち八百坪を配下の坊主衆一六人の屋敷に割り当て、三輪は八百坪の住居を得た。その後東福門院(和子)が薨去したのに伴い、和子付の同心一人が三輪に付けられ、あわせて一七人となった。またこの一人に三輪の屋敷地のうち五〇坪を渡した、とある。

三輪の屋敷について、『京都御役所向大概覚書』<sup>5)</sup>には次のようである。

一、役屋鋪 東西八拾間、南北貳拾壹間

御殿番

三輪七之助

此坪数千六百八拾坪

内

東西三拾八間、南北貳拾壹間 組屋敷

此坪数七百九拾八坪

右から分かるように、若干の差異はあるものの、「雑事記」に記された屋敷の坪数とおおよそ同規模である。

冒頭で述べた通り、御殿番は代々三輪氏の世襲によりこれを担っていたが、三輪とともに、御鉄炮奉行が兼帯して御殿番となる場合があった。本書所収「二条在番手留」では重野長左衛門が御鉄炮奉行と御殿番を兼帯している様子が見える。これは文政三年（一八二〇）段階の三輪市十郎が御殿番見習いであったため<sup>(7)</sup>、その後市十郎は文政七年（一八二四）に「二条御殿預」に任じられた<sup>(8)</sup>。

御殿番配下の坊主は数奇屋坊主と呼ばれ、うち一名が二条城の「時之太鼓」を管理し時刻を知らせた。「雑事記」には「十一人ハ俗体羽織袴にて、御殿の事を勤む、俗にいふ毛坊主なり」云々とあるが、三輪配下の坊主が実際にどのような出で立ちで、具体的にどのような役割を担ったのかは判然としない。また、本書所収「御代替御礼住職継目御礼記録」では、元治元年（一八六四）の御殿番は三輪ではなく、田中直右衛門・井上栄次郎と見えるが、いずれの時点で三輪から替わったのかは不明である。

以上のように、御殿番は二条城において重要な役割を担っていた。にもかかわらず、具体的な職掌はじめその実態は未だ不明な点が多く、史料の博搜含め今後の研究が俟たれる。

### 3 その他

「雑事記」にはこのほか、項目立てられていない二条城に関する記述がある。「雑考」では「二条御城東の方より、御本丸焼失跡江入口二御門渡櫓あり、御廊下橋といふ、往古ハ二丸御本丸通路御廊下ありといふ、御櫓の瓦、織田家瓜の紋隅瓦一ツあり、豊臣家菊桐と 御当家御紋と三品入交りあり」と、かつて城内に織田・豊臣・徳川の家紋が入った瓦があったと記しており、また、二条

城の太鼓について、太鼓坊主は三輪市十郎の支配であることや、太鼓を張り替える際、所司代から天部村に請け負わせたとある。「諸式留帳」には「前々より二条御城内御時太鼓、天部村年寄利右衛門へ被為仰付候」とあり、元文三年（一七三八）の時点で「前々」から太鼓の張替えを請け負っていた。また天部村は、宝永年間頃まで、下村氏の主導のもと二条城掃除人足を出していた村のひとつであった<sup>(9)</sup>。

瓦の紋についてなど真偽不明な部分はあるものの、「雑事記」の二条城関連記事からは、容易には立ち入ることのできない城内の様子に関心が寄せられていたことが伺える。

### 【注】

- (1) 国立公文書館内閣文庫編『内閣文庫未刊史料細目』一九七八年。
- (2) 野高宏之「史料紹介 大坂御城在勤中書留」『地域創造学研究』二四一四、二〇一四年。
- (3) 柴田純「二条城番衆と京都」（元離宮二条城事務所編『令和三年度歴史講座「記録」』、二〇二二年）。
- (4) 慶長七年（一六〇二）五月一日条。
- (5) 二条在番の制度が開始されたのは寛永一二年（一六三五）。
- (6) 『紀要』第一号の編年史料420。
- (7) 「二条在番手留」文政三年十一月一日条。
- (8) 同様に、文化年間には平岩右膳が御鉄炮奉行と御殿番を兼帯している（『京都武鑑』）。
- (9) 国立公文書館デジタルアーカイブ「雑事記」第二八冊のNo.四五五。
- (10) 本文中では「天辺村」。
- (11) 『紀要』第一号の編年史料354。
- (12) 中澤巷一・小林宏「近世上方における賤民支配の成立」（『法制史研究』一九、一九六九年）、辻ミチ子「京都における四座雑色」（『部落問題研究』四、一九五九年）。

24	合力金	二条ハ御合力金斗りにて出米払小屋にて包分いたす／大坂ハ御合力二丁限出る、分外にて致事故、持運ひ人足の世話なり	合力金については杉谷研究ノート注(14)参照。また大坂城での合力金渡しの方法については岩城卓二「在坂役人と大坂町人社会」(杉谷研究ノート注(33))参照。
25	町人の支配	町人は町人がそれぞれ支配して入城する／町人が地役や仮役となる(?)	二条城に入城する町人は「札親」が統括する。杉谷研究ノート2-(3)-⑥参照。大坂城に関しては委細不明。
26	門札	門札なし/札門があり置札の世話がある	
27	御蔵の遠近と米払	御蔵が近く米払いやそのほかに都合が良い/御蔵が遠く米払いそのほかに難儀する	
28	御門留	西御門留(出入停止)はない/三所御門は城代・定番に欠があれば停止になる(?)	二条城では、在番や職人、商人らは西御門を通過して入出城した。
29	惣見分	惣見分は大番頭のみ行う/近年は城代も出席するため容易でない	二条城の番頭による惣見分については杉谷研究ノート1-(2)参照。
30	明け暮れの太鼓	明け六つの太鼓は早く、暮れは遅い/明け六つは遅く暮れは早い	明け六つは午前六時頃。暮れ六つは午後六時頃。二条・大坂とも、時の太鼓は御太鼓坊主が鐘を鳴らし時を知らせた。二条城の御太鼓坊主は御殿番三輪の配下。「早し」、「遅し」の詳細は不明。
31	五分一米と大豆の値段	値段がよい/二条より五分かた安い	合力米の現物渡し分と関連か。合力米については杉谷研究ノート注(14)参照。
32	町人	入城する町人を管理する/町人を管理していないのに等しく取り締まっていない	町人の出入り・管理に関しては杉谷研究ノート2-(3)-⑥～⑧参照。
33	火災報知	火災時には千本屋敷の鐘が鳴りよくわかる/火災時にわからない	「千本」は、二条城の北西に位置した所司代の下屋敷のこと。京都大学所蔵『中井家文書』の「所司代千本屋敷絵図」には、火見櫓と釣鐘は千本屋敷の北西に見える。二条城での火事対応については、樋爪修「江戸時代の京都大名火消」(『近江地方史研究』27、1992年)、藤本仁文「近世京都大名火消の基礎的考察」(『将軍権力と近世国家』塙書房、2018年、初出2005年)参照。
34	夏の暑さ	炎暑を一度越す/残暑と炎暑を二度越す	交代の季節と関連か。

## 二条と大坂の方能条々

35	所司代・城代の所在	所司代が城外にいる/城代が城内にいる	所司代上屋敷は二条城の北に所在。
36	船廻	船廻しは容易でなく大坂までの出費がある/手軽である	
37	魚	魚物が底をついている/魚はたくさん	
38	伝馬人足	御伝馬人足がない/御伝馬人足がいる	委細不明
39	城外での稽古	城外(千本屋敷)にて稽古がある/城外で稽古がない	杉谷研究ノート2-(3)-①参照。
40	御払味噌	御払味噌なし/御払味噌あり	大坂では、蔵奉行が管理する城内の蔵に、米穀はじめ糶・糶・大豆・味噌・塩などが蓄えられていて、これが払い下げられた。
41	盆の賄い	出立後の夏から盆に至り難儀/登り前為替にて盆を賄う助けがある	委細不明
42	櫓の遠見	櫓の遠見がない/櫓の遠見があり気晴らしになる	

表

二条大坂善悪之事

項目	内容(二条/大坂)	補注	
1	水	水が良い/悪く砂こしが必要	
2	米の入手	米搗屋から持ってくる/飯米手人を米搗屋まで取りに遣わす	
3	御門出入札の紛失	町用人を出す時は西御門に出入札を置いているため欠落しても札紛失の心配がない/出入札を持ち出すため欠落すると札を紛失し札留(通行禁止)の支障がある	本書所収杉谷研究ノート2-(3)-⑥(※第二章第三節の⑥、以下同様)参照。
4	番所勤めの番組み	一箇所の御番所を二組八番で勤める/御番所が二箇所のため四番で勤める	
5	御門の切手	二ノ丸御門に切手がいらぬ/桜御門を出るのに切手がある	
6	井戸の数	井戸が四ヶ所ある。たくさん/二ヶ所しかなく不足。しかも深い。	二条城内の井戸の位置は参考図2参照。
7	巡見の見所	見所が多い/見所が少ない	「手留」には、二条在番の番頭と番衆が、今宮、東山、高雄、嵐山などを巡見している様子が見える。大坂在番の巡見については当解題注(2)参照。
8	市	城外にあり気晴らしになる/城内にあり気晴らしにならない	「市小屋」と関連か。市小屋については杉谷研究ノート2-(1)参照。
9	奉公人の出替	出立が奉公人の出替時であるので都合が良い/奉公人出替の間であるので都合が悪い	出替奉公の切り替えは3月。二条在番の交代は3月・4月、大坂は7月・8月。杉谷研究ノート2-(3)-⑤参照。
10	小屋内馬場	東西とも小屋内に馬場がある/東西とも小屋内に馬場がない	絵図類には二条城番衆小屋域に馬場は確認できない。
11	「杖の者」の人足	草取掃除ばかりの人足に差し引きする/修復の手伝と草取人足とも日勤する	「杖の者」は老人のこと。その人足役については委細不明。
12	番衆の出す人足	番衆の人足の供出は草取だけ/修復の手伝いや草取人足に至るまで番衆から供出する	杉谷研究ノート2-(2)参照。
13	上り下り道中の気候	寒暖の心配がない/炎暑が凌ぎがたい	二条在番の登り・下りは3月～4月、大坂在番は7月～8月。当時は太陰暦が用いられており、現代の感覚とは異なるが、例えば文政3年(1820)の暦を照合すると、二条在番の先組出立の3月28日は太陽暦の5月10日、大坂在番の先組出立の7月22日は8月30日にあたる。つまり二条在番の上下道中は春、大坂は残暑の時期と重なる。
14	小屋構の広さ	広い/狭い	杉谷研究ノート2-(1)参照。
15	城内での会積	城内で行き合うのは大番頭だけで会積の心配がない/城内に城代・定番・加番・目付等がいて会積の心配が多い	
16	道中にかかる日数	12日/13日	
17	米仲次	大番頭へ申し立てた上で申し渡す。町奉行所へは申し付けられたものが届ける。取扱いも特別なもののため取り締まる/毎年代わる、組頭の意向で申し付ける。奉行所への届けは行わないため取り締まりが事行かない	在番の米仲(中)次については岩城卓二「在坂役人と大坂町人社会」(杉谷研究ノート注(33))参照。
18	交代時の荷物の輸送	交代当日の暁に城内へ馬を引き入れ荷物を付けて出すため都合が良い/馬は引き入れず、前々日に配下の者が春屋まで荷物を出すため万事不自由	「附出す」とは馬の背に荷物をつけて送り出すこと。
19	下掃除の者	世話はない/送迎をする	杉谷研究ノート2-(2)参照。
20	塵芥持出人の世話	世話はない/御破損奉行が送迎をさせる	杉谷研究ノート2-(2)参照。
21	破損奉行の雨天時の扶持	扶持が出る/出ない	「手留」には「御修復破損奉行相勤候ニ付、如先例勤日数を以、御扶持方被下候」とあり、大坂在番の場合も同様に「御修復御破損奉行相勤候ニ付、如例格以勤日数御扶持方被下候」とある(「堀田豊前守留書」)。扶持は日払いの給金で、御破損奉行は修復に従事した日数に応じて「御扶持方」を下された。
22	城内下々の通行	下々の通行の世話がない/下々は城内を御城札で通行する	委細不明
23	破損奉行の役所筆工	役所筆工御入用/役所筆工自入用	委細不明



〔翻刻〕 華道家元池坊総務所蔵「御代替御礼継目御礼記録」

〔袋〕

元治元甲子年  
五月朔日二条於  
御城  
御代替御礼継目御礼記録  
四十二世  
專正

史料1 「御代替御礼住職継目御礼記録」

〔表紙〕

元治元甲子年五月朔日二条於  
御城  
御代替御礼住職継目御礼記録  
池坊四十二世  
專正

〔乙〕  
公方様正月十五日 御上洛、二条江御在城、  
〔徳川家茂〕  
五月七日大坂迄 還御、

三月十日

一、東御役所江継目御礼願書、去ル天保九年之通相認差出候処、左之通認替、  
御代替御礼加へ候様被申渡候二付、則筆工ニ而書、左之通り、

〔乙〕  
元治元甲子年三月十日、東町奉行所江願上候願書扣

奉願口上覚

安政五年午十二月、御代替御礼、〔池坊専明〕先住之者ヲ可申上候、病氣引続隠居仕候  
二付、拙僧儀万延二年酉二月、住職仕候二付、早速如先規継目御礼 御代替  
御礼可申上候、病氣二付右御礼延引之儀、同年七月奉願候処、御聞濟ニ相成  
難有仕合奉存候、然ル処、此節病氣全快仕候二付参府仕、右同様御礼可申上  
候、当時 御上洛中二付、二条於 御城先規例書之通、此節 御目見被仰付、  
御礼申上度奉願上候、願之通被 仰付候ハ、難有奉存候、則例書相添、此段  
奉願上候、以上、

六角堂頂法寺

池坊印〔専正〕

御奉行所

右小奉書豎紙ニ認メ上包なし、

〔乙〕  
奉願口上覚

御代替御礼継目御礼相兼奉願候、先例者無御座候得共、此節右同様相兼 御  
目見御礼奉申上度奉願候、右二付、十帖〔本老台〕奉献上度奉願上候、且又先例  
之通、時服被下置候様奉願上候、  
右願之通被 仰付被下候ハ、難有奉存候、以上、

元治元年子三月  
御奉行所

六角堂頂法寺

池坊印

右小奉書堅紙老枚ニ認メ上包なし、

〔五〕  
先例書

一、悼信院様御代始

延享三年寅六月、專純儀、於帝鑑之御間 御目見恐悦奉申上、  
所様〔家重〕十帖老本老台宛奉献上、同月十日御暇之節、於檜之御間時服二

拝領被 仰付、頂戴仕候、

一、俊明院様御代始

宝曆十一年巳四月、專意儀、於帝鑑之御間 御目見恐悦奉申上、  
兩御所様〔徳川家重〕十帖老本老台宛奉献上、同月七日御暇之節、於檜之御間時

服二拝領被 仰付頂戴仕候、

一、文恭院様御代始御礼参府之儀、

早連可奉願候之處、先々住專定儀、病氣  
罷在、参府延引相成、寛政八年六月八日 御代替御礼并継目為 御礼  
参府仕度段奉願候所、同年八月廿六日被召出、継目御礼之儀者願之通  
被 仰付、御代替御礼之儀者先例者御座候得共、願後レ之儀ニ付、  
難相成段被 仰渡候、〔この部分、塗抹のうす貼紙で抹消〕〔右ニ付〕  
先例之通於帝鑑之御間公方様〔池坊〕江御申上、

一、慎徳院様御代始

天保九年戊四月、〔池坊〕專明儀、参府仕、於帝鑑之御間 公方様〔徳川家重〕江御目見恐  
悦奉申上、〔徳川家重〕三御所様〔忠長〕十帖老本老台宛奉献上、閏四月三日御暇之節、  
於檜之御間寺社御奉行青山因幡守様、時服二拝領被 仰付候段被 仰

渡、頂戴仕候、

一、温恭院様御代始御礼可奉願之所、

先住專明義、病氣罷在延引仕居候處、  
被遊 薨御候儀ニ付、参府御礼不奉申上候、

右之通御座候、以上、

元治元年  
子三月

六角堂頂法寺

池坊 印形なし

御奉行所

右中奉書半切認メ上包美の紙、

〔六〕  
例書

一、寛政九年巳四月、継目御礼奉願、

公方様於帝鑑之御間 御目見、継目  
御礼奉申上、〔徳川家重〕兩御所様〔忠長〕十帖老本老台宛奉献上候、御暇之節、於檜之御間  
寺社御奉行土井大炊頭様、時服二拝領被 仰付候段被 仰渡、頂戴仕候、  
一、文政五年午二月、継目御礼奉願、〔徳川家重〕公方様於帝鑑之御間 御目見、継目  
御礼奉申上、〔徳川家重〕兩御所様〔忠長〕十帖老本老台宛奉献上候、御暇之節、於檜之御間  
寺社御奉行水野左近将様、時服二拝領被 仰付候段被 仰渡、頂戴仕候、

右之通御座候、以上、

元治元年  
子三月

六角堂頂法寺

池坊 印形なし

例書 一 池坊

右中奉書半切ニ認メ上包美濃紙、

三月廿三日、左之通書附檉本五兵衛持参

六角堂頂法寺

池坊

右今廿三日五半時、東 御役所江無遅滞罷出候様被 仰渡候事、

三月廿三日

右二付、名代近藤大和付添川嶋長次郎五つ半時罷出候所、与力黒田小左衛門・

同心柴田勇四郎対面ニ而、先日願出候二条於 御城 御目見被 仰付御日限

者、追而達ス、

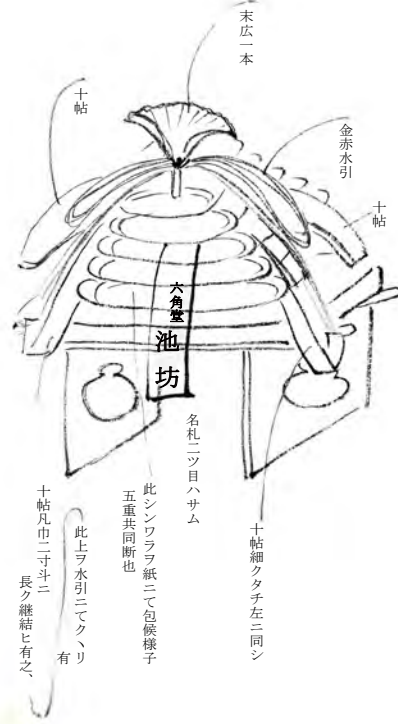
右請書先方ニ認メ有之候間、調印致し引取候事、帰ニ右両家江廻勤致し候事、  
金三百疋黒田、金三百疋柴田、町代式軒へ式朱宛、右二付、北城番大西政八  
郎・柘植哲三郎・井上栄次郎ニ、今日御聞濟之事手紙遣し候事、御玄関番松

井金一・横尾惣五郎江、井上栄次郎より頼呉候事、表坊主高瀬勇益、是ハ

平井善朴親類ニ而頼置候事、又御数寄坊主鈴木宗栄者門弟ニ而頼置候事、外

二佐野宗眼、是ハ鈴木方頼貞候事、御徒目附頭清水崎太郎殿、是ハ栄次郎方頼貞、願書等相談致し候事、関東ニ而者御小人相頼、大下馬方御玄関前迄案内相頼候得共、当地者大西并柘植案内頼候間、御小人者頼不申之事、御殿番田中直右衛門、是者栄次郎同役ニ付頼置候事、又表坊主佐野宗眼、是ハ高瀬友益方老人ニ而者無覚束由ニ而、頼貞候事、献上物十帖老本老台用意致し候事、御殿番井上栄次郎へ相頼、御納戸方ニ而調賞候事、代金貳百疋也、御納戸方掛り兩人江百疋宛貳包、挨拶致し候事、

〔附紙〕



〔附紙之〕  
〔文政五年参府之節、

江戸常盤橋御影堂、七兵衛へ申付、

代 三拾五匁

天保九年御代替参府之節、水谷斎跡殿セ話ニテ、殿中ニテ用意出来、代老部式朱也、

元治元年二条於 御城継目御礼相勤申候節、殿中ニテ用意相頼申候事、

代 金式歩也、

セ話人 井上栄次郎

〔式〕  
四月廿八日夜四つ時、左之通書附出来、

六角堂

池坊

右之者、明廿九日九ツ時、無遅滞東 御役所江罷出候様可申遣事、

四月廿八日

東御上洛掛り

証文方

猶以被 仰達候儀有之候間、其心得ニ而罷出候様、無急度可申遣事、

四月廿八日

右之通承知仕候、以上、

六角堂 池坊印

役所押切判 致し候事

〔乙〕

四月廿九日四半時方東町奉行所小栗下<sup>(政奉)</sup>総守殿役所江罷出候、供侍<sup>侍真崎才藏</sup>白井又次郎<sup>草り取幸助</sup>同

心芝田勇四郎面会、今日ハ<sup>(徳川家茂)</sup>公方様御参 内ニ付、奉行早朝方登城致候故、

引取迄ハ替間も有之候間、此近辺下宿ニ而相待候旨被申候ニ付、公事宿鍵屋、

其外三軒程尋候所、皆々塞り有之候付、又々罷出、休息所無之候ニ付、自坊

へ引取相待可申哉之段相尋候所、夫ニ而者間ニ合兼候間、何れ成共近辺ニ扣

居可申と被申候ニ付、又候下宿相尋候所、神泉院町下ル西側ニ軒目丹波屋ニ

下宿致し候間、又役所へ罷出、丹波屋方ニ扣居候旨相届候事、夜ニ入候ニ付、

迎ひ永田家来和田康次郎灯笼持、門番<sup>助</sup>伝参り候事、初夜前呼ニ参り候ニ付罷

出候所、柴田勇四郎面会、左之通御書附被渡候間引取候事、夜四つ時前帰宅、

〔乙〕  
六角堂

池坊

右明朔日五半時、御城江可罷出、作法宜可相心得候、

一、独礼等相願候者も有之候得共、人数多、且者 御在京中御間狭之儀ニも

有之候間、御略式ニ而御礼被為 請候、

但 御代替継目拝礼之心得ニ而可罷出候、

四月廿九日 右日向半切ニ認め被渡候事、

〔丙〕

五月朔日卯半刻供揃、行列左之通、

徒士<sup>麻上下</sup> 和田康次郎 沓箱

露払羽織袴 徒士麻上下 輿陸尺四人 網代塗袴 若党  
 徒士麻上下 真崎才蔵 傘箱 近藤大和 草り取 (巻)

合羽籠 (ハッヒ) 同 (ハッヒ) 両掛 (ハッヒ) 宰領麻上下 棒頭伊勢屋幸助 小紋羽織一刀 扇子入

辰ノ上刻出門、六角、室町、押小路、油小路、二条、堀川橋之下馬札前二而道具落ス、御城東ノ御門前二而下乗、近習兩人沓持押 近藤大和若党 都合供七人、

但シ雨天ノ時者長柄持、且又献上物長持可持筈之所、御殿番方献上掛

東ノ御門・御唐門・御車寄方上ル、此処江御玄関番松井金一出迎ひ、御玄関

方近藤大和老人召連上り候事、段ノ上り口方御坊主鈴木宗案内、殿上ノ間二着致ス、此所江佐野宗眠・高瀬友益・中嶋九慎、御殿番組頭役田中直右衛門、御玄関番松井金一挨拶ニ参り候事、直様高瀬友益案内ニて御殿向拜見、御黒

書院牡丹ノ間御礼之ケ所拜見致し、夫方新立式百畳之間ニ、御同朋預り御道具置場と云張紙有之、間屏風ニ而仕切有之所へ案内致し呉候而、此所ニ休息致し居候所、御坊主下役六尺と申者、袴ヲ着候者、茶たはこほん呉候、休息

中御坊主四人替るゝ見舞呉、且御礼之刻限等咄し致候事、井上栄次郎弁当はこび呉候、支度之節者右六尺土瓶ニ而茶ヲ呉候事、明弁当者栄次郎方供之

者へ廻し呉候、献上物二百畳之間御廊下之所へ栄次郎持参致し呉候事、夫方御坊主牡丹之間へ運ひ呉候事、休息致居候所へ、町奉行組与力黒田小左衛門

参り、献上物持参致し候哉、掛り御坊主之方へ引合置候哉、殿中者掛り違候故、御坊主之方へ引合置可申、且又小栗下総守も出勤致居候間、尋度事有ハ

無遠慮可尋旨、且又中ノ口行当り廊下ニ町奉行方詰所と書附有之候間、御礼相済候節届ケ置引取可申、且又今日引取候節、両町奉行へ廻勤可致旨申置候、午ノ半刻頃、高瀬友益・佐野九慎案内ニ而習礼之旨申参り候二付罷出、直様御目見御礼無滞相済候事、近藤大和者蘇鉄之間入口ニ扣居候、寄合御目附建部徳次郎殿・戸川伴三郎殿、御奏者番本庄宮内少輔殿御披露、夫方二百畳之間休息所江引取候所へ御坊主参り、勝手二下り候様被申候二付、町奉行方詰

所江近藤大和名札持参、相届候而下り候、井上栄次郎供之所へ通し呉候事、御坊主御玄関迄送り呉候、東ノ御門前二而乘輿、左之ケ所廻勤之事、但シ五本入扇子箱持参献上、但両町奉行ハ扇子なし、但シ合羽籠道具類者番場不通候間、堀川方日暮迄先へ廻し置候事、箱ハ不苦候事、

御老中 稻葉美濃守殿 (正郡) 旅宿諸司代屋敷  
 御老中 酒井雅楽頭殿 (忠續) 旅宿千本屋敷  
 若年寄 秋月右京亮殿 (種樹) 旅宿下立壳千本西へ入勝殿院  
 若年寄 田沼玄蕃頭殿 (意尊) 旅宿出水七本松角慈眼寺  
 諸司代 松平越中守殿 (定歌) 旅宿鷹ヶ峯陣家  
 西町奉行 瀧川播磨守殿 (具知) 旅宿六角堀川東江入亀屋  
 東町奉行 小栗下総守殿 (政寧) 旅宿姉小路堀川東江入妹辻子栄正寺  
 御老中 水野和泉守殿 (忠精) 旅宿二条寺町妙満寺  
 若年寄 稻葉兵部少輔殿 (正巳) 扇  
 惣裁職 松平大和守殿 (直克) 扇  
 都合十ヶ所廻勤、無滞相済、七ツ時帰坊致候事、

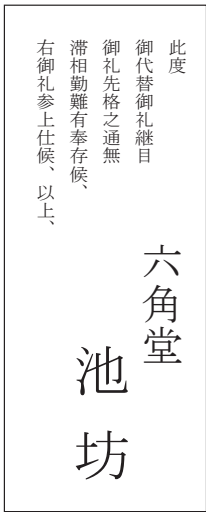
玄関へ差出し候名札

門番へ差出し候名札  
 押之者持参ニ而名札  
 差出し参上之旨申入ル、

御礼記録



御礼記録



扇子箱下札 六角堂池坊

人足十五人江 酒料式百文宛遣ス、  
伊勢屋幸助へ 酒料金壹朱遣ス、

〔ス〕今朝、左之通り、封金近藤大和持参、二百疊之間詰所ニ而井上栄次郎へ相渡す、  
献上物料金式百疋、同掛り江金百疋宛二包、御玄関番松井金一江百疋、御掃  
除番横尾惣五郎へ金百疋、同下役へ金五十疋、御台子六尺六人江金式百疋、  
表御坊主中間へ金三百疋、都八包、長片器五枚相添遣し候事、  
御徒士目附頭清水崎太郎殿へ、三月十日出願前内々相頼、願書内見等相頼、  
猶又殿中万端相頼置候二付、今日無滞相勤候礼、近藤大和室町三条旅宿へ遣  
し候事、旅中見舞として菓子料金五百疋、井上栄次郎持参致し候事、

五月二日為挨拶近藤大和廻勤致し候事、

御数寄屋坊主 鈴木宗栄 金三百疋 同佐野宗眠 金三百疋  
表坊主 高瀬友益 金三百疋 同中嶋九慎 金三百疋  
御殿番組頭 田中直右衛門 金式百疋 同井上栄次郎 金式百疋

井上栄次郎最初方周旋セ話致し  
候二付、別段心付金三百疋遣ス、

即日立華 上覧窺書差出し可申先例ニ候得共、二日御暇御参 内ニ付、出願  
不致差扣候所、五月七日大坂迄 還御被遊候二付、此度者立華 上覧之儀者  
延引致し候事、十六日大坂 御発途之事、

〔七〕  
一〔職付〕 御書付

当地 御発駕 御当日 御城内外御門々并 殿中 御作法向、且 御見送  
罷出候面々 御目見場所、其外着服之義、都而当春之振合を以相心得、尤  
二条口内江罷出候面々者、三条口新柵際方東御門外腰掛之方江掛り立並 御  
目見可仕候事、  
右之通伺相済申候、依之申達候、

杉浦兵庫頭(勝静)  
岩田半太郎

〔八〕  
御道筋

御城東御門より左江、三条通右江、烏丸通左江、四条通右江、寺町左江、五  
条橋御渡越右江、伏見街道稻荷境内裏道通、愛染院 御小休、夫方左江、  
京町通左江、豊後橋際 御石場方 御船二被為召、淀川筋於 御船中  
御弁当被 召上、大坂備前橋 御上り場方被為 上、京橋喰違御堀端迄、  
追手御門 御入城、  
右之通伺相済申候、依之此段申達候、

杉浦兵庫頭

岩田半太郎

〔明七日 七半時御供揃〕

〔夕〕五月朔日、曇、九ツ時前雨降、其後追晴、

一、今暁丑刻方用意致し候事、朝六ツ半時方登 城之事、

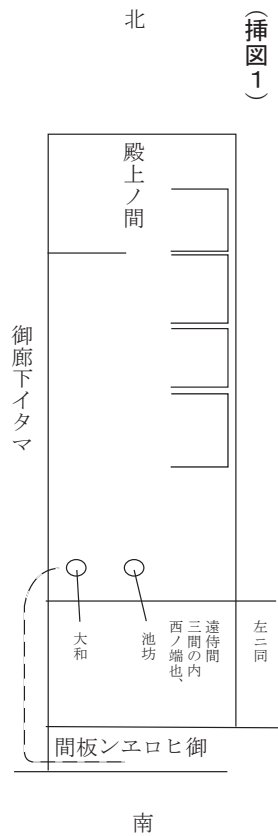
押 徒士 網代乗物 陸尺四人 沓持 九郎右衛門  
徒士 侍 和田幸太郎

長柄 挟箱 笠籠 同 両掛 には図ニ委細有之、  
近藤大和(春彦) 侍 白井又二郎 下部一人

道筋、六角左へ、室丁左へ、押小路左へ、油小路左へ、二条堀川橋渡り、東大  
手御門前二下乗札有之、是ニて下乗、是ニテ供廻落ス、若雨天の節ハ長柄ハ  
御門下ハ不用、御門入テ又指掛、御玄関迄さし掛申候事、右の所方近習一人、  
沓持斗ニて罷入、近藤大和付添、右御門内 御玄関迄之処、案内城番組の内  
大西政八郎・柘植哲三郎頼置候所、間違ニて御池口へ罷出居候由ニて間ニ合  
不申事、右ニ付案内なしニ通り候処、番所ニても何之仕細も無之、御玄関  
迄罷出候事、右下乗方■ち草履ニて罷入、御唐門前方沓ニて 御玄関迄参る、  
御車寄敷石ニ 御玄関番松井金一殿待受、檀ヲ上リテ御数寄屋坊主鈴木宗栄  
殿、同役佐野宗眠殿案内ニて 殿上之御間ニ着座、是へ右松井金一・御掃  
除番横尾惣五郎挨拶ニ被参、御玄関番同役ト申(フキマヤ) 同道御座候得とも、  
是ハ頼置不申故、挨拶遣し候ニ及不申候由、井上栄二郎方承る、

表御坊主  
高瀬友益殿・同役中嶋九慎殿面会、中嶋ハ今日始而面会、万事宣敷御頼申候段申置、

右殿上之間ハ御屏風ニテシキリ有之、同間上の方ハ大名方御詰席之由、屏風ニテ柳間・雁之間等御シキリ有之候事之由、既ニ同間シキリノ内下方老間目へ御一人<sup>(アキマ)</sup> 御着座有之、池坊ハ図之處へ着座の事、尤御坊主差図ニテ、



(挿図1)

一、高瀬友益殿案内ニテ、御黒書院其外御殿向拝見致候事、御黒書院其近辺ハ不残直信筆之由、殿上之間同近辺ハ探幽筆、<sup>(符野)</sup> <sup>(大和も同様)</sup>

一、右相済、殿上之間ニ扣居候筈之處、御坊主并井上栄二郎世話ニテ、昨年御新建二百帖之<sup>三枚奥ニ</sup> 御間の内、御同朋道具置場ト申書付の処、屏風シキリニテ休息所出来有之、尤外々寺社も同所シキリの内休息有之、左隣ハ八幡之坊也、同所ニテ昼弁当も遣ひ候事、同所ニ扣居、弁当も同断、御台子六尺三人頼置、同兩人斗茶土瓶へ入被呉候事、弁当ハ栄二郎供方受取持参致し呉候事也、供も弁当栄二郎世話ニテ、御掃除番下役方茶等呉られ候事、

一、高瀬友益殿同所ニテ御老中・御若年寄・惣<sup>(惣)</sup>最職・所司代等、今日 御目見済、御礼廻勤ケ所書付被呉候事、右ハ前ニ栄二郎方委細承り記し置候事也、

一、鈴木宗栄殿方、今日 御目見之節、寄御目附 御披露、御奏者本庄宮内少輔殿、右書付被呉候事、

一、凡五ツ過登 城方四ツ過弁当遣ひ、相待居候処、九ツ半時 御目見之事、外々寺社等ハ習礼有之事、此方ハ右前ニ拝見致し、友益殿方委細承り置候二付、別段習礼無之候事、

一、只今御寄ニ御座候ト友益殿沙汰有之、御黒書院へ惣寺社罷越候事、御黒書院溜之間ノ入口御廊下詰之処、蘇鉄之間也、此入口ニテ御目付ハ一人<sup>高瀬ト鈴木ト</sup> 帳面ニテ合、老人宛繰出し候事、溜之間へ集着座之事、前後之差別無之、寺社之分<sup>列</sup>座、次ニ町人同間也、

右着座致し居候処、図之所ニテ大名方之御礼有之、委細寺社之所方相見へ申候事、

廿九日御奉行方被仰渡之節も御書付有之、独礼之分も御間挟二付、皆惣礼一緒ニ着座の事也、寺社町人一席也、町人ハ 関東ニテハ 御通行之節、帝鑑之御間ノ外之御廊下ニテ平伏致し居、御通行御座候由、右ニテ三席一緒ニ相成候事之由、

(挿図2 挿入位置)

一、大名方御礼始、松平越中守殿献上物、前々脇方持参、次松平隠岐守殿、次又松平越中守殿、次ニ御兩人 一緒ニ御出有之、色々有之、<sup>(泉)</sup> 専涌寺・平塚惣檢校杯ハ右大名方ト同間也、右披露本庄宮内少輔殿、

松平越中守ト大音ニテ御披露、上方御返事有之テ、御役儀御礼申上上卜有之、直ニ御引取、次ニ松山様献上物持参相済、隠岐守殿被進、前之通御披露有之相済候事、尤<sup>(泉)</sup> 専涌寺・平塚等ハ 上方御返事ハ無之事、何レも太刀・金・馬代ハ御自分御持参、真崎様ハ大基ハハタ本か、兩人持参之事也、

一、右相済候而、本庄殿図之所へ着座、寺社披露之事、暫而御襖明キ<sup>左右へ</sup> 出御、一統平伏の事、惣礼寺社・町人共ト御披露有之、尤立御之由也、右御披露相済 入御、御襖<sup>ベリ</sup>候事、一統引取申候事、此方ハ前之二百帖之間之内、休息所へ参り休息して、

高瀬・鈴木・井上栄二郎等挨拶、御蔭ニテ無滞相済候段礼申退出、

一、町奉行組詰所へ、前以御礼相済候て相届様、右休息所へ被申参候二付、大和ヲ届ニ遣し候事、栄二郎ハ御玄関迄送り呉候事、御玄関番敷石ニテ挨拶致ス、

(挿図3 挿入位置)

右之通万々無滞相済候事、

〔子乙〕  
三月廿三日  
一、金三歩

御池屋敷与方

黒田小左衛門殿へ

御代替御礼繼目御礼 御聞濟二付、御証文方へ挨拶

拶、菓子料近藤大和廻勤、  
(春彦)

右同断同心

柴田勇四郎殿

同断

町代奥田江

同断

同榎木江

同  
一、金三歩  
同  
一、金貳朱  
同  
一、金貳朱  
五月朔日  
一、金貳歩

御代替御礼繼目御礼、今日登 城二付、献上物

十帖老本老台切、右献上物懸りへ登 城之節持

参、大和方栄次郎へ渡置、

同献上物懸りへ

同同役江

同御玄関番松井金一殿

同御掃除番横尾惣五郎殿

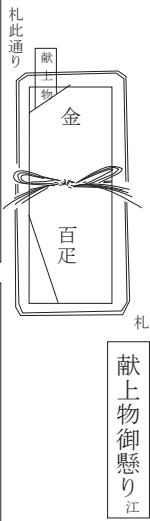
同同下役江

同御台子六尺六人江

同表御坊主中間十四人江

右ハ封左之通包、白赤水引掛、左之通札付持参、片木ニノセ井上栄

次郎へ渡ス、



鈴木宗栄様

中嶋九慎様

五月二日  
同  
一、金三歩  
同  
一、金三歩

表御坊主高瀬友益殿

同役中嶋九慎殿

同  
一、金三歩  
同  
一、金三歩  
同  
一、金貳兩一歩  
同  
一、金貳歩  
同  
一、金貳歩  
同  
一、金貳歩  
五月朔日  
同  
一、金貳朱  
同  
一、銭三貫文

御数寄屋方鈴木宗栄殿

同役佐野宗眠殿

御徒士目附頭清水崎太郎殿

御殿番栄二郎・同役田中直右衛門

同井上栄次郎

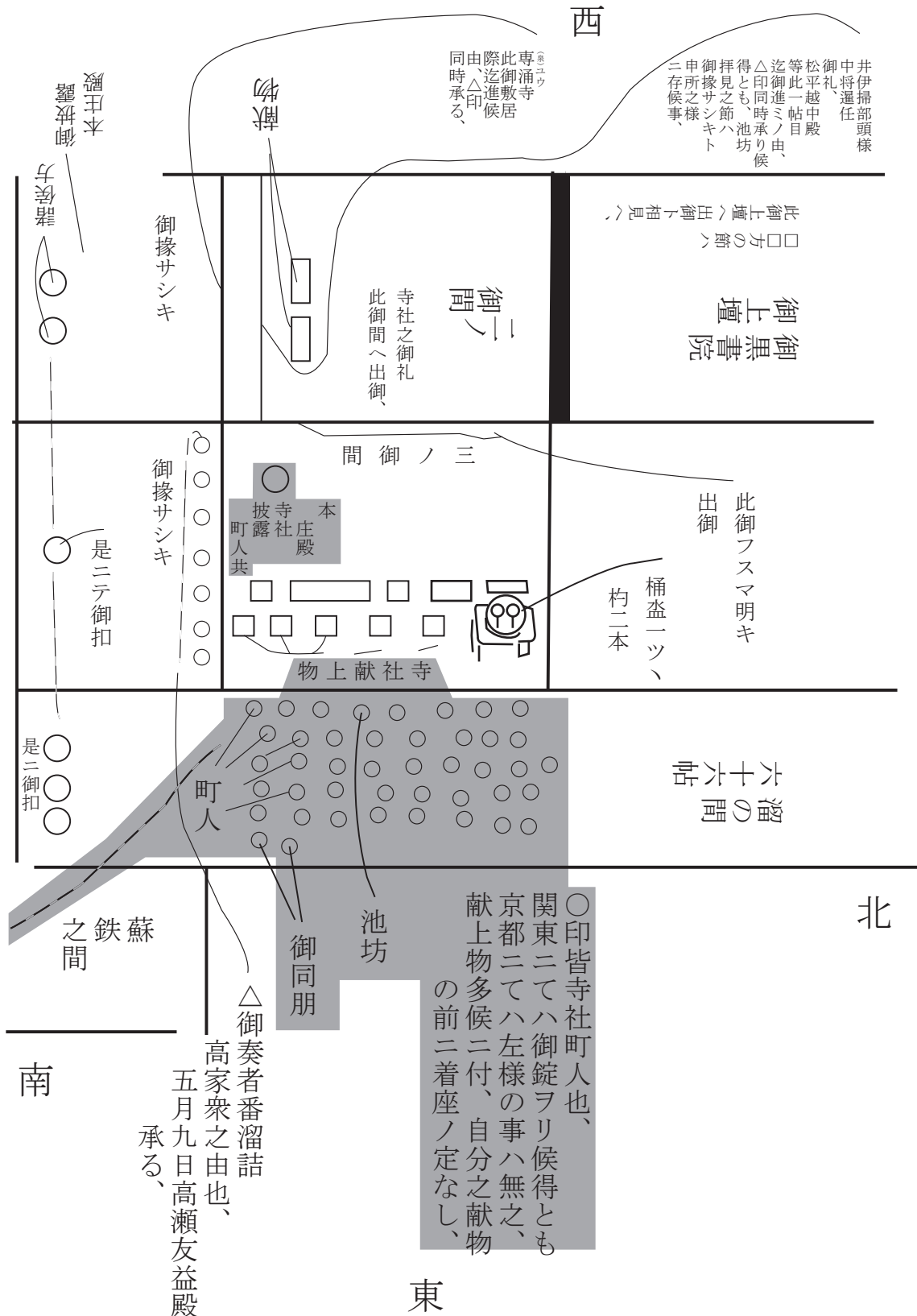
同人へ最初方□□来、□□世話相成候二付、別

段仰付、

伊勢屋へ祝儀、今日登 城二付、

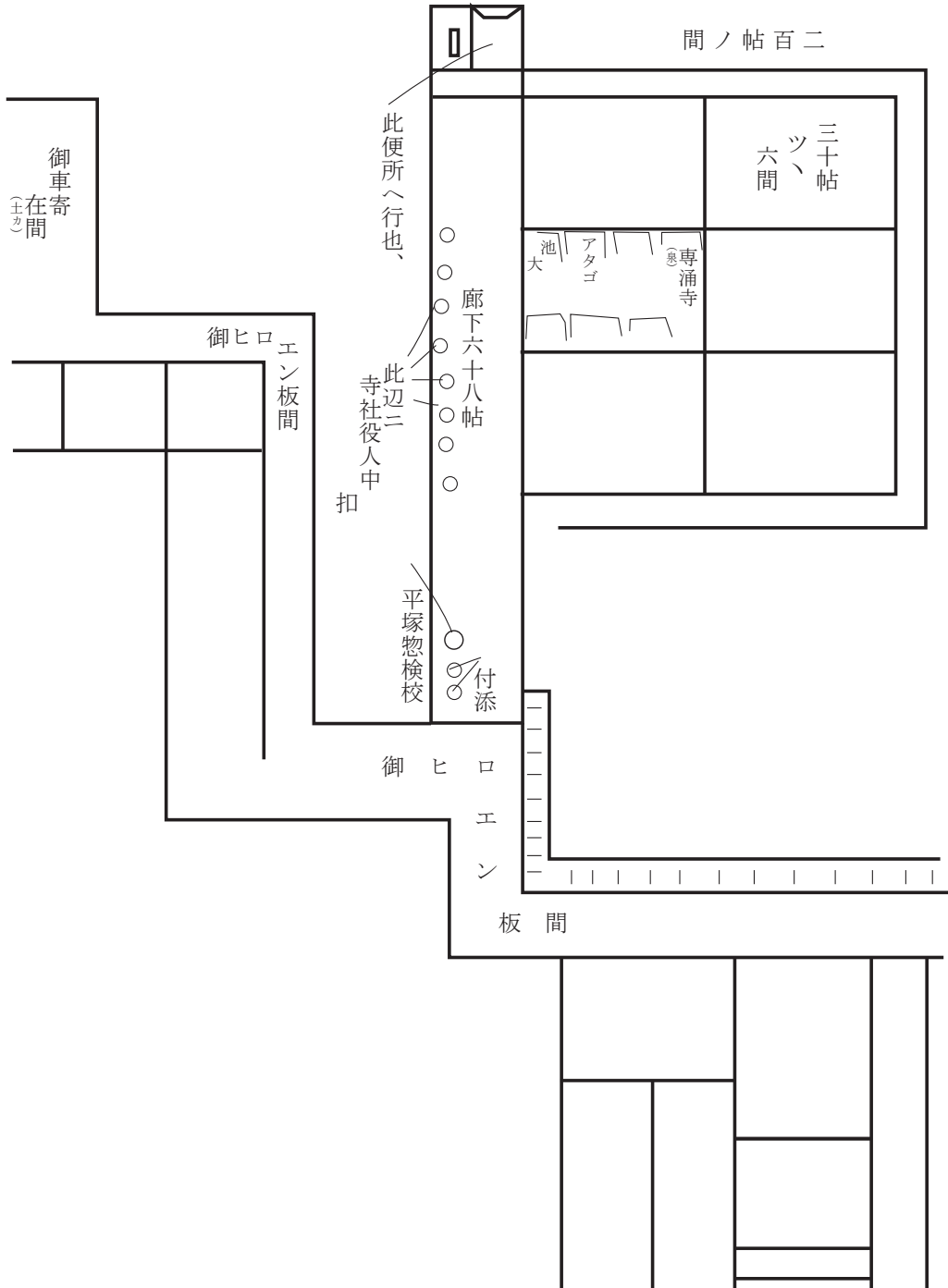
同人足十五人へ、老人二百文ツ、

(挿図2)





(挿図3)



史料2 「池坊專正口上書」

御伺申上候口上書

御上洛之節、御迎并恐悦ニ罷出候先例書留者無御座候得共、罷出候ニ相違無御座候与奉存候間、外寺社同様ニ御差図被為成下候様奉願上候、以上、

文久二戌年

十二月

六角堂

池坊 (印)  
(專正)

御奉行所

史料3 「鈴木宗栄書状」

(端裏ウハ書)

「池の坊様

宗栄

」

薄暑之節、益御勇健奉恐悦候、然者三日の參上致拝顔大慶仕候、扱不時御礼来月朔日ニ可相成候、左候ハ、御登城ニも可相成哉、先御心得迄ニ申上置候、以上、

四月廿六日

史料4 「田中直右衛門・井上栄次郎書状」

(端裏ウハ書)

近藤大和様

御城二而

田中直右衛門

井上栄二郎

無別条急用

」

薄暑之節、弥御勇健奉賀候、然者来月朔日其御坊様御目見被仰出候間、不取敢為御知申上候、右之段得貴意如斯御座候、以上、

四月廿七日

尚々表向者寺社奉行方達被申候得共、内々承知伝候間、申上置候、且乍御面倒別封法立寺様江御届被下様奉願候、以上、

史料5 「高瀬友益書状」

連日鬱陶敷天氣合御同前困入候事ニ御座候、扱昨日者いつミニ而參殿相能奉得尊顔大慶不斜奉存候、其砌茂御目見一条ニ付而者、段々御丁寧ニ被仰含御入念之御義痛入奉存候、且一寸御嚙申上置候、絵図面之義者近日入御覽度、左様思召被下候、猶此品老<sup>(之)</sup>左少為紙代入尊覽候、御笑留可被成下候、先ハ此段申上度、艸々如此御座候、以上、

四月廿七日

尚々乍延引御文庫御服紗返上仕候、御落掌被成下候、已上、

(墨引き)

池御坊様 高瀬友益

貴下

(奥封ウハ書)

「池御坊様

高瀬友益

貴下

」

史料6 「東町奉行所証文方書付写、池坊書付写」

六角堂

池坊

右之者、明廿九日九ツ時、無遲滞東御役所へ罷出候様可申遣事、

四月廿九日 東御上洛懸り

証文方

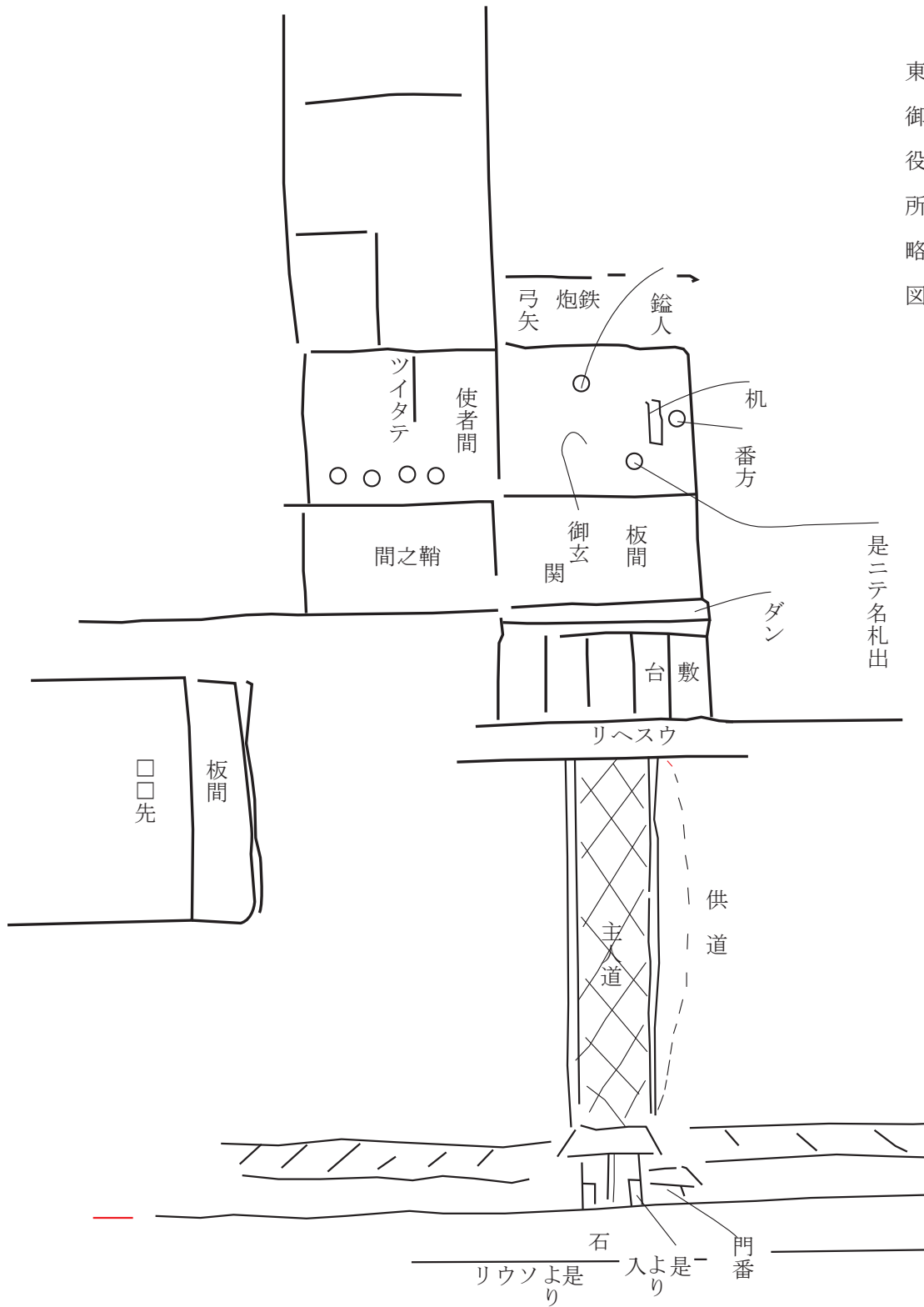
猶以被仰達候儀有之候間、其心得ニ而罷出候様、無急度可申遣事、右之趣奉承知候、以上、

四月廿九日

右池坊

史料7 「東町奉行所略図」

東御役所略図



史料 8 「高瀬友益書状」

御再翰被成下、奉拝見候、如尊意兎角鬱陶敷天氣合困入候、扱明朔日者弥御目見被仰、恐悅御義奉賀上候、就而者鈴木氏方も一昨日一寸御案内申上候由、昨日従是茂為御知可申上候処、江井上氏御寺江罷越候趣二付、別段不申上候、且殿中御着服之義迄被仰下御念之被為入候御事、其外関東表之御進退等、巨細承知仕候、則過日旨御咄申上候、二条殿中絵図面大小式通入御覽候、御心得通二御一覽置可被遊候、

関東表大広間替席

- 一、当朝御玄関方御登 営、殿上之間御次江御扣之事、
- 一、御昼食御休息所者、昨日内々井上氏江も示談仕置候通、二百畳之間二而可然事、

一、関東表二而者、帝鑑之間二て御礼被差上候由、当殿中者右御替席、牡丹之間之事、

- 一、御献上物ハ表向御扣所、殿上之間江御持込被遊可然事、
- 一、此度御頼被仰込候同役名前、中嶋九慎二御座候、過日鳥渡認メ可差上筈之処、全く無念二而取落僞忽之段、何卒御海容奉希上候、先ハ必□の□せ可然如此御座候、尚明朝得鳳声万々可申上候、艸々以上、

四月廿九日

尚々右御参御答可仕候処、無抛去難用向二て他出仕候次第二付、乍大略右書中御請迄申上候事二候、尤絵図面者緩々御留置二てよろしく御座候、以上、

(墨引)

奉復

友益(高瀬)

玉床下

史料 9 「鈴木宗栄書状」

(端裏クハ書)  
御請

(鈴木)  
宗栄

昨鳥ハ貴墨被下奉拝見候、如命不勝之天氣相御座候へ共、益御勇健奉恐悅候、然者明朝日、御礼別紙之通り弥御座候、何卒御写取り被下、跡方御返シ可被下候、御着服之儀、委細被仰下承知仕候、尤如先例之儀と相心得申候、御玄関方私共御案内申上、二条 御城二てハ殿上間江御扣へ被遊候、御目見御席ハ 御黒書院御次間二相成申候、万事明日御目通り御取持可仕候、御請迄早々以上、

四月廿九日

猶以何寄之御菓子頂戴、毎々難有仕合存候、貯置度々初味奉樂候、以上、

史料 10 「六角堂池坊名札」

(10の1)

此度 御代替御礼継目

御礼、先格之通無滞相

勤難有奉存候、右御礼

参上仕候、以上、

六角堂

池坊

(10の2)

※10の1と同文言のため省略

(10の3)

※10の1と同文言のため省略

(10の4)

六角堂

池坊

史料11 「五月朔日役儀御礼書付」

五月朔日

御座間

御役儀御礼

御太刀金馬代

稻葉美濃守  
(正邦)

御黒書院

御役儀御礼

御太刀金馬代

松平越中守  
(定歌)

中将還任之御礼

御太刀金馬代  
錦三十抱

井伊掃部頭  
(直憲)

同断

位階之御礼

松平隱岐守  
(勝成)

少将之御礼

同断

松平越中守  
(定歌)

官位之御礼

御太刀金馬代

黒田甲斐守  
(長元)

伯耆守嫡子  
(松平宗秀)

御太刀銀馬代

松平伊予守  
(宗武)

位階之御礼

同断

高家 (信礼)  
中条中務太輔

御推任劍之御祝儀  
(寂以下同)

同断

大乘院御門跡使者

杉田和泉守

同  
一乘院御門跡使者

同断

森田将監

寺務拜任之御礼

御太刀銀馬代

御同人使者

藥物

二条民部卿

御推任劍之御祝儀  
(任)

興正寺使者

御太刀銀馬代

有馬藏人

同  
同新發意使者

同

同人

御上洛之御祝儀

泉涌寺

繼目御礼

平塚惣檢校

御次一同

初而御目見

真田信濃守家来  
(幸教)

海陸御備向掛御雇

佐久間修理  
(象山)

同  
京地浪人儒者

伊藤徳藏  
(古義堂)

同

松永臨次郎

御上洛之御祝儀  
其外御礼

寺社人

御上洛之御祝儀

六孫王大通寺住持

遍照院

醍醐山五十一坊惣代

東向坊

三井寺頭代  
真如院  
慶春院  
北野宮仕  
江州  
多賀大社別当  
尊勝院  
愛宕山  
代僧  
大善院  
教学院  
長床坊(勝地院)  
威徳院  
福寿坊  
北野宮  
玉泉坊  
南都衆徒  
中御門薩摩  
勝南院宮内  
龍安寺  
知恩寺  
東大寺一山惣代  
龍松院  
八幡山上惣代  
辻床坊(本カ)  
同社上当役  
森本内蔵允  
谷村外記  
谷村頼母

落合守礼  
継目  
御代官  
岩本坊  
参上  
法隆寺惣代  
安養院  
御代替  
將軍 宣下  
継目 御礼  
六角堂頂法寺  
池坊  
八幡山  
關加井坊  
豊蔵坊  
当社御造営之御礼  
鴨一社惣代  
泉音三河  
御代替継目  
麟祥院  
東寺一山  
惣代  
祇園社務執行  
宝寿院  
大徳寺  
清浄華院  
栗生  
光明寺  
芦浦

観音寺

参上

大津惣代

御上洛之御祝儀

町人共

清水市郎右衛門

朱座年寄

下村亀五郎

京屋助一郎

尾本源吉郎

為替三井組

三井元之助

三井治郎右衛門

三井三郎助

御勘定所御用達

三井八郎右衛門  
(高福もしくは高朗カ)

為替十人組

小野善助

嶋田八郎左衛門

奥田仁左衛門

荒木伊左衛門

竹川彦太郎

御作事奉行支配

御翠簾師

望月徳助

宇治

御物茶師

辻東馬

御納戸構

初而 御目見

御代官

数馬養子

小堀右膳

同

二条御城御門番頭

与□□惣領

和■田八太郎  
多

同御殿頭

志之助惣領

三輪増太郎

同

同御武具奉行

新二力惣領  
郎

斉藤恒太郎

同

御書物奉行次席  
(之)

二条御藏奉行

□□二郎惣領

神尾清三郎

同御代官

淀川過書船支配

与一養子

角倉多吉

同

二条御藏奉行

雅二郎惣領

中村辰之助

史料12 「立花上覧例書」

- 立華 上覧被 仰出候節差上来候例書
- 一、御立華仕候節、込藁之儀者、前日持参仕、仕込候様可仕候、
  - 一、御立華之花具、池坊 中ノ口迄池坊持人ニ而、長持二棹持参り、夫より御坊主衆取扱ニて、御黒書院江御運付被下、立華指上候後、明キ長持出シ候節者残花入置、見苦敷御座候ニ付、蓋仕候儘ニ而相下ケ申候ニ付、御附人被仰付被下度先例ニ御座候、但前日・御当日とも長持式棹持参仕候事、
  - 一、前日 御城江罷出候者、明六ツ時比方罷上り、行之花二瓶、草之砂物一瓶、都合三瓶下組仕候ハ、凡一時半ニは出来可仕候、何レとも八ツ時迄二者取仕舞候様可仕奉存候、
  - 一、真之花一瓶者御当日ニ仕立候得者、真、受、流枝等者下拵仕置持参仕、夫より取組、其外之品者荒道具方仕立候而も一時半程相懸り候、六ツ過時方取懸り候ハ、四ツ時過出来仕候様、可相成と奉存候、
  - 一、水之儀者、手桶ニ而式荷程之積ニ被 仰付置被下候様仕度奉存候、但柄杓本御添置可被成下候、
  - 一、砂之儀者寒水石ニ而凡壹升入、十袋程御用意被 仰付候様、書留ニ御座候、
  - 一、御日限御治定御座候ハ、何卒二三日程間御座候様仕度奉存候、
  - 一、水次壹ツ御用意被 仰付候様仕度奉存候、
  - 一、毛氈十五枚程御用意被 仰付候様仕度奉存候、
  - 一、御床御花具拜見参上之節、御砂鉢底板先格之通御下ケ被成下候様仕度奉存候、
  - 一、御床拜見并前日立花取組・御当日三度共 御城江参上之節者、中ノ口方罷上り候、門弟共同様之儀ニ御座候、
  - 一、御花立調前日・御当日、両日共池坊ハ御医師之間ニ而御料理被下、門弟共者上御台所ニ而頂戴仕候事、
- 右之通先年相勤候儀ニ御座候、以上、

六角堂

池坊  
(専正)

史料13 「鈴木宗栄書状」

- (繪巻ウハ書)  
池坊様  
(専正)
- 宗栄  
(鈴木)
- 「  
奉拝見候、益御勇健奉恐口候、然者段々御丁寧被仰下、御扇子沢山被懸貴意、不淺難有仕合奉存候、別し御礼申上候、御暇乞参上可仕候心掛も、明朝出立、大取込早々、以上、  
五月八日  
尚々御端書之儀承知候へく候、以上、

史料14 「池坊専正口上覚」

- 奉願上口上覚
- 一、  
当三月十日 御代替御礼継目御礼奉願上候処、同月廿三日 御聞濟、五月朔日右両様 御目見御礼、二条於 御城被 仰付、難有奉存候、然処古来御代替御礼継目御礼等、参府 御目見被 仰付、御暇之節、時服二拝領仕候先例ニ御座候ニ付、則三月十日奉願候通、此度茂先規之通拝領物被 仰付被下候ハ、一寺之規模相立難有仕合奉存候、右願之通御許容被成下候様奉願上候、以上、
- 元治元年  
子七月
- 六角堂頂法寺  
池坊  
(専正)
- 御奉行所

池坊専正  
拙僧儀、



## 解説 華道家元池坊総務所蔵「御代替御礼継目御礼記録」

今江 秀史

## 一 はじめに

江戸幕府では、將軍の代替わりにあたり、先代將軍の葬送、代替御礼と呼ばれる参賀、將軍着任の將軍宣下が一連の儀礼として行われた<sup>(1)</sup>。また、寺社領地の朱印改がなされた。代替御礼については、徳川御三家をはじめとする幕府の関係者で行われた後、寺社奉行より命ぜられた寺社も参加した<sup>(3)</sup>。將軍の代替わりの際には、一方、特定の寺院の住職交代においては継目御礼の儀礼が行われた。これらの行事の場所は、いずれも江戸城であった。

華道家元池坊総務所（京都市中京区）が所蔵する本史料は、元治元年（一八六四）五月一日に二条城で実施された代替御礼と継目御礼に関する記録である。

件の代替御礼は、第一三代將軍徳川家定（一八二四〜五八・在位一八五三〜五八）から第一四代家茂（一八四六〜六六・在位一八五八〜六五）の代替わりに伴うものであった。継目御礼については、池坊専正（華道家元第四二世、一八三九〜一九〇八）の六角堂頂法寺住職への就任によるものであった。天保九年（一八三八）に行われた先代に当たる池坊専明の代替御礼は、朱印改と併せて行われた<sup>(6)</sup>。

先述したように代替御礼と継目御礼は、江戸城で行われるのが通例であった。家定から家茂への代替御礼についても、江戸城で実施された<sup>(7)</sup>。文久三年（一八六三）に將軍家茂は、寛永二年（一六三三）の第三代家光以来となる、二二九年ぶりの上洛を果たした。二条城の黒書院における家茂の代替御礼は、その翌年に行われた二度目の上洛に合わせて催された。それは前例を見ないものであった<sup>(10)</sup>。通例では専正の継目御礼も、江戸城が会場となるはずであったが、特別に代替御礼と併せて二条城の遠侍で行われた。

代々華道家元を務めてきた六角堂頂法寺の住職は、延享三年（一七四六）

表1 史料一覧

番号	史料名	年月日	差出／作成者	宛所	形態	数量
1	御代替御礼住職継目御礼記録	(元治元甲子年五月)	池坊四十二世 専正	—	縦帳	1冊
2	池坊専正口上覚書	文久二戌年一二月	六角堂池坊	御奉行所	状	1通
3	鈴木宗栄書状	(元治元年)四月二六日	宗栄	池の坊	〃	〃
4	田中直右衛門・ 井上栄次郎書状	(元治元年)四月二七日	田中直右衛門 井上栄次郎	近藤大和	〃	〃
5	高瀬友益書状	〃	高瀬友益	池御坊	〃	〃
6	東町奉行所証文方書付(写)	(元治元年)四月二九日	東御上洛懸り 証文方	六角堂池坊	〃	〃
	池坊書付(写)	〃	池坊	(証文方)		
7	東町奉行所略図	—	—	—	図	1舗
8	高瀬友益書状	(元治元年)四月二九日	友益	—	状	1通
9	鈴木宗栄書状	〃	宗栄	—	〃	〃
10	六角堂池坊名札	—	—	—	〃	4枚
11	五月朔日役儀御礼書付	(元治元年)五月一日	—	—	横帳	1冊
12	立花上覧例書	—	六角堂池坊	—	状	1通
13	鈴木宗栄書状	(元治元年)五月八日	宗栄	池の坊	〃	〃
14	池坊専正口上覚	元治元年子七月	六角堂頂法寺 池坊	御奉行所	〃	〃

に第九代家重の命を受けた池坊専純（華道家元第三六世）以来、代替御礼もしくは継目御礼の際に「立花上覧」の儀礼を江戸城で行っていた。専正は、前例にしたがい二条城においても立花上覧を行う心づもりであった。しかし家茂は、代替御礼の後に時をあげず大坂へ行くことから延期した。その後、幕末の混乱に激しさが増し、慶応三年（一八六七）には江戸幕府が閉幕したため、二条城で立花上覧が行われる機会は失われた。

本史料は、家茂が滞在した時期の二条城の具体的な使い方の一端を知らせる。一四点の文書（写真1）は、専正が一まとめに整理した上で一つの封筒に入られ、華道家元池坊総務所で保管されてきた（写真2）。現状、この封筒には、同研究所によって関係性があるとみなされた二之丸御殿の平面図（図1）が含まれている。

## 二 各史料の解説

各史料には、通し番号を付すものとする。同日付の史料については書付を先とした。史料に関する詳細は、表1に示した。以下、史料ごとに概説を行う。

**史料1**は、専正が二条城で行われた代替御礼と継目御礼の実施の前後について記録したものである（写真3）。同史料の内容は、「奉願口上覚」（代替御礼、継目御礼願いの事）二通、「先例書」（第九代から第一三代將軍代替わりの事）一通、「例書」（寛政九年、文政五年継目御礼願いの事）一通、「書付」（東町奉行所へ罷り出に付き）一通、「書付」（登城に伴う作法に関する）に付き一通の写しなどからなる。

**史料2**と**史料14**は、主として幕府の関係者と池坊方との通信に関するものである。**史料1**は、**史料2**と**史料14**の内容を反映した箇所が認められ、これらを元に作成された。

### 史料1 「御代替御礼住職継目御礼記録」

#### （一）御礼の申し出から準備のこと

池坊専正は、元治元年三月付で、東町奉行所（東御役所）へ継目御礼を申し出た「ア・イ」。その際の口上覚には、將軍家定が在職中の安政五年（一八五八）

に、六角堂頂法寺の先代住職である池坊専明が、継目御礼を申し出たことに關することが書かれている。この時期の家定は、病気を患っていたので叶わなかった。その後、万延二年（一八六一）二月には、専正が専明から同寺の住職を引き継いだ。そこで再び継目御礼を申し出たところ、病気を理由に延引となつた。あらためて同年七月に申し出たところ、家定に代わって將軍に就いた家茂に上洛の予定があることから、二条城での継目御礼を願い出ることになった「ウ」。

口上覚には、過去の代替御礼に係る概要を記した例書が二通添えられた。そのうち先例書「エ」には、第九代家重から第一三代家定までの五名（表2、3）に関して、江戸城への登城の年月日、献上物、場所（帝鑑之間、檜の間）、時服の拝領について記された。

例書「オ」には、第一代家斉の在位中に行われた寛政九年（一七九七）四月と文政五年（一八二二）二月の継目御礼に係る概要が記された。これは、先例書における家斉の項目の末尾に書きかけられながら、抹消された事柄が、別途書き改められたものとみられる。例書が作られた理由は、家斉の在職時に、華道家元第四〇世専定と第四一世専明による、二度の継目御礼があったことを明示するためと考えられる。

三月二三日、榎本五兵衛は、先述の口上を受けて奉行所に来るよう求める書付「カ」を、池坊方へ持参した。それを受けて、専正の名代を務めた近藤大和（春彦）<sup>19</sup>は、川嶋長次郎の付き添いにより、三月二三日の五ツ半時（午前九時）に、東町奉行所へ出向いた。そこで、証文方の与力・黒田小左衛門と同心・柴田勇四郎<sup>21</sup>と対面し、將軍への御目見を仰せつけられた。期日については、追って知らせがあるとのことであった。また御礼にあたって、城内での対応をする御殿番や玄關番などといった番方の役割、献上物（十帖一本一台）などについての確認がなされた（附紙1）。また、文政五年（一八二二）と天保九年（一八三八）の江戸城における継目御礼に係る世話人への礼金についても省みられた様子が窺い知れる（附紙2）。

池坊方は、翌日の九ツ時（正午）に東町奉行所の証文方より、同所へ出向くよう申し付けられ「キ」、同日付で承諾した。

東町奉行所へ出向いたことについての概要は、以下の通りである「ク」。池坊方は、二人の侍らを伴って、同月二九日の四ツ半時（午前一時）に東町奉行・小栗下総守（政寧）の所へと参じた。池坊が柴田勇四郎と面会したところ、この日、將軍家茂が内裏へ参上することから、小栗は早朝より二条城へ登城しているとのことであった。結果として池坊方には、小栗が奉行所へ戻るまで待機する必要が生じた。

そこで、待機するための宿を探すことになった。しかし公事宿<sup>(24)</sup>の鍵屋をはじめ悉く塞がっていたので、一旦、六角堂頂法寺に戻って待つのはどうかと奉行所側に尋ねた。すると、奉行所の近くで控えるよう申し付けられた。再び宿を探したところ、神泉苑町下ル西側の丹波屋を待機所とすることができた。夜になって迎えが来たので、奉行所へと向かった。そこで柴田と再び面会し、日向半切と呼ばれる料紙に認められた書付を渡されて退出した。帰宅は夜四ツ時（午後一〇時）前となった。

前述した東町奉行所から渡された書付「ケ」の内容は、以下の通りである。翌月一日に二条城へ登城し、その際は作法に則ることとされた。御礼に際しては、独礼等を望む者の人数が多く、部屋も手狭なので略式とされた。但し書きとして、代替御礼と継目御礼の両方が行われることを御心得て登城せよとあった。

以上のように、家茂の代替御礼と家定の代に延引されていた継目御礼が許され、実施への運びへと至ったことが分かる。

## (二) 御礼当日から事後の二日

御礼の行列・登城・入城・御礼の事について書かれた覚書「ユ」によると、五月一日六ツ半時（午前七時）、御礼へ向かう池坊の行列が揃った。各人が着た衣服についても記載されている。

行列の先頭は露払い役<sup>(26)</sup>一名であり、その後三名の徒士<sup>(27)</sup>が横に並んだ。池坊専正を乗せる輿は、四名の陸尺<sup>(28)</sup>が担ぎ、その左右に和田康次郎と真崎才蔵が付いた。さらに靴箱と笠箱持ちそれぞれ二名が横に並び、近藤大和（春彦）、草履取りの若党、合羽籠持ち二名、両掛持ち、宰領<sup>(29)</sup>役が続き、棒頭<sup>(30)</sup>の伊勢屋

幸助と続いた。単純な計算では、約二〇名の行列であったと考えられる。

寺門を出発したのは、六ツ半時を過ぎた頃であった。登城の行程は、東洞院通から六角通を西へ進み、室町通で北行して押小路通で再び西方へ曲がり、油小路を通じ二条通へと出て、堀川通へと至るといったものであった。そして二条堀川橋の下馬札前で荷物を降し、池坊専正は東大手門の門前で輿を下りた。入城したのは、専正と近藤ら七名とみられる。

東大手門から入城後は、唐門を通って車寄（玄関）に至り、玄関番松井金一の出迎えにより二之丸御殿に上がった。玄関より先は、専正と近藤だけとなった。階段の登り口からは、数寄屋坊主鈴木宗栄の案内となり、専正らは遠侍一の間における殿上の間に着座した。そこに数寄屋坊主佐野宗眠や表坊主高瀬友益、松井ら五名が挨拶へ来た後、専正たちは、すぐに高瀬の案内で御殿向きの拝見となった。次に御礼が行われる黒書院牡丹の間を拝見した後、ここで新建の二百畳の間の屏風で仕切られた所に案内され、休息した。

休息の間、坊主下役の六尺<sup>(36)</sup>が茶と煙草盆を差し入れ、その後も四人が代わるがわるの様子を尋ね、御礼の刻限を伝えるにきた。やがて御殿番の井上栄次郎が弁当を運んで来た。下役六尺が土瓶にて茶を給した。弁当の空き箱は井上が供の者へ下げ渡した。池坊の献上物は、井上が二百畳の間の廊下へ持って行き、そこから牡丹の間へは坊主（表坊主か）が運んだ。

やがて東町奉行所の黒田小左衛門が迎えに来た。黒田からは気遣いとして、献上物の用意について、掛りの坊主と会ったかについて聞かれた。また、同じ御殿内でも、殿中（表坊主）とその外（数寄屋坊主）では掛りの坊主が違うので、引き合わせるよう言っておけ、かつ東町奉行小栗下総守（政寧）も出勤しているの、尋ねたいことがあれば尋ねるように言われた。さらに、御殿の中ノ口行当り廊下に町奉行詰所という書付があるので、御礼が済めば詰所に届け出て帰るように、あわせて、本日、帰る時には、両町奉行へ挨拶に回るようにと言われた。

九ツ半時（午後一時）時には、高瀬と佐野の案内により予行をした後、すぐに御礼を行い、滞り無く終わった。

近藤は蘇鉄の間入り口に控えており、目付の建部徳次郎と戸川伴三郎、奏者

番の本庄宮内少輔に御礼の報告をした。最後に二百畳の間へ戻ったところ坊主が来て、任意で帰るよう伝えられた。近藤が町奉行方の詰所へ名札を持参し、帰ることを届け出て、井上の所へ案内してもらい、坊主に玄関まで見送られた。なお、札所を通れなかった道具箱は、日暮れ前には堀川通へ廻し、帰りに支障がないよう配慮された。

東大手門の門前において池坊は輿に乗り、関係者への挨拶廻りをし、南町奉行を除いて扇子が五本入った箱を献上した。廻勤先一〇名の一覧について書かれた覚書「サ」によると、前項の末で述べたように、東大手門から退城した後、御礼の関係者への回勤が行われた(図2)。その対象は、老中三名、若年寄三名、京都所司代、東西の町奉行、惣裁職の一〇名であった。東西の町奉行以外については、宿所が記載されていた。<sup>(37)</sup>

元治元年四月に老中となった稲葉正邦は、前職である京都所司代の屋敷を宿とした。同月に京都所司代に任じられた桑名藩主松平定敬は、鷹ヶ峯に置かれた同藩の陣屋に泊まった。残りの老中の宿所は以下の通り。小浜藩主酒井忠績は、千木屋敷に宿した。出羽山形藩主水野忠精は亀屋に泊まった。若年寄である秋月種樹、田沼意尊、稲葉正巳の三名の宿所は、それぞれ浄土宗勝嚴院、曹洞宗慈眼寺、浄土真宗宗正寺であった。惣裁職の松平直克は、顕本法華宗妙満寺に宿していた。

廻勤が終わり帰着した時刻は、七ツ時(午後四時)であった。

御目見のための登城に当たっては、二種の札「シ」が用意された。大きさは、どちらも縦が四寸三分、横が三寸八分であった。一つ目は、二之丸御殿の玄関番、二つ目は東大手門の門番へ差し出されたものである。

五月一日の代替御礼、同二日の廻勤、立花上覧の延引等の事について書かれた覚書「ス」は、御礼の当日とその後についての手記である。

近藤大和(春彦)は、今朝(五月一日)、二百畳の間の詰所において、井上栄次郎に封金を渡した(表4)。三月一〇日に御礼を願い出るに当たり、御徒士目附頭の清水崎太郎に内見等を頼み、殿中での物事についても支援を得たことにより、本日(五月一日)、滞りなく御礼に勤めることができた。近藤は、室町通三条の旅館の井上の元へ、旅中見舞いとして五百疋の菓子料金を持参し

た。

五月二日には、近藤が御礼の関係者へあいさつ廻りをした(表5)。そのうち井上については、儀礼の最初から世話になったことから、別に心付け金として三百疋を渡した。

御礼の当日、専正は先例に基づいて、立花上覧について伺ったところ、翌日(二日)に家茂が参内するため、差し控えた。さらに家茂は、同七日に大坂へ発つことから、今回は延引することになった。同一六日迄、家茂は大坂に滞在することだった。

家茂が京都を発駕する当日のことについては、目付の杉浦兵庫頭(勝静)と岩田半太郎から知らせがあった「セ」。その日は、二条城内外の門々や殿中における定、見送り場所や服装について、かねてから打ち合わせていたことを心得るようにとされた。ならびに二条口内へ行く人々は、三条口新柵の際より東大手門外の腰掛の方に立ち並ぶこととされた(図3、参考図1へ一〇五頁)。先述の両目付からは、家茂における二条城から大坂城への道筋についても知らされた「ソ」。二条城の東大手門を出た後の経路は、三条通から烏丸通、四条通、寺町通、五条通りを通じて、伏見街道に至る。そこから伏見稻荷大社の境内裏道通りへ出て、愛染院で小休憩する。そこから京町通を通じて豊後橋に至って、橋際の石場から乗船し、宇治川を經由して淀川を下る。その船上で將軍は弁当を食べ、大坂の備前橋より上陸して、京橋喰違御堀場に至り、大坂城大手門より入城した。

御礼の行列・登城・入城・御礼の事について書かれた覚書「タ」は、前掲の「コ」と同様の事柄を述べている。一部は箇条書きとなっている。「コ」と比較すれば、この「タ」は、より詳しく説明されている箇所があると共に、挿図が含まれている。ここでは挿図を参照して、主な部分のみを採り上げる。

御礼があった五月一日は曇りであり、九ツ時(正午)より雨が降ったが、その後は晴れた。行列には、三名の侍(和田康太郎、真崎才蔵、白井又二郎)が随行した。玄関までの案内は城番組の大西政八郎と柘植哲三郎に頼んでいた。しかし間違えて御池口へ行ったことにより間に合わず、案内無しとなった。東大手門で下乗した後は草履で進み、唐門の前より沓に履き替え、玄関に至った。

殿上之間（遠侍）は、上の方が大名詰席なので屏風で仕切られ、柳間や雁之間等としていた（挿図1）。四つある仕切りのうち南端の一間に御一人が着座し、専正と近藤は、坊主（表坊主か）の指図により殿上之間の南の中央辺りに座った。高瀬の案内で黒書院やその他の室を案内された間に、黒書院とその近辺は全て狩野直信の筆であり、殿上之間近辺は狩野探幽の筆と伝えられた。

文久三年（一八六三）に建てられた二百畳の間は、控え室として用いられた（挿図3）。その部屋の中は仕切られて、他の寺社も使っており、池坊方の左側には、石清水八幡宮の坊舎の者が控えていた。茶の給仕は、御台子六尺に加えて御掃除番の下役からも受けた。

鈴木より、代替御礼において一連の披露（紹介）を行うのは、本庄宮内少輔（道美）であると知らされた。代替御礼は黒書院で行われた（挿図2）。寺社の参加者は全て黒書院の溜の間（牡丹の間）の入り口、すなわち蘇鉄の間に集まった。この入り口では、目付が参加者の一人一人を帳面で確認し、一人ずつ溜の間に入室して着座した。その次に町人が入室した。四月二十九日に東町奉行所から示された書付の通り、溜の間が手狭であるため、寺社と町人が一緒に着座して総礼をした。松平定敬や松平隠岐守（勝成）等により大名方の御礼があった。泉涌寺と平塚総検校は、大名と同じ室にいた。

その後、寺社の披露の段となつて、黒書院二の間と三の間の襖が左右に開き將軍の出御となつた。全ての寺社と町人は平伏し、紹介があつた。披露が済むと將軍は退き、襖は閉められた。

代替御礼と継目御礼の準備と参加に当たつて、協力を得た人々への礼金と金額については、一覧に取りまとめられた「子」（表6）。献上物に関しては、祝儀袋の挿絵が描かれている。

以上のように、二条城での代替御礼と継目御礼について、準備から当日、事後の挨拶までの事柄等が、対人関係や時間の推移まで、事細かく記述されている。

## 史料2 「池坊専正口上書」

池坊専正が京都町奉行宛に申し出た、文久二年（一八六二）一二月付けの文

書である。家茂の上洛の節には迎えたいとしつつ、先例を示す記録がないこともあり、指図を所望している。家茂が一度目に上洛したのは、文久三年のことであった。この文書には、池坊専正の署判がある。提出されなかったものか、控えてあつたのかは判然としない。

## 史料3 「鈴木宗栄書状」

教寄屋坊主の鈴木宗栄から専正に宛てた、元治元年四月二六日付けの手紙である。代替御礼が同年五月一日になり、二条城に登城するよう伝えている。

## 史料4 「田中直右衛門・井上栄次郎書状」

御殿番組頭の田中直右衛門と井上栄次郎から近藤大和に宛てた、元治元年四月二七日付けの手紙である。代替御礼における將軍への御目見が同年五月一日になったことを伝える。追伸として、幕府側との一連のやり取りは、表向きには寺社奉行を通して行っていることを断っている。

## 史料5 「高瀬友益書状」

表坊主の高瀬友益から専正に宛てた、元治元年四月二七日付けの手紙である。<sup>45</sup>

## 史料6 「東町奉行所証文方書付写、池坊書付写」

東町奉行所証文方から専正に宛てた、元治元年四月二九日付けの書付と、専正によるその返書である。証文方は、同日の九ツ時（正午）に東町奉行所へ来るように命じ、専正が了承の旨を返信している。

## 史料7 「東町奉行所略図」

前掲の史料6に対応する東町奉行所の略図である。<sup>47</sup>奉行所内の玄関庭や建物内の概略と共に、番方らと待合人の位置が示されている。

## 史料8 「高瀬友益書状」

表坊主高瀬友益から池坊方に向けて出された、元治元年四月二九日付けの

手紙である。江戸城における前例を踏まえつつ、代替御礼の当日の殿中における行動や位置、頼るべき担当者等について、箇条書きで仔細にわたり伝えている。

**史料9 「鈴木宗栄書状」**

数寄屋坊主鈴木宗栄から池坊方に向けて出された、元治元年四月二十九日付けの手紙である。別紙が添付されていたが、返却が求められており、本史料には含まれていない可能性がある。この別紙は、代替御礼の当日の着服について触れられていたものと推察される。

**史料10 「六角堂池坊名札」**

四枚からなる名札である。史料10の1から3には、代替御礼に参上したことについての文面と記名がある。史料10の4は記名のみである。史料1に記された玄関へ差し出す名札「シ」がこれである。

**史料11 「五月朔日役儀御礼書付」**

元治元年五月一日に代替御礼へ参加した武士や寺社の人々、町衆などの献上物について列挙した書付である。史料1における御礼の行列・登城・入城・御礼の事「コ」で触れた代替御礼における一連の披露（紹介）と対応している。

**史料12 「立花上覧例書」**

専正が、先例に基づき代替御礼と継目御礼に伴って立花上覧を仰出された時のための例書きである。史料1における五月一日の御礼、同二日の廻勤、立花上覧の延引等の事「ス」で触れた立花上覧のために準備したものであろう。

**史料13 「鈴木宗栄書状」**

数寄屋坊主の鈴木宗栄から池坊方に向けて出された、元治元年五月八日付けの手紙である。鈴木は、史料1における御礼の行列・登城・入城・御礼の事「コ」で、代替御礼後に関係者へ挨拶廻りした際に献上した扇子箱について、不手際

があったようなので対応するように申し伝えている。

**史料14 「池坊専正口上覧」**

専正が、京都町奉行所宛に出した覚書である。先例に則れば、代替御礼の後には、時服を拝領した。今回に関しては代替御礼の二ヶ月後に至っても沙汰がなかったため、改めて時服の拝領を願っている。

**三 結びに代えて**

本史料は、將軍家茂の代替御礼と池坊専正における継目御礼に参加する上で、の準備、当日、事後についての詳細を取りまとめたものである。これにより、家茂の二度目の京都滞在時における二条城の使い方と、当時の対人関係の実態を把握することができる。特に二之丸御殿については、黒書院と遠侍、現在は失われた二百畳の間の連動した使い方を知らることが出来る。また、儀礼における室や座位、御殿内における玄関番・表坊主・数寄屋坊主等の役割分担については、江戸城の実態との照合や比較が今後の課題となる。

池坊専正による二条城での立花上覧は、幕末の混乱と幕府の終焉によって遂に行われることはなかった。家茂が二条城で立花上覧を受けた場合、いかなる形になったのかについては、今や知る由もない。しかしながら、池坊専明が天保九年（一八三八）に江戸城で行った立花上覧の記録（池坊総務所蔵「御朱印御改御代替御礼参府記」）等を参考にすれば、推定の範囲を出ないが復元の可能性もある。その場合は、家茂の上洛に伴う二条城二之丸御殿の改修についての史料を調査する必要がある。

これまで知られてこなかった家茂の上洛時における二条城の利用の在り方を詳しく伝える本史料は、元離宮二条城の本質的価値を考える上で重要であると共に、今後の保存と活用の上でも貴重かつ有用な史料と言える。

【注】

(1) 一例を挙げれば、徳川一三代將軍家定における東叡山(寛永寺)への葬送は安政五年(一八五八)八月一日に行われ、九月二十八日には忌明けを迎えた。一四代將軍家茂の代替御礼は、一〇月一日から三日間にわたり、江戸城において近親者をはじめとした武士の間で行われた。同七日、一日には日光門跡や増上寺、その他の寺社が代替御礼へ参じた。將軍宣下は、一月一日に行われた(徳川黎明会編『徳川禮典録』原書房、一九八二年、一二二・一五九・一六八〜一七二・一九五頁)。

二条城における代替御礼は、何らかの理由で安政五年の六年後に、老中をはじめとする幕府の要人と畿内の人々(一部の儒者、地役の武士、寺社、町衆)の間で行われたことになる。

(2) 江戸時代には、將軍が発給する朱印状により、領地の安堵を得ていた寺社があった。この領地の安堵は、將軍の代替わりのたびに新たな將軍から朱印状の発給を受けるかたちで繰り返された。その手続きを「朱印改」あるいは「継目朱印」といった(廣瀬史彦「近世寺社の朱印改についての記録に関する書誌学的考察―慈廣寺文書の記録を事例として―」駒沢史学会編『駒沢史学』六二号、二〇〇四年、七九頁)。

(3) 西沢淳男「寺社の將軍代替御礼と殿中儀礼―高尾山薬王院を事例として―」、日本歴史学会編『日本歴史』第五八八号、一九九七年、七〇〜七九頁。

(4) 継目御礼の記録としては、真言宗西楽寺(現在の静岡県袋井市)のものがあつる(「中遠の古刹 真言宗西楽寺 補遺 代替御礼」、袋井市歴史文化館、二〇二二年)。

(5) 元治元年五月一日に二条城において代替御礼が実施されたことは、以下の史料から裏付けられる。

〔水野忠精幕末老中日記〕(大口勇次郎監修『水野忠精幕末老中日記』第七卷、ゆまに書房、一九九二年、二一六〜二一九頁)

五月朔日

一、泊より退出六時過、

一、月次御礼無之、不時御礼有之候二付、五半時帛小袖 麻半袴登城、

一、伺泊方、

一、御覽雅楽殿と談合之上、以御取次上之、(清井忠徳)

一、御礼書之内、病氣不参之書付以泊方上之、

一、出御之旨泊方申来、何も奥江廻り、御側衆催二而、二之間御椽江列座、(正郡) 稲葉美濃守

右御役義之御礼、御礼書之通相濟、夫方尚又御側衆左右二而伺会尺、御用人出候、

御留守居 一橋殿家老 戸田能登守 (氏著)

一橋殿家老 御書院番頭次席 大目付 戸田能登守組

右 御直二被 仰含之、何れも 御目見節者直二御錠口通り、御黒書院江廻り、御杉戸江列居、雅楽殿御勝手江着座、無程 出御、松平越中守(定敬)

始御礼書之通相濟、入御後直二引、

一、夫方御白書院替席て列座、雅楽殿両度二申達、銘々書付被渡之、(廣篤) 水戸中納言殿

名代大場弥右衛門

御国事格別尽力罷在候二付、正三位 御推叙被 宣下旨被 仰出候間、

被叙正三位候此段可被申上候事、

(茂承) 紀伊中納言殿

名代水野大炊頭(忠幹)

今度 御上洛 御参 内之節、供奉被相勤候二付、正三位 御推叙被

宣下旨被 仰出候間、被叙正三位候、此段可被申上候事、

夫方同所縁類替席江列座、同人被申渡、左之書付被申渡之、

(芹憲) 上杉弾正大弼

名代戸田寛十郎

御国事格別尽力有之候二付、從四位上 御推叙之儀 御所江被 仰立候 処、被 宣下旨被 仰出候間、從四位上被 仰付之、

右申渡拜復引、

〔佐久間象山公務日記〕（信濃教育会編『復刻象山全集』巻五、社団法人信濃教育会出版部、一九七五年、七四九頁）

五月朔 微雨 辰下牌登城、御黒書院御入側にて初て大樹將軍（徳川家茂）に拝謁す、訖て御老中・諸司代・若年寄御役宅廻勤、未下牌帰宅、

〔光明寺雜記〕（長岡市史編さん委員会編『長岡京市史 資料編二』一九九二年、五五九頁）

元治紀元甲子正月十五日、大樹家茂（徳川）公再度目上洛二付、三月廿八日從奉行所書附到来、栗生光明寺右今般御上洛恐悦申上度之願之趣相伺候候、御席も有之候者、御目見可被仰付旨御沙汰二候、且御転任恐悦之儀者先例も無之儀二付、御沙汰難被及候、此段相達候、三月同四月廿九日栗生光明寺、右明朔日五半時二条御城江可被罷出作法宜可相心得候、一独礼等相願候者も有之候得共人数多、且者御在京中御間狭之儀二付在之候間、御略式二而御礼被為請候、但御上洛拝礼之心得二而可罷在候、四月廿九日委曲大内二在之、余り珍事故筆記ス之也、

(6) 池坊専明「御朱印御改御代替御礼参府記（抄）」（静岡県編『静岡県史』一九九一年、三五三頁）。

(7) 前掲（1）の通り、家茂の代替御礼は、元治元年から遡ること六年前の安政五年に、江戸城で行われていた。

(8) 元和九年八月には、第二代將軍秀忠と第三代家光に対して、八朔の祝儀が二条城で行われ、諸大名が参賀したものと考えられる。「慶長年録（元和年録）坤」（国立公文書館）では、「八朔には二条之御所へ御祝儀之御目見得」とある。

(9) 「細川家記」、「寛永日記」ほか（京都市文化市民局元離宮二条城事務所編『研究紀要 元離宮二条城』第一号、二〇二二年、一〇一〜一〇二頁）。

(10) 前掲（5）「光明寺雜記」では、二条城における代替御礼について「余り珍事故筆記ス之也」との感想が示されている。

(11) 京都市中京区堂之前町に現存する単立寺院。かつては天台宗に属した。華道発祥の地として知られる（井上満郎、『国史大辞典』（以下『国史』とする））。

(12) 池坊方における継目御礼は、六角堂頂法寺の住職と華道家元の引継ぎを意味した。

(13) 細川武稔「江戸東京歴史探訪第九回 將軍への立花上覧」（日本華道社『華道』二〇一九年九月号）。

(14) 池坊中央研究所「池坊歴史紀行第一三回 江戸城」（日本華道社『華道』二〇一五年一月号）。

(15) 麻谷老愚編『祠曹雜識』所収「池坊立花上覧例」は、寛政九年（一七九七）四月六日に、池坊専定が継目御礼のために江戸城へ赴いた際、先例により立花上覧を行ったことを伝える。

〔池坊立花上覧例〕（内閣文庫蔵）

池坊立花 上覧ノ近例ハ寛政九巳年ナリ、四月六日采女正殿へ土井大炊頭（利厚）ヨリ、京六角堂頂法寺池坊継目御礼参府先例之通立花 上覧願之通被 仰付、例書ニ宝曆十一年巳年四月廿六日 上覧之義被 仰出、五月十八日真行草砂物四瓶上覧、十九日銀十枚被下、安永四未年十月廿日上覧被 仰出、廿五日行草砂物三瓶下指トシテ御城へ罷出、翌廿六日真之立花荒拵ヨリ指立候様被 仰出立調入 上覧、十一月朔日銀拾五枚被下、安永之度ハ前日共両度罷出候故、拝領物差別有之事ト心得タル趣申出、此度モ 上覧当日前日花拵、先格之通門弟式人爲手伝召連、御花瓶・御砂鉢・御花台等拜見、

(16) 元治元年五月七日に、家茂が二条城から大坂城へ向かったことは、以下の史料から裏付けられる。

〔南紀徳川史〕（堀内信編『南紀徳川史 第三冊』南紀徳川史刊行会、一九三一年、六〇四頁）五月七日

公方様京都御発駕、伏見より御乗船、即日大坂御入城、

右に付、七日八日兩日御発城、八日には奥にて緩々御対顔、御懇之上意有之、九日には御内使御小姓頭取竹田越前守を以御袴地・御生肴・御菓子等御拝領、

〔統徳川実記〕（黒板勝美編『新訂増補国史大系第五十一巻 統徳川実記 第四』吉川弘文館、一九九九年、六五四頁）

九日 御着坂達し。侍医叙爵。



- 一昨七日京都 御発駕、伏見より 御乗船、大坂表江被為 成候旨、去ル三日於 二条被 仰出候、此段向々江可被達候、(以下略)
- (17) 家茂は、文久四年(一八六四)二月一日に東本願寺(京都市下京区)の枳殻邸(涉成園)へ御成した。その際に池坊方は、立花一瓶及び生花六瓶をいけている。(細川武稔「論 京都の寺院に咲いた池坊のいけばな」、『中外日報』二〇一八年七月二〇日)。
- (18) 將軍から賜った衣服(『日本国語大辞典 第二版』(以下、『日国』とする))。小野清『史料徳川幕府の制度』(人物往来社、一九六八年、二六三〜二六五)に詳しい。
- (19) 近藤春彦(一八〇八〜八二)は、幕末から明治初期に活躍した華道家。伊予国小松藩の武家の子として生まれた。京都に出て、六角堂頂法寺に住み込んで華道を志した。池坊専明と専正という二代の家元に仕え、立花はもちろん事務面でも活躍した。名乗り・称号に大和・泰輔・法橋などがみられる(前掲(17))。
- (20) 所司代・町奉行所の省察に関する事項や、宿証文・女切手(手形)の発行、浪人改・宗門改・鉄砲改を職務とする役方(後掲(22))。(安国良一「町奉行所の役人」、京都町触研究会編『京都町触の研究』岩波書店、一九九六年、一六四〜一六七頁)。
- (21) 京都市歴史資料館編集・発行『叢書 京都の史料6 京都武鑑 下』二〇〇四年、一七頁。
- (22) 江戸幕府における武官系の役職の総称。文官系の役職の総称は、「役方」である(大石学編『江戸幕府大事典』吉川弘文館、二〇〇九年、九八一・九九八頁)。
- (23) 「十帖一本」とは、江戸時代に行われた献上物の一つ。鬼杉原紙(おにすぎわらがみ)と呼ばれる播磨国産の献上紙を一束(二〇帖)とし、扇を一本添えたもの(『日国』)。前掲(18)『史料徳川幕府の制度』(三〇六〜三〇七頁)に詳しい。
- (24) 地方から出てきた公事(くじ/訴訟)の当事者(公事人)が宿泊した宿(『日国』)。
- (25) 代替御礼では、寺格の序列によって礼式の資格が独礼(単独で將軍への披露を受ける)と惣礼(一同で將軍への披露を受ける)に大別されていた。いくつかの寺が一度に披露を受けることを惣独礼といった。(前掲(2)、七一〜七三頁)。
- (26) 行列などの先導をする人(『日国』)。
- (27) 主人・主君の供をする侍のこと(『日国』)。
- (28) 貴人の駕籠を担ぐ人足のこと。雑役人のこともいう(『日国』)。
- (29) 年若い従者、侍あるいは武士で足軽よりも上位にあった小身の従者。(『日国』)。
- (30) 旅行用の行李(こりり/荷物)の一種(『日国』)。
- (31) 荷物を運搬する駄馬や人夫を引き連れ、その指揮・監督・警衛に当たる役目の人(『日国』)。
- (32) 駕籠かき人足のかしら。広くは、人足のかしらのこと(『日国』)。
- (33) 坊主とは江戸幕府の職制の一つ。剃髪・法服で城内の雑役に従った。そのうち数寄屋坊主は、数寄屋頭(茶道頭)の支配にあり、挽茶を調達して、御三家等の喫茶を取り扱った(深井雅海、『国史』)。
- (34) 江戸幕府の職制の一つである坊主のうち、奥坊主と表坊主は同朋頭の支配を受けた。そのうち表坊主は城内の表座敷を管理し、主な職務は大名や諸役人の給仕であった(深井雅海、『国史』)。
- (35) 二之丸御殿式台の南側に設けられた三〇帖六間、廊下六八帖の建築である。式台とは廊下で接続していた。南東角には便所が付属した。家茂の上洛のために増築された建築の一つと考えられる。挿図3は、代替御礼の際に待合所として使われていた状況を描いたものである。文久二年に描かれた「二条御城二之丸御殿向并仮建物絵図」(元離宮二条城事務所蔵)には、その記載がある。明治四〜六年に描かれたとみられる「二条離宮沿革附図所収、二条城府庁建物千二百分一図」(宮内庁宮内公文書館)では確認できない。したがって明治時代の最初までには、取り壊されたと推定される。前掲の二つの図は、『史跡旧二条離宮(二条城)保存活用計画』(二〇二〇年)の資料3に掲載している。
- (36) 前掲(28)の後者と同様。
- (37) 一覧の廻勤先が実際の行程に基づいていたとすれば、順路は以下の通りであったと推定される。
- 東大手門を出た後は、まず現在でいう所の堀川通を北行し、竹屋町通を西

に入り所司代屋敷へと至った。次は竹屋町通を西行した後、現在の美福門通を南下した付近に、両町奉行所があった。そこから西に進み、千本通を北行して下立売通を西に入ると勝殿院に至った。下立売通をさらに西行し、七本松通を北に進んで出水通と交差する北東角に慈眼寺があった。仔細は不明であるが、出水通七本松から千本通に出て、北西に進んだ突き当たり付近が鷹ヶ峯と呼ばれる地域である。そこからは、先述の東西の町奉行所へと戻る。東西の町奉行所からは、御池通を東に進み、堀川通で南下して六角通に至ったところに亀屋があった。続いて堀川通を折り返し、姉小路通を東に入ったところに栄正寺があった。姉小路通か御池通を東に進み、寺町通を北に上がった二条通の東側に妙満寺があった。

妙満寺からは、南西に移動して東洞院通六角の六角堂頂法寺に戻ったとみられる。

(38) 元治元年の京都市内を描いた地図「洛中洛外町々小名大成京細見絵図」(国際日本文化研究センター蔵)には、京都所司代下屋敷の位置に「千本屋敷」と記されている。

(39) 上京区下立売通千本西入稲場町に現存する寺院。

(40) 上京区出水通下七本松東入七番町に現存する寺院。

(41) かつて姉小路通妹辻子にあった浄土真宗大谷派の末寺(国際日本文化研究センター『平安人物誌』関連短冊人物インデックス三八三)。

(42) かつて寺町二条下町を寺地とした顕本法華宗の総本山。同地には、現在、京都市役所本庁舎の一部が所在する。昭和四三年(一九六八)に現在の左京区岩倉幡枝町へ移転した(高木豊『国史』)。

(43) 江戸時代、伏見稲荷大社の本願所(勧進所)であった。愛染寺・地藏院・両宝院・地福院とも称された(菊池武「勧進と本願及び聖一特に伏見稲荷大社本願所について」、『印度仏教学会『印度仏教学研究』二九卷二号、一九八一年、六二六〜六二七頁)。

(44) 黒書院障壁画の筆者については、後掲(45)に挙げたすべての史料において狩野尚信(一六〇七〜五〇)を指す画号(「主馬」または「尚信」)が記されている。なお、黒書院の障壁画筆者は尚信以外にも参加絵師が想定されてい

る(武田恒夫「障壁画」、『元離宮二条城』小学館、一九七四年など)。

(45) 遠侍障壁画の筆者について、江戸時代中期以降に作成された指図や文書の記録を列挙すると、「二条御城御指図(二条城建物古図)」(宮内庁書陵部所蔵)では「真設、道味」(真設は狩野真説甚之丞(一五八三〜一六二八)と解される)、「二条御城中御本丸二丸御殿御絵間敷之覚」(京都大学附属図書館蔵)の貼付文書では「山楽」(狩野山楽(一五五九〜一六三五))、「御城内御本丸二之御丸御殿向指図」(中井家蔵)では、「筆者弟子」となっている。美術史研究では、甚之丞説が有力である(土居次義「障壁画」、『元離宮二条城』小学館、一九七四年など)。なお、勅使之間、遠侍一之間から三之間以外の部屋については、甚之丞ではなく、別の筆者と考えられている。

(46) 史料5の文章内に見られる「ㄚ」のような記号は、墨引きと呼ばれるものである。これは、書状の本紙を巻き取り終えた最後の部分に記した、留めの意味合いを持つ×印の跡である。巻き取りを開くと、留めが半分となるため、「ㄚ」のようになる。史料8も同じ。

(47) 「中井家文書」には、京都東町奉行所の屋敷絵図が遺されている(谷直樹編『大工頭中井家建築指図集—中井家所蔵本—』思文閣出版、二〇〇八年、七六頁)。

※(44)、(45)は、松本直子氏が作成した。

表2 例書に記された将軍と頂法寺の住職 [工]

将軍名 (諡号)	代替御礼年月日	住職名
家重(悼信院)	延享三年六月	専 純
家治(俊明院)	宝暦十一年六月	専 意
家斉(文恭院)	寛政八年八月	専 定
家慶(慎徳院)	天保九年四月	専 明
家定(温恭院)	(延 引)	同 上

表3 例書に記された将軍と頂法寺の住職 [才]

将軍名 (諡号)	代替御礼年月日	住職名
家斉(文恭院)	寛政九年四月	専 定
	文政五年二月	専 明

表4 封金の宛先一覧 [ス]

名目・役職	氏名等	金
献上物料	—	二百疋
献上物掛り	—	百疋宛二包
御玄関番	松井金一	百疋
御掃除番	横尾惣五郎	〃
御掃除番下役	—	五十疋
御台子六尺	六人	二百疋
表御坊主中間	—	三百疋

表5 五月二日の廻勤先一覧 [ス]

名目・役職	氏名等	金
御数寄屋坊主	鈴木宗栄	三百疋
〃	佐野宗眠	〃
表坊主	高瀬友益	〃
〃	中島九慎	〃
御殿番組頭	田中直右衛門	二百疋
〃	井上栄次郎 ※	〃

※ 井上栄次郎については、別途、心付金として二百疋が渡された。

表6 御礼金一覧 [チ]

月日	名目・役職	氏名等	金
【三月三日】	御池屋敷与力	黒田小左衛門	三步
	御池屋敷同心	柴田勇四郎	〃
	御池屋敷町代	奥田	二朱
	〃	榎木	〃
【五月一日】	献上物懸	—	一步
	〃	—	〃
	御玄関番	松井金一	〃
	御掃除番	横尾惣五郎	〃
	御掃除番下役	—	二朱
	御台子六尺	六人	二歩
【五月二日】	表御坊主中間	一四人	三步
	表坊主	高瀬友益	〃
	〃	中嶋九慎	〃
	御数寄屋方	鈴木宗栄	〃
	〃	佐野宗眠	〃
	御徒土目附頭	清水崎太郎	一両一步
	御殿番	栄二郎 田中直右衛門	二歩
	〃	井上栄次郎	一步
	〃	〃	二歩
	—	伊勢屋	一朱
—	伊勢屋 人足 一五人	銭三貫文 壹人二百文 六	

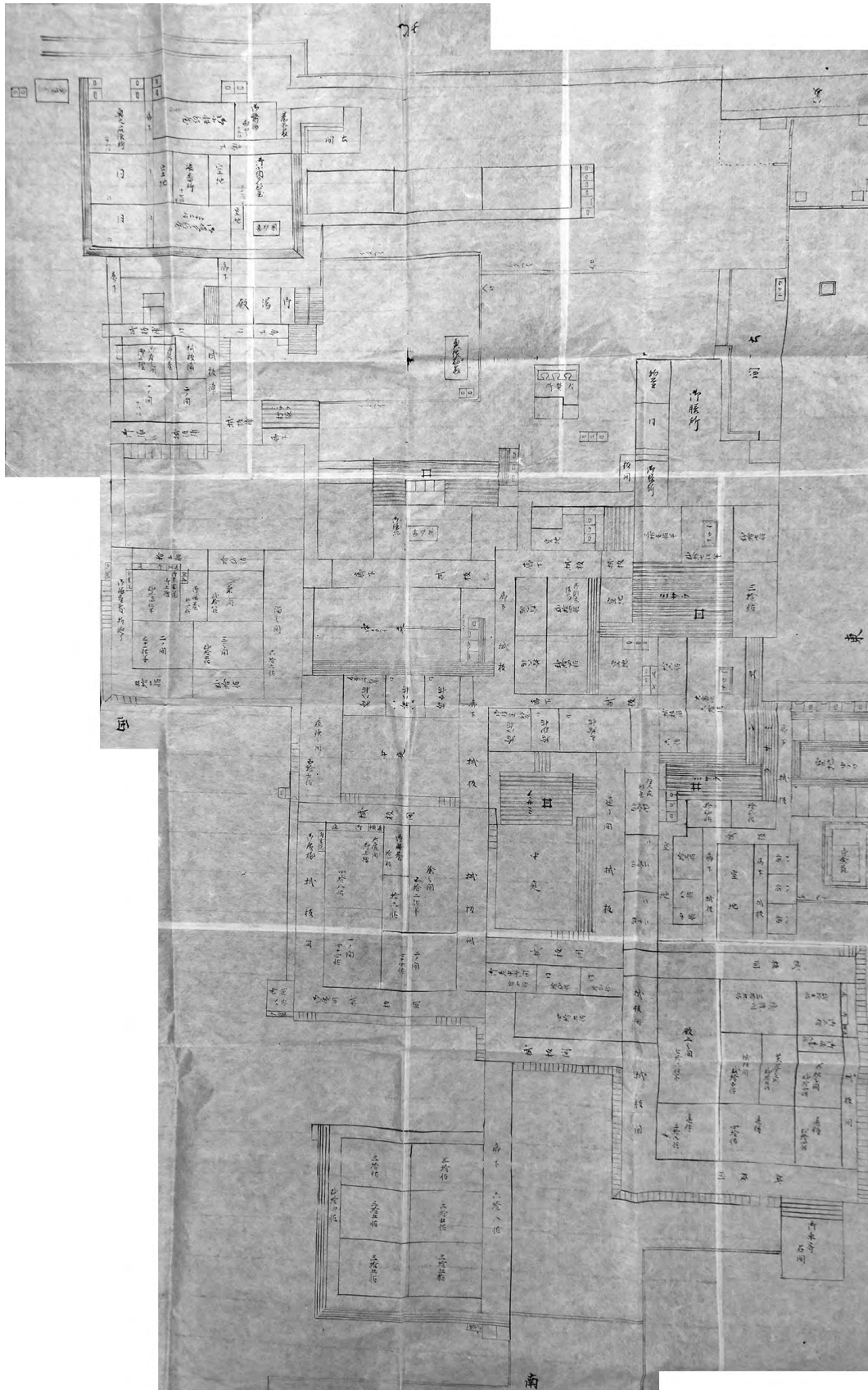


図1 二条城二之丸御殿平面図（華道家元池坊総務所蔵）

史料1～14と共に、華道家元池坊総務所によって関係性があるとみなされて「御代替御礼継目御礼記録」の封筒に入れられた、二之丸御殿の平面図である。本図の左下の端（南西）には、二百畳の間が描かれている。

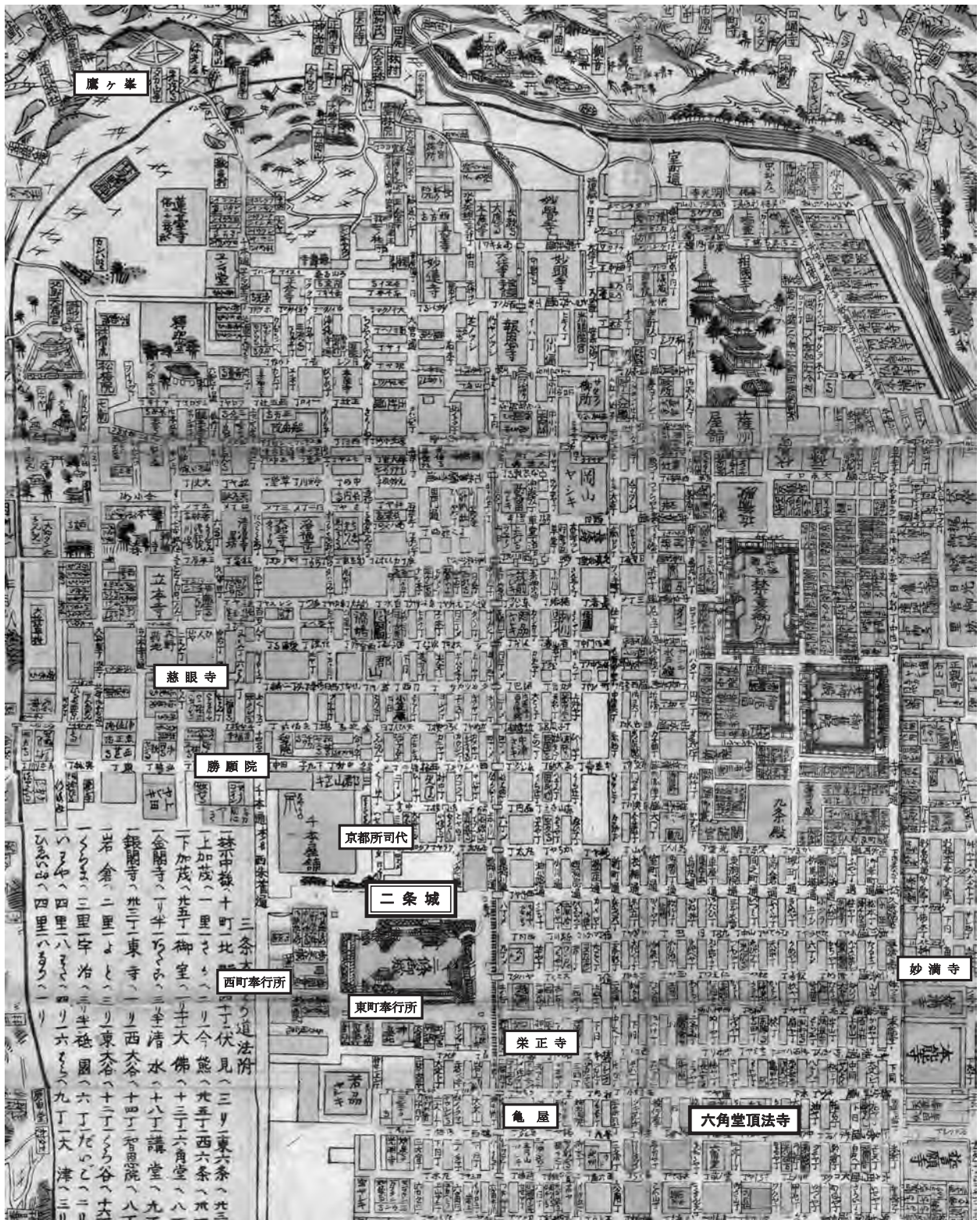


図2 代替御礼・継目御礼後の廻勤先

代替御礼と継目御礼が終わった後、池坊方は老中等の旅宿と両町奉行所を回勤した。それらの位置を、元治元年に作成された「洛中洛外町々小名大成京細見絵図」（版元者：竹原好兵衛〈京都〉）に記した。老中・酒井忠頼の旅宿「千本屋敷」は京都所司代の下屋敷と考えられる。

（「洛中洛外町々小名大成京細見絵図」を調製の上で使用〈所蔵・画像提供：国際日本文化研究センター〉）



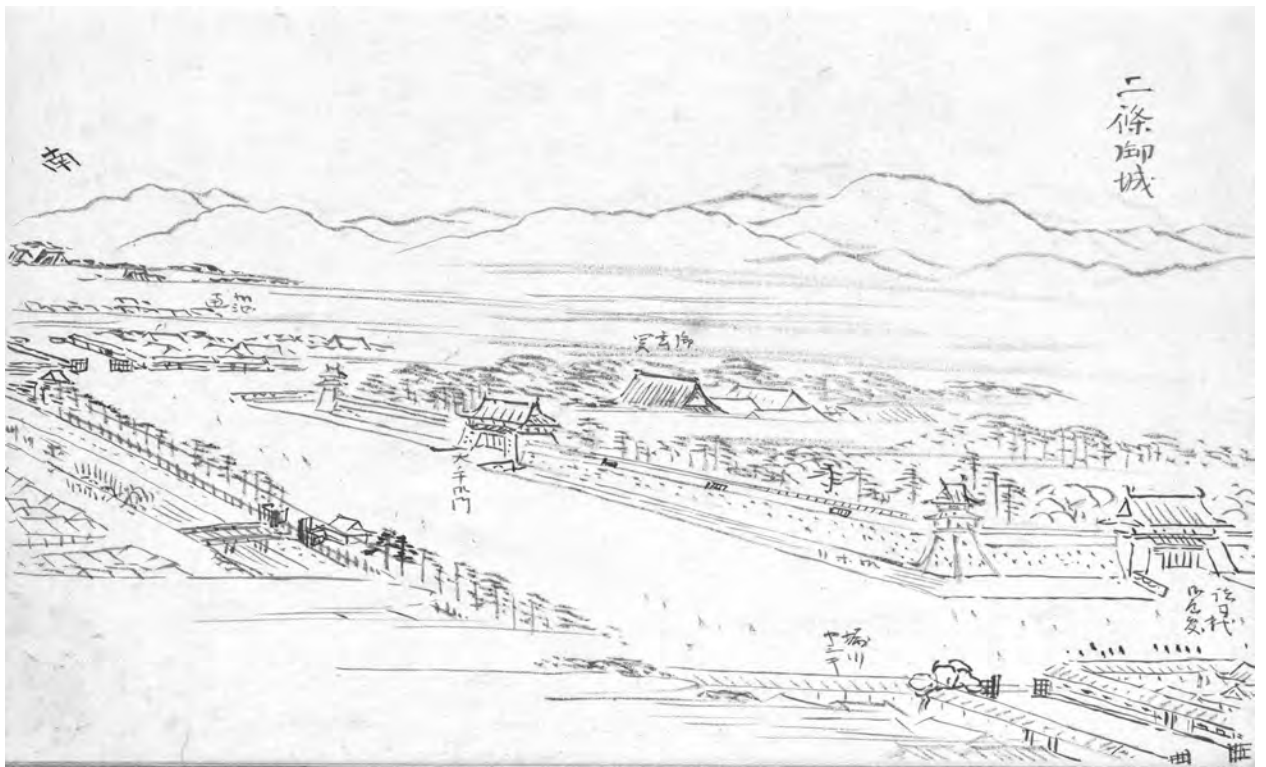
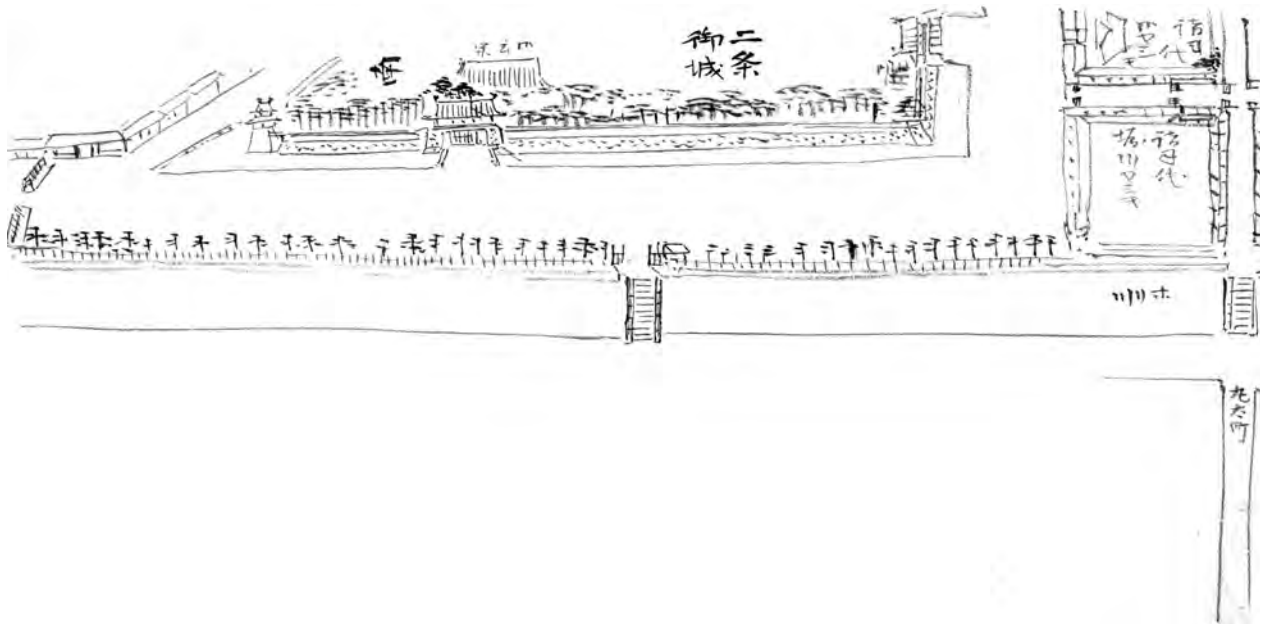


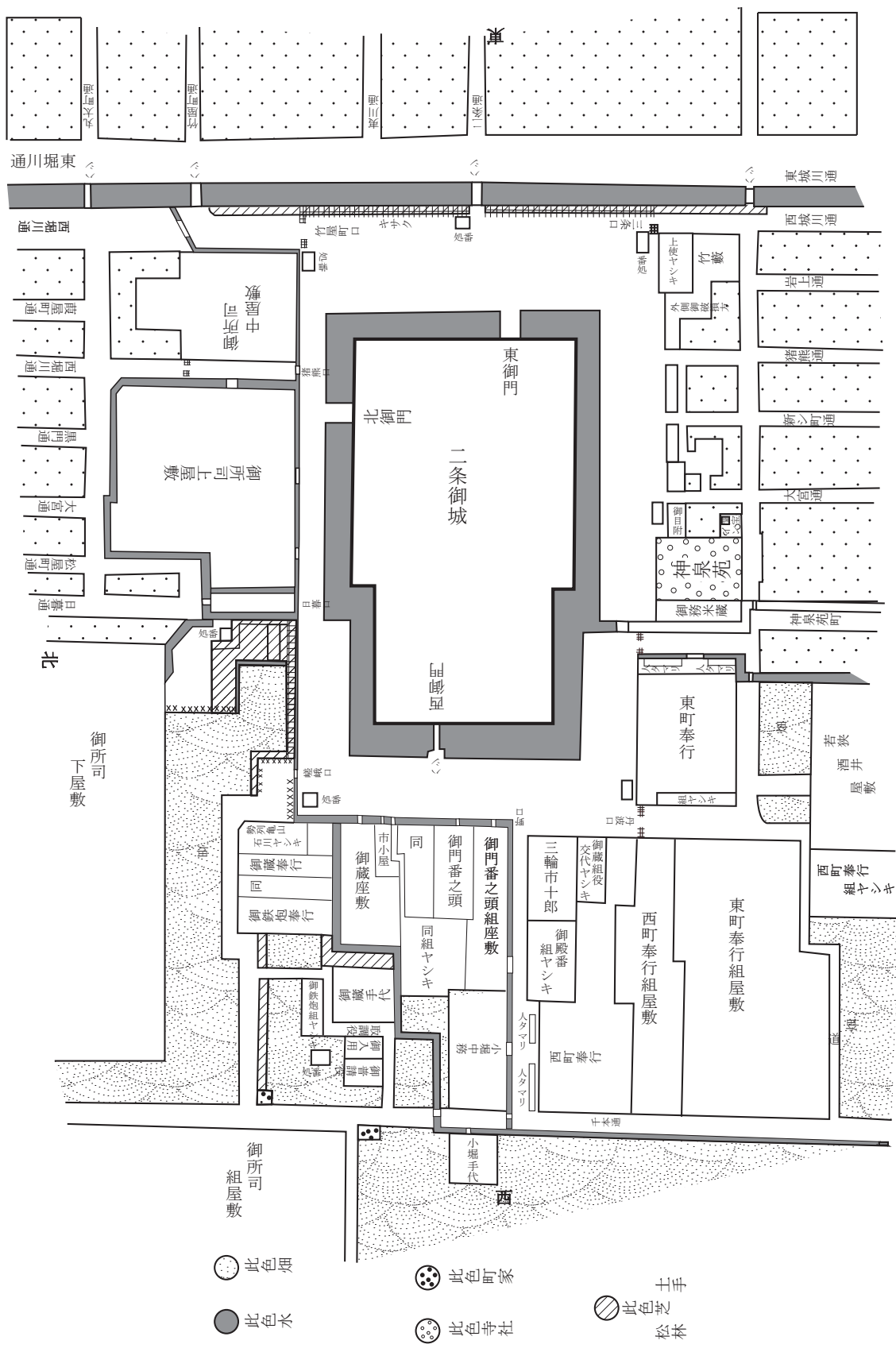
図3 「東海道一覽」(「国立国会図書館デジタルコレクション」より転載)

「東海道一覽」は、江戸時代後期の画家で「江戸名所図会」等の挿絵を描いた長谷川雪且(1778～1843)の編集による、全3巻の横帖である。時代の記録は詳らかではないが、雪且が活躍した江戸後期の二条城の北側周辺を描いたとみられる、立面的な平面図(上)と鳥瞰図(下)である。画面右下(北側)から左下(南側)にかけて京都所司代、二条城の北門・東大手門が認められる。現存しない北東隅櫓や外堀の石垣上に建つ築地塀、竹屋町口、三条口など細かい部分まで描かれている所が注目される。堀川と東堀川通りに架かる橋のあたり(二条口か)の描写に、将軍家茂が大坂に向かうに当って、人々が見送りをした光景を想像することが出来る。(参考文献:上田正昭ほか編『日本人名大辞典』講談社、2001)

研究ノート・作品紹介

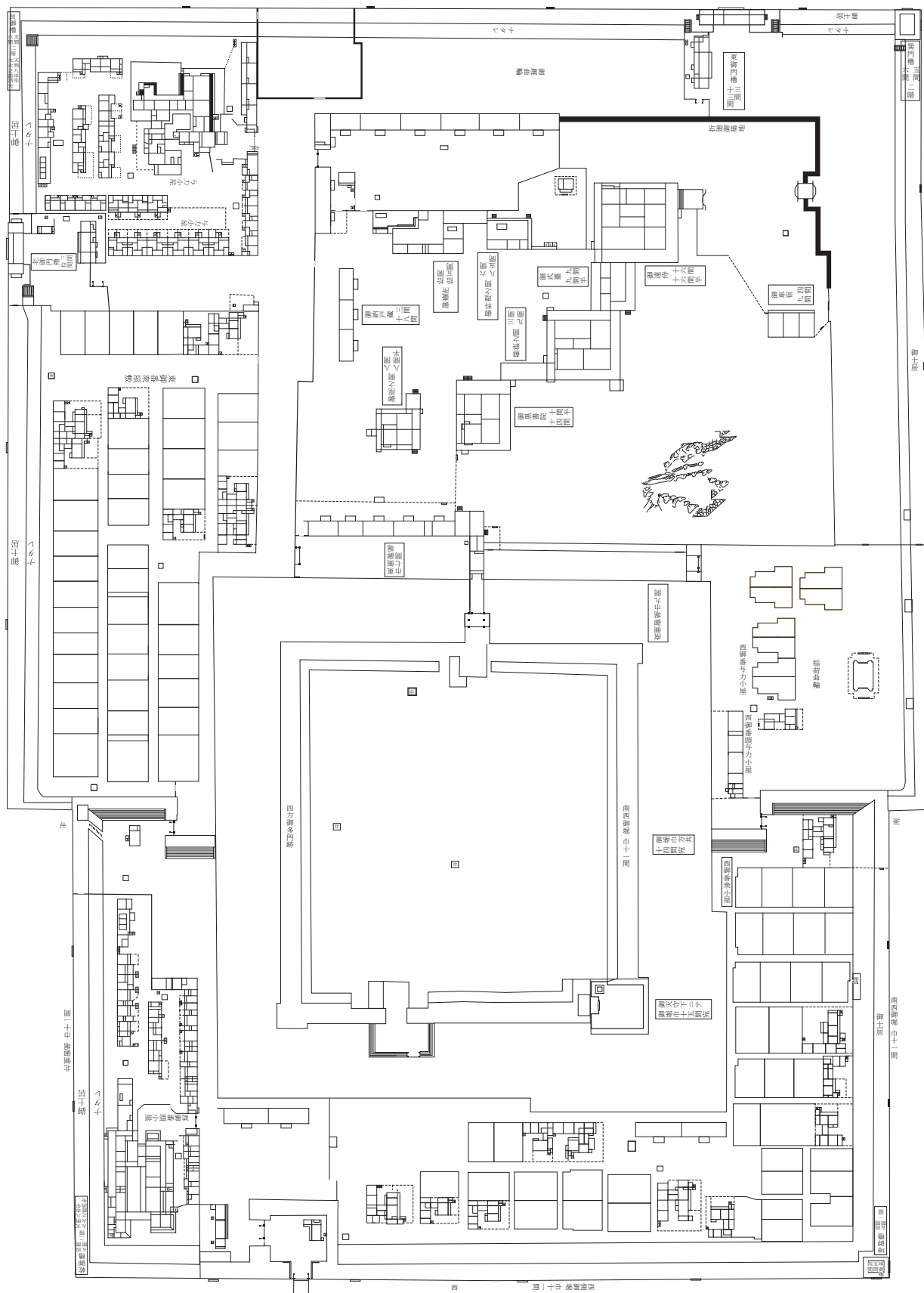






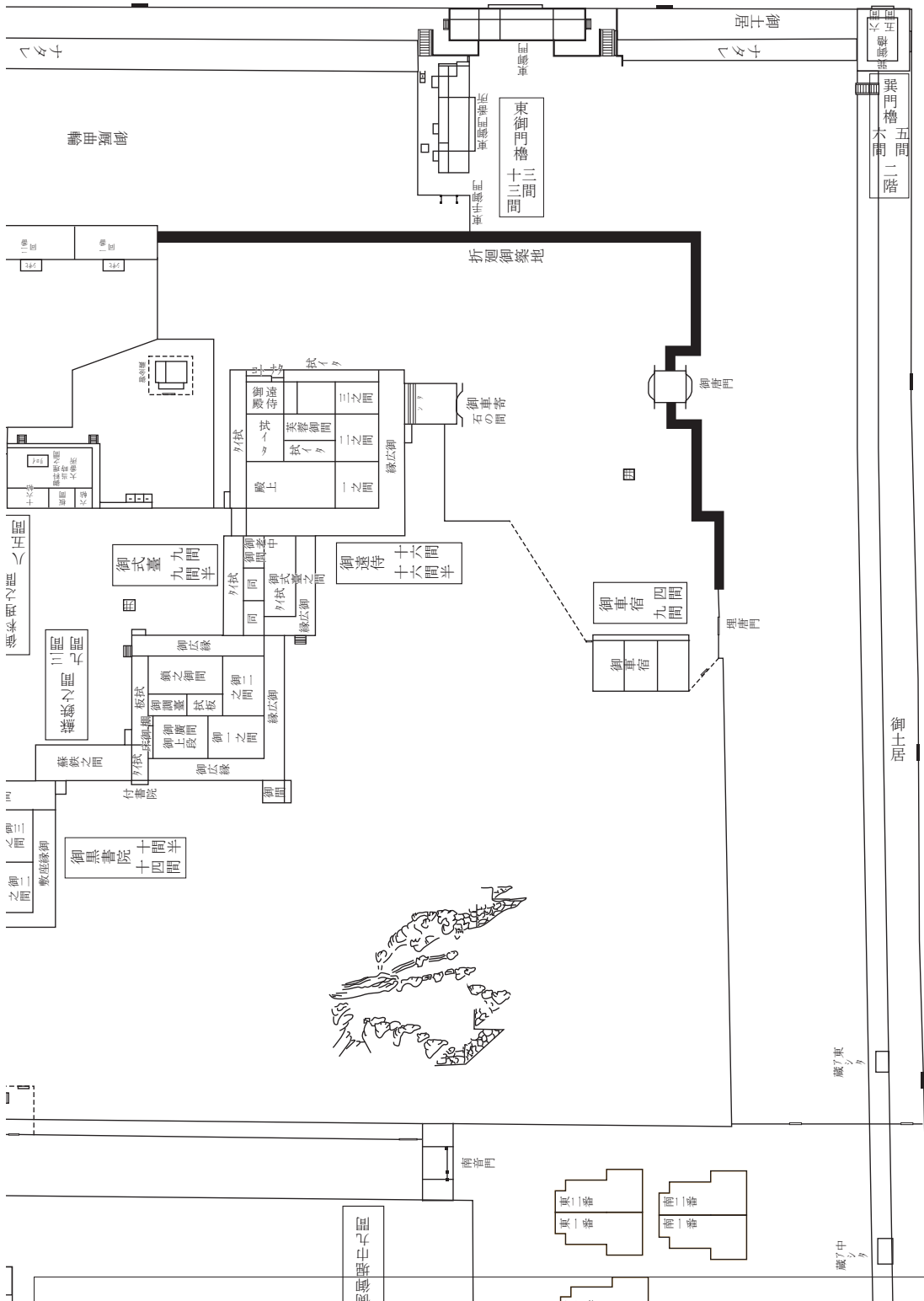
参考図1 二条城内外図

宮内庁宮内公文書館蔵「二条城内外之図 二条御城外之図」(昭和14年写〈識別番号39002〉)より作成。

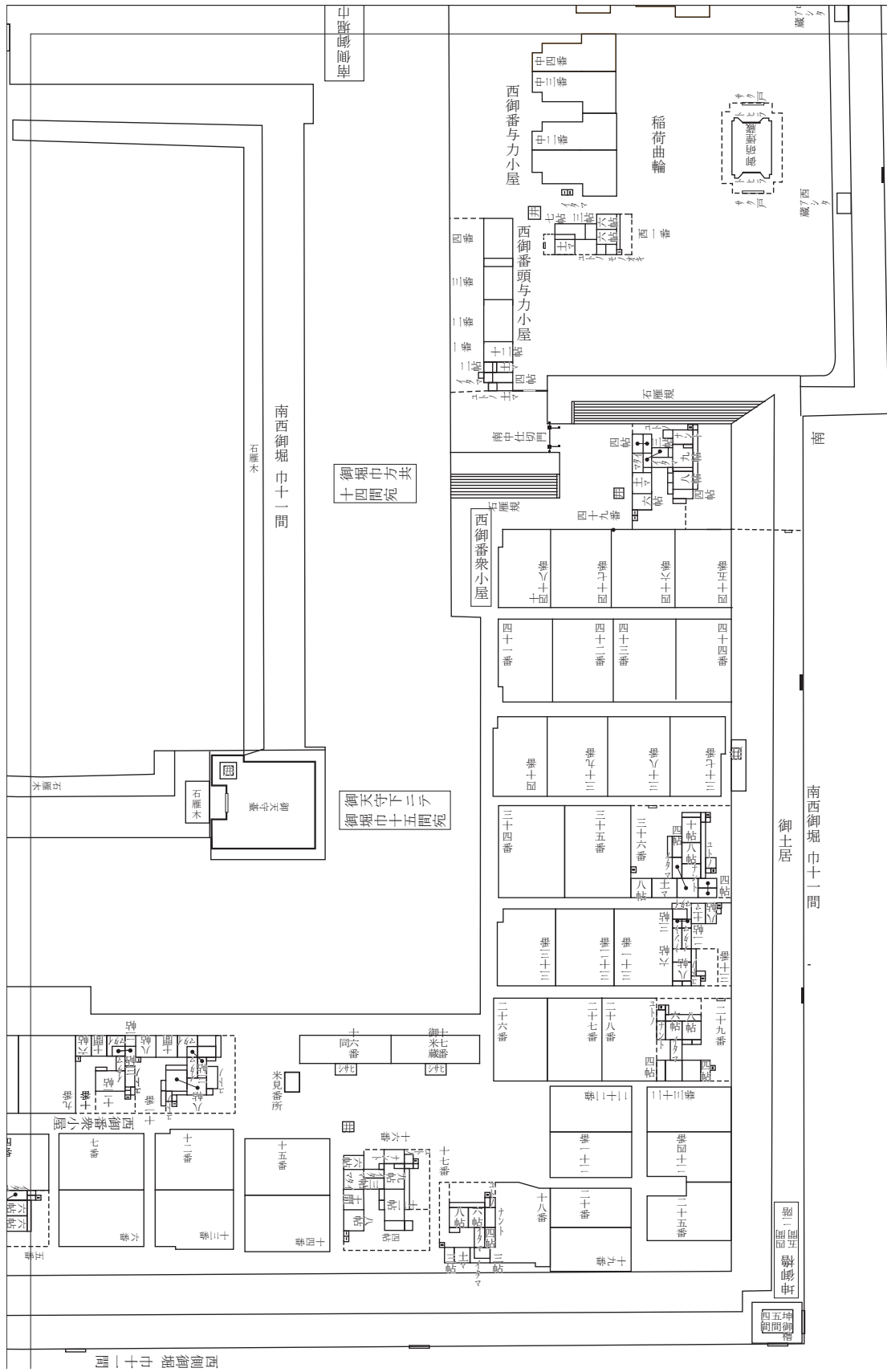


参考図2 (全体)

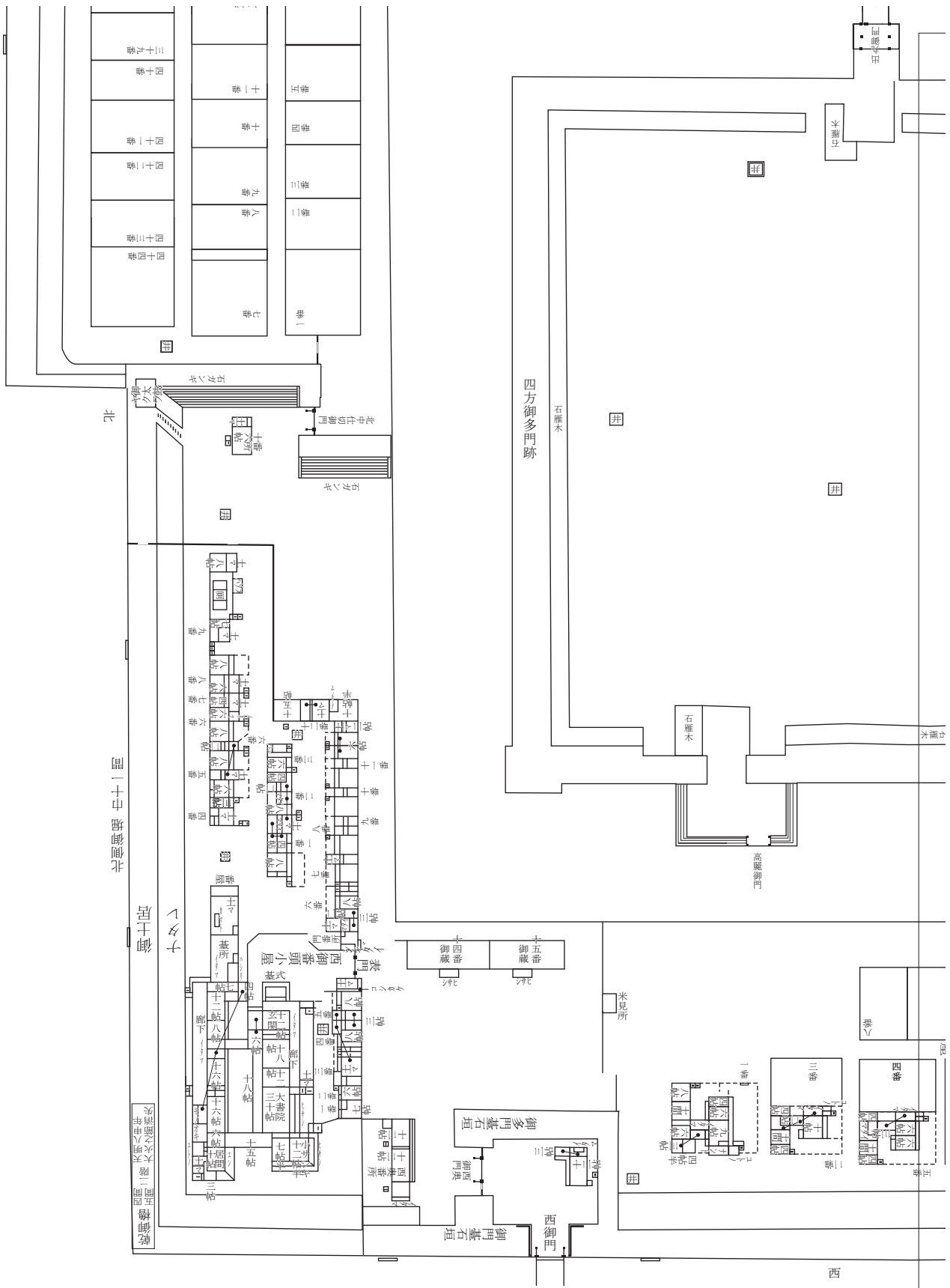
京都府京都学・歴彩館蔵「二条御城中惣絵図」(館古 023、中井家文書 160)。  
天保 14 年 (1843) の様子を描く。



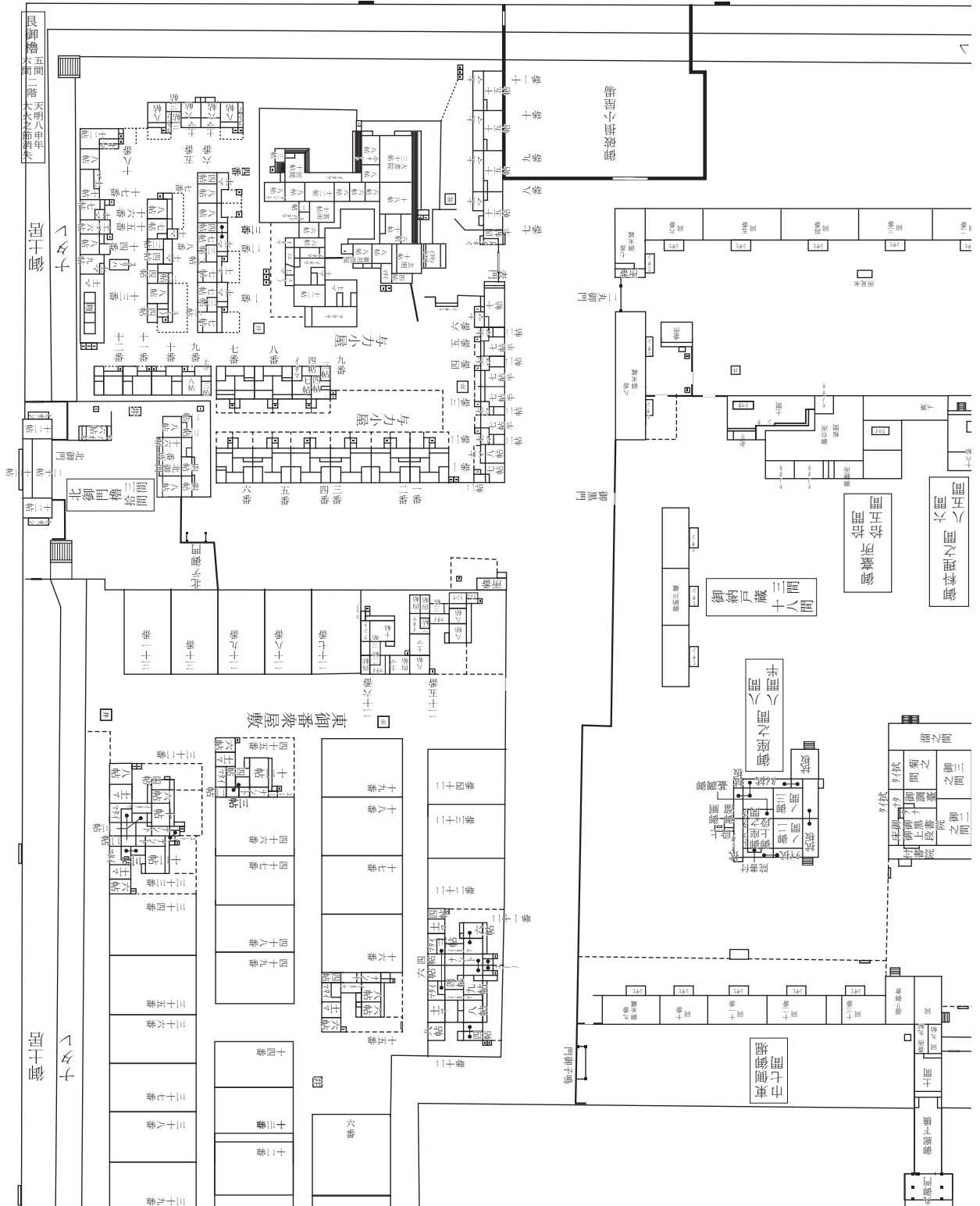
参考図2 (南東)



参考図2 (南西)



参考図2 (北西)



参考図2 (北東)

## 近世後期における二条在番の生活

杉谷 理沙

### 【要旨】

本稿では、二条在番の一年間の職務と生活について検討する。二条在番にとって、二条城は警衛と整備にとめる職務の地であったが、同時に生活の場でもあった。そこでは番頭や番衆が生活したのみならず、京の町人や職人、また番頭・番士の家来や奉公人らの出入りがあった。すなわち二条城は京と内外をつなぐの中心地であり、幅広い階層の者たちがここで関わりを持った。とりわけ、番衆にとっては町人との関わりが重要で、物品の購入のみならず、金銭管理や生活の世話、療養に至るまで、その手引きなくして在番をとめることは不可能であった。

### はじめに

#### (1) 問題の所在

元禄四年（一六九一）、オランダ商館医兼博物学者のケンペルは、「この城に一人の隊長が相当数の守備隊と共に駐留し警備をしている」と記した。<sup>①</sup>「この城」は二条城を、「隊長」は二条在番の大番頭を、「守備隊」は同じく二条在番の大番衆を指すと考えられる。二条在番とは、幕府直轄軍である大番（全二二組）のうち二組が江戸から上京し、一年間二条城に常駐したものを言う。

従来、二条在番の役割は二条城の警衛と説明されるに留まり、その詳細は語られることがなかった。そもそも、二条在番をつとめる大番士のような番方（武官）は、太平の世にあつては閑職であり、幕府にとって政治上意味をなさないものと見る向きもある。一方で、大番を含む幕府直轄軍団は、武家政権たる江戸幕府の国家支配にとつて最も重要な要素であったとする見方もあり、すなわち大番とは決して等閑視されるべき存在ではなかった。

とくに二条在番については、『紀要』第一号にて、柴崎謙信氏がその組織形態や基本的な職務などを明らかにし、<sup>②</sup>また柴田純氏は二条在番衆の出張死を主題として、その日常生活を分析している。<sup>③④</sup>

このように、二条在番についての研究はようやく緒に就いたところであり、

引き続きその実態の究明が求められる。そこで本稿では、本書史料編に収録した「二条在番手留」（以下、「手留」）や「雑事記」などを用い、二条在番としてやってきた者たちが、在番中の一年間どのような生活を営み、何をしていったのか、その実態を明らかにしたい。

なお、冒頭に述べた通り、二条在番は大番頭・大番衆・与力・同心で構成されるが、本稿では行論の都合上、大番頭・大番衆を中心としてそれぞれ述べ、与力・同心については後考を期すこととした。

#### (2) 二条在番の概要

柴崎氏・柴田氏の論稿を参考に、二条在番の概要をまとめておく。

冒頭で述べたように、二条在番とは、江戸から二条城に一年間派遣される幕府直轄軍の大番組二組のことを言う。一組につき大番頭一名、組頭四名、番衆四六名、これに加えて与力一〇騎、同心二〇騎で構成された。またこれ以外にも、番頭や番衆はそれぞれ自身の家来や武家奉公人<sup>⑤</sup>を同行させており、地役人を含めると全体で約一千名以上の人々が二条城内外で生活していた。<sup>⑥</sup>なお、番頭には大名や知行高五千石以上の上級旗本が、組頭含む番衆には旗本が就任した。<sup>⑦</sup>

二条在番の基本的な職務は城内各所の管理や警衛であった。番衆には役付きの者があり、例えば、御蔵奉行役は二条城内外の米蔵の管理を、御破損奉行



は城内建物の修造や修復を、御弓奉行は武器の管理を、御鉄炮奉行は鉄炮や火薬の管理を担っていた。その他、御茶壺附、残役、米払など様々な役職が割り当てられており、さらに番衆は、幕府から朝廷への使者や、京中および周辺の社寺や宮中の御殿修造時の監督役など、二条城外での職務も担った。

## 1 二条在番の一年

### (1) 一年のサイクルと登前の準備

二条在番の一年間の動きを「大番職制」から書き出したものが資料1である。三月二十八日（大の月は二十九日）に先登の番頭が江戸を出立し、次いで先登の番衆が翌日と翌々日に分けて出立、さらにその翌日と翌々日に分けて跡登の番衆が出立、その後跡登の番頭が出立するという流れになっている。

「手留」には、二条在番への出立前に番頭が老中らへの諸事連絡や、対組番頭との打ち合わせ、番衆へ出入り札を渡し、在番中の心得を申し渡すなどしている様子が見える。ここでは、特に番衆の人数揃えについて見ていきたい。

二条や大坂の在番の役が巡ってくる時、大番頭はまず番衆の人数を揃えることに着手する。その手段は、御番入によって番衆の人数を補充したり、「取人」「代人」で欠員を補ったりするものであった。

まず御番入について。「手留」において、番頭の堀田はまず、対組の番頭大久保と相談し、不足分の人数の入人願を老中へ提出している。そして何度かのやり取りの後、一二月二三日に老中水野より入人の旨を仰せ付けられ、小普請組から七人が御番入することが決定した。小普請組支配の役割は、組下の旗本を有能な人材として推挙することにあつたと言い、この七人も小普請組支配（渡辺阿波守ら）からの推挙で御番入がなつたものと思われる。

次に「取人」「代人」（「代々人」も存在）について。取人は、病気や差合で在番衆の人数が不足する際、他組から代わりとして入る者で、代人は病気や服喪などで在番することが困難な者が事前に申請し、代わりに在番をつとめる者のことを言う。取人と代人とは明確に区別されているが、立場上どのような違いがあつたのかは分からない。ただ、両者とも正式な組織成員ではないため、

在番中に役職につくことはなかったようである。

取人・代人を入れる際は、まず希望者の所属組の番頭から、在番予定の番頭へ、知行高・二条在番経験者は在番中の役職・名前などが知らされる。これを受け取つた番頭が、自分組の組頭衆へ、差し支えがないかどうか番衆に尋ねるよう伝え、差し支えがなければ取人・代人に加える。希望者の中には二条在番中の番衆も含まれており、これは「取手返」（在番から戻ってすぐに在番をつとめる）と言われた。各人の知行高が記録されているのは、在番衆には知行高に応じた合力米が支給されたためと思われる。

また、享保八年（一七二三）より、家禄の低い番衆には足高が支給されることとなった。安永五年（一七七六）と天明二年（一七八二）に二条在番を、また安永六年に取手返をして代人をつとめた旗本・森山孝盛（六番組大番士）は、天明七年（一七八七）頃、老中松平定信に対し次のように語っている。

近來御書院大御番は在番先にて御合力の引合により、高の者は多く被省て、容易に御番入も成がたく、殊更取人代人も、近來は番頭家來に賄賂を送らざれば不叶、何百石は何十兩など、云如く、賄賂の高下定りて取人を極たり。是に付ては在番先御合力の割合を可被極哉の事、並御目見以上以下共、近來は御足高入候者は、容易には御奉公出不被仰付により、御用に立べき者も、果は埋れ、庸愚のものも祿次第にて被召仕べきに至りては、御要害に不可然、

森山は、この近年は足高が必要な者はなかなか登用されず、御番入が容易ではないいうえ、取人や代人になろうにも番頭家來に賄賂を贈らなければならず、またその金額によって採用が決められてしまったため、優秀な人材が集まらない状況にあると嘆いている。裏を返せば、贈賄を行つても取人・代人になる経済的メリットが存在したということであろう。周知の通り、旗本の困窮は幕府にとつて悩ましい問題で、大番士も例外ではなかった。ゆえに、番衆にとつて、在番をつとめることは糊口をしのぐための手段であつた。

しかしながら、一方で在番を忌避する番衆も存在した。在番をつとめれば足

高や合力米（金）が得られたとは言え、在番には諸道具の費用や道中の旅籠銭、人馬賃金など、多大な費用が必要であった。番士は在番をつとめるにあたり、知行所の年貢を抵当に借金をしたり、自身の知行所へ臨時の出金を命じるなどしているが、必ずしも了承されるものではなく、また知行所をもたない者も多かった。そのため、負担を嫌って在番を忌避したと考えられる。このように、賄賂を贈つても取人・代人をつとめることを希望する者がいる一方で、出費を嫌って忌避する者がいた。この一見相反する動きは、それぞれの経済状況や年貢収取の状況により判断された結果であったと考えられる。

では、番頭が人数を揃えるため奔走しているのは何故か。その理由のひとつとして、番頭の、ひいては幕府の威厳を示すためということが考えられる。「諸国年中行事」に、在番衆の入洛と交代が年中行事のひとつとして記されているように、番衆の二条城入りは幕府の行事として衆目を集めるものであった。このように、人目を引く例年の行事であるがゆえに、城入りにおける番衆の数は、それを率いる番頭の沽券に関わる問題であったのではないか。また、参勤交代の例で言えば、街道をゆく行列は「徳川による政治的統合の動く象徴」であったと言う。在番へ向かう番頭と番衆は同時に行列をなすわけではないが、在番の上京の情報は町触などで知らされていたため、幕府の威厳を示す上で、二条在番衆が江戸―二条城間を往来する道中においても、人数が揃っていることそのものが重要であったのではないだろうか。

## （2）在番中の番頭の職務

二条在番の番頭の基本的な職務は、勤方の規定によれば本丸・二之丸の管轄であった。また「有司勤仕録」には、番頭は城内の「御座敷向等」の鍵を預かること<sup>22</sup>がある。

当然のことながら、規定に記された職務は、実際に行っている職務を全て示しているわけではない。そこで本節では、「手留」から、在番中の番頭が実際にはどのような職務を果たしていたのか見てみたい。

「雑事記」に「二条ハ惣見分大御番頭斗也」とあるように、番頭は城内の見分を行う。「手留」では、文政三年（一八二〇）五月一三日に、台所・大番所・車

舎・御殿・天守台焼失跡・焰硝蔵・足駄蔵などを見分、それぞれの道具を拝見し、また両番頭により各所の「封印切替」を行っている様子が見える。これは先述した番頭による城内の鍵預かりと関連すると思われる。そして、見分が済んだ旨を所司代へ報告し完了となった。なお、各所の案内は御鉄炮奉行や弓奉行、御殿預など、それぞれを管轄する奉行が行った。

また、両番頭の堀田・大久保は、隔月で月番をつとめ、所司代への上申（後述）などを代表して行っている。先登組は偶数月を、跡登組は奇数月の月番を担当するが、交代が行われる四月には跡登組が途中まで月番をつとめ、上京してきた次の先登組へ引継ぎを行っている。また、対組の番頭が何らかの事情で月番をつとめることができない場合、助月番という形でその代理をした。「手留」文政四年（一八二一）二月の例では、月番は大久保教孝の担当であったが、大久保は前年八月に発生した召使中間三名の口論沙汰の責任を取って謹慎しており、堀田が助月番をつとめている。このように、在番は二組一対であることにより、互いの状況に合わせ補佐しあうことが可能であった。そうして、月番をつとめた番頭は、月ごとの交代時に直書を添えた「月番箱」を対組番頭へ渡す。「月番箱」の詳細は不明だが、「手留」に「御黒印下知状箱之鍵 此鍵者平日月番箱二入有之」「御番衆誓詞箱之鍵 此鍵平日月番箱二入有之」とあるため、普段は書類を入れた箱の鍵などを保管していたと思われる。

さらに、番頭は所司代と定期的に対面し、城内の諸事を伝達している。毎月一日・一五日が所司代との「逢日」で、両番頭は二条城北の所司代上屋敷へ赴くこととなっていた。一日には前月番の番頭が、城内の小規模な修繕に掛かった費用の帳面（小繕御入用銀米高帳面）と口上書や、修繕に用いた材料の請取書などを所司代へ提出する。特に顕著な修復箇所がある場合は、「逢日」に見積帳と伺書を提出した。また、幕府関係者などが上京した際には所司代屋敷でこれに対面し、御機嫌伺を行った。<sup>23</sup>

このように、番頭は城内整備の総責任者として鍵の管理などを行い、また所司代への注進や渉外などを在番中の職務としたのである。

## 2 二条在番衆の生活

## (1) 二条在番の住居

本章では、主に番衆の在番中の生活についてみていく。

まず住居について。参考図2に見えるように、番頭と番衆の居住区域は明確に分けられていた。各居住区域は東西に分かれ、東に先組が、西に跡組が居住した。

参考図2に見えるように、番衆は各組五〇名ながら、番衆小屋は区域内に各四九棟しかない。これは、二条城の外に御蔵奉行仮交代屋敷があり、また番衆には先残役・跡残役が一人ずつ存在したから、五〇人全員が城内に居住することはなかったためと考えられる。ちなみに、「二条在番登前下帳上」には「明小屋有之節小屋江人入不申候様、破損奉行衆を錠お致し切、被入念後申付尤候事」とあって、居住者のない小屋も存在し、嚴重に錠がなされていたことが知られる。取手返の代人は一度江戸へ戻ってから上京するため、その間居住者のいない小屋が生じ、また病氣や看病などで日延（遅れて上京）や先下（早く江戸へ戻る）をする番衆もあったため、このような明小屋が発生したものと思われる。なお、各戸には入居者の名札が掛けられ区別されていた。

番衆の住居について、「雑事記」には「二条ハ小屋構広シ」「大坂ハ小屋構狭シ」とある。「番衆狂歌」にも、二条と大坂の番衆小屋について、「二条てハ小屋場も広くをのつから氣も隔すに其日くらしつ」「大坂の小屋割せまく一構何共なしに気せまる也」とあって、旗本の間では、二条城の番衆小屋は広く、大坂城は狭いという認識があったようである。

では実際の広さはどうであったか。『京都御役所向大概覚書』には「東組御番衆小屋惣構、東西平均三拾八間余南北平均九拾五間半」とあり、東御番衆小屋惣構は坪に換算して約三六〇〇坪ほどであった。ちなみに大坂城の番衆小屋は、東御番衆小屋・西御番衆小屋とも惣地坪二五七〇坪であり、二条城の方が約一〇〇〇坪近く広かった。この範囲の中に番衆と、それぞれが引き連れる家来や、中間部屋がある戸では奉公人たちが居住することとなるため、当然広い

ほうが歓迎されたのだろう。また、番衆小屋は組頭小屋四棟と番衆小屋四五棟に分かれていた。番衆小屋には部屋数や広さ別に大・中・小の区別があり、おそらくそれぞれの石高に応じて小屋が割り当てられたと考えられる。

その構造は図1のようなものであった。各部屋には居間・座敷・土間に竈と走り（流し）・湯殿・雪隠（トイレ）などが備えられ、各戸が独立した生活空間であったことがわかる。

また組頭は六名、番衆は二、三名の家来を従者として連れて来ており、各戸には取合を挟んで家来たちの居住空間が存在した（図1および図2）。中間など奉公人の居住空間のある小屋もあり、元禄一二年（一六九九）の指図には中間部屋に付随した「下湯殿」が見えるが、年末詳の絵図（図1）では、下湯殿は「アケハナシ」、つまりおそらく戸のない設えとなっていて、番衆が使う設備とは格差があったと思われる。

ところで、京都大学蔵「二条在番支度覚」（以下「支度覚」）には、「風呂屋鋪江之老人札」の雛形が掲載されている。この札は番頭から渡されたものに番衆が署判をして、おそらく家来に渡された。では彼らが向かった「風呂屋鋪」とは何処か「二条外御蔵絵図」には、城外西の外御蔵南東部に「御番衆市小屋、但風呂屋鋪共云」と記される施設が見え、この「市小屋」（市場小屋とも）「風呂屋鋪」を指すと考えられる。この市小屋「風呂屋鋪」は、幕臣某の日記と考えられる、天保九年（一八三八）の「百たらずの日記」に「辰の刻過るころ、松屋か家を出て二条の御城外なる市小屋といふ所にしはし侍ほとに、御門の断も濟たりと案内あり。西の御門より入て御小屋うけとりなとして（以下略）」（七月二五日条）や、「辰の刻はかり市の小屋に行て、まつ程なく案内ありて御城に入（以下略）」（九月二六日条）とあって、入城の手続きをする間の待機所として使用されていたことがうかがわれる。また「森山孝盛日記」（以下、「森山」）天明二年（一七八二）一〇月一日条では、信州正安寺から上京してきた権僧正伴僧が、在番中の森山孝盛に宛てた一包を「市小屋」に送っており、番衆宛の荷物受取所として使用された形跡もある。さらに、『視聴草』の「三都城故事並在番始記附甲府之事」には、「二条西御門前市小屋の主じは、伏見御三年番の節に、御番衆目を懸候者之、二条西御門通に参候に付、面々より合力をも致

し遣候例の由、今以て少しづゝ米杯とらせ候」とある。いずれにせよ、「市小屋」「風呂屋鋪」の詳細は不明であり、今後の検討課題としたい。

さて、雪隠は、いずれの番衆小屋においても、明確に主人用・従者用に分けられていた。組頭小屋には計三箇所、一般の番士の小屋には計二箇所あり、単純に計算すれば一組の番衆小屋域内には総計一〇二の雪隠が置かれたこととなる。当然番頭小屋や与力・同心小屋、その他各所にも複数備えられていたから、城内全体には相当数の雪隠が存在した。

## （2）城内の清掃

このように、二条城では多くの人々が生活あるいは出入りし、それゆえ数多の雪隠が置かれていた。では清掃や不浄の処理はどうしていたのか。

二条城の掃除は、宝永年間頃まで、穢多頭下村氏の主導のもと、五ヶ村が中心となつて人足を出し、毎日これをつとめていた。また下村が支配する近江・撰津・山城の村々からは人足の代わりに代銀が支払われていたという<sup>④</sup>。しかし、宝永五年（一七〇八）に下村文六が死去し跡目を継ぐ者が居なくなつた結果、五ヶ村の二条城掃除役は廃止された。

では宝永年間以降はどうか。『京都御役所向大概覚書』<sup>⑤</sup>によれば、下村文六死去による掃除役廃止後は、所司代が人足を出すこととなつた。二之丸内の掃除は御殿番三輪市十郎の案内のもと、所司代組の同心小頭一人、平同心一人、そのほか足軽など数人の人足が出され、その際城内の番所に詰める所司代の同心一人が白衣を着して指揮を執つたとある。とくに草取りに関して、「二之御丸御所司代御掃除場絵図」<sup>⑥</sup>では、所司代による二之丸庭園の手入れに関わる草取りの仕方が図示されている。すなわち草取り人足も所司代から供出されたことがわかるが、「雑事記」に「二条ハ番衆人足草取そうしに斗り出す」とあつて、二条城では、番衆が供出する人足もまた草取りに動員されたことが知られる<sup>⑦</sup>。しかしながら、この人足が何処から徴発されたものであるのか、どの範囲を担当したのかはわからない。

なお、「二条城御掃除場分担図」<sup>⑧</sup>では、城内の掃除場分担が所司代・番頭・破損方・番衆・門番衆・三輪市十郎（御殿番）と色分けされているが、その「分

担」の内実は明らかでない。また、「番衆狂歌」には、「二条にも大坂にても定りて掃除之者ハ出入をする」とある。「番衆狂歌」はその名の通り番衆に関する諸事をうたったもののため、この「掃除之者」は二条城の掃除としてではなく、番士の居住区域の掃除と考えられるが、その詳細もまた明らかでない。このように、城内の清掃の詳細な分掌については、場の管理や権限の及ぶ範囲とも関わつて不明な点が多く、今後の課題とせざるを得ない。

また、不浄の処理について、「雑事記」には「二条ハ下掃除之者世話なし」、「大坂ハ下掃除之者送迎致す」とあり、二条城の番衆に「下掃除」の者の送迎義務はなかつたことがわかる。大坂城に関しては、「大坂御城代公用人諸事留書」<sup>⑨</sup>に「御番頭・加番衆・御目付・御番衆小屋江下掃除之もの、御蔵入之百姓相定、迎送札ニ而出入為仕候」とあつて、下掃除の者を「御蔵入」の百姓から選定し、迎送札で出入りさせたことが知られる。この「御蔵入」が誰の領地を指すのかは検討が必要だが、下掃除は定められた地の百姓が行うものであつた<sup>⑩</sup>。すなわち、翻つて二条城では、少なくとも、番衆が下掃除役の百姓の送迎の世話をする必要はなかつたと想定されるが、二条城でも「御蔵入」の百姓が下掃除をしていたのか、だとすればその世話をしたのが誰だったのかは現時点では判断としない。近世京都、とくに洛中の屎尿処理は、農民や屎尿商売人が洛中の居住者からこれを貨幣で購入して回収し、洛外に搬出されたという<sup>⑪</sup>が、二条城もこの循環の中にあつたかは現在のところわからない。

なお、「雑事記」には「二条ハ塵芥物持出人世話なし」とあつて、ごみ処理に関しては在番衆の負担はなかつたようである。

## （3）二条在番の日常

二条城での在番中、彼らはどのような日常を過ごしていたか。ここでは、主に番衆の日常の活動について、八つの項目に分けて見て行きたい。

### ① 修練に励む

武官である大番衆は、二条在番中も武芸の修練に励んだ。「雑事記」には、「二条ハ御城外近年千本稽古あり」とある。「千本」とは所司代の下屋敷である千

本屋敷を指す。ここでいう「近年」がいつを指すのかは不明だが、「手留」文政三年（一八二〇）一月一六日条には「今日我等組御番衆千本屋敷弓術稽古定日二付」とあって、この頃には既に定日の弓術稽古が千本屋敷で行われていた。

また、武術は城内においても行われていた。「支度覚」には次の記事がある。

弓術世話役

大的 四ノ日御廐曲輪 内藤金十郎  
九ノ日小屋内 酒井清次郎

尺式 二ノ日

福王貞之進  
金田鞠負

すなわち城内においては、四のつく日に御廐曲輪、九のつく日に番衆小屋域内において大的（歩射）を、二のつく日に尺二の小的を行っていた。御廐曲輪は東御門から入って北側に広がる空間で、大的の際にはここに幕を張り、両番頭と組頭衆が出席して番衆の弓の腕前を見分した。その際は「中り附帳面」が作成され、誰的を射たかが記録されている。また番衆の弓術については、誰がどの流派であるのかが記録された。

なお、「番衆狂歌」には「在番に弓の稽古ハ勤むへし外之武術ハ遠慮有へし」とあって、弓術が重視される一方、在番中は弓以外の武術は奨励されなかったようである。

このように、番衆は在番先でも弓術の稽古を行っていた。しかしながら、長く続く泰平の世にあっては只のルーティンとなっていたのだろうか、「手留」から約三〇年後の幕末に、ある蘭方医が記した書翰には、「両番と申して大番・新御番と申役有之、右武事二第一關係之御役之處、（中略）唯囲碁・生花・釣魚之術ハ立派之者也」とあって、武官でありながら囲碁・生花・魚釣りに秀でただけで戦闘力に劣る大番衆らについて、皮肉を込めて語っている。

② 飛脚を利用する

在番中、江戸との音信では、基本的に定飛脚（京では順番飛脚、大坂では三度飛脚と呼ばれた）が利用された。これは毎月三回東海道を往復し、江戸・京都・大坂の三都を結んだ町飛脚で、はじめは番衆の家来や雇った飛脚が音信に遣わされていたものを、寛文四年（一六六四）以降に大坂在番の輸送を町飛脚が仲間として請け負うようになり、これに続き二条在番でも町飛脚による定期輸送が行われるようになった。また文化一四年（一八一七）には、番頭は月六度、番衆は月三度の輸送を行うようになっていた。「支度覚」に写された先残役・跡残役の「覚」には「定飛脚之節者御状箱八ツ時迄二無相違可被差越候、尤風烈之節者別而刻限早メ、可被差越候、且二条表江之御状之内江金子入不請取申候」とあり、江戸から二条への定飛脚を利用する際は、御状箱を八ツ時（午後二時）までに渡すこと、風が激しい時は早めに出すこと、とされている。先残役・跡残役は江戸―京都間の連絡役を担ったため、この定飛脚を利用していたのだろう。

また、「手留」では、音信手段として「間便」が見える。「間便」とは定飛脚とは別に、臨時に発出された飛脚便を指す。「手留」では「六日限間便」（文政三年六月一八日条）と見え、これは所謂「定六」、すなわち六日間で江戸と上方を往來した早便の町飛脚を指す。「手留」では、番頭堀田の嫡子が病死したことを知らせるため利用されている（「手留」解題参照）。「森山」では、江戸で大地震が発生したことを知らせるため、江戸留守の同役衆より「六日切間便」が遣わされている。このように、急を要する知らせの際には、速達の飛脚が利用された。

「森山」ではそのほか、江戸の留守居から、御番人などの人事に関する事、周囲の縁組や死亡に関する事、知行所の状況、江戸での災害の情報などが知らされている。特に知行所の状況に関して、知行所木戸村の百姓の倅が出走し、村からの久離願が出されたことを受け、森山は久離届を組頭に提出し、人別帳から除くよう江戸留守へ申し遣わしている。番頭は勿論、番衆もそれぞれが旗本家の当主であり、また知行所の領主としての顔を持つ者もあった。右の例に見たように、百姓の処遇に関しては組頭との交渉も必要であったため、在番中

であっても江戸や知行地に関する音信が不可欠であった。

ところで、「手留」には「次飛脚」が頻出する。継飛脚とは幕府公用の飛脚で、各宿駅に配置された飛脚が公用文書を継送した。「手留」には、番頭が所司代を通じ、継飛脚から老中の証文を受け取ったり、江戸へ向け「上意御札」の呈書や老中への呈書などを送っている様子が見える。<sup>(64)</sup>

このように、番頭や番衆は状況に応じて数種の飛脚を利用していった。彼らは在番先にあっても、幕臣としての職務を担いつつ、それぞれの家の当主としてのつとめを果たす必要があった。そのため、状況に応じ複数種の飛脚を使い分け、江戸との音信を欠かさなかったのである。

### ③ 信仰する・改善する

「手留」文政三年（一八二〇）五月一二日条に見えるように、城内南の西足駄蔵から南中仕切門の間には稲荷社が存在した。この稲荷社は現存していないが『甲子夜話』の文政一三年（一八三〇）地震の記事に「稲荷石鳥居、御存之通り五ツ大きな立をり候処、不残折れ申候」とあって、大きな石鳥居が五本建っていたことが知られる。また『宝暦現来集』京都地震之事に「稲荷石垣石鳥居石灯籠も大体倒れ、但鳥居三本、灯籠十七本倒、稲荷曲輪入口の御門棟廻落」とあるように、一七基以上の石灯籠も存在した。

「二条城域内稲荷曲輪三社尊像再建記」によれば、稲荷曲輪には稲荷社のほか小社があり、西側に鎮座する三社に天照大神、八幡神、春日大明神が祀られていた。<sup>(65)</sup> 在番中の番頭九鬼隆都が願主となった天保一三年（一八四二）の尊像修復の折には、九鬼組の番衆五〇人が詩歌を奉納している。また番衆は普段からここに参拝したり、共同で鳥居や和歌、額などを奉納していた。<sup>(66)</sup> また、「森山」には「小兵衛小屋路土居二稲荷社有之、相番惣割合石鳥居奉納、鳥居之年号等我等書之、其外御城内稲荷所之和歌等奉納之」とあって、番衆小屋域内にも石鳥居を構えた稲荷社が建てられていたことが知られる。

「森山」ではほかに、北野社での災除の祈禱、同社への和歌や短冊の奉納、<sup>(67)</sup> 紀州熊野社の勧化のために番衆が共同で出銀している様子などが見え、番衆は在京中、京や畿内近国の寺社を信仰したことがわかる。

さらに、番衆は許可を得て墓参りに行くことがあった。墓参りを希望する番衆は、その旨を番頭へ申し出て、さらに番頭から所司代へ断りを入れることになっていた。<sup>(74)</sup> このときの番衆が何処の墓所へ参ったのかはわからないが、知行所を持つ旗本の場合、その墓所は往々にして知行所に開基した菩提寺にあつたと言ひ、また旗本の知行所は畿内にも存在したから、<sup>(75)</sup> 知行所をもつ番衆は、上京のついでに畿内近国や西国に所在する各自の知行所へ下り、墓参りをしたのかもしれない。また、在番中の番衆が死亡した場合は、京の寺に埋葬されることも多かった。そのため、番衆は京都にある先祖の墓に参った可能性もある。

### ④ 外出する

万治二年（一六五九）の「在番諸掟鑑」には「二条え被登候以後は、御番所の外えは不被罷出」とあり、また寛永一七年（一六四〇）の「二条城御条目」によれば「御番衆之外、人つきあひ停止之事」と定められていた。すなわち番衆は城内外を出入りせず、番衆以外と交流を持たないように定められていたが、「森山」では市の立つ日には各地に出かけ、また様々な人と交流している様子が見え、この掟は遵守されていなかった。<sup>(79)</sup>

一方で、城内へ人を招くことは厳しく制限されている。「在番諸掟鑑」には「登り御番衆二条 御城中え親類、縁者有之て入れ度と有之衆は、組頭衆を以番頭え断可被申候様子承済入可申事」とあり、城内に親類縁者を招きたい場合は組頭を通じて番頭へ断ることとされている。明和九年（一七七二）の儒学者中井竹山の「西上記」には、中井が番士の佐々木新右衛門・長谷川主税とともに京都へ登っている様子が記されているが、入城後は「但夫三子之署在二条衛中、門禁至厳、来之俱蹇、不復相見云」とあって、親族でない場合は、たとえ知音の者であっても城門の出入りは許されなかった。<sup>(80)</sup>

### ⑤ 家来と奉公人の統制

番衆がそれぞれ家来や奉公人を抱えていたことは先述したが、では在番に同行した奉公人は何者で、どのような活動をしていたか。

岩城卓二氏は大坂在番の番衆の奉公人について、所領の庄屋や百姓のうちか

ら用人を徴発したことや、番衆は城内外の行き来を制限されていたため、奉公人の欠落（出奔）は重要な問題であり、ゆえに徴発のし易さが重視されたことを指摘している。<sup>(81)</sup>これは二条在番も同様であったと考えられる。また飯炊女のように、京都において雇われた奉公人も存在した。

「番衆狂歌」には、「在番を好む下々連行な功者ふりして悪事する也」「在番へ百姓類を連れて行只用達て実態ハなし」「下々を月に一度ハ暇やれ使に出て脇よりをせず」とあつて、在番において雇われた奉公人（下々）は、問題行動を起したり、職務を遂行しなかったり、城外へ使いに出て寄り道をするのが憂慮されていたことがうかがわれる。

実際、番衆の奉公人が出先で問題を起こしている様子は頻繁に見え、安永四年（一七七五）の例では、森川俊孝組番衆三名の侍・中間ら数名が徒党を組み、四条の芝居を無銭見物し木戸番を打擲、舞台へ上がつて暴れ芝居を妨害した。結果、彼らは品（身分）により山城中払あるいは中追放、軽追放に処されている。<sup>(82)</sup>番士同様、番頭も奉公人を召し抱えており、文政四年（一八二二）には番頭大久保教孝が中間三名の口論沙汰の責任を取つて謹慎していることはすでに述べた通りである。ちなみに家来の場合も、組頭の家来が主人の金銀を盗み、夜中に城を抜け出して出奔するなどしており、番頭・番衆の従者による犯罪の例は数多い。在番に限つたことではないが、番頭にとつても番衆にとつても、家来や、とりわけ奉公人の統制は悩ましい問題であった。

また、岩城氏が大坂在番の例で述べたように、二条在番中も家来や奉公人の欠落（出奔）は頻繁に起こっていた。「手留」によれば、組中家来に病死・欠落の者があれば、まず番衆から番頭へ、また対組の番頭へその旨を報告することとなつており、その後四月の在番交代時に番頭から目付へ、江戸帰府後は大目付へも報告された。<sup>(83)</sup>ここで奉公人については言及されていないのは、主人への従属の程度の違いによるものだろう。城の出入りは鑑札（出入札）で管理されていたから、その流出を防ぐ上でも、家来や奉公人の欠落は避けるべき問題であった。

ところで、「雑事記」には「二条ハ出立時奉公人出代り時にて都合宜し」「大坂ハ出立時奉公人出代の間故都合悪し」とある。武家奉公人の多くは、一季や

半季といった短年季で雇われた者たちであった。このような出替奉公の武家奉公人は、寛文九年（一六六九）の定めで三月五日に切り替えられることになつたという。<sup>(86)</sup>資料1にみたように、二条在番の出立は三月末から四月頭で、一方の大坂在番は先組が七月二日（大の月は二三日）、跡組は八月八日から一二日の間であった。奉公人との契約には、主人と奉公人との目見や手付金の受け渡しなど諸々の手続きが必要であったこともあり、大坂では在番の最中に出替の手続きを行わなければならない煩雑さがあつたのだろう。

#### ⑥町人と関わる——ものを買う

「雑事記」に「二条ハ御城入町人に支配あり」「二条ハ町人ハ町人にて夫々支配ありて、御城入いたす」とある。二条城に出入りする町人は「札親」によつて管理され、その支配のもと出入りしていた。「手留」には、札親として万屋太兵衛・尾張屋衆助、松屋伝兵衛らの名前が見える。<sup>(88)</sup>

「二条在番登留前下帳上」には、二条城に出入りした町人（商人・職人ら）が記されている。これによれば、菜種小間物商・道具屋・呉服屋・書物屋・菓子屋・仕立物師・瀬戸物屋・弓矢師・青物屋など、多種多様な商人・職人が出入りしている。すなわち、番衆の生活における必需品は彼ら出入りの町人から入手していた。ゆえに、番衆らは高価なものを売りつけられて借財を重ねてしまふことがあり、これを諫めるため毎年売掛禁止触が出されている。<sup>(89)</sup>「番衆狂歌」には「二条へハ諸色町人出入して細工小道具金遣ひ込」「初番にうかと町人近付な毎日来て勝手ついへそ」とあつて、特に二条城においては、出入りの町人がいて、とりわけ初番の番衆への売り込みが激しかったことが想像される。

さて、町人らもまた鑑札によつて出入りを管理されていた。「二条在番登留前」寛政九年（一七七七）正月二日条に「二条御城内江出入之町人共江相渡候鑑札渡方之儀二付、札親之町人江用方之者ヲ書状差出候」と、また二月一六日条に「二条 御城内江致出入候町人共渡表之札、親三人之者吟味、慥成者供相極名前書付差越、於旅宿寺番札相請取 御城入存、式番札口請取度旨、札親三人之者共用方之者口書状願申候」とあるように、二条城に出入りする町人は札親三人が吟味のうえ、その名前の書付を札親から番頭へ渡し、鑑札を渡されてはじめて

入城することが出来た。このように、城出入りの町人は鑑札によって判別されていたわけだが、裏を返せば、鑑札さえ所持していれば入城が出来たということになる。実際、鑑札を他者に貸与して二条城に出入りさせていた町人が罰せられた例もあつたし、出入りの町人が御金蔵から盗みを働いた例もあつた。

⑦ 町人と関わる——勝手賄

番衆は在番中に勝手賄を指名し、金銭の管理を任せていた。通常、勝手賄とは、旗本が自身の知行する村落の有力農民などを指名して財産管理と運用を任せたものを言う。「森山」では、二度の在番と代人としての在番時、いずれも信濃屋次郎兵衛なる人物に「搗屋」「勝手賄」を頼んでいる。搗屋とは、その名の通り米を搗くことを生業とした者である。森山の知行所は上総国に三ヶ村あつたが、信濃屋は森山が天津へ到着した際や京着後に勝手賄を申し付けられており、利便性から考えても遠く離れた知行所の人物であつたとは考えにくい。大坂在番時の勝手賄は、「町人」の河内屋四郎右衛門が任命されていることから考えるに、在番中の勝手賄は在番先の町人が任じられたのだろう。

森山は、一〇月の合力金請取後、信濃屋次郎兵衛へ「年中賄」として賄金一四両を渡している。大坂在番の際も、八月の合力金請取後に河内屋へ一カ年一七両二歩のうち半分の八両三歩を渡しており、在番一年間の金銭は、年二度の合力金支給の際に、一括あるいは半分ずつ勝手賄へ渡されたことがわかる。ちなみに、村請の勝手賄では、村方の農民がその年の年貢高に応じた予算を立て、そのうちから毎月旗本へ生活費を送金し、また必要に応じて臨時の仕送りがなされる仕組みであつた。すなわち、同じ勝手賄と言つても、在番先と村落とでは管理させる金銭の出処が異なっている。

こうして、勝手賄は賄金のうちから番衆の生活に必要な品を揃えた。例えば大坂在番の際、森山は勝手賄河内屋にみそ・しょうゆ・香のもの・塩・薪および「損料」の代金として一両を渡し、鍋や釜などの生活器具を受け取っている。ちなみに、損料とは、調理器具や蒲団など、生活に必要な品を借り受ける際に支払う代金のことと、これを商う者を損料屋と言つた。「番衆狂歌」には「小屋付に足らぬ道具ハ損料て来年迄を借て出そ」とあり、在番衆の生活器具は持

参したものと、在番先でレンタルしたものを用いていたことが知られる。

信濃屋次郎兵衛はほかに、森山はじめ数人の番士が代人をつとめるため上京した際、入城前に逗留する町宿の世話を行っている。通常、入城前の番衆は一旦二条城南の町屋に逗留し、その世話は町代が行うこととなつていたが、代人として遅れて上京する場合は、番衆の勝手賄をつとめるような町人が宿の世話をしたようである。

ところで、森山は、勝手賄信濃屋次郎兵衛と同じ屋号を名乗る信濃屋五兵衛という町人から借銭をしており、その返済について次のように記している。

同日 信濃屋五兵衛方借借金対談

年来之借借金覚体院様已来年賦二相定、当在番より已来在番之度々五両濟二相定、

此節三兩遣ス、十月二至証文仕直し候、但元金員数日記不見、

元利三拾兩余之所、当年五両遣候内、後合力二而式両遣ス、跡金式拾兩余之証文ニ致し、本番取人共在番之度々五両つゝ遣候筈、

以前からの取り決めで、借借金を年賦で返済することとなつており、今回の在番からは在番の度毎に五両を支払うこととなつた。このとき、森山は前年の在番を終え、取手返し、代人として引き続き在番していた。「覚体院様」については不明だが、天明三年の在番時にも五兵衛と「覚体院様御代古借」を返済する相談をしており、前々からの借金を、在番の度ごとに支払うことを約束している。すなわち、森山は在番で在京し、借金の返済を進めようとしていた。信濃屋五兵衛と次郎兵衛の関係もまた不明ながら、五兵衛とは「古借」に関する返済の相談をしていることから、五兵衛は次郎兵衛の前に森山家の在番中の勝手賄をつとめていたのではないだろうか。また、森山は次郎兵衛へも、おそらく賄金とは別に、借借金を返済している。在番中の勝手賄は、村落の勝手賄で富裕な農民が指名されたのと同様、賄金以上の金額を負担できる財力を備えた富裕な町人が指名されたのだろう。



## ⑧ 町人と関わる——療養

在番中に療養が必要な時ほどのように対応したか。文化三年（一八〇六）の「二条在番登前留下帳上」<sup>(註)</sup>には次のようにある。

一、張紙并迎送札二而 御城中江參候医師者、尤組頭衆より番頭江御断可

有之候、二度目方出入者番頭江断二不及候、自分之手形にて組頭衆被致

裏判迎送札可有御済候事、

附急病人など有之、医師無様候歟、又者急用之義も候者、尤此方

へ御断之上、出入為仕可被申事、

番衆が城内へ医師を呼び入れるときは、番衆から組頭へ願い出で、さらに組頭から番頭へ断りを入れること、二度目以降は番頭へ断りを入れず、番衆の手形に組頭の裏判を据えた迎送札を發行することとなっていた。但し急病時はこの限りでなかったことがわかる。すなわち、番衆が病気になった際は、番頭と組頭の許可のもと医師を城内へ呼び対処した。また「番衆狂歌」には「町人の出入ハなしに医師ハこす食養生と氣持用心」とある。上の句の文意が取りづらいが、この前項に、町人の出入りによって「細工小道具金遣ひ込」むことを諫める一句があるため、医師を呼ぶには町人の出入りを容れ、その手引きに頼らざるを得ない面があったことが想定される。

ちなみに、番頭の場合は、「手留」に帰府道中の荒井・箱根関所通行の際、番頭一行に「医師惣髪坊主」が含まれていることから、専属の医師を連れていたと考えられる。なお、登道中の記事には医師を連れてくる情報が見えないため、在番中に雇い入れた可能性もあるが、これ以上のことはわからない。

番頭・番衆の家来の場合はどうか。「二条御城内御方覚」<sup>(註)</sup>には次のようにある。

覚

建部内匠頭家来

生国播磨

福原七郎右衛門

午歳六十四

同人

召使老人

右之者病氣ニ付今日 御城外へ差出、当所大宮通り御池下ル町木薬屋平右衛門と申者方へ差遣、為致養生候、依之御届申達候、以上、

五月十七日

建部——頭

三浦伊勢守様

(正子京都町奉行  
備前京都町奉行)

松下信濃守様

番頭建部の家来が病気のため、城外に出して町人宅にて養生することが、京都町奉行に伝えられている。また「番衆狂歌」には、「下々に病気の有れハ用達の町人頼寺へやるなり」とあつて、番衆の従者の場合も、病気の際は町人を頼り城外にて療養したことがわかる。

## むすびにかえて

本稿では、主に二条在番の生活に関する各側面を見てきた。一般に、二条城築城以降の事項と言えば、寛永の行幸や大政奉還のイメージが強い。今回検討した近世後期は、二条城史におけるいわば空白期間であり、これまであまり着目されることがなかった。しかしながら、この時代の二条城が無用の長物であったわけではない。二条城は、江戸からやってきた幕臣たちがここを守衛し、また整備に努めるとともに、彼らの居住地として、様々な階層の人々が集う場となっていた。また、在番は町人との関わりが重要で、物品の購買のみならず、金銭管理や生活の世話、療養に至るまで、その手引きなくして在番をつとめることは不可能であった。町人との関わり方をはじめ、「二条・大坂在番善悪之事」「二条か大坂の方能条々」に挙げられたような、大坂在番との違いが何に起因するのか、都市構造の違いや城内の人的構成を含む構造の違いなどを踏まえ検討していく必要がある。

本稿は、二条在番の生活の様子を概観するという目的ゆえに、雑多な各項目に関して可能性を提示するに留まった。依然、不明な点は多くあり、それぞれ

の詳細な検証、およびそれが二条城にもたらした影響や意義については、今後の検討課題としたい。

【注】

- (1) 『江戸参府旅行日記』(『研究紀要元離宮二条城』第一号所収、編年史料近世編編年史料の263。以下、『紀要』の近世編を参照する場合は、編263のように記す)。
- (2) 小池進『江戸幕府直轄軍団の形成』序章(吉川弘文館、二〇〇一年)。
- (3) 柴崎謙信「二条在番と二条城」(『研究紀要元離宮二条城』第一号、二〇二一年)。
- (4) 柴田純「補論 二条城在番衆の出張死」(『江戸武士の日常生活 素顔・行動・精神』吉川弘文館、二〇二三年)。
- (5) 家来は武士身分の者、奉公人(武家奉公人)は非武士身分の間・小者などを指す。武家奉公人については、吉田伸之「日本近世都市下層社会の存立構造」(『近世都市社会の身分構造』東京大学出版会、一九九八年、初出一九八四年)参照。
- (6) 柴田純「二条城番衆と京都」(元離宮二条城事務所編『令和三年度二条城歴史講座「記録」』二〇二三年)。
- (7) 矢部家崇「江戸幕府大番頭の人的構成と格式」(『論集きんせい』四一、二〇二〇年)。
- (8) 神宮文庫蔵。分類番号・第七門四七二号。大番に関する先例や諸事項をまとめたもので、成立年は不明だが、史料中に記された年代の下限が文久元年(一八六一)であることから、幕末頃まで書き写されたものと考えられる。
- (9) 但し、病气や看病などで遅れて上京したり、早く江戸へ戻る番衆もいた。
- (10) 『明良帯録』(近藤瓶城編『改定史籍集覧』一一)、および高久智広「出世双六にみる幕臣の出世」(『国立歴史民俗博物館報告』一八二、二〇一四年)。
- (11) 柴崎前掲注(3)。
- (12) 柴崎前掲注(3)。なお、柴崎氏が挙げている『御当家合状』巻二四の明暦二年(一六五六)「定(二九五号)や、同書所収万治二年(一六五九)「覚(二九六号)では、在番衆が城入前に病死した時は代人を派遣するが、城入後は派遣しないことと定められている。しかしながら、「手留」では七月から九月にかけて他組から代人が到着している様子が見え、代人自体が城入以降遣わされないわけではなかった。これは「病死」の際のみの規定であったか、あるいは時代が下るにつれ規定が守られなくなったかは検討の余地がある。
- (13) 東京都公文書館蔵「先登二条在番登前留」(請求記号・CH-146)。
- (14) 飯島千秋氏によれば、寛永九年(一六三二)以降、二条・大坂在番の番頭・番衆への合力米支給が確認できるようになり、享保九年(一七二四)以降「分限高の一倍」「自分高程四ツ物成」(家禄と同額、知行高の四割)が支給されるようになった。番衆への合力米支給は、安永初年頃(一七七二年頃)一〇分の九を米、残りを大豆で支給されたが、大豆・米とも五分の四が金渡となり、それが半分ずつ、二条城では五月・一〇月に支給された。現物渡分は月々の支給であった。なお時代によつては全て金渡、全て現物渡と、数回の変更が加えられており一定していない(天明八年の幕府財政「江戸幕府財政の研究」吉川弘文館、二〇〇四年、初出二〇〇一年)。
- (15) 「蟹の焼藻の記」巻上(『日本随筆大成 第二期』二二)二二五頁。寛政一〇年(一七九八)の随筆。森山は、松平定信の求めでこれを上申した。
- (16) 柴田前掲注(4)。
- (17) 京都大学蔵「二条在番支度覚」参照。
- (18) 享保一四年(一七二九)「在番入用金借用証文」(荒居英次編『近世の古文書——その解説と利用法』小宮山書店、一九六九年所収)など。
- (19) 「破たんする旗本財政と村むら」(市史編さん課編『東松山市の歴史』中巻(第三章)、一九八五年)。
- (20) 「諸国年中行事」巻之第二(森銚三・北川博邦監修『続日本随筆大成』別巻一二 民間風俗年中行事上巻、吉川弘文館、一九八三年)。
- (21) 渡辺浩「『御威光』と象徴——徳川政治体制の側面」一三八頁(『思想』二、岩波書店、一九八六年)。
- (22) 柴崎前掲注(3)。
- (23) 「手留」文政三年四月二六日条。
- (24) 「手留」文政二年正月二九日条、文政三年一月二二日条。

- (25) 「小屋」というのは戦時の「陣小屋」に由来する用語である。小屋とは言うものの、に見えるように、各戸が家としての設えを備えた建物であった。
- (26) 御蔵奉行仮役は各組から番衆一名ずつが任命され、城内外の米蔵の管理をした。
- (27) 四月〜一月の間江戸に残り一二月までに二条城に登る。
- (28) 九月に帰府し一二月〜四月の間江戸に残る。
- (29) 東京大学法学部研究室図書室法制史料室蔵、請求記号…甲…二…二九六五。
- (30) 「百たらずの日記」(駒敏郎ほか編『史料京都見聞記』第三巻紀行Ⅱ、法蔵館、一九九一年) 天保九年(一八三八)七月二十七日条。
- (31) 『史籍集覧』所収。作者不詳。番衆をつとめる旗本の心得を狂歌形式で記したもの。
- (32) 『紀要』第一号部Ⅳ-1。
- (33) 岩城卓二「在坂役人と大坂町人社会——大御番頭・大御番衆・加番を中心に」(『近世畿内・近国支配の構造』柏書房、二〇〇六年、初出)。
- (34) 柴田前掲注(4)では、番衆が湯殿を備えた住宅に住むようになったのは寛文年間(二六六一〜一六七三)頃と推測している。
- (35) 京都大学附属図書館蔵中井家文書(以下、京大中井)「二条御城内東組御番衆小屋建足新造指図」(請求記号…中井家絵図・書類/四七-1-1)。
- (36) 京大中井「二条御城中東組大御番衆小屋絵図」(請求記号…中井家絵図・書類/五-1-1)。
- (37) ちなみに、天保年間の絵図では下湯殿は描かれておらず、いつしか下湯殿は設置されなくなった可能性がある。
- (38) 『中井家文書』(谷直樹編『大工頭中井家建築指図集——中井家所蔵本』思文閣出版、二〇〇三年。以下『中井』九二)。
- (39) ちなみに、京大中井の「御城西番場市小屋絵図」(請求記号…中井家絵図・書類/四九-1-2)では、市小屋に少なくとも湯殿の施設は見えない。
- (40) 前掲注(30)。
- (41) 原田伴彦編『日本都市生活史料集成二』三都編Ⅱ、学習研究社、一九七七年所収。別名「自家年譜」。
- (42) 国立公文書館内閣文庫蔵(請求記号…二一七-〇〇三四)。
- (43) 天部・六条・川崎・蓮台野・北小路、あるいは九条を加えて六ヶ村と記す史料もある。
- (44) 中澤巷一、小林宏「近世上方における賤民支配の成立」(『法制史研究』一九、一九六九年)、辻ミチ子「京都における四座雑色」(『部落問題研究』四、一九五九年)。
- (45) 『紀要』第一号編Ⅳ-12。
- (46) 『中井』九一。
- (47) 大坂城に関しては「大坂ハ御修復手伝并草取人足迄御番衆ヲ出す」とあって、番衆から供出される人足の負担はより大きかったらしい。
- (48) 『中井』七九。
- (49) 大阪市史編纂所編『大阪市史料』三八。宝暦一〇年(一七六〇)から二年間城代をつとめた松平康福の公用人が作成したもの。
- (50) ちなみに、同史料には「御城代・御定番屋敷江下掃除之者古来ハ知行所之百姓入来候、知行所隔候得者、近辺之百姓遂吟味出入為致候」とあって、城代や定番の場合は知行所の百姓を選定して出入りさせていたが、知行所が遠い場合は近辺の百姓を選んで出入りさせていたということが知られる。
- (51) 足立政男「近世における都市の下糞利用による農業経営——京都と西岡地帯における農業経営の場合」(『立命館経済学』五-1-1、一九五六年)。三俣延子「都市と農村がはぐくむ物質循環——近世京都における金銭的屎尿取引の事例」(同志社大学経済学会『経済学論叢』六〇-1-2、二〇〇八年)。
- (52) ただし、「森山孝盛日記」では三月一八日に尺二の小的を行っていることが見え、開催日は一定でなかったと思われる。「二条御城惣指図」(『中井』三六)には、東番頭小屋域の北側土居および西番頭小屋域の西側土居に「射場」が見える。
- (53) 「於御厩曲輪大の見分之図」(東京大学総合図書館蔵「二条在番諸絵図外絵図」三二)。
- (54) 「二条御城内御書方寛」(姫路市立城郭研究室『城郭研究室年報』二五、二〇一五年)七六〜七七頁。
- (55) 前掲注(54)七九〜八〇頁。

- (56) 史料として挙げた「支度覚」の続き部分には、毎月一〇日と二〇日には馬術が行われていたことある。「手留」には馬術のことは見えないが、「雑事記」には「二条ハ東西共小屋内に馬場あり」とあって、番衆小屋には厩舎が備えられていたことが想定される。しかしながら、絵図類には番衆小屋域に馬場は確認することが出来ない。ちなみに、番頭小屋には四頭分の厩舎が備えられていたことは絵図上確認できる。
- (57) 宮地正人編『幕末維新風雲通信——蘭医坪井信良宛家兄宛書翰集』（東京大学出版会、一九七八年）。
- (58) 田中正弘「徳川幕府大番組衆小笠原久左衛門の幕末日記」『栃木史学』一三、二〇〇九年）。
- (59) 宇野脩平「二度飛脚の誕生」（東京女子大学『史論』第九集、一九六一年）、駒通志料を読む会「郵政資料館蔵「東海道宿毎応対日記 下」資料解題（『郵政資料館 研究紀要』第二号、二〇一一年）。
- (60) 駒通志料を読む会「郵政資料館蔵「東海道宿毎応対日記 下」資料解題（前掲注（59））。
- (61) 「森山」天明二年八月一日条。
- (62) 「森山」天明二年八月二四日条。一〇月八日には、奉行所から久離に申し書付が到来している。
- (63) 先行研究では、二条城に関わる所司代の職務は、二条城の警衛・守衛の管掌や、二条城はじめ京内外の巡見と説明されてきた（『紀要』第一号所収の拙稿「京都所司代と二条城」参照）。これらに加え、ここで見たような継飛脚を通じた江戸—京都間の公用文書の取り次ぎも、所司代の重要な役割であったことがわかる。
- (64) 宮本裕次氏は、大坂城代が老中奉書を継飛脚によって受け取り、定番・町奉行の寄合を招集して内容を共有したこと、これらの連署で請状を江戸へ発送したこと、またこれらの連署状が老中奉書と同じ役割をもって、西国譜代大名に将軍家や幕政の重要情報を伝達したことに着目し、このような平時の伝達方式が有事の際の指示体制に通じることを指摘している（「大坂在番日記」〔福田千鶴・藤實久美子編『近世日記の世界』ミネルヴァ書房、二〇二二年〕）。
- (65) 『紀要』第一号部4。
- (66) 『紀要』第一号編<sup>39)</sup>。
- (67) 名古屋大学附属図書館蔵（請求記号：一七二—H—神皇）。
- (68) 天照像ははじめ白木造の立像で、手に御劔と玉を携えていたが、修造の際に彩色に改められた。八幡神像は彩色の木像で、馬に乗り矢を持つ。春日大明神は修造以前は社のみで神像はなかったが、鹿に乗り勺を持った神像が新たに造られた。ちなみに、この稲荷には宮守が存在しており、当時の宮守は内田光治なる人物であった。
- (69) 「森山」安永六年二月九日条、安永七年二月三日条、天明三年二月七日条など。
- (70) 安永六年二月九日条。
- (71) 「森山」天明三年二月一四日条。森山は初穂料百疋を納めている。
- (72) 「森山」安永六年二月二五日条、天明三年一月二一日条。
- (73) 「森山」天明三年一月一日条。
- (74) 「手留」文政三年五月一五日条、八月八日条。
- (75) 池上悟『近世墓石論攷』（KADOKAWA、二〇二一年）。
- (76) 山澄元「畿内における旗本知行地の分布と性格」『人文地理』二三、一九七一年）。
- (77) 『青標紙』。
- (78) 『徳川禁令考』第四帙。
- (79) ちなみに、寛政年間に編纂された奇談集『梅翁随筆』『紀要』第一号編<sup>38)</sup>には、二条城の御金蔵から二千両が盗まれた際、吟味のため在番の与力・同心の小屋の天井や床下を調べたところ、与力の具足櫃から島原や祇園町の遊女の文が多く出てきたという逸話が記されていて、与力は遊里へ出入りしていたことが知られる。なお、このとき番衆の小屋には捜査の手が及ばなかった。
- (80) 湯浅吉信『江戸期の漢文遊記の研究』（科研費報告書、二〇一三年）参照。
- (81) 岩城前掲注（33）。

- (82) 『紀要』第一号編25<sup>3</sup>、柴崎注(3)。
- (83) 『御仕置例類集』一五六六。所払いについては、「在番先之儀ニ付、所払は相当不申」とある。
- (84) 「月堂見聞集」巻一二(国書刊行会編『近世風俗見聞集』第二所収)。犯人の伊藤角之進(組頭肥田采女家来)は、投獄された上で粟田口にて斬罪獄門に処された。
- (85) 「手留」文政四年四月二日・一七日、五月一〇日条。
- (86) 承応二年(二六五三)、出替奉公の制が設けられ、出替奉公の武家奉公人は一年ないし半年で切り替えられることとなり、またその期日が定められた。何度か変遷を経たのち、寛文九年(一六六九)に三月五日と定められた。詳しくは丹野勲「江戸時代の奉公人制度と日本的雇用慣行」(『神奈川大学国際経営論集』四一、二〇一一年)参照。
- (87) 「在番諸掟鑑」。
- (88) 「手留」文政三年四月一五日条。
- (89) 東京大学法学部研究室図書室法制史資料室蔵。請求記号…甲…二…一三四〇。
- (90) 柴田前掲注(4)。
- (91) 『百箇条調書』。
- (92) 『梅翁随筆』(『紀要』第一号編386)。前掲注(79)参照。
- (93) 前掲注(41)「解説」参照。
- (94) 「森山」安永二年八月一三日条。
- (95) 前掲注(14)参照。合力金とは、合力米支給のうちの金渡分を指す。『京都御役所向大概覚書』の「二条大番御目付衆御合力米之事」では、元禄五年(二六九二)以降、合力米(金)は銀渡りになったと言い、米・大豆は二条の蔵から出し、金渡の分は二条御蔵衆の手形を大坂の金蔵で銀に代えた。その際大坂に派遣されたのが「御金請取」を担う各期各組二名ずつの番士である。
- (96) 安沢みね「近世後期武家家計の一考察」(『神戸女学院大学論集』一三二—一九六六年)。
- (97) 「森山」安永三年正月一六日条。
- (98) 「支度覚」の在番に必要な道具の覚書には、蒲団や茶碗、紋付の胴乱や道中駕籠の提灯など、多種多様な生活道具や武具が挙げられている。ちなみに、二条在番の際には、信濃屋ではなく山崎屋宗助なる人物が損料物を手配している。
- (99) 「森山」安永六年七月一日条。
- (100) 丸山俊明「江戸時代後期の京都の町屋における二条番衆の寄宿形態」(『日本建築学会計画系論文集』七四—六四〇、二〇〇九年)。
- (101) 「森山」安永六年七月一〇日条。
- (102) 「森山」天明三年三月二七日条。
- (103) 「森山」安永六年一〇月一五日条。
- (104) 前掲注(89)。
- (105) 「手留」文政三年四月二二日条、同二六日条。
- (106) 前掲注(54)八六〜八七頁。

【付記】本文中使用した史料の閲覧につきまして、ご高配を賜りました各所に謝意を申し上げます。

資料1 二条在番の一年のサイクル

●登り・在番中	
日限	内容
2/10	二条登り休み入り
3/25・26	先組宿割（※1）が江戸を出立
3/25・26	両組御破損奉行が江戸を出立
3/26・27	跡組宿割が江戸を出立
3/27・28	外御蔵奉行が江戸を出立
3/28・29	先番頭が江戸を出立
3/29・30、4/1	先組両頬が江戸を出立
4/2、3	跡組両頬が江戸を出立
4/4	跡番頭が江戸を出立（※在番諸掟鑑では3日）
4/15	跡番頭が京着
4/17	交代（在番諸掟鑑では12～17日）
5/13～17	初合力金請取が大坂へ
5/18	合力金を配当
9/5	御目付代が城入し上意の趣を伝える（在番諸掟鑑より）
時日不同	跡残役（※2）が京を出立（在番諸掟鑑では9/18頃）
10/1～6	後合力金請取が大坂へ
10/7	合力金を配当
時日不同	先残役（※3）が江戸を出立（在番諸掟鑑では10/26頃）
●帰府	
3/19・20	先組宿割が京を出立
3/20・21	跡組宿割が京を出立
4/12	先番頭が京を出立
4/13、14	先組両頬が京を出立（在番諸掟鑑では3/19・20）
4/15、16	跡組両頬が京を出立（在番諸掟鑑では3/20・21）
4/17	跡番頭が京を出立
4/23	先番頭が江戸着
4/28	跡番頭が江戸着
6/11、12	下り組の休み明け、御番出勤
6/21、22	取手返登が江戸出立

※1「宿割」：在番への道中や上京後の寄宿の際、番衆が宿泊する宿の割り振りを行う。

※2「跡残役」：9月に江戸へ戻り、在番期間の後半（12月～4月）江戸に居残る。

※3「先残役」：在番期間の前半（4月～11月）江戸に居残り、12月までに上京する。

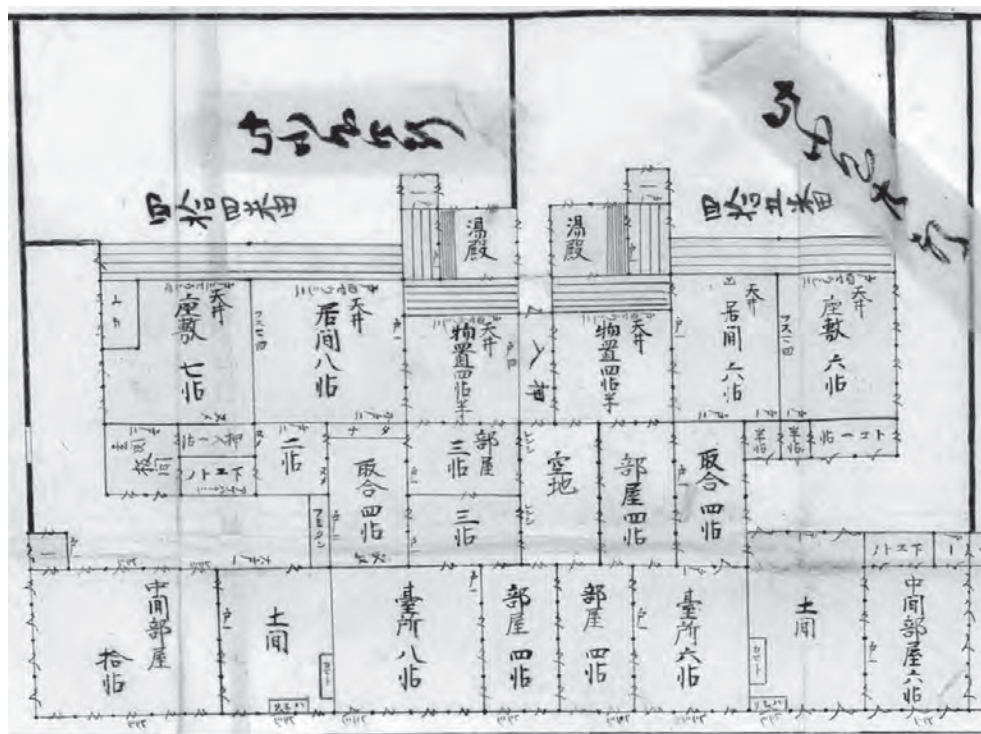
（凡例）

1) 神宮文庫蔵『大番職制』『二条・大坂休入并出立日限之事』より作成。

2) 『青標紙』記載の「在番諸掟鑑」（万治二年）により補足。

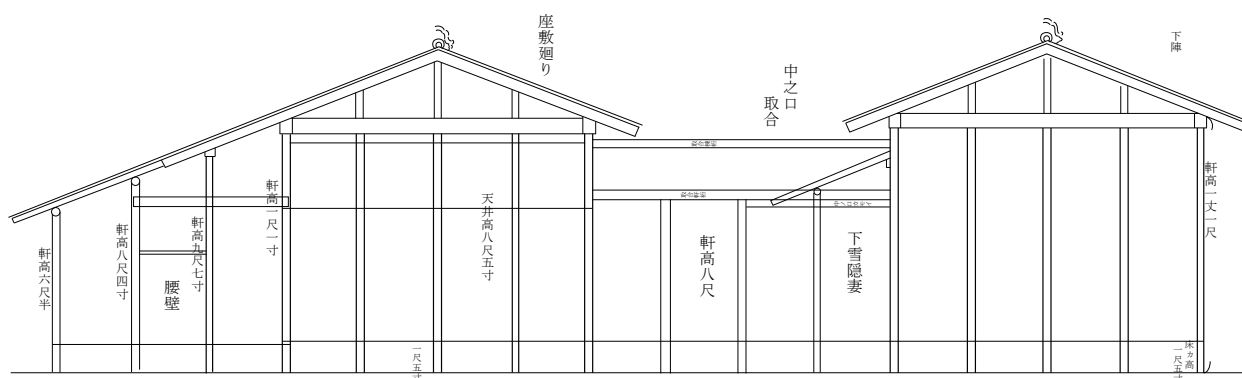
3) 中黒は大の月・小の月の場合を表す。

図1 番衆小屋（2戸）



京都大学附属図書館蔵中井家文書「二条御城中東組大御番衆小屋絵図」(部分)  
 (請求記号：中井家絵図・書類/51-1)

図2 番衆小屋の軸組図



京都大学附属図書館蔵中井家文書「東西御番衆小屋建地割」  
 (請求記号：中井家絵図・書類/44-3) より作成

## 二条離宮本丸御殿における行幸行啓の準備とその使用

降矢 淳子

### 【要旨】

御所の北にある桂宮御殿の主要部分が本丸に移築され、二条離宮の中心的な役割を担う本丸御殿となった。嘉仁皇太子の遠方への行啓は、明治三二年京都行啓が初めてのことで、本丸御殿を宿泊所とした。以降、主に皇太子の学習のための地方行啓を支える拠点となり、裕仁皇太子へと引き継がれたことを明らかにした。さらに、天皇や皇太子らによって部屋などが、いかに使われたのか実態に迫った。立場により使用場所が分けられていたこと、建築上の設え以外に、幕や絨毯で格式の高さが表されていたことを裏付けた。また、二条離宮の日常管理や本丸御殿への行啓の準備が、宮内省の主殿寮出張所と同省内匠寮により緊密に連携して行われていたことを示唆した。

### はじめに

二条城は、慶長八年（一六〇三）に徳川家康（一五四三～一六一六）が、將軍上洛時の滞在場所、また儀礼を行う場所などとして創建された。寛永三年（一六二六）の後水尾天皇（一五九六～一六八〇）の行幸に際して、二の丸御殿の大改修が行われ、また、城域が西に向かって拡張されて本丸となり、ここに江戸幕府二代將軍秀忠（一五七九～一六三三）のための御殿が新造された。しかし、この御殿は、天明八年（一七八八）の大火で消失した。幕末に一五代將軍慶喜（一八三七～一九一三）の居所があったものの、明治一二年（一八七九）には大破した状態で、その後本丸は空き地になっていた。

明治一七年（一八八四）、二条城は二条離宮となった。明治二六年から翌年にかけて京都御所の北にある桂宮御殿の主要部分が二条離宮の本丸に移築され、本丸御殿となった。それは、大内保存や岩倉具視（一八二五～八三）の皇宮保存計画と関係した京都の再整備として行われたものであった。本丸御殿は、嘉仁皇太子（後の大正天皇）（一八七九～一九二六）と裕仁皇太子（後の昭和天皇）（一九〇一～一九八九）らの宿泊所として使われた。

二条離宮は、大正大礼の饗宴場が設けられたことが知られている。しかし、皇室の離宮として、どのような役割を担っていたのか、その実態は明らかにさ

れていない。本稿では、二条離宮において本丸御殿が、どのように位置づけられ、いかに管理されていたのか。また、行幸啓の歴史において、二条離宮へのそれが、どのように位置づけられるのか、その際に本丸御殿が具体的にどのようなに使われたのかについて述べたい。

なお、天皇や皇太子が外出する際に、立ち寄る箇所が「一カ所だ」と「行幸」「行啓」、複数箇所の場合「巡幸」「巡啓」と呼ばれるが、本稿では二条離宮を基点にするものなので、「巡幸」「巡啓」の途中の宿泊であっても、全て「行幸」「行啓」に統一した。

### 一 本丸御殿の成立とその管理

二条離宮になった明治一七年、また本丸には御殿がなかった。同二六年から二七年にかけて桂宮御殿が移築されて本丸御殿になると、翌年に明治天皇が行幸した。以後、本丸御殿が使われたのは、同三一年に嘉仁皇太子が宿泊所としてからである。

一方、二条離宮となってから嘉仁皇太子が宿泊所とするまでの約一〇年間、主人である天皇らの行幸啓は、ほとんどない。その間、二条離宮はどのように用いられたのか。また、本丸御殿が移築された後、二条離宮の中で、それがど



のように位置づけられ、誰の手によって管理されたのか。行幸啓の準備はどのようなものだったかについて述べたい。

### (1) 二条離宮における本丸御殿の位置づけ

明治維新後、明治天皇は東京へ移り、江戸城西丸御殿に入った。ここを東京城、翌年には皇城と称した。皇城が焼失すると、赤坂離宮が仮皇居となり、明治二十一年一〇月明治宮殿が竣工され宮城と称した。宮城以外に、皇室の所有する建造物は御所、離宮、御用邸などがあり、そのうち、離宮は天皇の行幸や滞在の際に利用された恒久的な宮殿で、明治十七年に二条城は二条離宮となった。<sup>2)</sup>

二条離宮は、大臣や外国の貴賓などの旅館にすることが意図され<sup>3)</sup>、二の丸御殿の修繕がされて明治十九年に工事が竣工した。この時、明治二十六年から二十七年にかけて桂宮御殿を移築して本丸御殿とすることの構想が含まれていたかは、不明である。

二条離宮となった後、本丸御殿が竣工するまでの約一〇年間、二の丸御殿は二条離宮における唯一の宮殿であった。一九年までの修繕工事で、床を板敷として絨毯が敷かれるなどの整備がされ、離宮としての様相が整えられた。明治二〇年の明治天皇の行幸は、大手門から入り、車寄せで昇殿し、黒書院、白書院を経て西の御座間で休憩、昼食をとった後、本丸の天守台跡周辺を散策し、再び西の御座の間で休憩した。帰り際に各部屋を見ながら、還幸したという。<sup>4)</sup> また、外国の貴賓が二の丸御殿を休憩の場としたほか、様々な人が二条離宮を拝観しており、特に明治二五年一月から八月までの間に、四三二人もの人が訪れた。ここから、二の丸御殿は、主に拝観される場であり、また、貴賓らの休憩の場所として使用されていたといえよう。

桂宮御殿が移築されて本丸御殿になると、二条離宮には二つの宮殿が存在することとなった。従来、本丸御殿は、明治天皇の意向により移築され、先朝の遺跡を保存したものとされた。<sup>7)</sup> しかし、本丸への移築工事の内容は、桂宮御殿の御書院、御常御殿などの主要部分が移されただけでなく、さらに大膳職(台所)東脇と車寄の西北に便所が、車寄前と御書院前等に井戸屋形が新設され、

西側の本丸入口の橋を架け替えるというもので(表1)、遺構を保存するためだけのものではなかった。

また、唐門脇より本丸西橋詰までの馬車道が整備された。西橋が架け替えられたのは、高低差を石段で解消する東側の入口では、馬車や人力車で車寄まで行くことができなため、あらかじめ馬車などが使えるよう準備されたことがわかる。移築時には、実際に本丸御殿を使用することが想定されていたのである。<sup>8)</sup>

とはいえ、先述したように、本丸御殿が明治天皇を迎えたのは、明治二八年の日帰りの一度のみであり、本格的に実用の宮殿として用いたのは、明治期に複数回行啓した嘉仁皇太子の時からである。宮内省内匠寮は、二条離宮を詳細に調査し大正八年一〇月「二条離宮沿革誌」をまとめた。これには「今上天皇(大正天皇)儲位ニ在リシ時、行啓毎ニ御座所ニ充テラレ爾来、之レヲ襲用ス」とあり、嘉仁皇太子が行啓ごとに御座所として使用して以来、それが引き継がれたと述べる。

本丸御殿は、明治天皇が実用の宮殿として準備を整え、嘉仁皇太子が活用し、裕仁皇太子らが、それを引き継いで使用したものである。まさに、二条離宮の宮殿としての機能は、本丸御殿が担っていたのである。

### (2) 本丸御殿の成立と宇田淵<sup>えん</sup>

二条城が離宮になると、宮内省の予算で修繕に着手された。その後、二条離宮は、一八年に設置された宮内省の内匠寮により一九年三月から管理され、同年九月に修繕工事が竣工すると、内匠寮から同省の主殿寮出張所へ絵図面などが渡され、その管理が移された。<sup>10)</sup> この時、主殿寮の最高職である主殿頭は東京におり、京都における責任者は、主殿権助(主殿寮出張所長)の宇田淵(二八二七〜一九〇一)であった。主殿寮出張所が管理する二条離宮の管理責任者となった淵であるが、この職に着任する前は、宮内省の官吏として桂宮家に仕えた。

二条離宮と、本丸に移築された桂宮御殿を結ぶ人物である淵について、ここでは宮内省の官制と合わせて触れておきたい。

淵は、医家の家に生まれ、雅号を栗園（りつえん）といった。岩倉具視が京都に蟄居した際、「柳の凶子党」の一人として、そのそばで情報提供者となり、尊王志士として活躍した。明治元年正月の戊辰戦争に具視の子具定が東山道鎮撫総督に任命されると、参謀として従軍し、その後、徴士権弁事、弁事、留守判官、京都府権大参事、主殿助等を歴任した。<sup>11</sup>

明治二年二月、京都に留守官が設置されると、留守判官に淵が就任、同七月に宮内省が、翌月に留守官宮内省が設置され、同三年には留守官を留守宮内省に併合し、翌年には留守官が廃止された。<sup>12</sup>この統廃合により、桂宮家と静寛院宮家が宮内省の管轄になり、留守官が廃された翌々日に宮内省の官吏として淵が桂宮家の家令に着任した。<sup>13</sup>はじめ、桂宮の家令は淵、静寛院宮の家令は武田敬孝だったが、明治八年頃より淵がこれを兼任した。<sup>14</sup>

桂宮家の家政に関することや宮中に関する諸願いなどは、今後、宮内省へ届け出ることとし、また邸宅と地方に係ることは地方官へ差し出し、あわせて宮内省へも届け出ることとされた。<sup>15</sup>家令である淵は、桂宮家と宮内省の間で奔走した。家計困難に関する寄付の要請や、天皇が桂宮家に行幸の際の出迎えと見送り、博覧会への作品の貸出し、<sup>16</sup>外戚従四位甘露寺義長が家計困難のため宮内省への無心や、皇族の定額賄料以外の給与の改正に関する取扱いなど、<sup>17</sup>それは多岐に亘った。明治一三年三月、淵は宮内省御用奏任取扱掛桂宮御附となり、同年八月九日に六等官に任じられた。<sup>18</sup>同一日には、桂宮本邸・別邸の絵図面等を宮内省内匠寮へ提出した。<sup>19</sup>

同年九月下旬頃より、淑子内親王の体調が悪化した。淵は、宮内省などへ淑子内親王の容態を電報などで頻繁に連絡した。<sup>20</sup>口内の腫瘍により食べることが難しくなり、また容易ならぬ状態から鎮静することを繰り返し、疲れ、弱っていく様子を間近で見守った。明治一四年一〇月三日午前零時三〇分、淑子内親王が薨去すると、その旨を宮内省へ電報で知らせた。<sup>21</sup>侍従の富小路敬直、皇后御使の典侍四辻清子、宮内省より香川敬三、式部寮より岩倉具綱が勅使として京都へ下り、御霊祭が行われた。葬送の節は、大阪鎮台の儀仗兵のうち一中隊が差し出され、また出棺の時、横浜の軍艦から時砲が発せられ、泉涌寺に埋葬された。淵がこれに際して奔走したことは、想像に難くない。淑子内親王

の薨去により桂宮家は断絶したが、淵の奔走は、その後も続く。

明治一六年九月、岩倉具視の肝入りで宮内省京都支庁が設置された。書記官御用掛、掌典等を勤務させ、また京都御所殿舎の布設等に従事させるため、特に殿掌、殿部、殿丁が置かれるようになった。<sup>22</sup>同月二十八日に宮内少輔香川敬三、式部助橋本実梁、宮内権少書記官麻美義修、宮内省御用掛五辻安仲等が京都に赴き、宮内省京都支庁設置の事務を処理した。<sup>23</sup>同年一〇月、京都府知事北垣国通を宮内大書記官と兼ねて京都支庁長とし、京都支庁は桂宮御殿に置かれた。同年十一月五日、桂宮家所蔵の道具や書籍類は、京都御所の御文庫に預けられ、それらには京都支庁の封印が施された。<sup>24</sup>

明治一九年二月二日、桂宮の称号が宮内省へ預けられ、淵により残務取り調べ、道具類等の片付がされた。同年二月二〇日、宮内省京都支庁が縮小改組され、主殿寮出張所と定められると、淵は主殿権助となり、また主殿寮出張所の所長となった。同二五日より事務の取り扱いを始めることが、主殿頭香川敬三へと伝えられ、<sup>25</sup>二七日には桂宮に安置された位牌一七基と三尊仏が、相国寺慈照院に預けられた。<sup>26</sup>翌二八日、主殿寮出張掛員が出頭のもと桂宮御殿を点検し、その他賄料の残額金、道具類をすべて帳簿と照準して引き渡され、桂宮家の家扶従以下が免ぜられた。<sup>27</sup>二八日の引継ぎを受け、四月より殿部殿丁が勤務することが淵から主殿頭香川敬三に伝えられた。<sup>28</sup>

淵は、断絶となった桂宮家やその御殿の後処理を桂宮御附として行い、主殿寮権助となつて桂宮御殿の管理などを自ら引き継いだ。桂宮家が断絶し、また宮内省の組織が変化したものの、桂宮御殿は変わらず淵によって管理されたのである。

主殿寮権助である淵の仕事は、桂宮御殿に限つたものでなかった。御所をはじめ、京都に点在する離宮などを掌握し、二条離宮の管理もそのうちのひとつであった。御所や二条離宮を訪れる天皇や皇族、外国からの賓客に対し先導や案内、<sup>29</sup>また、京都皇宮等の拝観願の許可などを行った。<sup>30</sup>

淵は、桂宮御殿が二条離宮に移築され、本丸御殿として竣成した際、これを検分した。翌二八年、明治天皇の本丸御殿への行幸を終えた後、官を退いた。<sup>31</sup>

明治一〇年頃から、京都の整備は、大内整備事業とそれを引き継いだ岩倉

具視の京都皇宮保存計画により進められた。また、明治天皇が東京に移ったことに伴い、困窮する在京公家のために、桂宮淑子内親王への祇候がされ、桂宮が京都における華族の中心的な役割を果たした。岩倉具視と懇意であった淵は、桂宮御殿において、宮内省と桂宮家の間で尽力し、また淑子内親王の最後を看取り、断絶した桂宮家の始末をした。宮内省京都支庁での淵の役割は不明だが、これが岩倉具視の主導で設置された機関で、桂宮御殿に置かれたものであり、淵は無関係でなかったといえる。その後、宮内省京都支庁が主殿寮出張所に改組されると、主殿寮出張所長として、桂宮御殿と二条離宮を共に管理した。これらのことより、淵は、桂宮御殿を二条離宮の本丸に移築し、本丸御殿とすることを推進した一人であると考えざるを得ないのである。

ところで、本丸御殿は、平成二九年度(二〇一七)より保存修理工事に着手され、障壁画の修復作業等も行われた。その際、大量の裏貼文書が発見された。いうまでもなく、裏貼文書には反故紙が使われるため、その内容は雑多なものが多いように思われるが、点数が膨大であるため、現在、その全容が掴めず、今後の調査に期待するところである。しかしながら、この中に数点「桂宮」と名前が印刷された野紙に、淵の名前が記されたものが見つかった。明治一年の桂宮家令として奔走していた頃のものである。淵は、桂宮御殿が本丸御殿となった今でも、かつての様子を伝えているのである。

### (3) 本丸御殿の管理

明治二六年から二七年にかけて二条離宮の本丸に移築された桂宮御殿は、本丸御殿となり、皇族による行幸行啓を待った。その管理は、宇田淵が所長を務める主殿寮出張所によって行われた。主殿寮は、主殿頭(長官)、助(次官)、属(属官)などで構成され、宮殿の洒掃、門の扉につける金具等の布設、防火警戒などを扱った。<sup>(38)</sup> 京都支庁から主殿寮出張所に改組された際、御所及び各所の離宮を引き継いだが、殿部の人数を減じられ、増員を要請した。<sup>(39)</sup> しかし、増員されることなく、九人を減じた殿掌一〇人・殿部一六人・殿丁三〇人、合計五六人で、殿掌一〇人中に二人の取締を置き、殿部以下昼夜隔日勤番と定め、殿掌は毎日御所始め諸宮殿を見廻り、殿部以下の勤怠を監督した。<sup>(40)</sup> 管轄する場

所は、御所・大宮御所・二条離宮・修学院離宮・桂宮御殿・桂離宮の六ヶ所と、付属所とされた仙洞御所御庭・醒花亭・又新亭・錦流亭・拾翠亭・祐ノ井の六ヶ所であった。二条離宮は殿部二人、殿丁四人で、桂宮御殿も同じく殿部二人、殿丁四人が配属された。<sup>(41)</sup>

また、内匠寮は、明治一八年に設置され、宮殿その他の建築物の保管監守、建築、土木、庭苑、園芸、電気、ガス、水道、写真などを扱い、内匠頭、監理課、工務課などで構成された。主殿寮は大正一〇年に廃止され、内匠寮出張所が設置された。<sup>(42)</sup> 先稿において、行啓の準備は主殿寮が行ったことに触れたが、<sup>(43)</sup> 内匠寮でも行っていた。「大正四年度 天皇陛下 皇太子殿下 皇子殿下 行幸啓書類 内匠寮 京都派出所」<sup>(44)</sup> から、この行啓のための準備の様子がわかる。

大正四年四月、裕仁皇太子の京都と奈良への行啓で、九か月ぶりに二条離宮が宿泊所となった(表2・表3)。行啓供奉員の人数は、親勅任官二人、奏任官一六人、判任官一九人、仕人六人、厨司四人、菓丁二人、小者七人、他一人の合計七〇人だった。そのための準備は、内匠寮の指揮の下、詰大工や定夫、電工が行った。人数は内匠寮建築係が四名、定夫が二名、雇上げの工夫が二〇人、職工は四名だった。雇上げの工夫と職工は、原籍、現住所、職業、姓名、生年月日を届け出なければならず、犯罪歴がないかなどが調べられた。今回は、賭博により懲役および罰金に処せられたものが三人、住所が不明なものが二人おり、また、家族に肺結核が出た工夫がいた。内匠寮が、工夫を集めるために請負人に依頼し、請負人が人数を整えた。内匠寮と主殿寮出張所警務課で請負人の名簿を共有し、警務課から京都府警察署へ名簿が提出され、取り調べの上、警務課へ通知が行き、内匠寮へと知らされる流れになっていた。

内匠寮の行啓の準備は、本丸内の建具の建合と修繕、本丸軒廻りの蜘蛛の巣や屋根松葉、その他全般の掃除、東大手門より本丸直通電話を架設、照夜燈の建設、道筋その他の目隠しのため鯨幕張り、本丸室内各所の電鈴取り付け及び試験、便所各所に蜘蛛手を配置、警察部消毒所の建設組立、本丸車寄階段その他内玄閣主膳室北方の縁側上へ絨毯および帆布綿等を敷くことなどであった。

次に行啓がされたのは、皇太子の行啓から三カ月後、同年七月のことで、

雍仁親王と宣仁親王によるものだった。三重、奈良、京都、名古屋への巡啓で、両皇子は、二条離宮に到着してすぐに大饗宴場を見学した。この行啓の準備にあたったのは、内匠寮建築係六人と同園芸係八人であった。四月の行啓で見られなかった園芸係が配置されたのは、盛夏のためかと思われる。この時にも、照夜燈や電鈴がつけられるなどした。

同年一月の皇太子の行啓は、大正天皇即位の礼臨席に際し、八日に到着し、九日一〇日は御所に参内、一日に大饗宴場を見学、翌日に還啓するものだった。その準備は、本丸御殿より東大手門番所まで直通電話を取設、各室に電鈴取設、障子張替、魚精室（家臣調理場）に柵取設、玄關脇板塀の内外や大手門番所前などに幕張、廁の引出配置と蜘蛛手配置、皇太子の便器修繕、給水調査、玄關脇広間の仕切り取設、侍医寮流し台取設、高等官と判任官の浴室板戸建合、消毒室中仕切り取設が行われた。今回は、直通電話が上手く繋がらず、皇太子が到着した後も手直しが行われ、また不通になるなどして電工が呼び出されて復旧した。この行啓については、大正大礼のお祝いということもあつてか酒饌料が下賜された。

一方、主殿寮の行啓の準備は、内匠寮属や内事課属、東宮主事らの御殿等の視察の案内や、股野内匠頭、木子技師などと行啓の打合せを行った<sup>(45)</sup>。また、御殿の掃除、盆栽や調度品陳列、荷物搬入、畳替その他諸般の設備や華族会館京都分局長宛に拝謁等の通知、本丸までの乗車許可などを行った<sup>(46)</sup>。また、主殿寮出張所長は、皇太子の出門と還御の前に合わせて本丸御殿を訪れ、見送りや出迎えをした<sup>(47)</sup>。

行啓の準備で特に注目されるのは、架設の電話や電鈴がその都度、取り付けられるなどしたこと、また、内匠寮と主殿寮が緊密に連携して、その対応に当たったことである。

二条離宮を管理する上で、内匠寮と主殿寮の役割分担は、どのようなものだったのだろうか。本丸御殿の小修繕などは、主殿寮出張所から仕様書や注文書が出されて入札が行われ、業務の請負人は、主殿寮出張所会計課あてに請求書や竣工届等を出した。また、竣成後は、内匠寮技手から主殿寮出張所長に対して上申書が出された。この流れは、建物の修繕だけでなく、本丸御殿の作庭

と明治天皇の命による庭園改修の史料「明治二七年度改築費明細」「明治二八年度工事録」からも同様であることがわかる<sup>(50)</sup>。

二条離宮となり修理が終わると、内匠寮から主殿寮出張所へ、その管理が引き渡された。しかし、内匠寮の関りは、それ以後も続いた。技師としての仕事は、内匠寮がそのまま担っていたのだろう。内匠寮と主殿寮は、緊密に連携して二条離宮を管理しており、そこに上下関係があったのかは不明である。ただし、大正二年には、内匠寮事務と主殿寮主事が兼動になっており、また大正四年と八年の行啓時には、「使者の間」に主殿寮と内匠寮が共に詰めたことが確認できる（表2）。大正一〇年、主殿寮はなくなり、内匠寮出張所に集約される。主殿寮と内匠寮により二条離宮がいかに管理されたのかについては、今後の課題としたい。

## 二．本丸御殿への行幸・行啓

近代日本において、天皇や皇太子の行幸・行啓は、全国の人々に「臣民」であることを視覚的に意識させる戦略として行われた<sup>(51)</sup>。また、明治三〇年代以降、明治天皇の体の不調が目立つようになると、軍事的な行幸が中心となり、一般の人々の前に姿を現すことは少なくなった。一方、病気がちだった嘉仁皇太子は、健康回復を図るため、また地理歴史の実地見学のため全国を回った。その学習のための全国への行啓は裕仁皇太子に引き継がれた。二条離宮の本丸御殿は、そうした行啓の過程で宿泊所として利用されたのである。

行幸行啓は、当時の政治情勢などと綿密に関係しており、その背景をおさえつつ、また、どのように本丸御殿が使用されたのか探りたい。

### （一）明治天皇の行幸

江戸時代終焉後、二条城は太政官代、京都府庁、二条離宮へと変遷を遂げた。明治天皇は、明治元年に太政官代へ、同五年と同一〇年に府庁へ、同二〇年と同二八年に離宮へ、その所管が変わるたびに行幸した。同二八年は、桂宮御殿の本丸への移築工事が完成した翌年で、本丸御殿を目的に行幸したものであつ

た。この行幸について、詳しくみていく。

明治天皇は、前年九月一三日に東京を発ち、名古屋、神戸、広島、京都、静岡へと巡行した。供奉員は、宮内大臣子爵土方久元、侍従長侯爵徳大寺實則、主殿頭山口正定、文事秘書官内事課長股野琢、宮内大臣秘書官長崎省吾、内閣総理大臣伯爵伊藤博文ら二〇人である。日清戦争の講和条約の締結の後、広島の大本営が京都に移されることに伴い、四月二十七日に広島大本営を発ち、四月二十八日より同年五月二十八日まで京都に駐輦した。<sup>(53)</sup>この間に、征清大総督の彰仁親王が京都を凱旋し、翌日の二三日に明治天皇は本丸御殿へ行幸した。<sup>(54)</sup>京都御所を午後二時に発ち、午後七時四五分に還御した。<sup>(55)</sup>二十七日、宮内大臣土方久元を出席させた酒宴が二条離宮で設けられ、山階宮晃親王が招かれており、この時は和食が出されたようだ。<sup>(56)</sup>

では、この時、本丸御殿はどのように使われたのか。『明治天皇紀』<sup>(57)</sup>は、明治天皇が室名として「松鶴の間」「雉子の間」「雲鶴の間」などを命名したとする。それを示したものが、「桂宮御建物二条離宮本丸内江曳建改図二百分一」<sup>(58)</sup>で、本丸御殿の図面に命名した名前を付箋で記している。「明治二八年五月二三日行幸被為在候節、朱書之通再今可相称旨被 仰出候事」と添書があることから、明治天皇の行幸時に朱書きのように呼んだので、今から同様に呼ぶように伝えられたものであることがわかる(表2)。そのため、「謁見所」や「仕人」など部屋の利用や使用者を示すものも含まれている。

特に注目すべきは、「侍寝」と洋食調理場である。「侍寝」とは、明治天皇の時まで行われていた慣習であり、御側女官が寵愛されて寝所に侍ることである。後に寝所として使われ、また「御寝の間」とも呼ばれる「雉子の間」の北隣の部屋である「耕作の間」がこれにあたり、御側女官が控える場所として相応しい。

嘉仁皇太子の時から一夫一婦制となり、「侍寝」は廃止された。二八年の行幸は日帰りだったが、図面作成時は後に宿泊することも考えられていたといえるよう。

明治政府は、欧米列強に追いつくために欧米文化を撰取し、また、明治五年頃から天皇の生活にも西洋文化の要素が取り入れられるようになった。<sup>(59)</sup>天皇

の食事にも洋食が取り入れられ、饗宴でも洋食が出されることが多くなった。洋食調理場は、そうした食文化の変化に対応して設けられたのだろう。この図面には作成年代は記されていないが、「侍寝」とあることから明治天皇の在位中のもので、二八年行幸後に時を経ずして作成されたものであると考えられる。行幸後の本丸御殿の使用が想定されていたといえる。

ところで、御常御殿の三層楼の一室には、後に「呈寿」と名付けられた御座所がある。「呈寿」の設えが御座所として整えられた様子を撮影したものが(口絵3・写真1)「明治五年及十年 明治天皇桂宮臨幸御座所写真 二枚 二条離宮内所在」で、一冊のアルバムになっている。<sup>(60)</sup>一点目の写真は、右上に「明治天皇桂宮へ臨幸淑子内親王ニ御対面ノ時御所用」と墨書がされ、二点目の写真は「明治天皇桂宮臨幸御座所写真 二条離宮内所在 当局員西京出張中謹写」と付箋が貼られている。二枚の写真は全く同じみえるが、同時期に撮影されたものか断定できない。

明治天皇は、桂宮家の最後の当主となった桂宮淑子内親王に会うために、御所の北に位置する桂宮御殿に明治五年、一〇年、一三年と三回行幸した。一方、桂宮御殿の移築は、明治二六年から二七年にかけて行われた。二点目の写真に「二条離宮内所在」とあることから、本丸移築後に移築前の五年と一〇年の行幸の時の御座所の状態を残そうとしたものであることがわかる。また、一点目の写真に記された「御対面の時に御所用」されたものは、写真にうつる「呈寿」の部屋と机と椅子、絨毯を指す。調度類や御座所の様子を撮影していることから、「当局員西京出張中」とは、行幸の際に調度類を整える「調度局」のことかと推測される。<sup>(61)</sup>

調度類は、明治五年の桂宮御殿の行幸の際に準備され、二条離宮への移築に伴って移された。この一室は桂宮の行幸の時と同様の設えがされ、御座所となつたことがわかる。

明治二八年の行幸では、明治天皇が三階に昇り、眺望絶佳なことを繰り返し喜び、御苑の改造や草木の栽植等を、ことごとく指示した。<sup>(62)</sup>この場所こそ「呈寿」であり、かつての桂宮御殿への行幸の御座所がそのまま保存されたものとなっていた。

(2) 嘉仁皇太子の行啓

嘉仁皇太子は、明治天皇の行幸の後、本丸御殿に九回行啓した。(表3)は、本丸御殿への滞在日数と行幸啓の目的などを記したものである。そのうち、嘉仁皇太子の明治三十一年(一八九八)の行啓は、滞在数が二九日であり、他と比べると圧倒的に長い。この時、一八歳の嘉仁皇太子は、本丸御殿を宿泊所として、京都でどのように過ごしたのか、またこの行啓が持つ意味について確認したい。まずは、三十一年行啓までの嘉仁皇太子の動向を大まかに確認する。

嘉仁皇太子は、権典侍柳原愛子を生母とし、明治天皇の第三子として誕生した。七歳まで中山忠能邸で過ごし、その後、青山御所に移った。生まれながら病弱で、脳膜炎になるなど、しばしば健康状態を悪化させ、八歳の頃より、静養を兼ねて避暑と避寒に箱根などに出かけた。学習院に入学したものの、健康の悪化と発達の遅れなどから、東宮御所である赤坂離宮内に学問所が設けられてここに移った。病気による教育の遅れを取り戻すため、個人授業による詰め込み教育が行われたが、さらなる健康の悪化を招き、それが教育の遅れへと繋がった。

同三十一年二月首相の伊藤博文(一八四一〜一九〇九)は、天皇に対して皇室改革などに関する意見書を提出した。原武史は著書『大正天皇(朝日文庫)』の中で「伊藤は、皇太子の体調を案じ、そのため学業が遅れたのはやむを得ないとした上で、今日周囲にいる者が、ただ傍観したままで憂慮することもないような状況では、恐れ多い限りだと述べている。そしてこの憂慮を打開するために彼が天皇に進言したが、「勲臣ノ内ヨリ一人ヲ簡拔シテ監督セシメ」る、つまり先に述べたような悪循環をただ繰り返しては皇太子との溝を深めるだけの従来の東宮職主導の体制を改め、東宮職以外に元勲の中から一人を選び、皇太子の教育や健康管理などにつき総合的な見地から監督に当たらせる方法であった。」と述べている。天皇は、これに同意し、元帥陸軍大将の大山巖(一八四二〜一九一六)を直ちに東宮監督とした。この東宮監督は同三十三年五月には廃され、天皇の信任がとりわけ厚い有栖川宮威仁親王が東宮を監督する全権を委任される東宮補導となり、大山は東宮補導顧問となった。

嘉仁皇太子が本丸御殿を行啓したのは、明治三十一年一〇月のことで、還啓

の時、新橋停車場には有栖川宮威仁親王(一八六二〜一九一三)らが出迎え、東宮御所に着いた後、東宮監督侯爵大山巖と対面した。この時の行啓には、天皇が信頼し、嘉仁皇太子の側に置こうとした大山と有栖川宮は、行啓に伴っていないのである。

従来、嘉仁皇太子が健康と地理歴史の勉強のために、全国を巡啓する契機となつたのは、明治三十三年(一九〇〇)とされる。しかし、本丸御殿への行啓は、それに先駆けたものであり、当てはまらない。

では、明治三十一年の二条離宮への行啓は、どういった意味をもつものなのだろうか。嘉仁皇太子が、京都でどのように過ごしたのか確認したものが(表4)で、本丸御殿を宿泊所として、京都市内と奈良の各所を精力的に巡っており、病弱であったと思えないほど過密な行程であったことがわかる。嘉仁皇太子は、泉涌寺のみ公式に参拝し、その他の場所は非公式に行啓し、華族や門跡と対面したり、かつて宮中に奉仕した女官とも再会したりした。また、学校や病院などを訪問しては、衛生費や学資金、養老賜金を下賜した。

この時、東宮侍従子爵稲葉正繩が嘉仁皇太子の命により行啓先を撮影したものが(口絵4・写真2)「東宮」嘉仁親王行啓各地写真帖<sup>67)</sup>である。写真帖には、二条離宮唐門、二条離宮内濠、二条離宮天守台跡、二条離宮内旧桂御所御建物、二条離宮全景、嵐山、淀小橋、奈良俱樂部、奈良俱樂部庭園内群鹿、奈良猿沢池、岐阜長良川鶴飼、名古屋城、第三師団偕行社、大磯鍋島侯爵別邸、小磯小学校生徒運動会、伊藤侯爵愛犬、横須賀常備艦隊行啓之節艦隊運動之実景、軍艦富士号艦橋を収める。

この行啓の供奉は、写真を撮影した稲葉の他に、東宮大夫侯爵中山孝麿・東宮武官長男爵黒田久孝・東宮侍従長子爵高辻修長・宮内顧問官男爵橋本綱常・東宮侍従丸尾錦作・同鍋島精次郎・同子爵大迫貞武等であった。<sup>68)</sup>中山孝麿は嘉仁皇太子が九歳の時より東宮侍従長のち東宮大夫になった人物で、高辻修長は同じく四歳からの教育役の内の一人で、これは、後に、有栖川宮の「健康重視派」と対立する、旧来勢力の「教育重視派」であった。<sup>69)</sup>

ところで、この行啓は、明治三〇年六月頃に発案されており、宮内大臣秘書官の長崎省吾が、皇太子の御座所にするべく二条離宮を見分し、宮内大臣土

方久元と侍従長の徳大寺実則に報告した<sup>(25)</sup>。宮内大臣土方久元と侍従長の徳大寺実則は、明治天皇の最も信頼のおける側近であり、これらの人物が嘉仁皇太子の行啓先を事前に調査していたことは重要である。また、嘉仁皇太子の教育について、明治天皇と徳大寺らは明治二五年に協議しており、以前から嘉仁皇太子を心配していた様子がうかがえる。これらのことから明治天皇をはじめ、その周辺により明治三一年の行啓が発案され、伊藤博文の意見書が出された後、本丸御殿への行啓が実現されたものであると考えられる。また、東京から離れた地への初めての行啓であり、明治三年から始まる全国をまわる行啓の先駆けとなるものであった。

嘉仁皇太子は、終始、御機嫌で、体調を崩すことはなかった。還啓の後、天皇と皇后へのお土産として青木箆筒、七宝焼、友禅縮緬、養老酒などを贈った<sup>(26)</sup>。

ところで、明治天皇は京都を愛したことが知られる。桂宮御殿に住んだ叔母の桂宮淑子内親王は、東京にいる一七歳の明治天皇の種痘接種に関し、京都から進言し、接種を滞らせるほどの影響力を持った。淑子内親王の容態が悪化する、巡行先の山形県の行在所より、電報でその容態を連絡させ、また危篤の状態が知らされるなど、頻繁に連絡が取られた。福島の行在所で薨去の報に触れた明治天皇は、深く震撼し、一日の諸事を取りやめ、三日間、歌舞や音曲などをやめさせた<sup>(26)</sup>。これらのことから、明治天皇と淑子内親王は、親密な関係であったことがうかがえる。淑子内親王が住んだ桂宮御殿は、本丸御殿となつたが、かつての面影を色濃く残す。

嘉仁皇太子の初めての行啓先に本丸御殿が選ばれたのは、明治天皇の淑子内親王との思い出があることも一つの要因になったのかもしれない。

### (3) 裕仁皇太子らの使用

裕仁皇太子が二条離宮に行啓した回数は、父である大正天皇の皇太子時代より多い。裕仁皇太子は、大正四年から同一〇年まで地理歴史の学習を兼ねた地方見学で全国を回り、その際、供奉に教育官や学友を伴った。本丸御殿に初めて行啓したのは、それに先駆ける大正二年三月のことで、学習院五年生の成

績表を渡された後の春休み中の行啓であり、兄弟の雍仁親王(秩父宮)と宣仁親王(高松宮)を伴うものだった。翌年も同時期に同様の行啓がされた。

ところで、大正四年に行われた大正天皇の即位の礼では、二条離宮に饗宴場が設けられ、一月一六日と一七日の二日間、饗宴が催された。七月に雍仁親王と宣仁親王の皇子二人が、また一月八日から一二日まで裕仁皇太子が本丸御殿に宿泊し、饗宴場を見学するなどした<sup>(27)</sup>。この時の布設図が「工事録」に付属しており、また他の史料とあわせて本丸御殿の各部屋を、どのように使用したのか示したものが(表2)で、御殿の図面(図1)に対応させた。

三〇間廊下は、御書院と御常御殿、台所を結ぶ廊下として移築時に設けられた。明治天皇が行幸した明治二八年には、この付近に浴室が一つあるのみだったが、嘉仁皇太子の時の明治四〇年には女官部屋や女官便所、高等官以下の浴室などができ、以後も使用する予定であると伝えられた。裕仁皇太子が行啓した大正四年には、この女官部屋が皇太子等の教育係である傳育官<sup>(28)</sup>によって使用された。傳育官は、嘉仁皇太子の時に設置され、裕仁皇太子の時にもそれが引き継がれており、行啓に伴ったことがわかる。同年一月の裕仁皇太子の行啓時には、御座所近くの萩の間や御茶所にも傳育官の部屋が充てられた。

また、御殿内の便所について見ると、大正四年には、御書院の近くが皇族、北廊下が高等官、雁の間近くの北側取り合い廊下の東側が判任官、西側が親任官以下のものとなっていた。立場によって、使用する便所の場所が明確に区別されていたことがわかる。現在、便器の遺構は、御座所近くが黒漆塗り、御書院の近くが木製、北廊下が染付、雁の間近くの北側取り合い廊下の二つが陶器のものを残している。甕型に貯留される北廊下などに対し、御座所近くが黒漆の、御書院近くが白木の引き出しによる汲取りになっている。この便器は、いつ設置されたものか不明だが、その場所に相応のものとなっており、使用者の立場に応じたものになっていることが推測される。

また、電話や電鈴、照夜燈は先述したように、その都度、準備された仮設のもので、還啓の後に取り外された。

(図2、3)は、電鈴がどこの部屋につけられ、誰から誰を呼び出すものだったのかを示すものである。大正四年の電鈴は、萩の間に置かれた候所から書

院三の間の廊下にいる内舎人へ、内庭人を経て、事務所へとつながるものだった。また、雲鶴二の間の両長室（武官長と侍従長大夫と考えられる）より竹の間の仕人と御茶所の出仕へ、雲鶴一の間の太夫から雁の間の事務所へ、御茶所の出仕から竹の間の仕人へと繋がるものだった。明治四年の時点で、呼び出し元を四力所としたものが、大正八年になると、その数が圧倒的に多くなり、一二ヶ所となった。また、呼び出し先が竹の間に詰める仕人に特に集中して集約されることがわかる<sup>(18)</sup>。仕人とは、仕える人という意味であり、末端の役割を果たしていたといえよう。電鈴は、御常御殿や御書院にいるものが、玄関や雁の間周辺にいる者を呼ぶよう架設された。御座所のある御常御殿や謁見所のある御書院が皇太子等の場所となっていたことに対し、玄関や雁の間周辺が、それを支える人たちが控える場所となっていたのである。

ところで、明治天皇の行幸時には、仕人は執次詰所に、竹の間は京都府が詰めていたが（表2）、大正四年には仕人が竹の間に詰めている。明治天皇の行幸以降、実際に御殿を使用していく上で、竹の間が仕人の詰所に適していたため、変更されたのだろう。

大正八年一〇月にまとめられた「二条離宮沿革誌」<sup>(19)</sup>で、技師の山田薫は、そのうち「二条離宮沿革 附現状一般」と「二条離宮建物調査」を記し、本丸御殿の現状について「本丸二入レハ広場アリ、小砂利ヲ敷テメ正面ニ宮殿御車寄アリ、宮殿ハ本丸ノ稍々東北寄ニ西面シテ建造セラレ御車寄ヨリ御玄関廻リ、御書院廻リ、御座所廻リ調理所廻リ等相隣リテ設ケラレ、各々渡廊下ヲ以テ連結ス、其他宮殿ノ北側ニ便所、井戸家形、商人溜、湯沸所、臣下調理所ノ雑棟並ビ建テラル」と述べており、明治四〇年に竣工した商人溜や湯沸所、魚精（臣下調理所）といった建物がこの時点で建てていたことがわかる。しかし、これらは現存しない。また、「二条離宮建物調査」では、第一区御座所廻り（御常御殿）、第二区侍医詰所廻り（三〇間廊下）、第三区御書院廻り、第四区台所廻り、第五区車寄廻りと御殿内を五区に分け、その内部の状況を伝える。特に注目すべき点を挙げると、第一区御座所廻りの廊下および御座の間、御納戸の間、廁、二階は絨毯敷きになっていた。また、部屋の周囲に、御座の間と御寝の間は紋織物が、三階の御座所は紋絹の幕が張られ、また、御化粧の間や廁附近の廊下に

は、紋紙が張られた。第二区侍医詰所廻り（三〇間廊下）附近の廊下は、帆木綿敷きになっていた。第三区御書院廻りは、廊下は絨毯敷きになっており、謁見所となる御書院一の間は絨毯敷き、周囲を紋絹張りとした。四季の間は、春の間のみ絨毯敷きで、春の間と夏の間は源氏崩し欄間には紙張障子が張られた。雲鶴の間の周辺には紋織物が張られ、付属する皇族の便所は、絨毯が敷かれた。第四区台所廻りは、雁の間と付近の廊下は帆木綿敷きであった。第五区は玄関と取次詰所、廊下が絨毯敷きであった。

ここから、周囲に張られる幕には、「紋絹」「紋織物」「紋紙」の三種類があり、また敷物には「絨毯」「帆木綿」の二種類があったことがわかる。それらを使い分けることで部屋に格式を示す特別な意味が持たされた。拝謁所の書院一の間は、紋絹張りで絨毯が敷かれ、また御座所の松鶴の間は、紋織物張りで絨毯が敷かれ、格式の高さが示された。玄関周辺は、仕えるものが詰めた場所であったが、廊下などが絨毯敷きになっていた。これは、言うまでもなく、公式の出入り口で、多くの人の目に触れる場所であったからである。一方、皇太子等の目に触れない場所である台所や三〇間廊下は、帆木綿が敷かれ、御常御殿や御書院より質素なものとなっていた。

先述した通り、便所の場所が立場で区別されていたこと、電鈴が御常御殿や御書院にいる貴人から、玄関や雁の間周辺の竹の間などに詰めるものを呼び出すものであったこと、敷物や幕により部屋の格式が示されていたことなどから、本丸御殿は、立場が明確に示された状態で使用されたといえる。

大正一〇年三月、学問所を卒業した裕仁皇太子は、ヨーロッパへの外遊に出かけた。その直前の二月二三日、安全祈願と報告などのために京都を訪れ、本丸御殿に宿泊した。ヨーロッパへの外遊が裕仁皇太子の学習のための地方見学の見終地点であり、それと共に本丸御殿が宿泊所となることにも終わりを告げた。

## おわりに

明治一七年、二条城は二条離宮となり、同一九年に宮内省による修繕を終え



た。以降、拝観のために多くの人を迎え、二の丸御殿は、外国の貴賓などの休憩所として用いられた。皇族などによる使用が想定され、同二六年から二七年にかけて本丸御殿が移築された。

同二八年、明治天皇は本丸御殿に行幸し、後に使用する時のために、部屋名が定められた。二条離宮に行啓した嘉仁皇太子や裕仁皇太子らの目的は、本丸御殿に宿泊することで、二条離宮の宮殿としての主な機能は、本丸御殿が担っていたのである。

嘉仁皇太子の遠方への行啓は、本丸御殿に宿泊した三二年が初めてのこと、その体調などを心配した明治天皇とその周辺の人々による発案と考えられるものだった。宿泊所に本丸御殿が選ばれたのは、明治天皇の叔母である桂宮淑子内親王が住んだ桂宮御殿の名残を色濃く残す場所であったことも一つの要因となったかもしれない。嘉仁皇太子は、本丸御殿に約一カ月間にわたって宿泊し、活発に過ごした。以後、嘉仁皇太子は本丸御殿にたびたび行啓し、それは裕仁皇太子へと引き継がれ、東宮御学問所を卒業し、ヨーロッパへと外遊する直前まで続いた。

また、二条離宮の管理は、宮内省主殿寮出張所が中心となり、同省内匠寮と緊密に連携して行われた。本丸御殿の行啓の準備も、同様であった。

行啓のために電話や電鈴、照夜燈などが架設された。特に電鈴は、御常御殿や御書院にいる貴人から、玄関や雁の間周辺に詰める者たちを呼ぶものとして設置され、また、便所の使用者の区別がされるなど、立場によって使用する室などが定まっていた。行啓の際の本丸御殿の室内は、絨毯などが敷かれ、紋絹や紋織物、紋紙といった幕が張られて、部屋などに格式の高さが示された。

本稿は、本丸御殿を中心に考察したもので、二条離宮の全貌は、今後、膨大な工事録を紐解くなどして明らかにしていく必要がある。

## 【注】

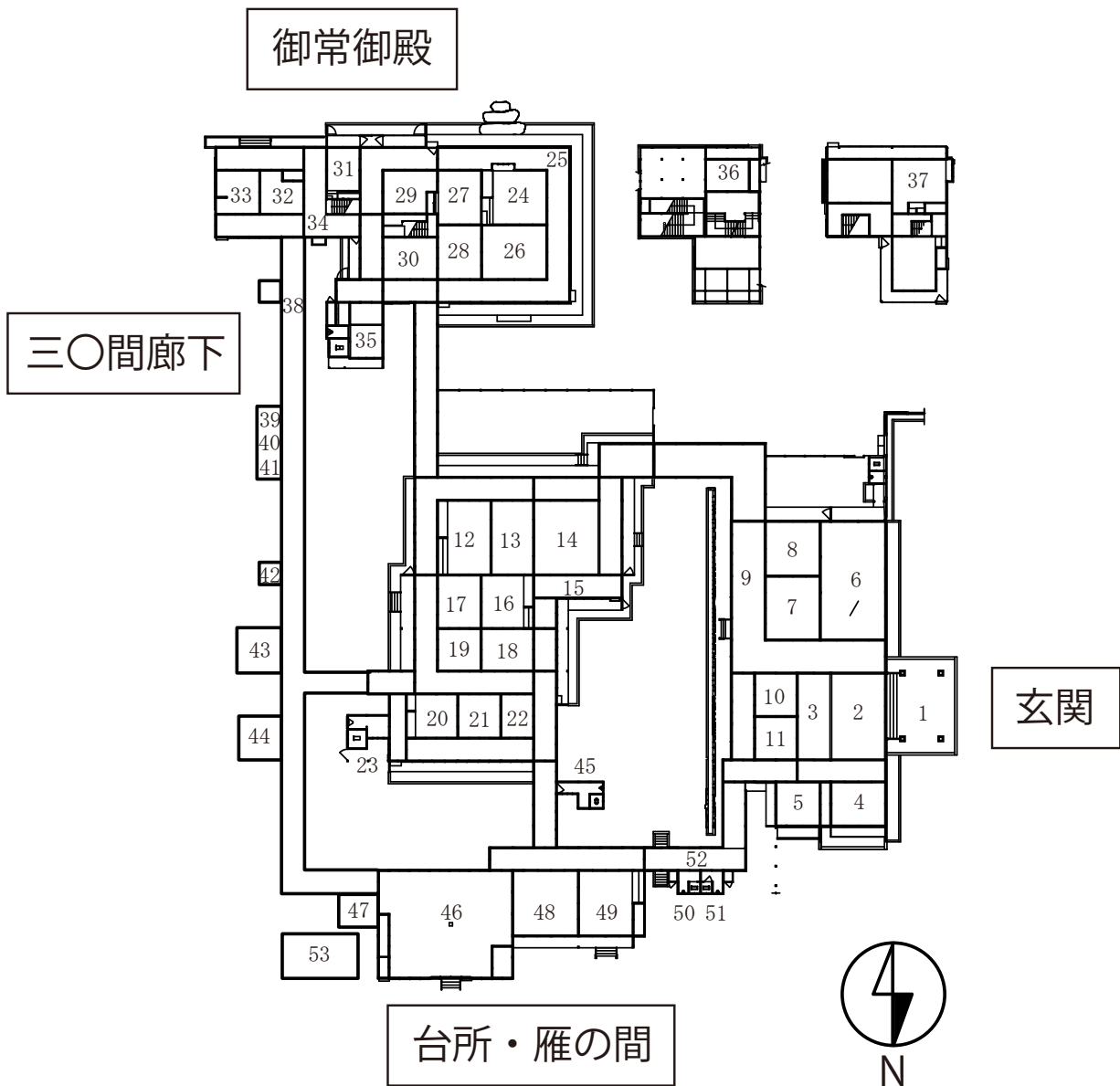
(1) 拙著「二条離宮本丸への桂宮御殿移築と行幸・行啓の一考察」『研究紀要 元離宮二条城』(第二号、京都市文化市民局元離宮二条城事務所、二〇二三年、

以下『紀要』第二号とする)

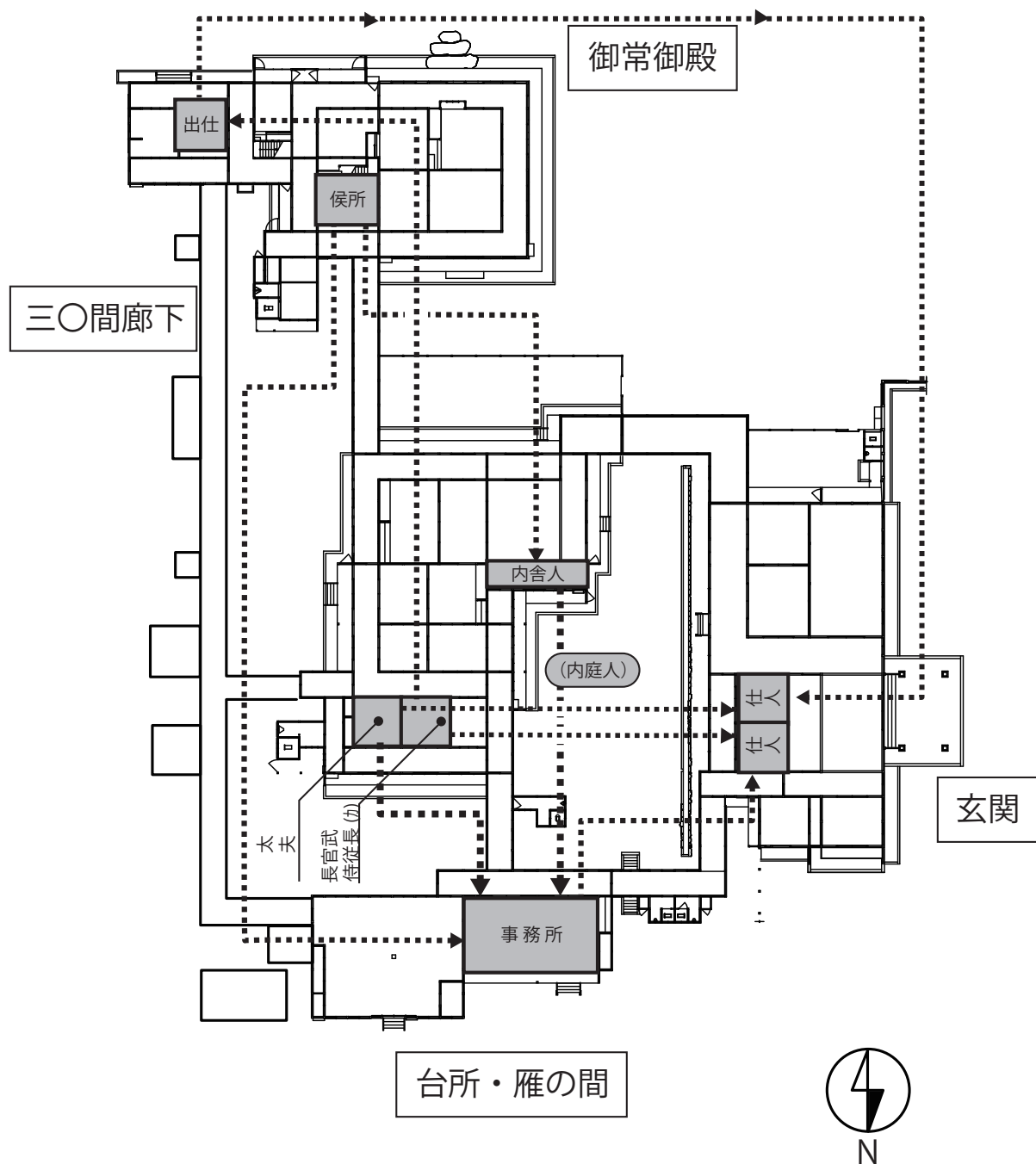
- (2) 原武史・吉田裕編『岩波 天皇・皇室辞典』(岩波書店、二〇〇五年)。二条城が離宮になった経緯について、ここでは詳しく触れないが、石川寛「名古屋離宮の誕生」『愛知県史研究12』二〇〇八年、[https://www.jstage.jst.go.jp/article/aichikenshikenyu/12/0/12\\_31/article-char/ja/](https://www.jstage.jst.go.jp/article/aichikenshikenyu/12/0/12_31/article-char/ja/) が詳しい。また、岩倉具視の皇宮保存計画が関係しており、これについては齊藤紅葉「明治初期の京都における公家地・所有物の変容―岩倉具視、杉孫七郎、牧村正直を中心に―」(『京都大学学術情報リポジトリ KURENAI 紅』)に岩倉具視の周囲で事前に準備されていたことが明らかにされた。[https://repository.kulib.kyoto-u.ac.jp/dspace/bitstream/2433/281924/1/120\\_159.pdf](https://repository.kulib.kyoto-u.ac.jp/dspace/bitstream/2433/281924/1/120_159.pdf)、110(111)
- (3) 『京都日出新聞』明治一九年三月三十一日。以下『日出』とし、『紀要』二号の編年史料近代編の番号を記す。また、これに掲載されていないものは『日出』とし年月日を記す。
- (4) 『平成30年度史跡旧二条離宮(二条城)保存活用計画策定に係る歴史調査業務報告書「概要版」』(株)シー・ディー・アイ、二〇一九年) 17頁
- (5) 『日出』100
- (6) 『日出』89、95、107、115、116、117、119、120、122、123、126、128、130、137、140、142、144、156、157、162、164、183、196ほか
- (7) 『明治天皇紀』第八一八二〇頁(吉川弘文館、一九七三年)以下『明紀』とする。「曩に思召を以て、安政元年皇居炎上の際仮皇居に充てたまひし旧桂宮御殿三階建御殿其の他を今出川門内より該離宮本丸の地に移し、以て先朝の遺跡を保存したまへり」
- (8) 明治工業技術の集大成の書である『明治工業史』建築編(工学会明治工業史発行所、一九二七年)は、皇室の宮殿を「実用」と位置づけた。一方、二の丸御殿を「非実用建造物」としている。
- (9) 『二条離宮沿革誌』(識別番号一二九二四〇一、一二九二四〇二、宮内庁書陵部宮内公文書館)
- (10) 前掲註(9)の「二条補遺」に「明治一九年九月二一日、内匠寮ヨリ主殿寮

- 出張所へ二条離宮御修繕向竣工ニツキ絵図面及地積建坪票目相添引渡是日領収<sup>(2)</sup>ヲ受取ル」とある。また内匠寮については、皇室事典編集委員会『皇室事典 令和版』（KADOKAWA、二〇一九年）を参照した。
- (11) 『明治維新人名辞典』（吉川弘文館、一九八二年）、小林丈広『明治維新と京都 公家社会の解体』臨川選書14、二〇一六年）、『名家歴訪録』（中篇、黒田譲、一九〇一年）、百瀬ちどり「勤王の志士・宇田淵の事績」『乙訓文化遺産』二四号（乙訓文化遺産を守る会、二〇二〇年）。また、百瀬氏は、宇田淵について調査した成果をホームページ「楓宸百景」(<https://chidori-jyuku.jindo.com/>)で公開している。
- (12) 「宮内庁京都事務所の概要」『宮内庁京都事務所 年報4』（宮内庁京都事務所、二〇二三年）
- (13) 桂宮淑子内親王の異母妹である和宮のこと。
- (14) 前掲註（11）のうち『名家歴訪録』
- (15) 『四親王家実録26桂宮実録 第七卷』（吉岡眞之、藤井讓治、岩壁義光監修、ゆまに書店、二〇一七年）以下『桂実』とする。明治六年八月一九日、明治八年四月二〇日
- (16) 「桂宮 静寛院宮 御達並諸願伺届留 慶応三年明治五年」（識別番号 八二八三七、宮内公文書館所蔵）、『桂実』二二三頁
- (17) 『桂実』明治四年五月一八日
- (18) 『桂実』明治一〇年一月二七日、明治一〇年二月三日
- (19) 『桂実』明治九年七月二九日
- (20) 『桂実』明治一〇年二月二八日
- (21) 『桂実』明治一二年一月二七日
- (22) 「桂宮日記」（函架番号四六六・一、宮内庁書陵部図書寮所蔵）以下、「桂」とする。明治一三年八月九日
- (23) 「桂」明治一三年八月一〇日
- (24) 『桂実』明治一三年一月二〇日ほか
- (25) 『桂実』明治一四年一〇月三日
- (26) 前掲註（25）、「桂宮日記」明治一四年一月二二日では淑子内親王薨去につ
- き医官への診療の取り消しなどを行っていることが伺える。
- (27) 『明紀』第六卷、一一一頁、前掲（2）齊藤氏論文、前掲（11）小林氏著書
- (28) 『明紀』第六卷一一四頁
- (29) 前掲註（28）一一七頁
- (30) 『桂実』明治一六年一月五日
- (31) 『桂実』明治一九年二月二〇日
- (32) 『桂実』明治一九年二月二七日
- (33) 『桂実』明治一九年二月六日
- (34) 『桂実』明治一十九年三月一日
- (35) 『日出』79、130、144
- (36) 『日出』206
- (37) 『日出』245ほか、『明紀』第八卷、八二五頁
- (38) 前掲註（10）の『皇室事典 令和版』に同じ。
- (39) 『日出』40
- (40) 『日出』91
- (41) 『日出』34
- (42) 前掲註（10）と同じ。また、宮内庁HP沿革 <https://www.kunaicho.go.jp/event/kyotonenpo/pdf/or01/1-4pdf>
- (43) 前掲註（1）に同じ。
- (44) 「工事録4 大正4年」、識別番号四三七一一、宮内公文書館所蔵
- (45) 『日出』308、明治四三年九月一八日、明治四四年八月二二日
- (46) 『日出』295、344、483、485、明治三六年五月八日、明治四〇年六月五日。松根東宮属、春日調度属、内海知事、京都府の行啓事務掛、東宮職主事桂潜太郎・内大臣秘書官兼東宮侍従候補原恒太郎、生源寺女官、東宮職属中村胤長など。
- (47) 『紀要』第二号にて触れた。
- (48) 『日出』320、358
- (49) 前掲註（44）と同じ。
- (50) 「工事録12 明治29年」（識別番号四三六二五、宮内公文書館所蔵）、「工事録5 明治30年」（識別番号四三六三〇、宮内公文書館所蔵）ほか、今江秀史「明治

- 二七・八年の二条離宮本丸庭園の庭造及び改修に係る工事録」『紀要』第二号)
- (51) 原武史『可視化された帝国』一頁(みすず書房、二〇〇一年)
- (52) 孝明天皇二〇年祭のための京都行幸で、二条離宮へも行幸した『明治天皇行幸年表』明治天皇聖蹟保存会編、国会図書館デジタルコレクション、大行堂出版、一九三三年ほか。
- (53) 『明治天皇行幸史録』(潮書房、一九三一年)、『明治文化全集第十七巻 皇室編』(日本評論社、一九六七年)
- (54) この行幸を取り上げたものに保本野夢「古都」京都と天皇制の可視化』『空間・社会・地理思想』(九号、大阪市立大学編、二〇〇四年)がある。
- (55) 前掲註(7)に同じ。
- (56) 前掲註(7)八二五頁、前掲註(11)の百瀬ちどり氏のホームページ「楓宸百景」において、「明治以後皇族実録29 山階宮実録25」(識別番号七七六二九、宮内公文書館所蔵)を調査し、この行啓の酒宴について触れられている。
- (57) 前掲註(7)に同じ。
- (58) 「桂宮御建物二条離宮本丸内江曳建改図二百分一」(識別番号三八九九七、宮内公文書館所蔵)
- (59) 西川誠『明治日本の大日本帝国 天皇の歴史』(株式会社講談社、二〇一一年)、小沢朝江、水沼淑子「明治期における巡行施設の建築様式と使い方に関する研究―皇室にみる洋風から和風への回帰とその背景―」(住総研 研究年報 No.29、二〇〇二年)
- (60) 「明治天皇桂宮臨幸御座所写真 明治5・10年」(分類番号三二一八五、宮内公文書館所蔵)
- (61) 『日出』308などから、行啓に際して調度局との関連が伺える。また、机と椅子は現在も元離宮二条城事務所に伝来する。
- (62) 『日出』253、前掲註(7)に同じ。「呈寿」の名前については、『紀要』二号で述べたので、ここでは触れない。また、『明紀』第八卷八二五頁には、その後、皇后が二条離宮に行啓するが、この時の様子は不明である。
- (63) 原武史『大正天皇』(朝日新聞出版、二〇二三年)が詳しい。本稿において、皇太子となる以前の呼称についても便宜上、嘉仁皇太子と統一した。また、
- 明治三一年以前に御用邸への避暑や避寒、また明治二八年の広島大本営へ行啓したが、その性格が異なる。そのため、明治三一年を初めての行啓とした。
- (64) 原武史『大正天皇(朝日文庫)』(朝日新聞出版、二〇一五年)六八〜六九頁
- (65) 前掲註(64)七〇頁
- (66) 前掲註(64)七八〜八五頁。原氏は、一八九一年にロシア皇太子のニコライ(後のニコライ二世)(一八六八〜一九一八)を長崎で出迎え長崎、鹿児島、神戸、京都などの巡幸を共にした経験から、有栖川宮威仁親王が、嘉仁皇太子の地方巡啓を思いついたのではないかと推測している。
- (67) 「東宮」嘉仁親王行啓各地写真帖(明治31年)「函架番号B1・62、宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵。このうち、二条離宮に関するものを本稿に収めた。
- (68) 『大正天皇実録 補訂版 第一』(株式会社ゆまに書房、二〇一六年)
- (69) 前掲註(64)五六頁
- (70) 伊藤之雄『明治天皇―むら雲を吹く秋風にはれそめて―』(ミネルヴァ書房、二〇〇六年)二七七頁
- (71) 前掲註(64)七〇〜七二頁
- (72) 『日出』277
- (73) 『日出』281
- (74) 前掲註(70)三六五頁
- (75) 前掲註(68)に同じ
- (76) 「桂」明治一四年九月三〇日、『桂実』明治一四年一〇月三日、『明紀』第5巻五二四頁
- (77) 前掲註(44)に同じ。
- (78) 前掲註(44)に同じ。また、大正八年は「工事録3 大正10年」(識別番号四三三七三三、宮内公文書館所蔵)で、大正一〇年に大正八年のものが参照された。
- (79) 前掲註(9)に同じ。



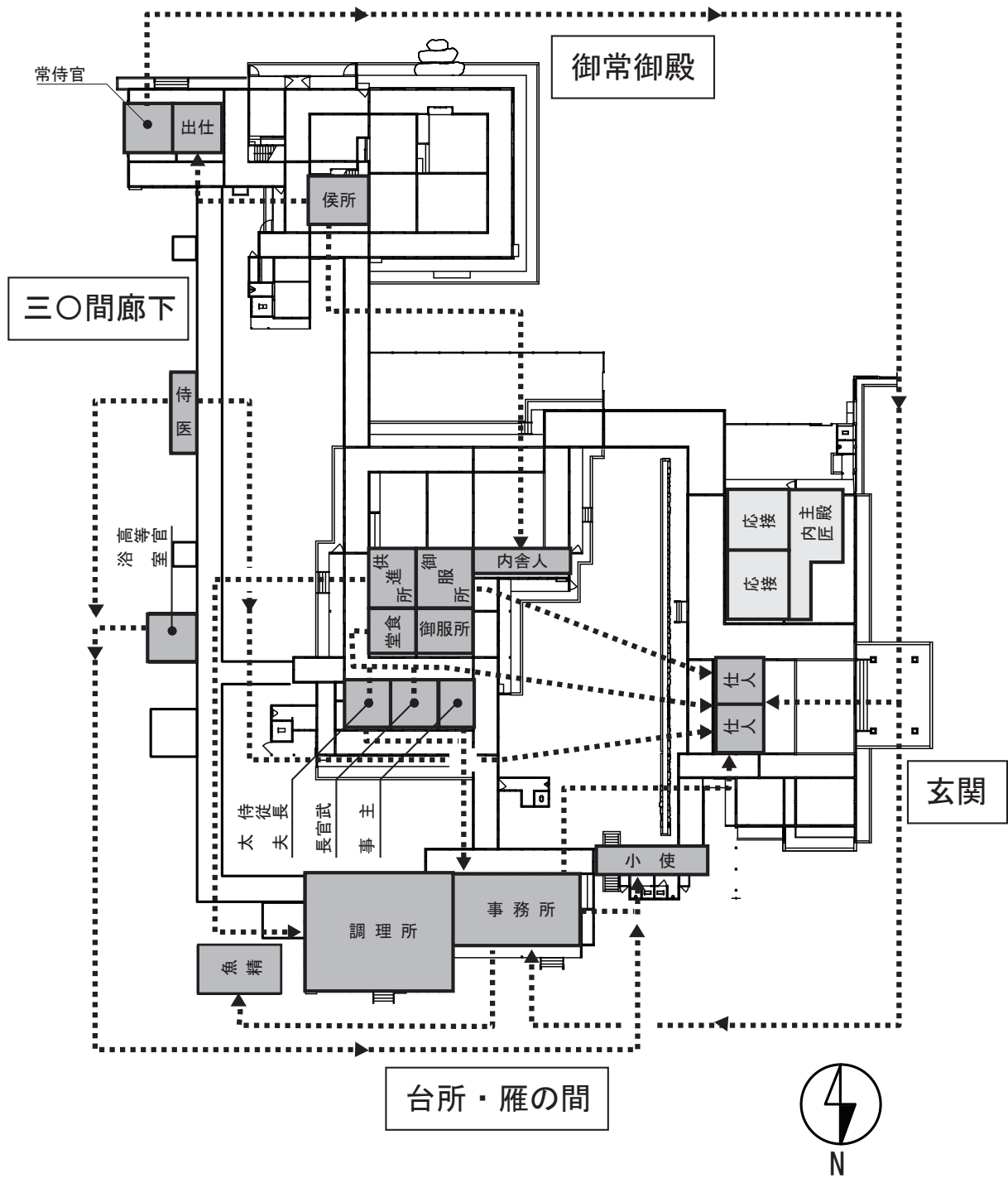
【図1 表2対応 本丸御殿図】



【図2 大正4年電鈴図】

【注】

大正4年電鈴図は、表2※4に出典を記した。



【図3 大正8年、10年電鈴図】

【注】

大正8年、10年電鈴図は、表2※8に出典を記した。

年	月(日)	本丸への行幸行啓	本丸御殿の管理と行幸行啓に関する事項	出典
1912(M45)		—	本丸角門跡角柵改造	『沿革 工』
1913(T2)	3/9	裕仁皇太子行啓	—	—
"	6	—	本丸御殿向床下風窓増設	『沿革 工』
1914(T3)	6	—	本丸御車寄南使者ノ間其他張付襖修繕	『沿革 工』
"	3/18	裕仁皇太子行啓	—	—
"	7/4	裕仁皇太子行啓	—	—
1915(T4)	4	—	行啓につき二の丸より直通電話ならびに室内電鈴一時設置、照夜燈一時建設、建具建て合わせ、蜘蛛の巣その他掃除、目隠しの鯨幕張、絨毯と帆木綿を敷く(10日)	『大正4年工事録』
"	4	—	旧女官部屋、臣下浴室、東方板塀修繕	『沿革 工』
"	4/16	裕仁皇太子行啓	—	—
"	11	—	大正天皇大饗宴(16日、17日)	—
"	11/8	裕仁皇太子行啓	—	—
"	11/22	皇子行啓	—	『大正記録』巻116
1916(T5)	11	—	本丸臣下浴室東方板塀ヲ木賊塀ニ改造、本丸車寄脇塀重門改造、臣下調理所模様替、物置を本丸湯沸所へ移転、本丸各所長押塀並板塀等扣柱取替	『沿革 工』
"	12	—	行啓につき電灯、電話等架設ならびに清掃など(1日)	『大正5年工事録』
"	12/11	裕仁皇太子行啓	—	『大正5年工事録』
1917(T6)	6	—	本丸宮殿風窓増設	『沿革 工』
1918(T7)	3	—	京都御所殿掌以下旧浴室を本丸園丁匠夫詰所に移転模様替、本丸廻り石垣間隙埋石工事	『沿革 工』
"	4/2	裕仁皇太子行啓	—	—
1919(T8)	8	—	本丸中坪廻中仕切塀撤去及び改造、調理所等長押塀撤去、皇族厠脇長押塀改造及び修繕、調理所南側窓日隠新設	『沿革 工』
"	5	—	裕仁皇太子行啓につき差支えなき旨、照会(10日)	『沿革 補』
"	5/20	裕仁皇太子行啓	—	—
1920(T9)	3	—	裕仁皇太子行啓につき差支えなき旨、照会(12日)	『沿革 補』
"	3/23	裕仁皇太子行啓	—	—
"	6	—	本丸電燈新設	『沿革 補』
"	10	—	裕仁皇太子行啓につき差支えなき旨、照会(4日)	『沿革 補』
"	11/4	裕仁皇太子行啓	—	—
1921(T10)	2/23	裕仁皇太子行啓	—	—
"	5	—	本丸臣下便所床下改修其他	『沿革 工』
"	9/12	裕仁皇太子行啓	—	—
"	10	—	主殿寮廃止、内匠寮出張所を設置	『宮』
1936(S11)	11	—	宮内省京都地方事務所設置	『宮』
1939(S14)	—	—	二条離宮、京都市に移管し、元離宮二条城と称す	—

【出典】『沿革』：『二条離宮沿革誌 一』（識別番号 12924-1、宮内公文書館所蔵）

『沿革 附』／上記「二条離宮沿革 附現状一般」の章

『沿革 補』／上記「二條補遺」の章、『沿革 工』／上記「工事録」の章

『明治24年工事録』（識別番号 43595、宮内公文書館所蔵（以下、同じ））、『明治26年工事録』（3979-1）、

『明治28年工事録』（43613）、『明治30年工事録』（43630）、『明治35年工事録』（43655）、『大正4年工事録』（43711）、

『大正5年工事録』（43712）、

『大札記録』（請求番号 札 00285100、国立公文書館）

「二条離宮遊雷針之図」（識別番号／39021、宮内公文書館所蔵）

『日出』：『日出新聞』（『紀要2』の細目番号を記し、ここに収録されていないものは日付を付した）

『宮』：宮内庁のHPに掲載する沿革を引用した。（URL <https://www.kunaicho.go.jp/event/kyotonenpo/pdf/r01/1-4.pdf>）

【注】※本丸御殿への行幸啓と準備、及び本丸御殿の管理に関する事項を挙げ、必要と思われるものを、これに加えた。明治以降、太政官代と府庁、本丸御殿が移築される以前の、離宮への行幸啓（M20、M23、M24）は含めていない。

※行幸啓のみ年月日を記し、その詳細は表3に記した。また、行幸啓以外の日にちについては、必要な箇所は事項の文末に付した。

※この表は、現段階で確認できたものである。今後、膨大な量の『工事録』等の調査により、さらに事項等が追加されるものである。

【表1】二条離宮本丸御殿への行幸啓と準備、及び本丸御殿の管理

年	月(日)	本丸への行幸行啓	本丸御殿の管理と行幸行啓に関する事項	出典
1884(M17)	9	—	二条城を二条離宮とする。宮内省の所管とし、大修理が行われた。	『沿革 附』
1886(M19)	3、9	—	二条離宮が内匠寮の管理となる。二条離宮修繕工事竣工後、内匠寮より主殿寮出張所へ渡される。	『沿革 補』
1891(M24)	12	—	本丸及び二の丸草刈り掃除	『明治24年工事録』
1893(M26)	4	—	本丸内敷地開墾、旧本丸内地平均	『沿革 工』
〃	—	—	西橋架換（西本丸入口橋架替）	『沿革 工、補』
1894(M27)	12	—	桂宮御建物二条離宮本丸地所へ曳建（御車寄前及御書院前等井戸屋形、表御唐門脇より本丸西橋詰めまで馬車道、庭園、大膳職等の工事）竣工	『明治26年工事録』 『沿革 補』
〃	2	—	大膳職東脇便所新設（旧桂宮ヨリ曳建）、御車寄西北便所新設（旧桂宮ヨリ曳建）	『沿革 工』
〃	—	—	本丸避雷針取設	『沿革 工』 『明治35年工事録』 『二条離宮避雷針之図』
1895(M28)	3	—	本丸東入口高塀修繕	『明治28年工事録』
〃	5/23	明治天皇行幸	—	—
〃	5/29	明治天皇皇后行啓	—	—
〃	7	—	本丸庭園改作	『沿革 工、補』 『紀要2』
1896(M29)	3	—	櫻樹（ナツメ）植付（天守跡周囲櫻樹植付）	『明治30年工事録』 『沿革 工』
〃	11	—	本丸庭園月見台修繕、本丸三階階段改造、二階明取り窓取設その他物置入り口模様替え、本丸樹木運送植え付け	『明治30年工事録』
1897(M30)	1	—	三階その他障子張替	『明治30年工事録』
1898(M31)	6	—	本丸避雷針地中板増設、本丸石階修繕	『沿革 工』
〃	10	—	行啓につき馬車舎、馬繋、浴室及び火所新築、調度ととのえる（1日）	『日出』 317、318
〃	10/12	嘉仁皇太子行啓	—	—
〃	10	—	電話架設（15日）	『日出』 352
1899(M32)	3	—	本丸東石階修繕	『沿革 工』
1900(M33)	5	—	本丸の内などに仮屋建築（御料馬車舎一棟、魚精所一棟、湯沸所一棟、高等官以下浴室一棟、女官浴室并便所一棟、馬丁部屋、省丁詰所、車夫溜所各一棟、合計十一棟。湯沸場、洋食御料理場等は鉄板で屋根を葺く明治三十三年五月二十二日（22日）	『日出』 478
〃	5	—	電話架設（25日）	『日出』 483、485
〃	5/26	嘉仁皇太子行啓	—	—
〃	7	—	本丸西北石階修繕	『沿革 工』
〃	10/15	嘉仁皇太子行啓	—	—
〃	11/19	嘉仁皇太子行啓	—	—
1901(M34)	4	—	本丸東橋架替	『沿革 工、補』
1902(M35)	4	—	本丸石階修繕	『沿革 工』
〃	8	—	本丸樹頭避雷針建設	『明治35年工事録』
1903(M36)	10/20	嘉仁皇太子行啓	—	—
1906(M39)	12	—	魚精所（臣下調理所）新設、湯沸所新設	『沿革 工』
1907(M40)	1	—	本丸板塀建設、行啓につき女中部屋新築、女官便所新築、高等官以下浴室新築、高等女官以下浴室新築、電話架設	『沿革 工』 『沿革補』 『日出』 M40. 1. 1
〃	6/4	嘉仁皇太子行啓	—	—
1908(M41)	5	—	本丸車寄屋根銅葺ニ葺替、本丸車寄溜ノ間軒樋架設、本丸西橋修繕、本丸御庭へ樹木植付并庭石配置	『沿革 工』
1910(M43)	9/26	嘉仁皇太子行啓	—	—
1911(M44)	4/4	嘉仁皇太子行啓	—	—
〃	8	—	本丸銅張門修繕	『沿革 工、補』
〃	11/17	嘉仁皇太子行啓	—	—



年月／使用者								
明治39, 40年竣工	大正4年4月	大正4年7月	大正4年11月	大正8年10月		大正8, 10年		
嘉仁皇太子※3	裕仁皇太子※4	両皇子行啓※5	両皇子行啓 ※6	裕仁皇太子 ※7		裕仁皇太子※8		
—	—	—	車 寄	第五区	—	—		
—	—	受 付	—		絨毯敷き	—	—	
—	—	—	—		—	—	—	
—	—	—	—		—	—	—	
—	—	受付・休所	小使休所		絨毯敷き	—	小者詰所	
—	—	(南) 京都府 (北) 溜ノ間	(南) 主殿・内 匠詰所、(北) 京都府庁員詰所		—	—	主殿、内匠	
—	—	面謁所	扣室		—	—	応 接	
—	—	主殿寮出張所	面謁所		—	—	応 接	
—	—	—	—		絨毯敷き	—	—	
—	仕 人	雑 仕	仕人詰所		—	—	仕 人	
—	仕 人			—	—	仕 人		
—	—	—	拝謁所	第三区	絨毯敷き	紋絹張り	—	
—	—	拝謁所			—	—	—	—
—	—				—	—	—	—
—	内舎人	内舎人(カ)	内舎人		絨毯敷き	—	内舎人	
—	—	—	呉服所		絨毯敷き	—	御服所	
—	—	供進所	供進所		—	—	供進所	
—	—	御服所	食堂		—	—	御服所	
—	—	高等官食堂	食堂		—	—	食 堂	
—	太 夫	官 房	庶務主任		—	紋織物張り	侍従長太夫	
—	両長 (武官長と 侍従長カ)	侍 医	侍 医		—	—	武官長	
—	—	菓 丁	食 堂	—	—	主 事		
—	—	皇族便所	—	皇族便所、絨毯敷き		((便所))		

※5 前掲※4「工事録」のうち「大正4年7月両皇子殿下 二條離宮本丸布設図」

※6 前掲※4「工事録」のうち「二條離宮本丸御殿其他平面図」

※7 「二條離宮沿革誌」宮内公文書館所蔵、識別番号 12924-1、12924-2。

※8 「工事録 大正10年」のうち「京都二條離宮本丸宮殿平面図」、識別番号 43733、宮内公文書館所蔵。大正10年の電鈴取り付けは、大正8年の図面を参考に設置された。

※9 本丸御殿内で京都の物産を列し、販売された。これは、当時の展覧会を検討する上で重要であり、中谷至宏「作品という制度—京都における美術館・展覧会史をめぐる一—」『芸術／葛藤の現場—近代日本芸術思想のコンテキスト—』(晃洋書房、2002年)が参考になる。

【表2】本丸御殿の部屋の使用 1 / 2

棟	部屋など	年月／使用者		
		明治28年4月	明治31～44年	
		明治天皇行幸 ※1	嘉仁皇太子行啓 ※2	
玄 関	1 車寄	御車寄 四半石敷	43年9月26日「本丸御車寄附近は、一面白砂を敷き詰め」、明治40年6月7日「此時東宮妃殿下には伏見文秀女王、万里小路御内儀監督を始め女官等を従へさせられ、御車寄せ迄御出迎への上御対顔」、明治43年9月「車寄右側一室に京都府出張所設置」	
	2 玄関の間	御執次之間	33年5月27日「大玄関正面には大時計、テーブルを三脚据え、中央には青洞大花瓶に松、菖蒲、葉牡丹を活け、其南手には松、北手には柘榴の盆栽を据へたり。而して他の二脚の中、一脚は高等官の御機嫌伺の名簿一脚には判任以下の同名簿を備へ、次の間は応接所に宛てられたり」、33年10月16日「玄関の正面には卓子（テーブル）を据へて参殿簿を備へありたり」、40年6月5日「御玄関脇には先着の吉見女官出迎」	
	3 取次の間		—	
	4 内玄関	御玄関	—	
	5 取次詰所	「仕人」執次詰所	—	
	6 使者の間	「溜ノ間」使者之間	44年11月15日「京都府出張所は大玄関の南手の一室を借受け」	
	7 殿上の間	「面謁所」殿上之間	—	
	8 公卿の間	「面謁所」公卿之間	—	
	9 廊下	廊 下	33年5月26日「内玄関より御通過の廊下等には白金巾を敷きたり」、33年10月16日「大玄関より御座所まで御通路には白金巾を敷詰めあり」	
	10 竹の間（南）	竹之間	—	
	11 竹の間（北）	「京都府」竹之間	—	
御書院	12 書院一の間	「謁見所」御中書院一之御間	43年9月26日「大広間の正面には高さ二丈余の竹の心に常盤木を女夫挿しとし、絨氈の上には白布が敷詰められた」	
	13 書院二の間	二之御間	40年6月7日「陳列室は謁見所前の一室（三間半に四間、都合十四坪）を充当」、40年6月8日「京都の物産を、兩殿下謁見所前の一室を借り陳列」※9	
	14 書院三の間	三之御間		
	15 北廊下	—	—	
	16 春の間	春之間	「御物掛」	—
	17 夏の間	夏之間		—
	18 秋の間	秋之間	「内舎人」	—
	19 冬の間	冬之間		—
	20 雲鶴一の間	「表御座所雲鶴ノ間」	—	
	21 雲鶴二の間	同二ノ間	「侍医局」	—
	22 雲鶴三の間	同三ノ間		—
	23 便所	（便所）	—	

※ 部屋名は現在使われている名前で、撤去された建物（三十軒廊下、洋食調理所、魚精所）も含めて番号を付し、図1に対応させた。

※ 北廊下の45便所は、第三区か第四区か不明で、ここでは便宜上、第四区に含めた。

※ 1 「桂宮御建物二条離宮本丸内江曳建改図二百分一」識別番号38997、宮内公文書館所蔵。「」は明治天皇命名とされるもの。竹の間（北）には、付箋が貼られているため「竹の間」を補った。47附属建物の洋食調理場は台所に附属する建物で、他ではみられない。

※ 2 明治31年から明治44年までの『日出新聞』の記事と掲載年月日を記した。

※ 3 『二条離宮沿革誌 一』（識別番号12924-1、宮内公文書館所蔵）のうち「工事録」「二條補遺」。「二條補遺」に、東宮大夫より将来のため保存するよう伝えられたことを示す。大正4年に確認できる部屋数、浴室や便所などとその数が一致するため三〇間廊下の建物であるとした。また、御殿の北側に商人と車夫溜場、湯沸所が作られ、後に引き継がれた。浴室の43、44は高等女官以下浴室、高等官以下浴室としたが、その順は明確でない。

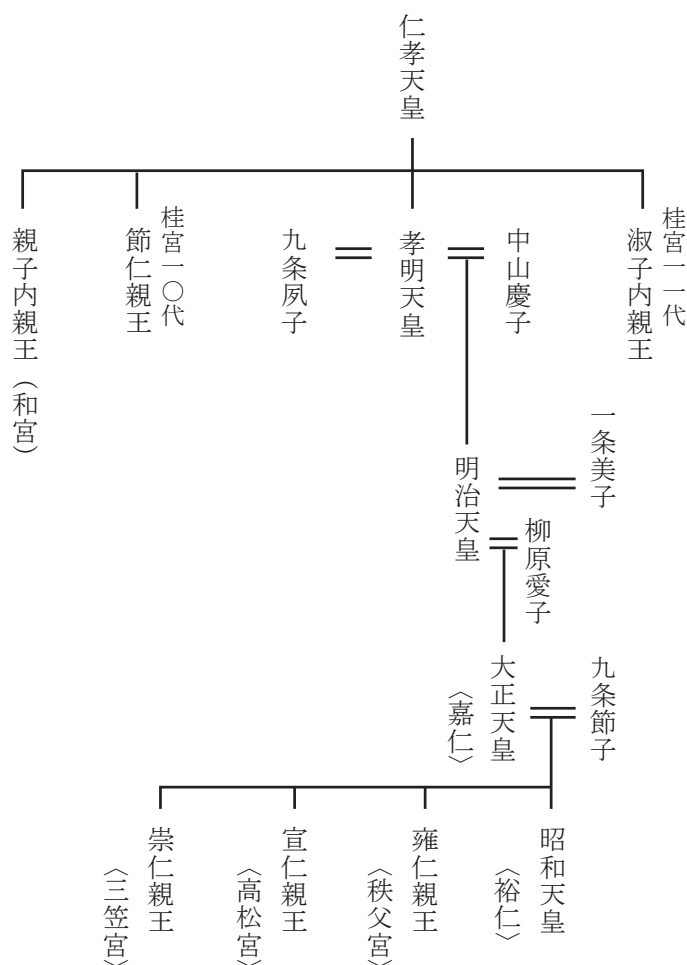
※ 4 「工事録4 大正4年」識別番号43711、宮内公文書館所蔵。このうち4月行啓の電鈴布設図面がないため、設置場所は※5 ※6 ※8を参照した。

年月／使用者							
明治39, 40年竣工	大正4年4月	大正4年7月	大正4年11月	大正8年10月		大正8, 10年	
嘉仁皇太子※3	裕仁皇太子※4	両皇子行啓※5	両皇子行啓 ※6	裕仁皇太子 ※7		裕仁皇太子※8	
—	—	—	—	第一区	—	—	
—	—	御座所	御座所		絨毯敷き	紋織物張り	—
—	—	—	—		絨毯敷き	—	—
—	—	御食堂	—		—	—	—
—	—	御寝間	—		—	紋織物張り	—
—	—	—	—		—	—	—
—	—	御納戸	—		絨毯敷き	—	—
—	候 所	候 所	傳育官控室		—	—	候 所
—	—	—	—		—	紋紙張り	—
—	出 仕	官 長	傳育官長		—	紋紙張り	出 仕
—	—		—		—	—	紋紙張り
—	—	—	—		—	紋紙張り	—
—	—	—	—		絨毯敷き	—	—
—	—	—	—		絨毯敷き	—	—
—	—	—	—	薄縁敷き	紋絹張り	—	
—	—	—	—	帆木綿敷き	—	—	
女中部屋	—	傳育官	武 官	第二区	—	侍 医	
	—		傳育官		—		
女官便所	—	便 所	—		—		—
高等女官以下浴室	—	浴室、物入	—		—		高等官浴室
高等官以下浴室	—	浴室、不用	—	—	—		
—	—	高等官便所	—	—	—		
—	—	調理場、包丁	調理場、包丁	第四区	高等官便所	—	
—	—	—	—		一部を土間とする	—	調理所
—	—	—	—		—	—	—
—	事務所	物 置	事務所		帆木綿敷き	—	事務所
—		事務所			事務所	帆木綿敷き	
—	—	判任便所	—		判任以下便所		(便所)
—	—	親任以下便所	—		判任以下便所(カ)		(便所)
—	—	—	—		帆木綿敷き	—	小 使
魚 精	—	魚 精	—	調理所は土間	—	魚 精	

【表2】本丸御殿の部屋の使用 2 / 2

		年月／使用者	
棟	部屋など	明治28年4月	明治31～44年
		明治天皇行幸 ※1	嘉仁皇太子行啓 ※2
御常御殿	—	—	33年5月22日「東宮殿下御座所は同離宮御本丸の西南隅なる御殿とし、其次の御三間を御次の間とし」、33年10月12日「殿下の御座所は二条離宮旧御本丸三階の御殿を以て之れに充てさせらるゝ由」、40年6月2日「御坐所は御本丸階下西南隅の御殿を以て之に充て、同妃殿下は其後方の御殿に入らせらるゝ設備にて」、40年6月7日「南西の御殿なる御座所に入らせられたり」
	24 松鶴の間	「玉座」「奥御座所松鶴ノ間」	31年10月13日「御座所は三階最下の東西三間、東の御間を御座の間に充てさせられ」
	25 御座所廊下	御縁座敷	33年10月12日「御座所の廊下に盆栽類を陳列」
	26 四季草花の間	「四季草花ノ間」	—
	27 雉子の間	「雉子ノ間」御寝之間	31年10月13日「御座所は三階最下の東西三間、其中央の御間を御寝所」
	28 耕作の間	「侍寝」耕作之間	—
	29 御納戸	—	31年10月13日「御座所は三階最下の東西三間、西の御間は侍従参候所」
	30 萩の間	—	33年5月22日「東北隅の御間を妃殿下の御化粧の間となすとの御予定なる趣き」
	31 御化粧の間	御化粧之間	—
	32 御茶所（西）	御茶所	「常侍官」
	33 御茶所（東）	御茶所	
	34 御茶所廊下階段周辺	「供進」	33年5月22日「尚ほ御化粧の間廊下の階段より御本丸の三階に昇らせらるゝことを得る由、其他高等女官及判任女官の詰所及化粧の間、侍従詰所等は成るべく殿下御座所附近に間取をさるゝ筈なりと」
	35 厠	—	—
	36 二階	—	—
	37 三層楼呈寿	「呈寿」	31年10月12日「三層階を賞翫したまひて 階上へ掲額の仰せあり」、33年5月27日「四山の風景を御眺望」、33年11月21日「呈壽閣（三層楼）より四山の風光を御眺望あらせられ」、40年6月2日「御寝室は階上と定められし由」
三十間廊下	38 東廊下	「給仕」	—
	39 一の間	—	—
	40 二の間	—	—
	41 三の間	—	—
	42 便所	—	—
	43 浴室	湯殿(3カ所)	—
	44 浴室		—
雁の間、台所周辺	45 北廊下便所	(便所)	—
	46 台所	大膳職	—
	47 附属建物	洋食調理場	—
	48 雁の間（東）	「包丁」「主膳課」詰所	—
	49 雁の間（西）	「事務所」詰所	—
	50 北側取合廊下便所(東)	(便所)	—
	51 北側取合廊下便所(西)	(便所)	—
	52 北側取合廊下	廊下	—
その他	53 魚精所（臣下調理所）	魚精所（ただし位置は53でなく、台所北西にあった）	—

【参考】 系図



【凡例】 行幸啓

- 明 : 明治天皇
- 明皇 : 明治天皇皇后
- 嘉 : 嘉仁皇太子 (後の大正天皇)
- 大 : 大正天皇
- 裕 : 裕仁皇太子 (後の昭和天皇)
- 雍 : 雍仁親王 (後の秩父宮)
- 宣 : 宣仁親王 (後の高松宮)

【注】

- ※ 滞在期間は巡幸や巡啓の日数でなく、二条離宮本丸御殿に滞在した期間で、二条離宮に到着した日と出発した日を含めたものである。
- ※ 明治5、10、13年は、本丸移築前の桂宮御殿へ行幸。また、明治20年は二条離宮へ行幸したが、本丸御殿の移築前なので、これに加えない。明治23年の皇后行啓、明治24年の皇太后行啓も同様である。
- ※ 行啓ではないが、明治28年5月27日に山科宮晃親王が二条離宮で催された酒宴に招かれている。この時、本丸御殿が使われたと推測される。
- ※ 前掲の原武史著書によると、皇太子の行啓は大きく公式と非公式に分けられ、非公式なそれは、皇太子の教育の一環として行われる非政治的な「微行」であった。明治31、大正2、同3年の「微行」は降矢が補った。
- ※ 大正天皇は、大正4年11月16日と17日に、即位式の大饗宴のため二条離宮に行幸した。しかし、本丸御殿へは行幸していないので、これに含めない。
- ※ 『裕』は、大正4年12月11日から同14日まで滞在したとするが、『大』では確認できないので省く。
- ※ 1 『裕』は大正3年7月4日から7月7日、4日間とする。
- ※ 2 大正5年は、『紀要』第2号で報告していないが、行啓が確認できたので、ここに加える。
- ※ 3 『裕』は大正8年5月22日から5月25日とする。

【表3】二条離宮本丸御殿への行幸・行啓年表

年	月	日	期間	行幸啓	内 容	参考文献
1895(M28)	5/23	-	1日間	明	大本営が京都に移され、本丸御殿へ行幸	『明』『官』
〃	5/29	-	1日間	明皇	二条離宮へ行啓したが、詳細は不明	『明』
1898(M31)	10/12	11/9	29日間	嘉	「微行」京都、奈良巡啓	『大』『日出』『大正』69
1900(M33)	5/26	6/2	8日間		「公式」三重、奈良巡啓(結婚報告のため)	『大』『日出』『大正』78
	10/15	10/16	2日間		「微行」北九州巡啓50日間 往	『大』『日出』『大正』92
	11/19	11/20	2日間		「微行」北九州巡啓50日間 復	〃
	1903(M36)	10/20	10/23		3日間	「微行」和歌山瀬戸内巡啓
1907(M40)	6/4	6/9	6日間		「公式」山陰巡啓	『大』『日出』『大正』146
1910(M43)	9/26	10/6	11日間		京都滋賀巡啓特別工兵演習見学	『大』『日出』『大正』209
1911(M44)	4/4	4/5	2日間		「微行」広島、長崎、兵庫巡啓	『大』『日出』『可視』202
	11/17	11/23	7日間		「微行」京都、大阪、兵庫巡啓	『大』『日出』『可視』205
1913(T2)	3/29	4/4	7日間		裕・ 雍・ 宣	「微行」京都、巡啓(山陵参拝)
1914(T3)	3/18	3/20	3日間	「微行」京都、愛媛、広島巡啓 往		『昭』『裕』『昭』2-14
	3/26	3/28	〃	「微行」京都、愛媛、広島巡啓 復		『昭』『裕』『昭』2-15
1915(T4)	7/4	7/6	〃	裕	「微行」京都市行啓(伏見桃山東陵参拝)	『昭』『裕』※1
	4/16	4/22	7日間	裕	「微行」京都、奈良巡啓(山陵参拝、奈良見学)	『昭』『裕』『可視』248、 『大正』265
	7/22	7/26	5日間	雍・宣	「微行」饗宴場の見学を含む	「工事録 大正4年」
	11/8	11/12	5日間	裕	「公式」京都市行啓(大正天皇即位の礼臨席)	『昭』『裕』『可視』249
	11/22	11/24	3日間	雍・宣	「公式(カ)」京都	「大礼記録」
1916(T5)	12/11	12/14	4日間	裕	「公式(カ)」三重、京都、奈良巡啓(神宮、山陵参拝)※2	『昭』『大正5年工事録』
1917(T6)	11/5	-	1日間	大	二条離宮へ行幸したが、詳細は不明	『大』
1918(T7)	4/2	4/8	7日間	裕	「微行」京都、滋賀巡啓(山陵参拝、巡覧)	『昭』『裕』『可視』254
1919(T8)	5/20	5/25	6日間		「公式」三重、奈良、京都巡啓(神宮並びに山稜参拝)	『昭』『裕』※3『可視』257
1920(T9)	3/23	3/24	2日間		「微行」鹿児島、宮崎、熊本、佐賀、福岡巡啓	『昭』『裕』『可視』259
	11/4	11/5	〃		「微行」大分巡啓(大正天皇名代)	『昭』『裕』『可視』261
1921(T10)	2/23	2/25	3日間		「公式(カ)」名古屋、京都、奈良巡啓(渡欧前参拝)	『昭』『裕』『可視』267

【表4】1898〈昭和31年〉10月嘉仁皇太子行幸における動向

月 日	嘉仁皇太子の動向	宿泊場所	宿泊数	備考、出典 ※
10月 3日	行啓が予定されたが、不調により中止	—	—	『大』495
10月10日	大磯鍋島侯爵別邸出門、名古屋へ	名	2日	『大』495
10月12日	名古屋偕行社発、京都停車場、馬車で二条離宮到着、山形有朋拝謁	二	16日	『大』495『日出』349、351
10月13日	二条離宮を見学（殿掌子爵六角博通が説明）、在京都宮内省一等官、市長等拝謁	〃		御料人力車回送、盆栽陳列／『大』495、500『日出』351
10月14日	二条離宮を見学（殿掌子爵六角博通が説明）、市長等拝謁	〃		電話線架設／『日出』352
10月15日	泉山行啓、後月輪東山陵ほか	〃		『日出』350
10月16日	再び泉山行啓、後月輪東山陵ほか、本丸内外廓を20分ほど散策	〃		『日出』350、358
10月17日	二条離宮で在京の旧女官拝謁、御所	〃		巡查非常招集で警衛／『日出』356、361、363
10月18日	賀茂両社、官幣大社賀茂別雷神社	〃		『大』498『日出』362、363
10月19日	泉涌寺、光格・仁孝両天皇の山陵並びに諸山陵	〃		『大』495『日出』365
10月20日	雨のため中止	〃		『日出』367
10月21日	後月輪東北陵（英照皇太后）、華族会館分局ほか、仙洞御所（見学・殿掌子爵六角博通が説明）	〃		『大』498、501『日出』368
10月22日	教育品展覧会場、新古美術会、時代祭り見学	〃		『大』499『日出』370、372
10月23日	修学院離宮（見学・殿掌子爵六角博通が説明）	〃		『大』502『日出』371、372、376
10月24日	帝国京都博物館、武徳会、水利事務所、山県有朋別邸ほか	〃		池坊の立花生花／『大』500『日出』376、377
10月25日	賀陽宮	〃		『大』499『日出』379
10月26日	嵐山	〃	『大』504『日出』380	
10月27日	東山周辺遊歩	〃	『大』504『日出』383	
10月28日	奈良（畝傍山東北陵、奈良倶楽部ほか）	奈	2日	『大』506『日出』383、384
10月29日	奈良（春日神社、興福寺ほか諸所御見分）	〃		『大』507『日出』383、384
10月30日	奈良（法隆寺、中宮寺）	二	10日	『大』508『日出』385、386、388
10月31日	伏見宮別邸	〃		『大』499『日出』389 ※1
11月 1日	桂離宮、飛雲閣、京都府立簡易農学校、農産物試作場ほか	〃		『大』500、502『日出』390
11月 2日	仁和寺ほか御室遊歩	〃		『大』504『日出』393
11月 4日	黒谷遊歩	〃		『大』504『日出』397
11月 5日	東本願寺枳殻邸	〃		『大』503『日出』395、399
11月 6日	宇治遊覧	〃		『大』505『日出』400、403
11月 7日	官幣大社平野神社、官幣中社北野神社、同白峯宮	〃		『大』499『日出』404
11月 8日	御所、金閣寺	〃		『日出』405、406、409
11月 9日	還啓、京都停車場より汽車、岐阜へ	西		1日
11月10日	還啓、汽車で沼津へ	沼	1日	『大』508
11月11日	新橋停車場、東宮御所に還啓	—	—	『大』508、509

## 【凡例】宿泊場所

名：名古屋偕行社 二：二条離宮本丸御殿 奈：奈良倶楽部 西：西本願寺別院 沼：沼津御用邸

## 【凡例】出典

『大』：『大正天皇実録』第1巻（ページ数を付す）

『日出』：『京都日出新聞』（『紀要』2号所収の史料番号を付す）

※ 二条離宮本丸御殿への滞在数は合計29日間であり、期間中に奈良へ2泊3日しており、還啓の日も含めた。

※1 『日出』389は、日付を11月1日とするが、これは10月31日の誤り



(写真1)

宮内庁公文書館所蔵 「明治五年及び十年 明治天皇桂宮臨幸御座所写真二枚二条離宮内所在」のうち一枚





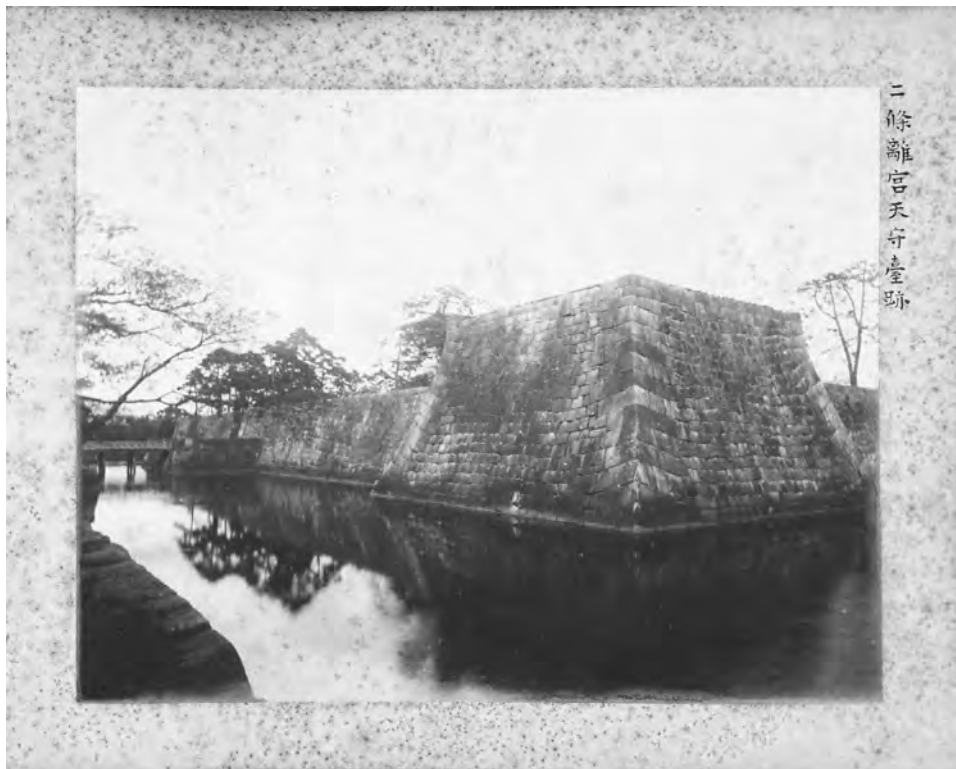
(写真2)

宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵 「[東宮] 嘉仁親王行啓各地写真帖」のうち二条離宮唐門



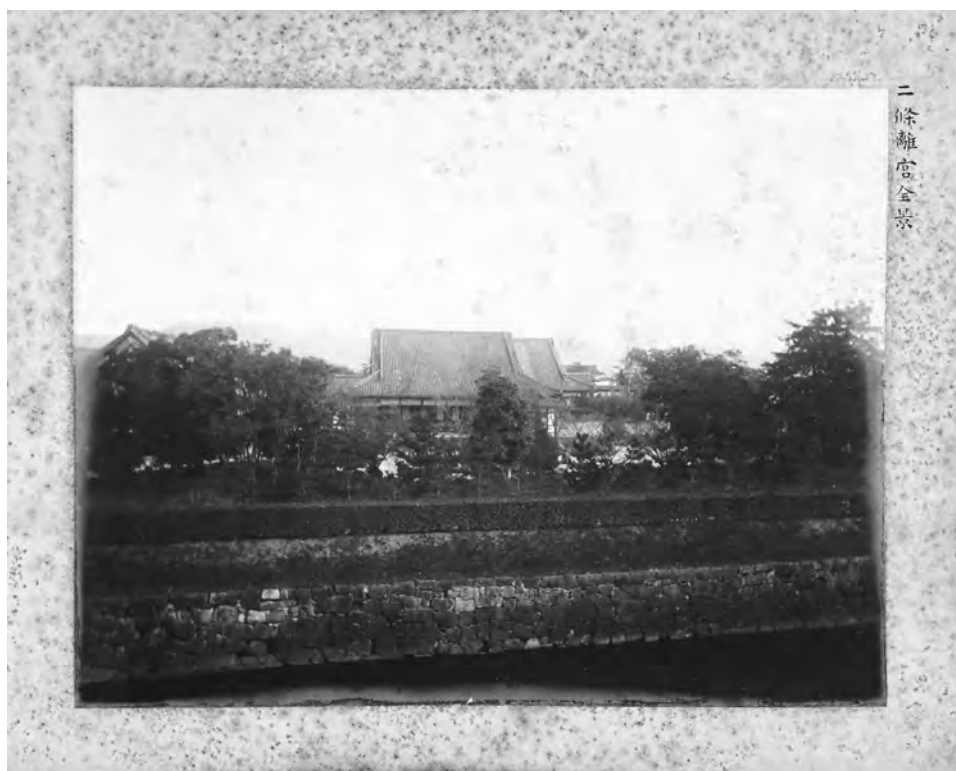
(写真2)

宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵 「[東宮] 嘉仁親王行啓各地写真帖」のうち二条離宮内濠



(写真2)

宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵 「[東宮] 嘉仁親王行啓各地写真帖」のうち二条離宮天守台跡



(写真2)

宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵 「[東宮] 嘉仁親王行啓各地写真帖」のうち二条離宮全景

松本 直子

はじめに

旧二条離宮（二条城） 本丸御殿（以下「本丸御殿」と記す）は、明治二六年（一八九三）から翌年にかけて、京都御所の北、今出川御門近くにあった桂宮家の御殿（桂宮御殿）の主要部を移築したものである（図1、図2）。本丸御殿の内部には、建造物の構成要素として二三七面の障壁画と一基二面の衝立が存在する。これらの所在は、本丸御殿を構成する四つの棟に分かれる。本稿では、そのうち、玄関と御書院の二棟に残る障壁画について論じる。他の二棟、すなわち、御常御殿と台所及び雁の間の障壁画については、中野志保氏が担当する。考察の前提となる事項をここで確認しておこう。一つには、今出川の屋敷地から移築されなかった建物にも障壁画があったが、これらは、二条城にもたらされなかったということである。それを裏付けるのが、国会図書館所蔵の長崎省吾関係文書中の『桂宮』（資料1）である。本資料は、桂宮御殿の障壁画の画題と筆者を部屋又は場所ごとに列記しているものであり、二条城には移築されなかった部分の障壁画についても記しているが、それらは現在、二条城には伝来していない。また、移築された四棟のうち、御常御殿は、今出川屋敷地では御書院の東側に位置していたのが、移築にあたり、御書院の南側に、九〇度西に向きを回転して配置されたため、二棟をつなぐ廊下も移動された。他の建物の向きは、移築前後で変わっていないが、離れていた建物を接続したり、廊下が短くなったり等の変更が加えられた。これらの変更により、元は廊下であったところが壁面になったり、またその逆になったりしたため、廊下の杉戸絵の中には、移築後に嵌められる位置が変更されたものがある。この点も『桂宮』で確認できる。

もう一つの前提は、移築によってもたらされた障壁画の制作年代は同一ではないことである。移築前の桂宮御殿は、弘化二年（一八四五）から数年をかけて今出川屋敷地で整備されたものであるが、御書院は、桂宮家のもう一つの屋敷地、石薬師御門側にあった御殿から移築されたことが分かっており、その石薬師の御殿は、寛政年間（一七八九〜一八〇一）に建てられ、その後修理や整備を繰り返した建物である。そのため、最も古い障壁画は寛政期に遡る可能性がある。また、制作時期については、『桂宮日記』（宮内庁書陵部蔵、以下『日記』と記す）から、ほぼ特定できるものと、その限りではないものがある。

このように複雑な様相を示す本丸御殿障壁画について、棟毎に紹介するとともに、可能な限り、筆者と制作背景について論じる。

## 一 玄関

### （一）衝立

西を正面とする玄関から入ると、玄関の間とそれに続く取次の間からなる三二畳の大空間が広がる。廊下を挟んで北には内玄関と取次詰所が、取次の間の東には二間続きの竹の間が接している。それらと廊下を挟んで南に使者の間、その東に殿上の間と公卿の間がある。これら室内には障壁画が描かれていない。ただし、現在、取次の間には、金地墨画の大原吞舟筆《波濤に鷺図》衝立（図3）が伝わっている。波の中の岩に宿る鷺が描かれる表面の左端の大波は、裏面の右端へと図様がつながる珍しい構成を採る。落款は、表面の右下に「吞舟」、裏面の左上に「吞舟鯉」とある（図4）。『桂宮』は、この衝立は使者の間に表面を北にして置かれていたとする。筆者の大原吞舟（一七九二〜一八五七）は、儒学者大原吞響（？〜一八一〇）の子で、四条派の柴田義董（一七八〇〜

一八一九）に師事した<sup>3</sup>。四条派風から与謝蕪村（一七一六〜八四）に倣った南画風の作品、軽妙な俳画風の人物画、また濃彩の障壁画まで、幅広い画風を示す。安政度内裏造営（一八五五）では、小御所西庇南方の杉戸《岩に錦鶏／栗に猿》図を担当した。桂宮家には、嘉永元年（一八四八）、二年、五年に出入りの記録がある<sup>4</sup>。嘉永元年の正月に玄関の立柱が行われているため、衝立の制作年代は、出入りをしてきた嘉永元年、二年、五年のいずれかであると推測できる。ただし、小川裕久氏によると呑舟の落款の「呑」は、二画目の「一」が天保末年にかけて短くなっていく傾向があり、天保後期からは三画目の「ノ」が短くなり、四画目の払いが長くなっていくという<sup>5</sup>。然るに、本衝立の落款を見ると二画目は短くないが、三画目については、表面は比較的短く、裏面は短くはない。呑舟の落款としては非常に謹厳に書かれており、宮家の仕事であることから、他の作品の落款の傾向とは異なるのであろう。

なお、現在伝わっていないが、玄関には別の屏風があった。明治二六年（一八九三）の『工事録』には、二枚折の「玄関立屏風」が、玄関の建具や壁に貼られていた「唐紙緑青地菊葉付紋様」に張り替えられた旨が記されている<sup>6</sup>。張り替え前から唐紙だけの屏風であったかどうかは不明である。

## （二）杉戸絵

以下は、衝立や屏風ではなく、建物の構成要素である障壁画について述べるが、御殿障壁画の常として、これらにはすべて落款・印章は無い。障壁画筆者については、先述した『桂宮』以外には、『京都御所離宮誌』（宮内庁書陵部蔵）（以下『離宮誌』と記す）に記されており、これらの資料と桂宮家に入入りしていた絵師の動向から推定する<sup>7</sup>。

さて、玄関の室内に障壁画はないが、廊下の杉戸絵が二組伝わっている。まず、公卿の間前の東廊下と南渡廊下の境には、北面が《花車図》（図5）、南面が《糸桜に鶴図》（図6）の杉戸が嵌る（図1の①）。筆者は八木奇峰（一八〇六〜七六）と伝えられる。《花車図》に見られる打ち込みの強い墨線は、奇峰が嘉永四年（一八五一）に描いた《平経正図》（板絵著色・竹生島宝厳寺蔵）と共通し、《糸桜に鶴図》の、向かって右上に伸びる桜の枝ぶりや下草は、奇峰

筆《紅葉鳩図楽屋襖》（長浜曳山祭神戸町組孔雀山蔵）の紅葉と似ていることから、伝承は正しいと判断できる。八木奇峰は、近江国浅井郡下八木村（現在の長浜市下八木）の弓削善左衛門の子として生まれた<sup>8</sup>。最初に長浜在住の京狩野派の絵師山縣岐鳳（一七七六〜一八四七）について絵を学び、後に呉春の後継者である四条派の松村景文（一七七九〜一八四三）を師とし、京都に移る。その時期は明確ではないが、東本願寺の文政度再建（一八三五）において、白書院曲水の間の北の間西側遣戸に牡丹を描いていることから、遅くともそれ以前である<sup>9</sup>。

この杉戸絵の制作年代について、以下に考察する。玄関棟は、弘化五年（一八四八）正月に立柱が行われ、鬼瓦の一つに刻まれた銘から嘉永元年（一八四八）九月以降に完成したことが分かる<sup>10</sup>。一方、奇峰は、弘化四年（一八四七）八月一日に桂宮家への出入りを許され、後述するように少なくとも嘉永五年（一八五二）まで出入りの記録が『日記』に見られる。また、嘉永七年（一八五四）に内裏が焼失した後、桂宮御殿が仮の皇居（桂皇居）として使用された状況を記す図面『桂皇居之図』（京都女子大学図書館蔵）に、「花車杉戸」と「舞楽杉戸」の書入があることから、これらの杉戸絵は、嘉永元年（一八四八）の秋以降、嘉永七年（一八五四）までには描かれていたことになる。『日記』嘉永五年六月二八日条に八木奇峰が参上し「過日御杉戸之画調進」とあるのが、この杉戸のことを指す可能性が高い。

次に南渡廊下を東西に間仕切る杉戸を見てみよう（図1の②）。これは、東面が《梅に納曾利図》（図7）、西面が《梅に蘭陵王図》（図8）であり、先述した『桂皇居之図』に記載される「舞楽杉戸」のことと考えられる。八木奇峰と同じく嘉永五年（一八五一）に、所伝のとおり原在照（一八一三〜一八七二）が描いた可能性は高い。というのは、在照は同年に桂宮へ頻繁に参上しているからである<sup>11</sup>。なお、原家は、初代在中（一七五〇〜一八三七）以来代々桂宮家に入入りしていた<sup>12</sup>。在照は、山科家雑掌小林家に生まれるが、原家二代目在明（一七七八〜一八四四）の娘、幸の婿となり、原家三代目を継いだ<sup>13</sup>。二代在明は、在中の二男であったため地下官人縫殿寮史生伊勢家に養子に出されていたが、兄在正（生没年不詳）が文化三年（一八〇五）に勘当されたため、

原家の跡取りとなり、天保五年（一八三四）には、伊勢姓から原姓に戻し内舎人に任じられた<sup>(14)</sup>。また、この年に在明は勝山琢文（一七九三〜一八六二）が所持していた「春日絵所」職の株を、在照のために購入した<sup>(15)</sup>。在照も、天保八年（一八三七）には内舎人に任じられている。在照は、安政度内裏造営（一八五五）において、御学問所下段を始めとして多くの障壁画を手掛けた。細密な描写から水墨の潇洒な花鳥図、大木を主軸に描く大画形式まで、幅広く豊かな技量を窺うことができる。内裏で担当した障壁画の一つに、御常御殿の杉戸《陵王納曾利／安摩二舞》がある。このうち、納曾利の正面向きで顔を向かって左に向ける舞人の図様は、《梅に納曾利図》の向かって左の舞人とほぼ一致する。また権当の文様も同じである<sup>(16)</sup>。さらには、墨線の打ち込みや肥瘦が両者で共通することから、玄関の舞楽を描く杉戸絵は、伝承通り在照筆として差支えないだろう。

なお、この杉戸は二条城への移築前には、侍所前に続く南の渡廊下の西端にあったが、侍所は移築されず渡り廊下が短くなった。そのため、移築前に南の渡り廊下の東にあった杉戸（東面が長野祐親筆《岩間之大滝》、西面が原在照筆《楓に幔》と記されている。）は伝来していない（資料1）。

## 二 御書院

御書院は、御殿の主たる対面所である御書院一の間、二の間、三の間と、その北に接する四季の間、四季の間と廊下を挟んで北に位置する雲鶴一の間、二の間、三の間を擁する。このうち、御書院一の間から三の間は、桂宮家の石薬師御門の屋敷地に、寛政五年（一七九三）までに、「表御間」として建てられたとされる<sup>(17)</sup>。四季の間は、同じく石薬師屋敷地に、寛政六年（一七九四）に造営された「奥御座間」か、同一二年（一八〇〇）造営の「奥向」のいずれかが該当するとされ、雲鶴の間は、四季の間と同様に、寛政六年（一七九四）または二年（一八〇〇）に建てられた可能性が高いという<sup>(18)</sup>。後に御書院一の間から三の間となる「表御間」と四季の間は、当初は別棟にあったものを、文化一四年（一八一七）の年末にかけて実施された増改築工事によって、雲鶴の間

を含めて現状の配置になったという<sup>(19)</sup>。さらに、前述のように弘化二年（一八四五）から数年をかけて、石薬師屋敷地から今出川屋敷地へ移築されたのである。

障壁画は、公式の対面所の上段である御書院一の間、四季の間の各部屋、雲鶴一の間、三か所と、廊下の杉戸絵が遺るが、前述のように、各部の建築年代が同一ではなく、また改修や移築が行われたこともあり、障壁画の制作年代も様ではない。建築当初に制作された可能性が高いものと、改修等に伴い、当初の障壁画は失われ、新たに描きなおされたものがあると想定できる。以下、御書院一の間から順に、作品の特徴と『日記』の記述を基に、所伝の筆者の妥当性について論じる。

### （一）御書院一の間

御書院一の間には、東側にある違棚天袋の小襖四枚に、絹本金砂子蒔地の《四季草花に尾長鳥図》（図9）が描かれている。南より1は、紅梅、白椿、牡丹が、南より2には、河骨、藻草、菖蒲といった夏の花が、南より3には、菊、女郎花、芙蓉、桔梗の秋草が、南より4には、冬を示す山茶花、水仙と赤い実をつけた千両が描かれている。草花は、付立や盛上げ胡粉の技法も駆使しながら精緻に描かれている。

この小襖の筆者は、原在照と伝わっている。玄関の杉戸と同時期に描かれたとするならば嘉永五年（一八五二）の制作となるが、在照は淑子内親王（一八二九〜八二）の桂宮家相続に備えて文久二年（一八六二）から開始された「御絵御用」にも参加しているため、この時の可能性もある<sup>(20)</sup>。本作については、在照の手になる類似画題の作品との比較ができていないため、様式面からも確実に在照筆とするには至っていない。また御書院が現在の間取りとなった文化一四年（一八一七）の前年の一二月に、在照の岳父である在明、その父で原派初代の在申が、「御絵御用」の願書を提出していることから、彼らの作品である可能性も残されている<sup>(21)</sup>。

### （二）四季の間

次に四季の間の障壁画について検討する。春夏秋冬の名がつけられる四つ

の部屋が田の字型に配されており、それぞれの季節の景を描く障壁画となっている。春の間は、松と満開の山桜が点在する丘陵が墨画淡彩で描かれており、筆者は円山応立（一八一七〜一八七五）と伝わる（図10）。応立は、円山応挙（一七三三〜一七九五）を祖とする円山派の四代目である。実父は並河源章（生没年不詳）の門人であった寺井久次郎で、応挙の高弟島田元直（一七三六〜一八一九）の孫にあたる島田徳直の猶子となった後、円山応震（一七九〇〜一八三八）の養嗣子となったという。山並みを連ねた中にすやり霞を配し、木々は付立の技法で描かれ、全体として温和な雰囲気を与える。大床と南の壁貼付一面と襖二面のみ砂子が散らされているが、砂子の一部は後補である。応立は、安政度内裏造営において、皇后宮常御殿御小座敷下の間に《塩釜の浦図》、御学問所山吹之間に《山吹図》、御常御殿三之間に《和歌之意図》を描いた。また安政五年（一八五八）に、伏見宮家から將軍家へ贈られた「御屏風二帖一雙 極彩色 惣金極彩色 四季花鳥」を描いたとする記録がある。<sup>(23)</sup>

夏の間は、西に田植えの農夫、北に柴を担ぐ人物を田家と共に描き、南には柳の生い茂る水辺に舟に乗る二人の人物が描かれる（図11）。東の障子貼付には水辺が続く。短い単純な線を繰り返す重なる皺や、人物の頭身や顔は、呉春（一七五二〜一八一二）に倣ったものかと思われる。しかし、『桂宮』は、この障壁画について「筆者不詳」とし、『離宮誌』は田村挙秀とする。田村挙秀は、多村挙秀（一七八九〜不詳）の別表記と考えられるが、この画家は、宝暦年間以降、代々、内蔵寮史生という職を預かる地下官人の清原氏の四代目で、名は久成、文政七年（一八二四）に伊勢介に任じられている。円山応瑞（一七六六〜一八二九）または木下応受（一七七七〜一八一五）の門人と言われるが、『皇都書画人名録』には「土佐家門人」と記す。<sup>(24)</sup> 安政度内裏造営の際には、若宮御殿二之間に《梅に鶴図》一六面や、御涼所の上の間の障壁画を描いているが、それらと夏の間との障壁画に近似性は特に見られないため、筆者問題は引き続き検討を要する。

秋の間は、水墨を主体に山水が描かれる。画面は変化に富んでおり、北面では、画面中央の低い位置に木々に囲まれた草葺きの家が数軒描かれる（図12）。東面は中央左に遠山を配し、中央の溪谷を挟む山水景となっている。南面は中

央の左よりの山の斜面に番の鹿を小さく描いている。西の障子腰貼付には、稲架、稲束を運ぶ牛と人物、刈入の終わった田が描かれている。筆者は、岸竹堂（一八二六〜一八九七）と伝えられる。山や岩を角の多い線を重ねて作り上げ、濃墨の点苔を描きこむ筆致は、岸駒（一七四九〜一七五六〜一八三九）以来の岸派の伝統を踏まえている。北面東から4の襖に描かれる枯木に泊まる鳥の群は、二番目の師匠である狩野永岳（一七九〇〜一八六三）が妙心寺隣華院の仏間裏納戸に描いた枯木に群鳥に通じている。竹堂は、彦根藩の代官、寺居孫二郎の三男として生まれ、一一歳から彦根藩士の中島安泰（生没年不詳）について江戸狩野の画法を学んだ。天保一三年（一八四二）、一七歳で京に出て、狩野永岳に師事するが、翌年には、岸連山（一八〇四〜一八五九）の門下に移り、嘉永七年（一八五四）に連山の娘と結婚し、岸派四代目を継いだ。<sup>(26)</sup> 竹堂も安政度内裏造営に参加しており、小御所杉戸絵《伯牙鍾子期図》《王質図》（以上二点は焼失）を描いた。竹堂は、幕末明治初期の混乱期を乗り越えた後、明治一〇年代後半からは博覧会等に出品して受賞するなど活躍し、明治二九年（一八九四）には帝室技芸員となった。

冬の間は、雪深い山村が淡彩で描かれており、筆者は星野蟬水（一八四三〜一九〇二）と『離宮誌』は伝える（図13）。しかし、『桂宮』では筆者不詳とされる。蟬水は、初め馬千代、後に馬彦と名乗り、本名は真直。<sup>(27)</sup> 賀茂社の祢宜、松田直兄（一七八三〜一八五四）の子で正四位下、因幡介に任ぜられ、明治五年には神祇省に出仕し、絵は多村挙秀と円山応立に学んだとされる。また、「画法を谷文晁に学ぶ」とする書もある。<sup>(28)</sup> 安政度内裏造営では、御花御殿の東御縁座敷南方の杉戸に《花車図》《養老滝図》を描いた。蟬水（真直）は、二条城が離宮になったことに伴う障壁画修理（補彩）に、「御絵繕之願」を宮内省に提出した上で、明治一九年（一八八四）五月から参加しているが、それらには蟬水の履歴や画歴は記載されていない。<sup>(30)</sup> 画風からの筆者の検討は今後の課題である。

以上の四室の障壁画の制作年代は、筆者たちの桂宮家への出入りから、文久三年（一八六三）以降と比定されている。<sup>(31)</sup> 竹堂の年齢からもこの時期が妥当と思われる。これも御常御殿の障壁画制作と同様に、淑子内親王の相続に伴う新

規の障壁画制作と考えられる。

四季の間の障壁画のうち、春の間違棚小襖は文久三年（一八六三）以降の制作ではなく、制作年代が遡る可能性が高い。以下、これについて論じる。『桂宮』は春の間の筆者を応立とする一方で、違棚小襖については「筆者不詳」と記している。『離宮誌』も筆者不詳としつつ「古物ナリ」と記している。このうち、天袋小襖は『桂宮』には『海邊之景』とあるが、これは後述するように住吉社を描いたもので、現在は『住吉社頭図』と呼んでいる（図14）。これを冷泉為恭（一八二三〜六四）筆とする説があり、武田恒夫氏はそれを支持されている。<sup>32</sup>一方、『日記』に為恭が出入りしていた記録は無いため、むしろ出入りの記録がある復古大和絵の先駆者、田中訥言（一七六七〜一八二三）を筆者と見る説もある。<sup>33</sup>この『住吉社頭図』は、『佐竹本三六歌仙絵巻断簡』の『住吉明神』（東京国立博物館蔵）に基づいているが、天袋四面という横長の画面に描くため、佐竹本の図様を横に引き延ばし、さらに画面の右端には水辺と対岸の野筋や田圃、すやり霞を加え、左端には海辺を広げるとともに、住吉明神のお使いである鷺を、原本では州浜に五羽描かれていたのを、海上に八羽にするなどの改変を行っている。訥言は、寛政十一年（一七九九）から桂宮家に入りしているが、それより遡る寛政六年（一七九四）に『住吉明神』の模写を行っていることから、訥言が模写の成果を生かして制作したと想定できる。<sup>34</sup>残る地袋の『貝図』（口絵3）については、『住吉社頭図』に合わせた主題と考えられる。住吉（住之江）の和歌に現れる語句としては、「松」が突出して多く、「波」「岸」も頻繁に詠われる。<sup>35</sup>それらに比べると出現度は低いが「貝」も合わせて詠われる。<sup>36</sup>『貝図』は、波打ち際に打ち寄せられた貝を描いており、天袋と合わせると次のような歌を想起させる仕掛けとみることができる。

「暇あらば拾ひに行かむ住吉の岸に寄るといふ恋忘れ貝」（万葉集巻七）

「住吉の浜に寄るといふうつせ貝実なき言もち我れ恋ひめやも」（万葉集巻一一）

以上のことから、『貝図』は『住吉社頭図』と同時に描かれたと判断できる。いずれも絹本に、柔らかく繊細な筆致で描かれており、ともに訥言筆と考えてよいのではないだろうか。訥言は、尾張出身とされ、幼少時に仏門に入り、比

叡山延暦寺で天台宗を学ぶ。<sup>37</sup>京都で石田幽汀（一七二一〜八六）に狩野派の手ほどきを受け、還俗して土佐光貞（一七三八〜一八〇六）の門下に入った。天明八年（一七八八）に二二歳で法橋叙任。寛政二年（一七九〇）の内裏造営では、常御殿御座敷下之間の杉戸絵『花鳥図』を担当した。

### （三）雲鶴一の間

次に雲鶴一の間の間違棚に残る天袋小襖『海辺春景図』（口絵1）と地袋小襖『海辺秋景図』（口絵2）について検討する。いずれも海辺と漁村を描き、春景には桜が、秋景には紅葉が添えられている。松や岩、遠山には鮮やかな緑青が使われている。これらは筆者不詳とされるが、雲鶴の間が寛政一二年（一八〇〇）に新造された「奥向」であるならば、この年の三月から五月にかけて「新御殿御絵」の御用を勤めた鶴沢探泉（二七五五〜一八一六）筆と考えられる。<sup>38</sup>『日記』からは、「小襖」「杉戸」「襖」「絹障子絵」の制作を手掛けたことが読みとれるが、このうちの「小襖」が現存小襖に該当するのではないだろうか。<sup>39</sup>描かれている岩や樹木の形状と筆致からも、鶴沢派の作品とするに違和感はない。ただし、探泉の同様の画面の作例との比較は今後の課題である。探泉は、鶴沢派の三代目当主探索（一七二九〜九七）の養子又は婿養子で、四代目を継いだ。寛政内裏造営に探索とともに参加し、小御所東庇南方障子、常御殿中段を担当した。

### （四）杉戸絵

次に御書院に属する杉戸四箇所八組（一六面）について取り上げる。このうち三箇所については、移築前後で杉戸の位置が異なることが資料から分かっている。<sup>40</sup>さらには、御書院が現在の規模になるまでの経緯が複雑であるため、すべての杉戸が同時期に制作されたかどうか不明である。ただし、『竹に虎図』／松に鶴図（図1の③、図15）、『牡丹に唐獅子図』／桐に鳳凰図（図1の④、図16）、『溪流に草花図』／花鳥図（図1の⑤、図17）は、杉板の木目から一本の木から準備されたものと判断できるため、同時に制作されたと思われる。先に述べたように寛政一二年（一八〇〇）の探泉の御用に「杉戸」が含まれてい

るが、『牡丹に唐獅子図』の唐獅子は図様、筆致ともに探泉筆『唐獅子図』衝立（清水寺成就院蔵）と共通する特徴が多く、これも探泉の筆と考えられる。なお『桂宮』『離宮誌』ともに、この杉戸の筆者を「鶴沢某」と記している。『竹に虎図』『松に鶴図』については探泉による同主題と比較できていないため、探泉筆と断定するのは難しいが、各モチーフには、江戸狩野や鶴沢派の作例と共通する図様や筆致が見られることから、「鶴沢派」とまでは言い切ってもよいだろう。次に、『溪流に草花図』『花鳥図』は『離宮誌』では長澤芦洲（一七八七〜一八四七）とされるが、『桂宮』では、「長澤芦舟」と記されている。芦洲は、長澤芦雪の弟子で後に養子となった人物で、その子芦鳳（一八〇四〜七一）は芦雪の肖像画の作者として知られる。一方、芦舟については安政六年（一八五九）に亡くなったことが、長澤家の菩提寺である回向院にある碑文から判明するのみで、詳しい経歴は不明である<sup>(1)</sup>。安政度内裏造営において、御花御殿北縁座敷杉戸に『須磨・明石』を描いたことは分かっている。それでは、本作を芦洲または芦舟が描いた可能性はあるのだろうか。芦舟については出入りの記録が無いが、芦洲は、文化二年（一八〇五）から桂宮家に入入りしており、文化一三年（一八一六）一二月に「御絵御用」の願書を提出しており、このころに桂宮家で何らかの御用を勤めた可能性が高い<sup>(2)</sup>。この時、原在中及び在明と波々伯部龍岷も願書を提出しているが、この翌年に御書院三の間が拡張されたことが分かっている<sup>(3)</sup>ので、御書院関連の御用と推測できる。しかし、具体的にどのよう<sup>(4)</sup>な御用であったのかは不明である。杉戸については、先に述べたように杉板の点から寛政一二年（一八〇〇）の探泉を中心に行われた障壁画制作の中で探泉本人ではない周辺画家が描いたと見る方が妥当であろう。

次に残る『松に鶴図』『岩に亀図』（図1の⑥、図18）杉戸について検討する。この杉戸は板も顔料の色も先に検討した三箇所<sup>(5)</sup>の杉戸より明るく、新しい印象を受ける。同様に新しさを感じさせる杉戸が御常御殿に残っており、これらは文久二年（一八六二）の淑子内親王の相続に伴う「御絵御用」の際に制作された可能性がある。本図の筆者は、文久二年の「御絵御用」に参加している鶴沢探真（一八三四〜九三）と伝えられる。探真は、鶴沢派の七代目当主であり、先述した探泉の孫にあたる。安政度内裏造営では、小御所中段、常御所中段、

准后常御殿下段など、二〇代にして重要な部屋の障壁画を任されている。本杉戸絵は探真筆かどうか判断が難しいが、樹木や岩の描き方から鶴沢派の作例と見ることはできよう。

### むすびにかえて

本稿では、本丸御殿の玄関と御書院の障壁画について、その概要を示し、制作年代や筆者について、現段階での見解を示した。一九世紀の京都で活躍した画家については研究が十分に進んでおらず、伝承されている筆者の作例との比較が決定的に不足している。今後は、他の作例との比較を進めるとともに、『日記』の記事に加え、それ以外の同時代史料も視野に入れ、考察を深めたい。

### 【注】

(1) この資料は、『御所』『大宮御所』『皇后宮御所』『桂離宮』『二条離宮』『修学院離宮』『桂離宮御幸御殿御棚之図』とともに『号外之1』と記された封筒に一括封入されていたもので、主殿寮出張所の野紙に書かれ、長崎の蔵書印が捺されている。主殿寮出張所は、明治十九年（一八八六）二月に桂宮御殿に設置されていた宮内庁支庁を廃し、新たに設置されたもので、大正一〇年（一九二一）一〇月に廃された。一方、長崎は明治一三年（一八八〇）に宮内省に入り、後に宮内顧問官に任ぜられた。以上から、この文書は明治十九年二月以降に作成されたものと判断できる。

(2) 荒井朝江・西和夫「二条城本丸旧桂宮御殿の前身建物とその造営年代について」桂宮家石薬師屋敷寛政度造営建物と今出川屋敷への移築」『日本建築学会計画系論文報告集』三八七、一九八八年）、西和夫・津田良樹・小沢朝江「二条城本丸旧桂宮御殿の造営と障壁画について」桂宮家御殿造営と御出入絵師（1）」『研究報告集 計画系』六一、日本建築学会、一九九一年）

(3) 小川裕久「大原吞舟『鹿図』について」『史窓』四六、二〇一六年）

(4) 『日記』嘉永元年九月二八日条、嘉永二年正月二日条、同六月一四日条、嘉永五年六月一九日条



- (5) 小川二〇一六年
- (6) 元離宮二条城事務所編『重要文化財二条城本丸御殿玄閣修理工事報告書』第七集、一九八六年
- (7) 西・津田・小沢一九九一年
- (8) 以下、八木奇峰の経歴は、『八木奇峰と二人の師匠』（長浜市長浜城歴史博物館、二〇〇九年）に拠る。
- (9) 「東本願寺障壁画 筆者関係古記録 資料三 文政再建御座敷御絵記」『明治造宮百年 東本願寺』上、真宗大谷派本願維持財団、一九七八年）七八～七九頁
- (10) 荒井・西一九八八年
- (11) 嘉永四年は、節句の挨拶のための参上の記録だけであったが、嘉永五年には、それ以外の参上がある（二月二日、三月六日、六月八日）。また、在照以外の画家の出入りも前年より多く見られるため、この時期に新造された建物の御絵御用があったのかもしれない。ただし、『日記』のうち、嘉永四年は一月一日以降が、同五年は九月一七日以降が残っていない。
- (12) 『日記』寛政二二年正月三日条の在中、在正の参賀が初出か。天保一四年五月四日条には在明が桂離宮の「御絵御用」を勤めた記事がある。西・津田・小沢一九九一年
- (13) 京都府総合資料館編『京都画派の名家 原在中とその流派』一九七六年
- (14) 福田道宏「文化四年、原在明の江戸下校と享和・文化年間、原家の動向」『京都造形芸術大学紀要』第一七号、二〇一二年
- (15) 福田道宏「近世後期『春日絵所』考―天保五年、原在照への「絵所」職株譲渡をめぐる―」『美術史研究』三九号、二〇〇一年
- (16) 冷泉為人「『陵王納曾利・安摩二舞』作品解説」『皇室の至宝七 御物 障屏・調度Ⅱ』毎日新聞社、一九九二年）二二一～二二二頁
- (17) 荒井・西一九八八年
- (18) 西・津田・小沢一九九一年
- (19) 西・津田・小沢一九九一年
- (20) 西・津田・小沢一九九一年、『日記』文久二年一二月五日条
- (21) 『日記』文化一三年一二月朔日条
- (22) 『円山派陳列目録』（京都帝室博物館、一九〇八年）、『地下家伝』第一四～二〇（日本古典全集 第六期、日本古典全集刊行会、一九三八年）八九二～八九三頁、『京の絵師は百花繚乱』画家解説より（京都文化博物館、一九九八年）二九三頁
- (23) 『大日本維新資料集』第三篇第四
- (24) 『地下家伝』第一～七（日本古典全集 第六期、日本古典全集刊行会、一九三七年）一二二頁
- (25) 『京の絵師は百花繚乱』画家解説より（京都文化博物館、一九九八年）二八四頁
- (26) 豊田豊『岸竹堂伝』（荘人社、一九三二年）、大橋乗保「岸竹堂考」『京都工芸繊維大学工芸学部研究報告 人文』二〇、一九七二年）、与謝野町立江山文庫『近代日本画の足音 岸竹堂の絵画』（与謝野町教育委員会、二〇〇八年）
- (27) 目録詳細／賀茂弥宜神主系図 新古系図 第七卷（直）（adecac.jp）
- (28) 農商務省博覧会掛編『内国絵画共進会出品人略譜 第2回』（国文社、一八八四年）二二〇頁
- (29) 狩野素川（寿信）編『本朝画家人名辞書 下』（大倉保五郎、一八九三年）二五二頁
- (30) 『二条離宮修繕工事録』六（宮内庁書陵部蔵）明治一九年五月二七日条、『明治一八年～二〇年 二條離宮修繕工事録一 伺及往復書』（宮内庁書陵部蔵）
- (31) 西・津田・小沢一九九一年
- (32) 武田恒夫「障壁画（二）―二之丸御殿大広間、式台、黒書院と本丸御殿―」（『元離宮二条城』小学館、一九七四年）三六六頁
- (33) 西・津田・小沢一九九一年では、寛政一二年に「御立入」を許されるとするが、寛政一一年七月九日条に訥言が参上し、「昨日御目錄拝領申御礼」とある。
- (34) 「作品解説」7 『尾張のやまと絵 田中訥言』名古屋城特別展開催委員会、二〇〇六年）
- (35) 日研和歌データベース (ri.chihon.ac.jp) の語句検索では、「すみのえ」の和歌四二五件のうち、「まつ」は二二五件、「なみ」は一八二件、「きし」は一二二件登場するのに対し、かけことばも含んで「貝」ととれる「かひ」は

二二件であった。

- (36) 鈴木幸人「京都襖絵再見記 6 青蓮院」『茶道雑誌』六八、二〇〇四年
- (37) 田中訥言の伝記は朝日美砂子「田中訥言―走り続けた画家」『尾張のやまと絵 田中訥言』名古屋城特別展開催委員会、二〇〇六年に拠る。
- (38) 探泉については、五十嵐公一「鶴沢探泉について…生まれ年と家督相続」『芸術文化研究』二一、大阪芸術大学大学院芸術研究科、二〇一七年に拠る。
- (39) 『日記』寛政二二年三月一〇日条、同一五日条、同二〇日条、同三〇日条、同年四月二〇日条、三〇日条
- (40) 移築前の状況は、「桂宮御中書院地之間図」(『工事録 5 明治二十七年』のうち「明治二十七年桂宮二条本丸改築費乙」簿冊所収)及び、『桂宮』(国会図書館所蔵)(資料1)に拠る。なお、現在の杉戸の位置は、『工事録 4 明治二十七年』内の「明治二十七年桂宮二条本丸改築費甲」簿冊中の「桂宮御書院及御廊下地之間図(写)」と一致している。
- (41) 『東洋美術大鑑』第六冊(審美書院、一九〇九年)五五五頁
- (42) 『日記』文化一三年二月一一年条
- (43) 注21、『日記』文化一三年二月二日条

資料1〔号外之1 御所 他〕『桂宮』(国立国会図書館蔵)

桂宮 弘化年中建築  
一 常御殿

(朱文方印)

「長崎蔵書之印」

上段

襖 絵 松二鶴

床張付 同 同

違棚并障子腰張付 同 山二小松

小襖 同 上四枚 下貳枚 鶴 岩上二竹緑毛之龜 狩野永岳筆

二之間

襖并障子腰張付 絵 四季草花 中寫来章筆

三之間

襖 絵 倭之耕作

障子腰張付 同 同 中嶋華陽筆

四之間

襖并張付 絵 春秋之花鳥

違棚小襖 同 上四枚 小鳥 下貳枚 柴垣二萩野菊

障子腰張付 同 春之草花 長野祐親筆

五之間

襖并張付 絵 紅白萩

障子腰貼付 同 同 八木奇峯筆

一 御三階

違棚小襖	繪	上貳枚 小鳥 紅梅二小鳥		秋之間東掾座敷中仕切	繪	北面 鶴龜	鶴澤 某筆
一 從常御殿御書院間廊下				一 表大廊下東之方	繪	東面 岩間之大瀧 西面 楓二幔	長野祐親筆 原 在照筆
杉戸	繪	東面 四季之花籠 西面 薔薇二犬子	五井友山筆	杉戸	繪	東面 梅二納曾利 西面 梅二陵王	原 在照筆
一 御書院				一 侍所北之方	繪	南面 糸桜に鶴 北面 花車	八木奇峯筆
上段				杉戸	繪		
違棚小襖	繪	四季草花折枝二錦花鳥	原 在照筆	一 表雁之間 貳夕間	繪	芦二雁	
春之間	繪	春之山水	圓山應立筆	襖并張付	繪		
襖	繪	春之山水		床張付	同		
違棚小襖	繪	上四枚 下貳枚 海邊之景 浪二貝	筆者 不詳	一 表御対面所			
夏之間	繪	夏之山水		上段			
襖并張付	繪			違棚小襖	繪	上四枚 下貳枚 春海邊之景 秋海邊之景	筆者 不詳
障子腰張付	同			一 表大廊下東之方	繪		
秋之間	繪	秋之山水	筆者 不詳	杉戸	繪		
襖并張付	繪			同西之方	繪		
障子腰張付	同			杉戸	繪		
冬之間	繪	冬之山水	岸 竹堂筆	一 表雁之間 貳夕間	繪		
襖并張付	繪			襖并張付	繪		
障子腰張付	同			床張付	同		
春之間西掾座敷	繪	北面 桐二鳳凰 南面 牡丹二獅子	鶴澤 某筆				

中仕切 襖	御黒戸 下段 小襖	使者之間 衝立
繪 牡丹二錦花鳥 筆者 不詳	繪 鳳凰二草花切枝 筆者 不詳	繪 南面 高浪 北面 海中岩上二鷺 大原吞舟筆
		中嶋来章筆

図1 本丸御殿平面図

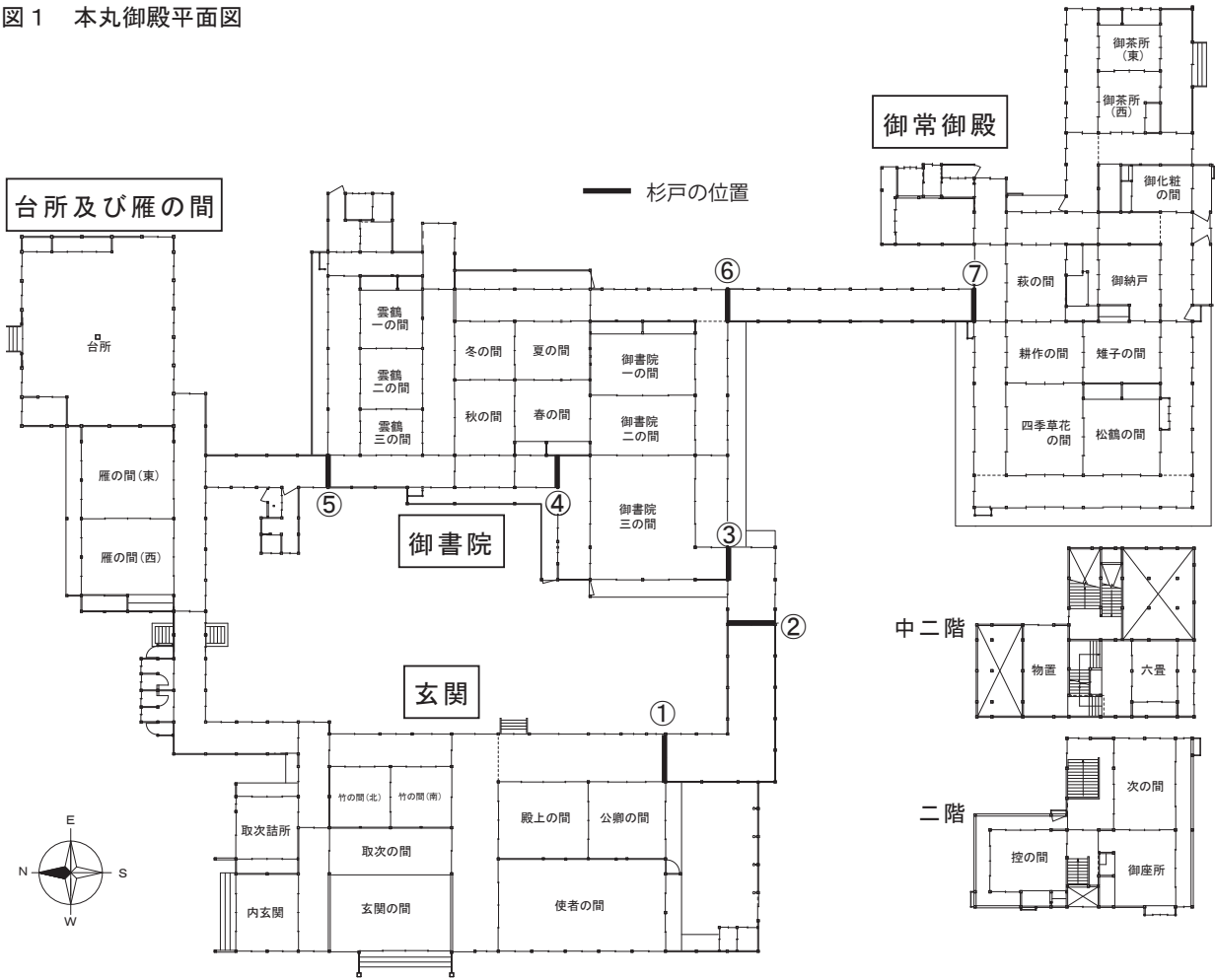


図2 桂宮御殿略平面図（移築前）

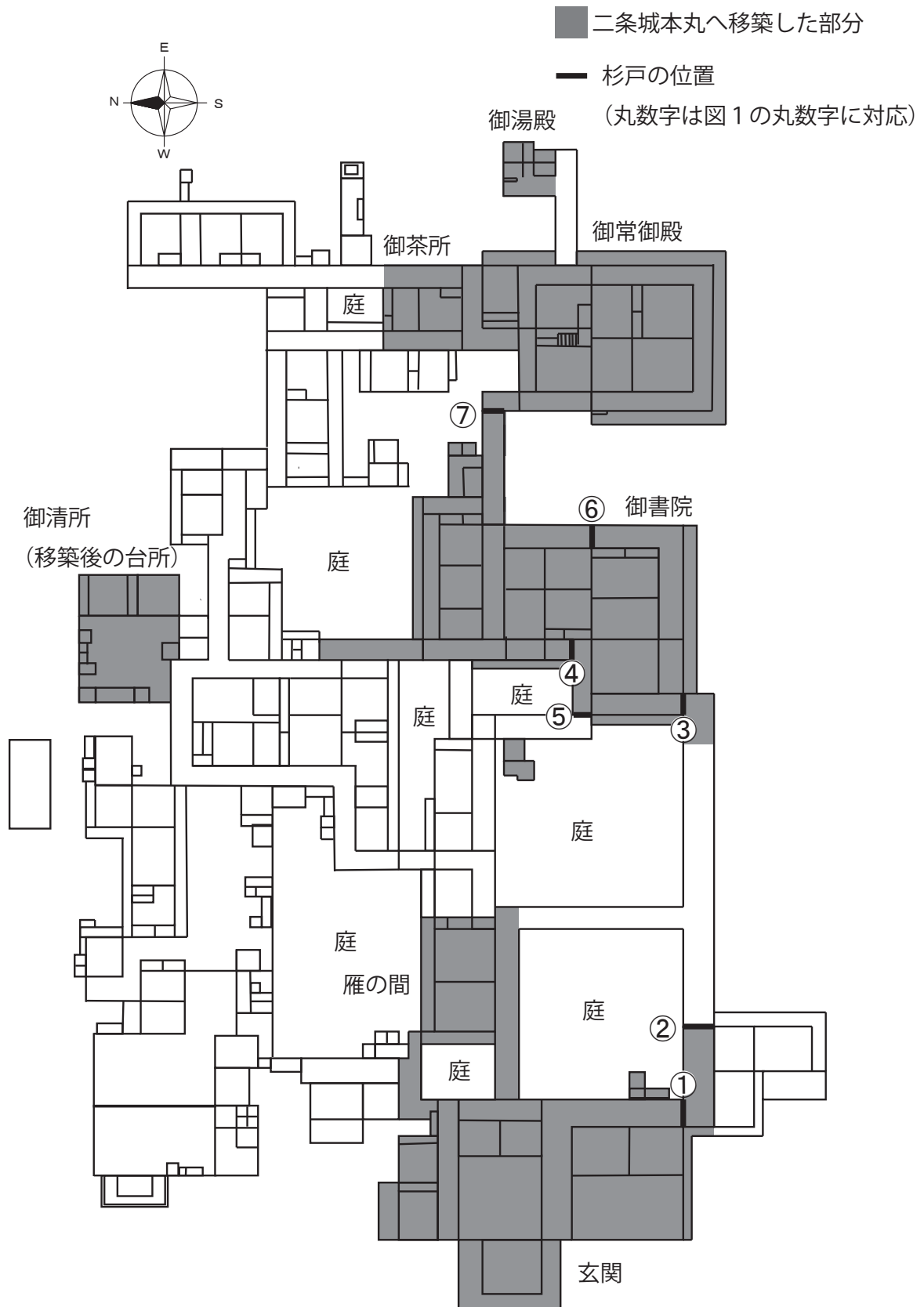




図3 玄関衝立《波濤に鷲図》



図4 《波濤に鷲図》落款

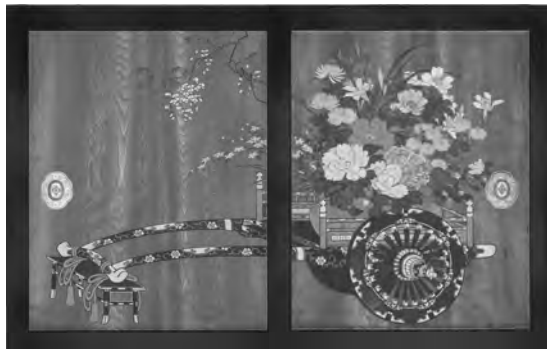


図5 杉戸絵《花車図》



図6 杉戸絵《糸桜に鶴図》



図7 杉戸絵《梅に納曾利図》



図8 杉戸絵《梅に蘭稜王図》

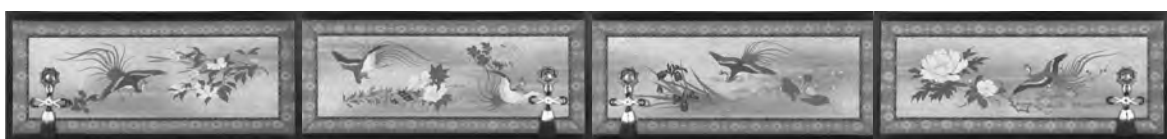


図9 御書院一の間天袋小襖《四季草花に尾長鳥図》

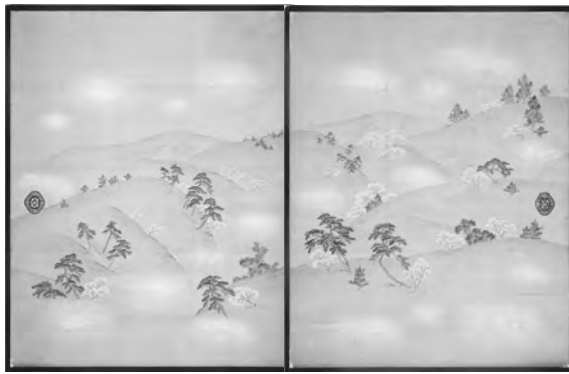


图 10 四季の間 春の間 南面部分



图 11 四季の間 夏の間 南面部分



图 12 四季の間 秋の間 北面



图 13 四季の間 冬の間 西面



图 14 四季の間 春の間 天袋小襖《住吉社頭図》



图 15 杉戸絵《竹に虎図》



《松に鶴図》

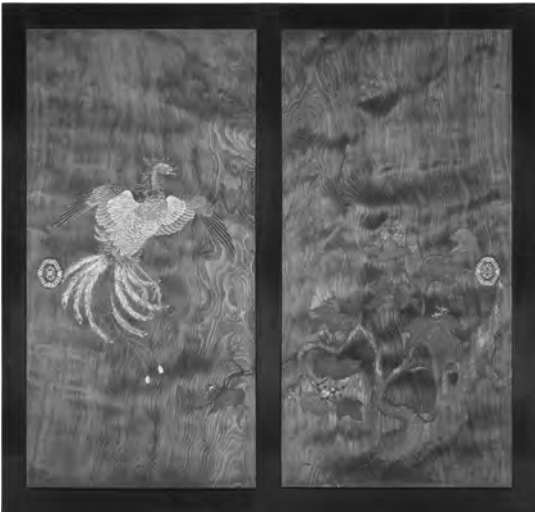
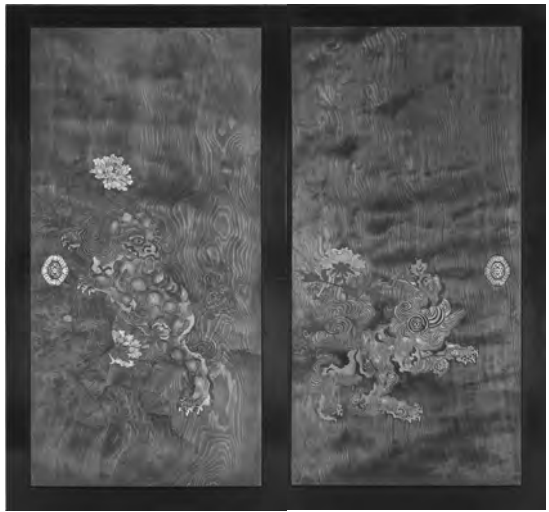


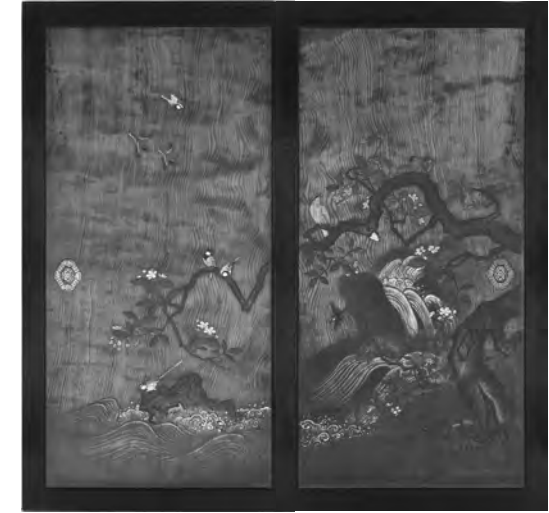
图 16 杉戸絵《桐に鳳凰図》



《牡丹に唐獅子図》



图 17 杉戸絵《花鳥図》



《溪流に草花図》





图 18 杉戸絵《松に鶴図》



《岩に亀図》

## 【作品介绍】 旧二条離宮（二条城） 本丸御殿の障壁画 御常御殿、台所及び雁の間

中野 志保

### はじめに

明治二十七年（一八九四）に、御所の北側にある桂宮家の御殿（以下、桂宮御殿）の主要部を、二条離宮の本丸に移築して完成した、現在の本丸御殿（本誌掲載の松本直子「作品介绍」旧二条離宮（二条城 本丸御殿の障壁画 玄閣、御書院 図1参照）は、玄閣、御書院、御常御殿、台所及び雁の間の四棟から成り、部屋内には紙本や絹本、廊下には杉戸に描かれた障壁画がある。本稿は、そのうち、御常御殿、台所及び雁の間の障壁画について、各部屋の画題、技法、様式、筆者を紹介するものである。なお、各部屋の障壁画の筆者は、『京都御所離宮誌』（宮内庁蔵）及び、宮内省の式部官や宮内大臣秘書等を務めた長崎省吾（一八五〇～一九三七）関係文書『桂宮』<sup>1)</sup>に依拠することとする<sup>2)</sup>。

はじめに、建物の建築年代と、障壁画の制作年代について、先行研究の成果を確認しておきたい。移築前の御常御殿、台所及び雁の間を含む桂宮御殿の整備は、弘化二年（一八四五）から始まった<sup>3)</sup>。この時期は、桂宮家十代当主節仁親王（一八三三～三六）が没した天保七年（一八三六）以降、文久二年（一八六二）に、孝明天皇（一八三二～六七）の異母姉、敏宮淑子内親王（一八二九～八二）が一代当主となるまでの間、空主の時代にあたる<sup>4)</sup>。このうち御常御殿は、嘉永元年（一八四八）十一月二九日に地鎮祭が行われ、少なくとも嘉永二年（一八四九）一二月以降に竣工した<sup>5)</sup>。台所及び雁の間の建築年代は特定されていないが、移築前は玄閣近くに配置されていたため、「御車寄・御玄閣等」<sup>6)</sup>は、立柱が弘化五年（一八四八）正月三日、竣工が嘉永元年（一八四八）九月以降とされていることに鑑みると、そこからあまり隔たらない時期の建造と推測される。桂宮御殿全体の整備が完了した時期は特定されていないが、嘉永七

年（一八五三）四月六日に起こった御所の火災により、同月一日から安政二年（一八五四）一月二三日まで、桂宮御殿は仮御所となっていたことから<sup>7)</sup>、嘉永七年（一八五三）四月一五日までに竣工していたことは確実である。

障壁画の制作年代について、武田恒夫「本丸御殿障壁画」（『元離宮二条城』小学館、一九七四）では、桂宮御殿の整備が完了したと目されてきた弘化四年（一八四七）説が採られていたが、上述のとおり、嘉永元年（一八四八）以降も整備が続けられていたことが明らかになったため、再考を要することとなった。まず御常御殿について、西和夫、津田良樹、小沢朝江「二条城本丸旧桂宮御殿の造営と障壁画について―桂宮家御殿の造営と御出入絵師（一）―」は、『桂宮日記』の記述において、「文久二年二月五日、鶴沢探真、中島来章名代の中島有章、原在照名代の葉多在周、狩野縫殿助（永岳）、長野図書允（祐親）の七名が、『御絵御用二付』き『出殿』している」（※括弧内は本稿筆者）こと、そして、「第十一代淑子内親王がこの年十二月二三日に宮家を相続し、翌三年四月二三日に今出川屋敷に移徙しているから、この『御絵御用』は、淑子内親王の移徙に備えてのものと思われる。」ことから、文久二年（一八六二）年における桂宮家相続の際に障壁画が描かれたと指摘した<sup>8)</sup>。加えて、台所及び雁の間の雁の間は、『桂宮日記』「嘉永七年四月十四日条」に『雁之間襖御張付御絵も結構に御出来』しているので破損しないように襖は『戸』に取換え、張付は板で覆うようにとの指示が出されている<sup>9)</sup>ことから、この時既に障壁画が存在していたとする<sup>9)</sup>。

二条離宮への移築に際し、御常御殿は時計回りに九〇度回転し<sup>10)</sup>、台所及び雁の間の雁の間は移築前のお清所（現台所）と隣接し、さらに、東側の室にあつた棚と押入を、西側の室に移すという変更が加えられた<sup>11)</sup>（松本前掲・図1及

び図2参照)。本稿では、可能な限り、移築前の状況、すなわち、障壁画が制作された時点での状況を、復元的に捉えることを目指すため、御常御殿の障壁画は、以下、部屋ごとに、各壁面の初出時に、旧方角を併記する。

## 一 御常御殿

### (一) 松鶴の間

松鶴の間は、御常御殿の南西に位置する。移築前の建物の平面図と考えられる、『桂宮総図』（宮内庁書陵部蔵）には「御座の御間」と記されることから、当主の居室であったと分かる。

まず、東面（旧・北面）に床と違い棚があり、床の貼付には、主に松と水流、鶴が描かれる。松は、画面中央に配され、根元から逆「く」の字の形に幹を伸ばす。違い棚の天袋小襖四面には、金地に鶴六羽が、床のある右へ向かって飛ぶ姿が描かれる。棚の壁貼付は、棚の上に土坡、下に水流があり、その岸边には子目の遊で引かれる小松のような、ごく若い松が生えている。地袋の小襖二面には、岩と、長寿の象徴とされる蓑亀が描かれる。

北面（旧・西面）襖四面（口絵8）は、東面の床に同じく、松と水流、鶴が描かれる。こちらは松が二本、どちらも東より一の襖に根元があるが、手前の松はうねりながら上方に幹を伸ばし、奥の松は、左に幹を伸ばし、その先端は東より四に至る。鶴は成鳥三羽、雛鳥二羽が描かれる。

西面（旧・南面）の腰障子四面には水流が横断し、水中や岩上には亀、岸边には東面と同じ若松が描かれる。南面（旧・東面）の腰障子二面のうち、西より二には若松と根笹が描かれ、東面の床貼付の根笹との繋がりが示唆される。

この部屋の障壁画は、松、鶴、亀という、長寿を象徴する画題で構成される点、当主の御座所の設えに相応しい。加えて、十代当主は四歳、九代当主は二歳で早世しているという桂宮家の状況を踏まえると、当主の長寿を願う、切実な願いが込められたことは想像に難くない。

技法は、紙本着色で、金銀の砂子が蒔かれ、緑青や群青の濃彩と相まって、豪華な雰囲気纏う。また、松の、うねりながら上へ、又は左へと向かう樹形

や、方形を重ねた岩の形態（図1）、松や岩に見られる漢画的な筆致は、筆者とされる狩野永岳（一七九〇〜一八六七）の様式的特徴に合致する。

永岳は、景山洞玉（一七六一〜？、後の狩野永章<sup>(14)</sup>）の子に生まれ、後に京狩野八代当主、狩野永俊（一七六九〜一八一六）の養子となり、文化一三年（一八一六）に九代当主となり、御所や、撰閑家である九条家、彦根藩主井伊家の御用を務めた<sup>(15)</sup>。安政度の御所障壁画制作においては、御常御殿の上段、一の間、皇后常御殿の上の間、御学問所の上段の間等、建物の中で最も格式の高い部屋を担当し、他に諸大夫の殿上人の間等の障壁画を描いていることからも<sup>(16)</sup>、御常御殿の中で最も格式の高い「御座の御間」を担当するに相応しい絵師といえる。

### (二) 雉子の間

雉子の間は、松鶴の間に対して、現在は東隣に、移築前には北隣にあった。『桂宮総図』に「御寝の御間」と記されており、当主の寝所とされる。

まず、東面（旧・北面）には、南側から襖と違い棚、壁があり、襖二面には、色づいた紅葉と松が生える遠山が描かれる。遠山は違い棚の壁貼付にも描かれ、違い棚の天袋小襖四面は、金地に小禽七羽が左へ向かって飛ぶ。地袋小襖二面は、胡粉を盛り上げて柴垣を表し、萩と菊が添えられる。北端の壁貼付一面は、霞の向こうに色づいた紅葉と岩があり、紅葉に小禽が止まる。

北面（旧・西面）の襖四面（口絵9）は、紅葉と小禽、雉子が描かれる。紅葉は東より一、二、三に二本あり、手前と奥に、その根元が配される。奥の紅葉は上方へ伸び、手前は左へ屈曲し、東より二で再び折れて上に向かう。紅葉の葉は、東より一、二では赤色、東より三、四では緑色で、季節の移り変わりを示している。

西面（旧・南面）の壁二面は、北側と南側の両端側に小禽が止まる桜を配し、中央の余白には躑躅と雉子の雉子と三羽の雛鳥を描く。これらの桜の描写には、盛り上げ胡粉が用いられる。南側の画面には遠景があり、桜と松の生える遠山が描かれる。

南面（旧・東面）の腰障子四面には、蒲公英、菫、蓮華、土筆など春の草花

が描かれている。

技法は紙本着色で、画面全体に金砂子による霞が漂う。鮮やかな色彩と丸みを帯びた形態によって、春と秋の景物を描くことは、松鶴の間に見られる、不変性の強い画題（松）と漢画的筆法の組み合わせとは対照的である。表（御座所）と奥（寝所）という、部屋の機能の対照性に合わせた、画題と筆法の選択がなされたと考えられる。

他方、雉子の間の北面の襖四面における紅葉の、横方向に長く伸びる樹形や、二本を前後にする配置は、松鶴の間の北面の松の描き方に通じ、さらに、岩の方形を重ねたような形（図2）は、松鶴の間の岩（図1）のそれを簡略化したように見え、構図やモチーフの形態に、松鶴の間との共通点が認められる。

障壁画の筆者とされる長野祐親（生没年未詳）<sup>(17)</sup>は、丹波国出身の人物であり、松鶴の間の筆者、狩野永岳に師事した。波多野姓であったが、長野姓を継ぎ、安政三年（一八五三）八月一二日に図書寮に任官して「従六位上」に叙せられ、同日に「丹波介」、九月一七日には「少允」に任ぜられている。慶應三年（一八六七）八月の「明治天皇即位御道具御用」に参加しているが、詳しい画業は未詳である。<sup>(19)</sup>

### （三）四季草花の間

四季草花の間は、松鶴の間の北隣にあり、移築前には西隣に位置した。『桂宮総図』には、「草花ノ間」と記され、移築前の用途は明らかではない。

まず、西面（旧・南面）の腰障子四面は、右、すなわち北側から、土筆、蔦の臺、春蘭、種類不明の黄色と臙脂色の花、蕨、蓮華、蒲公英、葶等、春の草花を描く。

南面（旧・東面）の襖四面（口絵10）と壁貼付一面は、春から夏の草花で、右（西側）から、蒲公英、葶、菜の花、豌豆、蓮華、苧環、芥子、河骨、菖蒲、壁貼付に撫子を描く。

東面（旧・北面）の襖四面（口絵11）は、秋の草花である。右（南側）から薄、桔梗、女郎花、露草、秋海棠、蜀葵、薄、朝顔、薄、竜胆、菊、女郎花、吾亦紅、竜胆を描く。

北面（旧・西面）の腰障子四面は、冬の草花であり、右（東側）からツワブキと鳶を這わせる豆花、菊、水仙を描く。

西面、すなわち旧南面を春とし、四方を四季になぞらえて、反時計廻りに季節がめぐる構成となっている。

技法は、紙本着色で、余白と地面付近を中心に、金銀砂子が蒔かれている。草花（図3）は写生的な描写であり、茎や葉は、一部を除き没骨の淡彩で描かれるため、華やかながらも繊細で、柔らかな雰囲気をたたえる。

障壁画の筆者とされる中島来章（一七九六―一八七一）は、大津または信楽の生まれで、円山応挙（一七三三―一七九五）の弟子、渡辺南岳（一七六七―一八一三）に師事し、南岳没後は、応挙の息子、円山応瑞（一七六六―一八二九）に師事したとされる。<sup>(20)</sup>安政度の御所障壁画制作では、御常御殿の小座敷上の間、南廂の杉戸絵、皇太子のための御花御殿の上の間に障壁画を描いた。<sup>(21)</sup>格式の上では、最高位に次ぐ位置付けの部屋と言え、本丸御殿の御常御殿での部屋の格式に合致する。

### （四）耕作の間

耕作の間は、四季草花の間の東隣、移築前には北隣の部屋で、『桂宮総図』には、「耕作ノ間」と記される。

まず、西面（旧・南面）の襖四面（図4）は、北より一、二に、初春の種浸しと種蒔き、北より三、四に田起こしを描く。農作業以外では、茶屋や猿引き、子供、子供連れの女性も描かれる。北より四の中景には、農産物の競りと思われる描写があり、その右側には、青色の着物を着た女性一人が、御供の三人と共に、旅姿で描かれる。<sup>(22)</sup>

南面（旧・東面）の襖四面は、夏の田植えの情景である。田植え作業に従事する人々の他、男女が食べ物を囲んで休憩する場面や、頭に桶を乗せた子供連れの女性、小川に遊ぶ子供達を描かれる。水車を回して田んぼに水を引く男性の姿もある。左端の西より四は、画面の右側に田んぼが少し張り出して描かれているが、画面の多くは余白となっている。

東面（旧・北面）の襖五面（図5）は、秋の収穫の情景を描く。南より一は、

田んぼに案山子等の鳥除けがあり、落雁も描かれる。南より二、三では、稲刈りの作業や、千歯こきで脱穀する作業が描かれる。他に、休憩する男性、彼らに話かける老人の姿もあり、橋の上では、米俵を積んだ牛を男性が引く。南より四では、唐竿を使った脱穀作業、臼、唐箕、万石通しを使った精米作業が行われ、これらの作業をながめる子供の姿もある。小川の向こうでは、米俵が蔵に運び入れられる。南より四には、大津絵のような図柄の絵が陳列された棚店が描かれる。南より五は、米を俵に入れる作業の傍に、烏帽子に狩衣、指貫を着た男性が太鼓あるいは鐘を叩き、犬が後ろについていく。その装束から、歌念仏の様な、歳末の門付けの芸人と思われる。画面の中央にある、門と塀を備えた家の門扉の傍には米俵があり、ここが米の消費地であることが示唆される。室内には機織りをする女性が、勝手口の前には老女がいる(図6)。家屋の前の大木の傍には、祠と、「定」と書かれた立札がある。

北面(旧・西面)の腰障子四面は、精米の情景である。東より二には、水車小屋の中で、米が突かれ精米されている様子が描かれ、外では、男性が馬から米俵を下ろしている。東より三は、水車小屋の水車側を描き、外では、男性が、白い袋が積まれた荷車を引いている。周囲の田んぼは、いずれも刈り入れ後の状態である。

四季草花の間と同様、西面、すなわち旧南面を春としており、四方を四季になぞらえて各季節の耕作の場面を描き、反時計廻りに季節がめぐる構成である。

こうした四季耕作図の起源は古代の中国にあり、一年間の稲作と養蚕・機織りの作業工程を見せ、その苦勞を皇帝や皇太子に知らしめるために誕生した<sup>23</sup>。従って、この四季耕作図もまた、桂宮家の当主の御常御殿に描かれるに相応しい画題であると言える。加えて、高貴な立場であることを想起させるような、東面の南より五に描かれる機織りの女性や、子供及び子供連れの女性が多く描き込まれるのは、その受容者が女性当主であることを想定したものと考えられる。

技法は紙本淡彩で、金砂子は見られない。本図の中に描かれる建物や樹木等のモチーフや人物の身体描写に破綻がなく、絵師の技量の高さがうかがえる。筆者とされる中島華陽(二八一三〜一八七七)は、横山崋山(一七八一又は八四一〜一八三七)に師事し、文政度の東本願寺再建にも従事した<sup>24</sup>。安政度の御

所障壁画制作では、御常御殿の申の口の間、皇后常御殿の西北の間に障壁画を描いた。部屋の格式で言えば、末尾に近い部分にあたる部屋を担当している<sup>25</sup>。

#### (五) 萩の間

萩の間は、耕作の間の東隣の部屋で、移築前は北隣に位置していた。『桂宮総図』にも同じ室名で記載される。室名の通り、壁面全体に渡って、紅白の萩が、水流や土坡と共に描かれ、所々に露草も描かれる。以下、各壁面で異なる描写のみ記述する。

まず、西面(旧・南面)の襖四面(図7)は、壁面左下から水流が現れ、最初は右に、次に左に、最後に右というように、ゆるやかに蛇行し、最後は画面の中央付近にフェイドアウトする。左下の土坡には、岩が描かれる。

南面(旧・東面)は、襖三面と壁貼付一面があり、緩やかに右下から左上へ向かう土坡の稜線があり、稜線の頂部付近に岩がある。

東面(旧・北面)の襖四面(図8)は、画面中央やや右で土坡の稜線が交わり、そこに現れる水流は、最初は左、次は右に屈曲し、最後は画面右下にフェイドアウトする。画面中央やや左では、水流の左右が岩場になり、そこから小さな滝となって下に流れ落ちている。

北面(旧・西面)腰障子四面には土坡や水流がなく、萩と露草等、秋の草花が描かれる。

東面は、西面の構図を反転させたような構図となっている。ただし、西面では最初から水面全てが見えるのに対し、東面の水流は、最初は土坡に隠れて見えないが、下へ行くに従ってその姿を現す。そのため、西面は、低い位置にある水流を、東面は、高い位置にある水流を眺めている様に感じる。東面を高地、西面を低地として設定し、南面には、その高低差の繋がりを示すような斜面を描いており、部屋内が、紅白の萩が生える水辺に見立てられていると考えられる。

技法は紙本着色で、耕作の間と同様、金砂子等は見られない。萩(図9)や露草は写生をふまえた没骨で描かれ、他方、岩(図10)の輪郭線は太く、淡い調子ではあるが皺が入り、点苔も描かれる。余白を多くとり、洒脱な雰囲気がある一方で、西面と東面の構図を鏡面関係にするなど、構造的な志向も感じら

れる。

筆者とされる八木奇峰（一八〇六～七一）は、近江国出身で、最初、京狩野の山懸岐鳳（一七七六～一八四七）に、後に、四条派の松村景文（一七七九～一八四三）に師事したとされる<sup>(26)</sup>。草花の写生的な描写には円山派の、余白の多さには四条派の、また、岩の描き方や構造的な構図には京狩野の影響が看取される。安政度の御所障壁画制作では、皇后常御殿の西南の間、御花御殿の西の間に障壁画を描いた。御所全体でみれば、最高位である御常御殿に次ぐ建物だが、部屋の様式としては高くない<sup>(27)</sup>。奇峰の詳しい経歴等については、本誌掲載の松本直子「作品介绍】旧二条離宮（二条城）本丸御殿の障壁画 玄関、御書院」も参照されたい。

#### （六）二階御座所 違い棚の天袋と地袋

御常御殿二階の御座所の北面（旧・西面）には違い棚と床があり、その天袋と地袋の小襖各二面に障壁画が描かれる。天袋（図11）には小禽五羽が、床のある左（西側）へ向かって飛ぶ姿が描かれる。地袋（図12）には、紅梅が屈曲しながら幹や枝を伸ばし、枝には小禽が二羽、互いに視線を交わしている。

技法は、紙本着色で、金砂子が蒔かれている。筆者とされるのは、雉子の間と同じ長野祐親で、丸みを帯びた小禽の姿や、凹凸の少ない樹木の描き方は、雉子の間の小禽や紅葉に共通する。

#### （七）杉戸絵

御常御殿の杉戸絵二枚四面は、現状、御書院と御常御殿を繋ぐ渡り廊下と、御常御殿北廊下との境にある。移築前も同じく御書院と御常御殿との渡り廊下に設置されていたが、この時点での渡り廊下は、御書院の東側と御常御殿の西北隅に繋がっていた（松本前掲・図2参照）ため、現在と状況が異なることは分かるが、その詳しい位置は分からない。

渡り廊下側（北側）の二面（図13）は、薔薇と仔犬を描く。薔薇は二本、いずれも根元は左側の画面にあり、右上方へ向かって伸び、円弧を描いて下降する。薔薇の下には仔犬が七匹描かれる。御常御殿側（南側）の二面（図14）に

は、うち右側一面に花籠が描かれ、朝顔、女郎花、牡丹、水仙、菊、花菖蒲が入る。花菖蒲の後方には梅が伸び、左側の画面で枝を垂らしている。

技法はいずれも板絵に着色。仔犬（図15）は、表情豊かで愛らしい姿が、応挙風の、丸みを帯びた形態で描かれる。南側の花籠の花々（図16）や、北側の薔薇には、明瞭な輪郭線を持ちつつも、葉の裏や横から見た姿を描く、写実的な態度が見える。筆者とされる五井友山（生没年未詳）は、絵の特徴から、円山派や、そこから派生した画派に学んだ可能性は高く、優れた技量を持っているが、管見では、作品を含め他の資料を見つけられておらず、画業の解明は今後の課題である。

## 二 台所及び雁の間

雁の間は、東側と西側の二室がある。「はじめに」で述べた通り、移築前後で棚と押し入れが移動しており、障壁画にも、それに伴うものと思われる紙継等の痕跡が見られるが、どこを、どのように変更したのかは今後の課題とし、以下では、現状の部屋の位置と方角で障壁画について記述する。

### （一）雁の間 東

西面の襖四面に、雁一羽が水に半身を浸け、右へ向かって泳ぐ姿と芦を描く。北面は壁貼付一面と戸襖四面があり、合わせて五面のうち東より四には、飛翔しながら左右に交差する雁二羽、東より二には右へ向かって飛ぶ雁一羽がいる。東面（図17）の壁貼付三面には、右に向かつて飛立つ雁二羽と芦を描き、南面は、東側の壁貼付一面に芦が描かれるが、残る腰障子四面に障壁画はない。

### （二）雁の間 西

西側の雁の間の西面は、南側に棚、北側に襖二面があり、棚の上部の壁貼付には、襖の方向に向かつて飛ぶ雁二羽を描く。棚の下部の壁貼付は、右下に水流の線があり、その線は北側の袖壁の左下に繋がる。襖二面には岩場と、その上に二羽の雁を描く。うち一羽は、左上を見上げ、視線の先には棚の上部の壁

貼付に描かれた、飛来する雁がいる。北面の戸襖四面には、東より一、二に芦を描くのみである。東面の襖四面(図18)は、西面と同様、岩場の上に雁を描き、雁が見上げる先に、飛来する一羽の雁を描く。

雁は渡り鳥であり、秋に北方から日本へ渡って冬を越し、春になると、北方へ帰っていく。このことを踏まえると、西の雁の間は、北方から雁が飛んでくる秋の光景、東の雁の間は、泳ぎ、又は飛び立つ姿から、雁が北方へと帰っていく春の光景と捉えられる。

雁の間二室の障壁画は、水墨の技法で描かれる。筆者とされる中島来章は、先述のとおり、御常御殿の四季草花の間の障壁画も描いている。飛び、泳ぎ、または岩上に佇む雁を、のびやかに、また、写実を踏まえながら、的確な墨線で表現する本図(図19)は、来章の高い画力を示す好例と言えよう。

### おわりに

この様に、御常御殿六室と杉戸絵、台所及び雁の間の雁の間に描かれた障壁画を概観すると、部屋の格式や用途に合わせた画題、技法、筆者が選ばれていることが分かる。

また、画題の点では、松鶴の間の鶴、雉子の間の雉子は、いずれも成鳥と共に雛鳥を描き、耕作の間には子供や母子が多く確認できる。耕作の間には、高貴な女性の受容者が想定される図像が確認できることから、先行研究が述べる様に、御常御殿の障壁画制作が、文久二年(一八六二)年の淑子内親王の桂宮家相続を契機としている可能性は、非常に高いと言えるだろう。

これらの障壁画を描いた筆者は、五井友山と長野祐親を除く全員が、安政度御所障壁画制作に参加した、当代におけるトップクラスの絵師達であり、これらの障壁画からは、彼らの技量の高さをうかがうことができる。惜しまれるのは、近世絵画と近代絵画の狭間にある彼らの画業に対する評価が、現在、必ずしも高くはないことであろう。彼らの画業の詳細を調べ、その価値を明らかにしていくことは、今後の大きな課題である。

### 【注】

(1) 国立国会図書館所蔵、長崎省吾関係文書のうち「号外ノ一」と書かれた袋に入った文書で、そのうち『桂宮』と表紙に記される文書は、桂宮御殿の各室に描かれた障壁画の画題と筆者を記す。二條離宮に移されていない障壁画についても記載があることから、移築前の桂宮御殿の様子を記述したものと考えられる。

(2) 本丸御殿障壁画の画題、様式、筆者を総覧した武田恒夫「本丸御殿障壁画」(『元離宮二條城』小学館、一九七四)は、筆者名を、この『京都御所離宮誌』に依拠し、筆者名を筆者と制作年代を考察した西和夫、津田良樹、小沢朝江「二條城本丸旧桂宮御殿の造営と障壁画について―桂宮家御殿の造営と御出入絵師(一)―」(『一九九〇年度 日本建築学会 関東支部研究報告集』)は、筆者名について武田氏の見解を継ぎながら、『桂宮日記』の記述をもとに筆者の考察を行っている。

(3) 荒井朝江、西和夫「二條城本丸旧桂宮御殿の前身建物とその造営年代について―桂宮家石薬師屋敷寛政度造営建物と今出川屋敷への移築―」(『日本建築学会計画系論文報告集』第三八七号、一九八八、一四七頁)

(4) 荒井朝江、西和夫一九八八、一四六〜七頁

(5) 荒井朝江、西和夫一九八八、一四八頁

(6) 荒井朝江、西和夫一九八八、一四七〜八頁

(7) 西和夫、津田良樹、小沢朝江「二條城本丸旧桂宮御殿の造営と障壁画について―桂宮家御殿の造営と御出入絵師(一)―」(『一九九〇年度 日本建築学会 関東支部研究報告集』三二八頁)

(8) 西和夫、津田良樹、小沢朝江一九九〇、三二七頁

(9) 西和夫、津田良樹、小沢朝江一九九〇、三二八頁

(10) 「二、概説／一 創立及び沿革」と「四、調査事項／四 移築に伴う改変」『重要文化財二條城本丸御殿 御常御殿 修理工事報告書』第八集(元離宮二條城事務所、一九九〇)二頁と六〇頁

(11) 「一形式及び規模／一、構造形式／天井／雁の間」『重要文化財二條城本丸御殿 御書院 台所・雁の間 修理工事報告書』第六集(元離宮二條城事務所、

- 一九八四）六頁
- (12) 本論で方向を記す場合、向かって左を「左」、向かって右を「右」として記す。
- (13) 荒井朝江、西和夫一九八八、一四六〜七頁
- (14) 景山洞玉（狩野永章）の生年については大原由佳子「狩野永章筆『龍図』『天下和順図』について」『滋賀県立近代美術館 平成三〇年度紀要』滋賀県立近代美術館、二〇一九、七九〜八〇頁）を参照した。
- (15) 小寄善通「狩野永岳／画家解説」『京の絵師は百花繚乱―『平安人物誌』にみる江戸時代の京都画壇―』京都文化博物館、一九九八、二七四頁
- (16) 毎日新聞社編、発行『皇室の至宝七 御物 障屏・調度Ⅱ』一九九二、二〇七、二二六頁、同『皇室の至宝八 御物 障屏・調度Ⅲ』一九九二、二〇九頁
- (17) 兵庫県丹波市在住の芦田典子氏が、波多野嘉右衛門の墓の碑文を調査したところ、この碑は、長野祐親が、実父、波多野嘉右衛門のために一八六九年に建立したものであることが分かった。碑文に祐親は自らについて、「幼き頃より画を好み、二十歳前後の若い頃、京都やその近国に遊学し、狩野永岳に師事して年月を過ごした」こと、「安政三年八月、故あって長野氏を継ぎ図書寮の官に任じられ丹波介従六位上に叙せられた」ことを記している（二〇二一年五月十五日、神戸新聞NEXT URL: <https://www.kobe-np.co.jp/news/tanabe/202105/0014327035.shtml>）。
- (18) 「地下家伝 第八」、三上景文著、正宗敦夫校・編『地下家伝』第八〜一三（日本古典全集…第六期、日本古典全集刊行会、一九三七）三八八頁
- (19) 福田道宏「宮廷御用の幕末」『京都造形芸術大学紀要』一八号、二〇一四、九九頁
- (20) 國賀由美子「中島来章」石丸正運編『近江の画人―海北友松から小椋遊亀まで―』サンライズ出版、二〇二〇、六八頁
- (21) 毎日新聞社編、発行『皇室の至宝七 御物 障屏・調度Ⅱ』一九九二、二〇七頁、同『皇室の至宝八 御物 障屏・調度Ⅲ』一九九二、一三七頁
- (22) この旅姿の女性とお供について、筆者は当初、淑子内親王の受容を想定したものと考えていたが、華陽の師、横山崋山の《四季耕作図屏風》（『特別展 横山崋山』展図録、二〇一九、京都文化博物館、図八七）においても同じ様な  
 画像が確認されたため、この画像は師弟関係を通して継承された可能性が高いと判断した。
- (23) 岩崎竹彦「一、中国耕織図の流れ／序章 四季耕作図の源流」冷泉為人、河野通明、岩崎竹彦『瑞穂の国・日本―四季耕作図の世界―』淡交社、一九九六、四頁
- (24) 岩佐伸一「中島華陽／画家解説」『京の絵師は百花繚乱―『平安人物誌』にみる江戸時代の京都画壇―』京都文化博物館、一九九八、二八七頁
- (25) 毎日新聞社編、発行『皇室の至宝七 御物 障屏・調度Ⅱ』一九九二、二〇七、二二六頁
- (26) 森岡榮一「八木奇峰」石丸正運編『近江の画人―海北友松から小椋遊亀まで―』サンライズ出版、二〇二〇、一〇二頁
- (27) 毎日新聞社編、発行『皇室の至宝七 御物 障屏・調度Ⅱ』一九九二、二二六頁、同『皇室の至宝八 御物 障屏・調度Ⅲ』一九九二、一三七頁
- (28) 長崎省吾関係文書『桂宮』に「一 従常御殿御書院間廊下」に、当該杉戸の画題と筆者名が書かれている。



図版



図1 御常御殿 松鶴の間 北面 東より1 (部分)

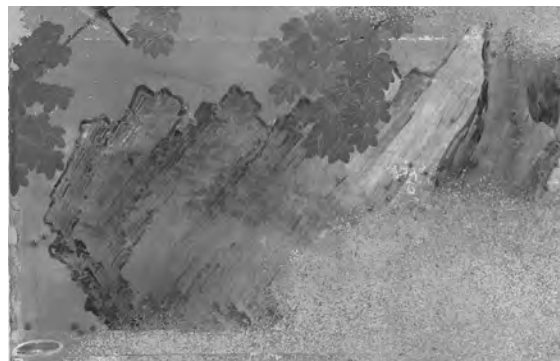


図2 御常御殿 雉子の間 東面 北より1 (部分)



図3 御常御殿 四季草花の間 東面 南より3 (部分)



図6 御常御殿 耕作の間 東面 南より5 (部分)



図4 御常御殿 耕作の間 西面 裏4面



図5 御常御殿 耕作の間 東面 裏5面



図7 御常御殿 萩の間 西面 襖4面

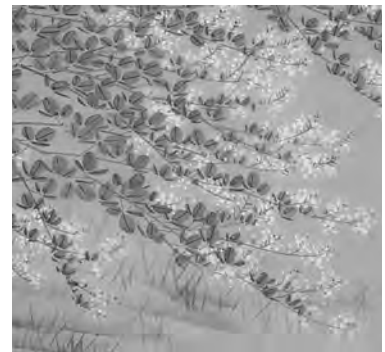


図9 御常御殿 萩の間  
南面 西より3（部分）



図8 御常御殿 萩の間 東面 襖4面



図10 御常御殿 萩の間  
西面 北より4（部分）

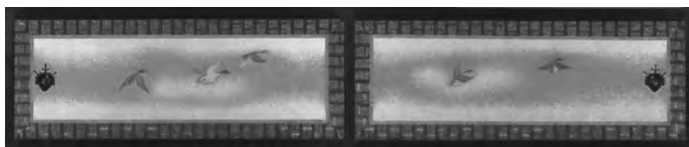


図11 御常御殿 2階 御座所 天袋小襖2面

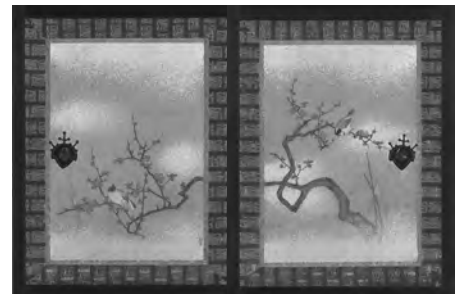


図12 御常御殿 2階 御座所  
地袋小襖2面



図13 御常御殿 渡廊下北廊下境 杉戸絵 北側2面



図14 御常御殿 渡廊下北廊下境 杉戸絵  
南側2面

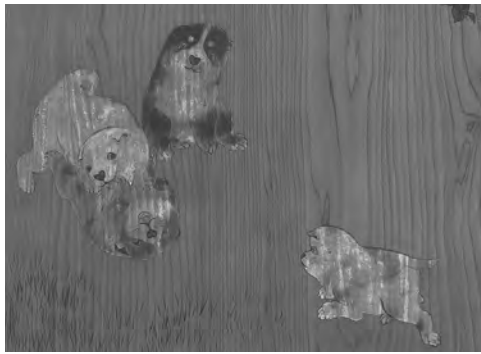


図15 御常御殿 渡廊下北廊下境 杉戸絵  
北側2面(部分)



図16 御常御殿 渡廊下北廊下境 杉戸絵  
南側2面(部分)

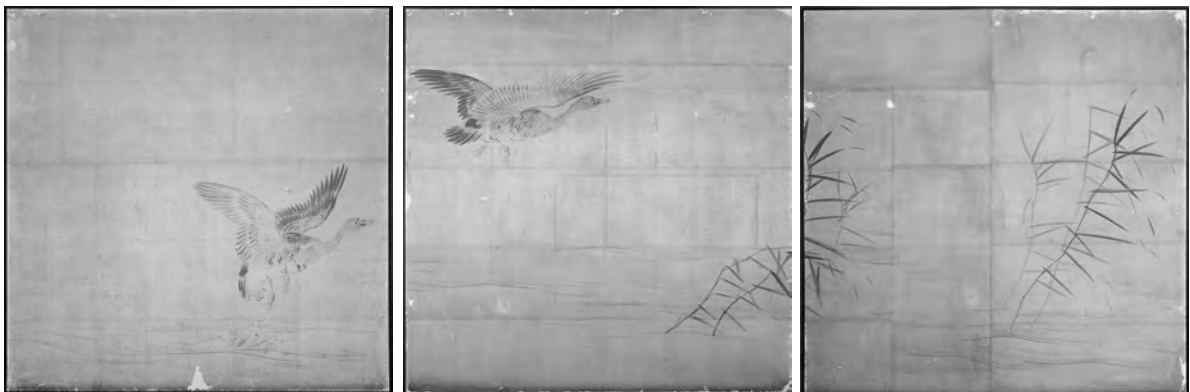


図17 台所及び雁の間 雁の間 東 東面 壁貼付3面



図18 台所及び雁の間 雁の間 西 東面 襖4面



図19 左: 雁の間(東) 東面 南より3(部分) 右: 雁の間(西) 東面 南より1

archives.

**Kano Naonobu, the painter of the murals**

The murals of the Third Room of the Kuroshoin are attributed to Kano Naonobu (1607–50). His elder brother, Tan'yu (1602–74), painted the abovementioned mural of the meeting room in the Ohiroma. Naonobu, who was 20 at that time, is said to have received support from well-experienced senior painters. His depictions of golden clouds covering the surface like a curtain and pine trees bending in the form of a circular arc seen in *Matsu-zu* in the Kuroshoin's Third Room suggest his attitude of following the examples of senior Kano-school painters. However, the gentle atmosphere of the entire mural and lovely and delicate depictions of birds and flowers show a sign of his individuality. We hope that you will enjoy exploring what new challenges the young painter took on while following various traditions.

(Shiho Nakano)

doors depicts a pine tree covered with a light layer of snow and two white herons standing near its base.

As mentioned above, the Third Room of the Kuroshoin was a waiting room for visitors to the shogun. At the appointed time, the visitors entered the Second Room, which is decorated with a spring landscape with cherries blooming and small birds at play, to meet the shogun seated in the First Room. When those visitors passed from the Third Room, which features late-summer to winter landscapes, into the meeting room, they may have received a strong visual impression from the image of a bright and brilliant spring landscape depicted on the mural there. It can be thought that the pine trees in late-summer to winter landscapes depicted in the Third Room as a waiting room were intended to strengthen the impression of the bright spring atmosphere of the meeting room.

### **Amanohashidate depicted at shoguns' residences**

Above the *nageshi* in the Third Room of the Kuroshoin room is a mural called *Hamamatsu-zu* (Beach with Pine Trees). This beach is composed of two long and narrow sandspits, one extending from east to west on the north wall and the other from west to east on the south wall. These depictions are reminiscent of the geographic feature of Amanohashidate, a famous place of scenic beauty. Recent studies have revealed that a building called “Shinzokaisho” constructed by Ashikaga Yoshinori (1394–1441), the sixth Muromachi shogun, and the Izuminishi-dono Palace constructed by Ashikaga Yoshimasa (1436–90), the eighth Muromachi shogun, were also decorated with murals of Amanohashidate. These buildings were both constructed on the site of Muromachi-dono, the shogun’s residence located to the northwest of the imperial palace. Built by Ashikaga Yoshimitsu (1358–1408), the third Muromachi shogun, Muromachi-dono was also called the “Flower Palace.” It has been pointed out that Amanohashidate was selected as a motif for the murals in the residences of Yoshinori and his son, Yoshimasa, probably handing down the tradition originated by Yoshimitsu, who had his residence decorated with a depiction of Amanohashidate, which he often visited. Amanohashidate has been a famous landmark since ancient times and has been a recurrent motif in literary works, such as Waka poems and Noh plays, as well as paintings.

If the *Hamamatsu-zu* in the Kuroshoin’s Third Room depicts Amanohashidate, it is plausible to infer that the Tokugawa shogunate created the mural not only due to literary and artistic tradition related to Amanohashidate, but also since it was a motif often used to decorate the residences of the Muromachi shoguns. The various types of birds depicted along with cherries in the meeting room of the Kuroshoin also remind us of the “bird alcove” that existed in the Shinzokaisho constructed by Yoshinori, the sixth Muromachi shogun. The Tokugawa shogunate may have chosen this motif with the aim of demonstrating its own status as the successor to the Muromachi shogunate and the status of the Ninomaru-goten Palace as the residence of the “shogun.” The Tokugawa shogunate may have believed that this message would work more effectively on high-ranking court nobles who entered the Kuroshoin—visitors with knowledge of the residences of the Muromachi shoguns— rather than feudal lords who entered the Ohiroma.

This choice of the motif was possible because the Kano school, which created the murals of Nijo-jo Castle, had served the Muromachi shogunate and fulfilled its commissions since the time of Kano Masanobu (1434?–1530?), the school’s founder. Painters at the time reproduced their predecessors’ works by hand or maintained an accumulation of their predecessors’ sketches, using those reproductions or original sketches as sources of reference for their own creative activities. The residences of the Muromachi shoguns had disappeared by the time of the creation of the murals at the Ninomaru-goten Palace. However, it can be assumed that the murals could not have been created in conformity with the tradition of shoguns’ residences without the existence of the Kano-school painters, who had served the shogunate since the Muromachi period and were able to consult their own

warlords in the Warring States period loved Noh (= Sarugaku) as an indispensable form of entertainment on festive occasions and that the Tokugawa shogunate also protected Noh and used it for ritual and ceremonial purposes. At Nijo-jo Castle as well, Tokugawa Ieyasu and subsequent shoguns often held Sarugaku performances, and Emperor Gomizunoo was also entertained with a Sarugaku performance presented on the fourth day of his visit to the castle. Although neither *Kikujido* nor *Hanjo* were included in the program that day, the murals of the Fourth Room of the Kuroshoin must have reminded court nobles and high-ranking samurai, who were highly educated in Chinese and Japanese literature, of various literary works, including Noh plays.

(Naoko Matsumoto)

### **Nijo-jo Castle Painting Gallery: Winter Exhibition in 2023**

#### **Waiting for Spring, Surrounded by Pine Trees: San-no-ma in the Kuroshoin**

The original murals of the Ninomaru-goten Palace at Nijo-jo castle were created by Kano-school artists during major renovation of the castle in 1626, in preparation for a visit by Emperor Gomizunoo (1596–1680). This exhibition features all the murals in the San-no-ma (Third Room) of the Kuroshoin at the Ninomaru-goten Palace.

#### **Role of the Kuroshoin's Third Room and pine trees**

In the early Edo period, the Kuroshoin was called “Kohiroma” (lit. “Small Hall”) in contrast to the Ohiroma (lit. “Grand Hall”), which was used for official meetings between the shogun and visitors. In the Ohiroma, the shogun mainly met feudal lords and envoys from overseas countries, while the Kohiroma (Kuroshoin) was used for meetings with high-ranking court nobles and feudal lords close to the Tokugawa clan. It is believed that, in both buildings, the Ichi-no-ma (First Room) was where the shogun sat during meetings, faced by visitors seated in the Ni-no-ma (Second Room), while the Third Room was used as a waiting room for visitors before meetings.

While the murals in the First to Fourth Rooms of the Ohiroma depict pine trees with birds, the alcove in the First Room and the murals of the Third Rooms of the Kuroshoin also feature pine trees. In Japan, evergreen pine trees have been viewed as a symbol of eternal youth, longevity, and permanent prosperity. It is therefore thought that the Ohiroma and the Kuroshoin were decorated with murals of pine trees in hopes of the perpetuity of the power of the Tokugawa shogunate.

#### **From winter to spring**

However, there are some differences between the depictions of pine trees in the Kuroshoin's Third Room and those in the Ohiroma. A huge pine tree extends its branches across each entire wall of the Ohiroma, whereas the mural surfaces in the Kuroshoin's Third Room are divided by *nageshi* (horizontal beams) into upper and lower parts, on which relatively small pine trees are depicted. Therefore, while the pine trees in the Ohiroma exudes a feeling of majesty and grandeur, the pine trees in the Kuroshoin's Third Room have an elegant and light atmosphere.

The mural *Matsu-zu* (Pine Trees) under the *nageshi* in the Kuroshoin's Third Room features not only pine trees but also seasonal motifs that represent the period from late summer to winter. For example, the sliding doors on the east side (displayed on the right side of the gallery when seen from the front) are decorated with depictions of over-leafed pondweeds blooming from late summer to autumn, while the *tobusuma* sliding doors on the south side (displayed on the left side of the gallery) and the sliding doors on the west side (displayed on the front side of the gallery) depict gentians flowering in autumn. The four sliding doors on the north side (displayed on the right side of the gallery) show harvested rice fields and a white heron flying over them, while the wall next to the sliding

than chrysanthemums. They could see only fences, chrysanthemums, and streams portrayed on the remaining south and west walls. These three elements are associated with many Chinese and Japanese literary works. The chrysanthemum, a species native to China, was used as a fragrant and medicinal herb and was thought to symbolize nobleness and avert evil. The custom of drinking *sake* with chrysanthemum flowers soaked therein in hope of longevity on the day of the Chrysanthemum Festival (the ninth day of the ninth month on the lunar calendar) is thought to have been established in China during the Western Han period (206 BCE to 8 AD) at the latest. The fourth day of Emperor Gomizunoo's visit to Nijo-jo Castle was the day of the Chrysanthemum Festival, when Tokugawa Hidetada (1579–1632), a former shogun, presented the emperor with a silver pail with artificial chrysanthemum flowers in it.

The custom of celebrating the Chrysanthemum Festival began to be practiced in Japan in the Heian period. Around that time, people in Japan came to know the legend of “chrysanthemum water,” a stream of dew falling from chrysanthemum flowers as a remedy that brings longevity, and the Chinese poet Tao Yuanming (365–427), who loved chrysanthemums, both of which offered recurrent motifs in Japanese poetry. The legend of “chrysanthemum water” inspired not only many *waka* poems but also the tale of *Kikujido*, which was created by a Tendai-school priest in the Kamakura period. This Buddhist tale in turn provided inspiration for Noh plays, such as *Kikujido* and *Makurajido*. The streams depicted with chrysanthemums may have reminded visitors to the Fourth Room of the legend of “chrysanthemum water” and *Kikujido*. Also, the visitors may have associated the combination of fences and chrysanthemums with a passage from a poem by Tao Yuanming: “Plucking chrysanthemums under the eastern fence / serenely gazing at the southern mountains.”

### **Folding fans fluttering in the wind**

Above the *nageshi* are 46 folding fans of different sizes scattered against a background of silver grass waving in the wind. While all these fans are depicted as unfolded, there are two kinds of fans in terms of the representation of shape: ones with a jagged edge due to the pleats and ones with a smooth arc edge, without depictions of pleats. The former kind of fan has 10 ribs, while the latter has 12 to 18 ribs. Fans with 15 ribs account for a majority of fans of the latter kind. In the world of Noh, the *shite* (protagonist), the *waki* (deuteragonist), and the *tsure* (tritagonist supporting the *shite* and the *waki*) have fans called “*chukei*” with 15 ribs, while musicians and others have fans called “*shizume-ogi*” with 10 ribs, that are also used in Noh dance in plain cloths. It is unknown whether all of the fans with 12 or more ribs are *chukei*, but it is certain that these fans are intentionally depicted differently. The fans widely vary in terms of their rib colors: some with each rib painted in a single color of red, green, brown, or black, some with half of the ribs painted in a single color and the remaining half in a different single color, some with every few ribs painted in a different color, and so on.

In addition, all fans differ in terms of the painting on them. The motifs range widely from flowers, birds, herbs, trees, and India-ink landscapes to various Japanese-style objects and patterns, painted on the gilt, ultramarine, gold- or silver-dusted, plain, or other ground. Interestingly, seven fans are decorated with the motif of fences, while a fan depicts autumnal herbs that closely resemble a part of the mural of fences and chrysanthemums below the *nageshi* (exhibited in the front).

By the way, silver grass in ear depicted in the background indicates that it is fall. “Fans in fall” denote things that are no longer necessary, after summer, when people need fans, is over. This motif is based on the legend of Ban Jieyu (c. 1st cen. BCE), a woman of the inner palace in the Western Han who compared herself to a fan in fall after losing the favor of the emperor. This legend also inspired many *waka* and other literary works in Japan, including the Noh play *Hanjo* created by Zeami in the Muromachi period (1336–1573).

The motifs of both the murals below and above the *nageshi* are associated with Noh plays. It is well known that

## **Nijo-jo Castle Painting Gallery: Fall Exhibition in 2023**

### **Chrysanthemums and Folding Fans: Yon-no-ma in the Kuroshoin**

The rooms in the Kuroshoin at Ninomaru-goten Palace are decorated with murals of different motifs, including seasonal flowers, birds, and other features. This exhibition displays all Yon-no-ma (Fourth Room) murals, which fill the room with an autumnal atmosphere. In the Fourth Room, the *fusuma* sliding doors and walls below the *nageshi* (horizontal beams) are decorated with depictions of chrysanthemums in full bloom along various kinds of fences. Meanwhile, the walls above the *nageshi* depict various folding fans of different sizes fluttering around against a background of silver grass waving in the wind. These walls below and above the *nageshi* seem to constitute separate mural surfaces, but both have common features: depicting autumnal herbs and flowers and dealing with favorite motifs in Chinese and Japanese literary works, such as *waka* and other types of poems. Enjoy taking a close look at the chrysanthemum flowers and fences, which appear to be embossed, as well as the 46 folding fans, which are all portrayed differently.

### **Imperial visit in the Kan'ei era and the Fourth Room of the Kuroshoin**

The Ninomaru-goten Palace was repaired in preparation for receiving a visit from Emperor Gomizunoo (1596–1680) in the third year of the Kan'ei era (1626). The existing murals designated as Important Cultural Properties were created during the repair. The Kuroshoin, which is located next to the Sotetsu-no-ma, in back of the Ohiroma (lit. “Grand Hall”), was called the “Kohiroma” (lit. “Small Hall”) at the time of the imperial visit. As seen by its name, the Kohiroma (Kuroshoin) is a building slightly smaller than the Ohiroma. It seems that, while the Ohiroma was used for official meetings, use of the Kohiroma was limited to meetings with high-ranking nobles, *daimyo*, etc. During the imperial visit, the area from the Ni-no-ma (Second Room) to the corridors of the Kohiroma (Kuroshoin) was used as a place to entertain princes, priests from the imperial family, and court nobles who accompanied the emperor. The Second Room on the lower level provided seats for princes and members of the regent families, the San-no-ma (Third Room) for priests from the imperial family, and the Fourth Room and the east corridor (Botan-no-ma) for high-ranking court nobles.

### **Fences, chrysanthemums, and streams**

In the Fourth Room, which was formerly called the “Kiku-no-ma” (lit. “Chrysanthemum Room”), chrysanthemum flowers of different sizes depicted below the *nageshi* catch the eyes of visitors. Their petals, painted with thick layers of *gofun* (white pigment made from shell), appear to be embossed. This technique, which is also applied to the depictions of fences, is called “*moriage-gofun*” (lit. “piled gofun”) or “*okiage-gofun*” (lit. “elevated gofun”). Chrysanthemums grow along various kinds of fences. Straight bamboo fences are depicted on all walls in all directions. Fences made of a combination of bamboo and brushwood overlap bamboo fences near the center of the south side (displayed at the front in the gallery) and from the northernmost part of the west side to the north side (displayed on the right side seen from the front in the gallery). Brushwood fences are depicted from the eastern part of the *tobusuma* sliding doors on the north side nearly to the center of the *fusuma* sliding doors on the east side (displayed on the left side seen from the front in the gallery). These fences stand on the bottom of the surfaces or on the gilt ground. Behind the ground surfaces on the south to west sides and on the north side are ultramarine streams. On the north and east sides, green embankments stretch in front of and behind the fences. On and around the embankments on the east side are ground bamboos, gentians, and asters.

However, it is thought that the sliding doors on the north and east sides, facing the corridors, were removed when the room was used to entertain guests during the imperial visit and on other occasions, for the convenience of access and lighting. In such a case, visitors could not see the depictions of embankments and plants other



ma lacks a *tsukeshoin* (writing alcove), a study for the owner, which the other meeting rooms have on the left of the upper level when seen from the lower level. In addition, in the Chokushi-no-ma, *Jodan-kamachi*, a transverse member between the upper and lower levels, and *chodaigamae* decorative doors are made of clear-lacquered zelkova wood with the grain, instead of black-lacquered wood.

The entire mural of the Chokushi-no-ma depicts spring and summer plants, particularly featuring maple, peach, and *hinoki* cypress trees. The large alcove and *chodaibusuma* sliding doors are adorned with maple trees displaying green leaves tinged with a faint red hue. These maples are of a kind named “Nomura.” Unlike other types of maples that sprout green leaves in spring and turn red in fall, this particular kind exhibits red leaves in spring, followed by green leaves in summer and red again in fall. With birds perching on their branches and trunks, the green maples in the Chokushi-no-ma herald the arrival of summer.

The wall of the large alcove depicts a green maple standing on the ground at a beach, with a winding trunk and branches extending upward to reach golden clouds. The wall with staggered shelves portrays rocks and an azalea. While the surface of sliding doors of the closet above the staggered shelves depicts *ume* plum, cherry blossoms, Japanese kerria and peony flowers, the usually unseen back side of the surface is decorated with violet, dandelion, and *hokogusa* (Japanese cotton weed) flowers. The surface of the *chodaibusuma* sliding doors depicts green maples hidden upward in golden clouds and reappearing above the *nageshi* (horizontal beam), with rocks in the foreground and a beach in the background. The *hinoki* cypress tree painted on the south side of the lower level gives an impression of towering height. Meanwhile, the surface of the *koshi-shoji* (paper sliding doors with waist-high wooden panels on their bottoms) on the north depicts a creeping peach shrub. The entire room is thus designed to offer a sharp contrast between the north and south.

The mural in the Chokushi-no-ma shows a style from the late Momoyama period, as seen by the way of depicting green maples and *hinoki* cypresses that are so high that they look as if they are piercing the ceiling while using golden clouds, the depiction of tree trunks biting the gold ground, and the way of using curves. This mural is attributed to Kano Jinnojo.

### **Missing birds and violets**

Of the original painted surfaces in the Chokushi-no-ma, two southern surfaces at the lower level have more brilliant gilt grounds and colors than the others. Therefore, it has long been supposed that these surfaces were repainted. This supposition has been confirmed by the recent discovery of reduced reproductions of Ninomaru-goten Palace murals made by Itaya Hiroharu, a high-ranking painter who served the Tokugawa shogunate and accompanied Tokugawa Iemochi during his visit to Kyoto. His reproduction of the Chokushi-no-ma mural shows seven birds and violets under the tips of *hinoki* cypress branches. *Record of the Nijo Imperial Villa* (stored at the Archives and Mausolea Department, Imperial Household Agency of Japan) suggests that this part of the mural was repainted around 1885 to 1886, when the villa, the former Nijo-jo Castle, underwent major repairs. It is thought that the depiction of those seven birds and violets was removed from the surface during the repairs. Since the original painted surface with the seven birds and violets no longer exists, the reproduction displayed in the Chokushi-no-ma at Ninomaru-goten Palace also lacks this depiction. However, ongoing research efforts have provided new insights into the appearance of Ninomaru-goten Palace in the distant past.

Just as the maple leaves change their colors according to the season, the Chokushi-no-ma has experienced transformations over time in terms of its visitors and the motifs depicted in its mural. The green maples serve as witnesses to the changes that have occurred over the years.

(Junko Furiya)

In 1603, Nijo-jo Castle was built by Tokugawa Ieyasu, the founder of the Tokugawa shogunate, at its current location to the southwest, the *urakimon* (opposite to the demon's gate) direction, in relation to the Imperial Palace. The castle later underwent major repairs in preparation for Emperor Gomizunoo's visit in 1626. Afterward, it served as a place for a few successive shoguns to stay during their visits to Kyoto and as a base for negotiations with the Imperial Court until the end of the Edo period.

The Chokushi-no-ma at Ninomaru-goten Palace was a room dedicated to people from the Imperial Court. Nijo-jo Castle is the only existing Japanese castle where this kind of room remains. This exhibition features the Chokushi-no-ma and displays a mural depicting green maples in this room.

### **Visitors welcomed in the Chokushi-no-ma**

*Chokushi* were messengers dispatched by the Imperial Court to announce the intention of the emperor on his behalf. Ninomaru-goten Palace had a special room designed to courteously welcome *chokushi*. That was the Chokushi-no-ma. It is thought that *chokushi* took seats on the upper level of the room.

In the initial years of the Tokugawa shogunate, one of the challenges faced by the new government was ensuring cooperation from the Imperial Court. To foster harmony with the Imperial Court, the shogunate arranged the marriage of Tokugawa Masako, a daughter of the second shogun, to Emperor Gomizunoo and received the emperor's visit at Nijo-jo Castle in 1626. Nevertheless, in 1627, the emperor granted permission for priests of particular Buddhist temples, including those from Daitoku-ji Temple, to wear purple robes, which symbolized the high ranks of wearers, without any consultation with the shogunate. This event, known as the "Purple Robe Incident," triggered escalating conflict between the shogunate and Imperial Court. In 1634, to improve the deteriorating relationship with the Imperial Court, Tokugawa Iemitsu, the third shogun, visited Kyoto, leading a massive army of 300 thousand troops. After Iemitsu entered Nijo-jo Castle, the Imperial Court often sent *chokushi* to the castle to congratulate him on his arrival in Kyoto and for other purposes. After that, Kyoto saw no shogunal visits for a long time. In 1863, during the tumultuous final years of the Tokugawa shogunate. Tokugawa Iemochi, the 14th shogun, visited Kyoto—the first shogunal visit to the Imperial Capital in 229 years. He was then greeted by *chokushi* at Nijo-jo Castle. In 1866, *chokushi* were once again dispatched to the castle to deliver the imperial message to appoint Tokugawa Yoshinobu as the 15th shogun.

After the Tokugawa shogunate returned political power to the Imperial Court, Nijo-jo Castle became an imperial villa in 1884. When Crown Prince Yoshihito (later Emperor Taisho) visited Kyoto, he stayed in Honmaru-goten Palace at Nijo Imperial villa. Issues of the *Hinode Shimbun* (present-day *Kyoto Shimbun*) newspaper mentioned audiences with the crown prince held in the Chokushi-no-ma at Ninomaru-goten Palace on May 27, 1900 and on June 7, 1907.

This means that the Chokushi-no-ma changed its status from a room for welcoming *chokushi*, or imperial messengers, to a place for visitors to have an audience with the crown prince.

### **How the Chokushi-no-ma is designed**

The Chokushi-no-ma is located in the Tozamurai building, which served as a waiting area at Ninomaru-goten Palace. On its southwest side, the building has rooms that look intimidating with tiger murals, while its northeast side is characterized by the gentle atmosphere of rooms decorated with botanical murals. The Chokushi-no-ma is a room on the northeast side, comprising *jodan* (upper) and *gedan* (lower) levels. In the Edo period, the room was also called "Tenjo-no-ma" or the "Jodan" and "Gedan" of the Tozamurai.

Since the Chokushi-no-ma was not intended for the shogun, the owner of the castle, to be seated on its upper level, the room was designed differently from other meeting rooms in the palace. For example, the Chokushi-no-

simplified shapes of peony flowers and leaves. In addition to these differences in style, the western pieces and the northern pieces differ in terms of the size of each sheet of paper that makes up each piece. Also, the mural pieces on the north wall look severely damaged, which suggests that not only the painter but also the time of painting may differ. Furthermore, these older-looking pieces may lead us to imagine that they date back to the Keicho era, when Tokugawa Ieyasu (1542-1616) built Nijo-jo Castle.

### **Renovated *Ume-zu*: Major repairs in the Meiji era**

Control over Nijo-jo Castle was transferred to the new Meiji government in January 1868, and for a very short period after that, the property was used as the Cabinet Office. Later, from 1871, it was used as the Kyoto Prefectural Office, when it is thought the murals were severely damaged. Documents created at the time of Kyoto Prefecture's handover of Nijo-jo Castle include a list of murals stored in the form of sheets ("*mekuri*" or "*makuri*" in Japanese) after being removed due to severe damage. The list includes *Fujinotana-zu* (Trellised Wisterias), which was an original mural above the *nageshi* (horizontal beams) in the Botan-no-ma and pieces believed to have been part of a ceiling painting with an arabesque flower pattern. The current mural above the *nageshi* and the current ceiling painting in the Botan-no-ma were painted in 1899.

Meanwhile, it is unknown whether or not any murals were created in 1626 to decorate the *tobusuma* sliding doors on the east side of the Botan-no-ma. However, historical materials show that those doors had no murals in the middle of the Edo period. *Nijo Rikyu-ki* ("Record on Nijo Villa," 1894, housed in the Archives and Mausolea Department, Imperial Household Agency) states that the current *Ume-zu* (displayed on the right side of the gallery, when seen from the front) was pasted in its current position in 1886. In 1884, Nijo-jo Castle became a villa of the imperial family, and from 1885 to 1886, major repairs were carried out throughout the property. *Ume-zu* is not included in the abovementioned *mekuri* list, but *Nijo Rikyu-ki* has a note saying that *Ume-zu*, which was pasted during the major repair, was an "already existing painting." This means that the mural had already existed in the palace before the repairs. If so, where had it been? The answer to this question can be found in Edo-period historical documents, including design drawings. Of all pieces of *Ume-zu*, the six northernmost ones, which depict pink *ume* plum blossoms, were from the storage of the Ohiroma, more specifically, from the back side of six *fusuma* sliding doors on the west side of the Fourth Room of the building. Eight pieces describing white *ume* plum blossoms (of which only the four northernmost pieces are displayed in this exhibition) were from the storage of the Tozamurai, more specifically, from the back side of the eight *fusuma* sliding doors on the west side of the Fuyo-no-ma of the building. This suggests that during the Meiji major repairs, these pieces were removed from the *fusuma* sliding doors and then trimmed to fit in the *tobusuma* sliding doors of the Botan-no-ma before being pasted there.

Incidentally, of the red *ume* plum pieces, the fifth one from the left when seen from the front show India ink draft lines of a hawk seen through the gilt ground. This piece was originally located on the back side of a *fusuma* sliding door, where a hawk perched on a rock is depicted, in the Fourth Room of the Ohiroma. The draft of the hawk is slightly smaller than the hawk in the Ohiroma and also looks different from the Ohiroma version in terms of how its wings spread. Therefore, it is thought that the painter began to draw the draft but abandoned it, upon which gold leaf was pasted and then red *ume* plum blossoms were painted. The hawk drafted with India ink lines is also a precious historical source that tells us how the murals were created in the 1620s.

(Naoko Matsumoto)

### **Nijo-jo Castle Painting Gallery: Summer Exhibition in 2023**

#### **Green Maple Leaves Welcoming Imperial Messengers : Chokushi-no-ma in the Tozamurai**

〈黒書院〉三の間の《松図》に見られる、カーテンの様に画面を覆う金雲や、円弧を描くように屈曲する松の形には、一世代上の狩野派に倣う姿勢が見られます。しかし、画面全体に漂う優しい雰囲気や、鳥や草花に見る愛らしく繊細な描写には、その個性の萌芽が伺えます。様々な「伝統」を踏まえながら臨んだ若き絵師の挑戦を、ぜひ、ご覧ください。

(中野 志保)

[英文]

### **Nijo-jo Castle Painting Gallery: Spring Exhibition in 2023**

#### **Flower Corridor: Mural of the Botan-no-ma in the Kuroshoin**

The murals of Ninomaru-goten Palace were created by Kano-school painters led by Kano Tan'yū (1602-72) in preparation for Emperor Gomizunoo's visit to the palace in 1626. However, most of the original murals in the corridors were lost by the end of the Edo period. The current murals in the corridors date back to the decade after 1897. In 1626, the corridors in the palace were decorated with murals of flowers, birds, and plants. The entire palace was surrounded with "flower corridors" in the true sense of the word. This exhibition features the Botan-no-ma in the Kuroshoin, the eastern passage of the building, in which the mural *Botan-zu* (Peonies) is one of the precious survivors of the flower corridors. Meanwhile, *Ume-zu* (Ume Plums), another mural that currently decorates the same passage, was renovated for use in its current position in the Meiji era. This exhibition sheds light on these two murals, which tell us about the history of the palace.

#### **Botan-zu: Two styles**

The doors used in the Botan-no-ma, the eastern passage of the Kuroshoin, differ from those used in the other passages in Ninomaru-goten Palace. In the passages other than the Botan-no-ma, the doors between the passages and the inner rooms are *tobusuma* sliding doors or *koshi-shoji* (paper sliding doors with waist-high wooden panels on the bottoms), and there are no murals on the passage side. By contrast, between the Botan-no-ma (passage) and the inner room are *fusuma* sliding doors. The pieces that constitute *Botan-zu* are pasted on the northern wall, the *tobusuma* sliding doors on the west side, which is the border with the northern passage, and the *fusuma* sliding doors on the border with the inner room. It is thought that this eastern passage also served as a room. *Kanei Gyokoki* ("Record of the Imperial Visit") says that feasts were served to 130 court nobles and high-ranking officials in the Yon-no-ma (Fourth Room) and the Botan-no-ma.

As mentioned above, the mural *Botan-zu* generally dates back to 1626. However, two pieces on the northern wall (displayed at the front in the gallery) are in an older style than the pieces on the *tobusuma* and *fusuma* sliding doors on the west side (displayed on the left side seen from the front in the gallery). The differences between the two styles can be explained as follows. The two pieces on the northern wall depict peonies growing from the ground, surrounded by clouds, rocks, and waterside landscapes, creating an impression of spatial depth. This style of spatial representation is characteristic of Kano-school paintings from the late Momoyama period. Meanwhile, the pieces on the *tobusuma* and *fusuma* sliding doors on the west side describe the upper part of peony trunks against a background completely covered with gold leaf. No lower trunks growing from the ground and no clouds are depicted. The four southernmost *fusuma* sliding doors (not displayed in this exhibition) describe rocks, ground bamboo, and waterside landscapes at the bottom of the surface against a completely gilt background. This style of denying a feeling of spatial depth with a gilt ground while depicting peonies so that they vividly stand out against the gilt background is similar to the style found in Tan'yū's depiction of pine trees in the Ohiroma, which heralds a new style born in the Edo period. Moreover, lines and the shapes of peonies in the pieces on the north side look more delicate and elegant, while the pieces on the west side feature thicker lines in India ink and the

〈大広間〉と〈黒書院〉においては、徳川家の権力の永続性を願って描かれたと考えられます。

### 冬から春へ

ただし、〈黒書院〉三の間の松には、〈大広間〉とは異なる点があります。それは、〈大広間〉は壁面全体に巨大な松を描くのに対し、〈黒書院〉三の間は、長押の上下で画面が分かれ、比較的小ぶりの松が描かれる点です。そのため、〈大広間〉の松は威厳や壮大さを、〈黒書院〉三の間の松は優美で軽やかな雰囲気をつたえます。〈黒書院〉三の間長押下の《松図》には、松だけでなく、晩夏から冬にかけての季節を示すモチーフが描かれるのも特徴です。例えば、東側の襖（展示室右側に展示）には、晩夏から秋に咲く水葵が、南側の戸襖（展示室左側に展示）と西側の襖（展示室正面に展示）には、秋に咲く竜胆が描かれ、北側の襖4面（展示室右側に展示）には、刈り入れの済んだ田んぼと、そこに舞い飛ぶ一羽の白鷺、その隣の壁貼付には、うっすらと雪が被る松と、その根元に佇む2羽の白鷺が描かれます。

この〈黒書院〉三の間は、上述の通り、将軍の対面相手が待機する部屋であり、対面の時が来ると、相手は、桜咲き小鳥たちが戯れる、春の情景が描かれる二の間へ入り、一の間に座す将軍と対面します。晩夏から冬の情景が描かれた三の間から、この対面所へ入るとき、障壁画が演出する春の晴れやかさ、華やかさは、視覚的に強く印象付けられたことでしょう。対面の場を晴れやかな「春」として印象付ける、そのために、待機場所である三の間の松には、晩夏から冬の情景が加えられたと考えられるのです。

### 「将軍」の邸宅に描かれた天橋立

〈黒書院〉三の間の長押上には、松の生える浜辺、いわゆる《浜松図》が描かれます。ただし、この浜辺は、北側の壁面では、東から西へ、南側の壁面では、西から東へ向かって、細長い陸地が突出して描かれており、それらは、名所、天橋立の地形を思わせます。近年の研究によって、天橋立は、室町幕府の足利家将軍、六代義教（1394-41）の新造会所と、八代義政（1436-90）の泉西殿の障壁画に描かれたことが、分かっています。新造会所と泉西殿は、いずれも内裏の北西に位置する将軍の邸宅、室町殿の敷地内に建てられた建物です。この室町殿は、三代将軍、義満（1358-1408）が創設し、「花の御所」とも呼ばれました。義教とその息子、義政の屋敷に天橋立が描かれた背景として、義満が度々訪れた天橋立を屋敷に描かせたことに端を発し、以降の将軍たちが、これを伝統として受け継いだ可能性が指摘されています。天橋立は、古くから知られる名所であり、和歌や能などの文学作品や、絵画の主題となってきたモチーフでもあります。

〈黒書院〉三の間の《浜松図》が天橋立であるならば、徳川幕府は、天橋立にまつわる文学や絵画の伝統のみならず、足利将軍家の邸宅の画題であることを踏まえて、障壁画を描かせたと考えることができます。〈黒書院〉の対面所に、桜とともに描かれる様々な種類の鳥たちもまた、六代義教の新造会所に存在した「小鳥の床間」を想起させます。徳川幕府は、こうした画題を選ぶことで、自らを室町幕府の継承者として、二の丸御殿を「将軍」の屋敷として示そうとしたのかもしれませんが、それは、〈大広間〉に入る大名ではなく、〈黒書院〉に入る高位の公家たち——室町幕府の将軍邸についての知識を持つ相手——に対してこそ、有効に伝わるメッセージだと考えたのではないのでしょうか。

こうした画題の選択が可能となったのは、二条城の障壁画制作を行った狩野派は、その祖である狩野正信（1434?-1530?）の時代から足利将軍家に仕え、彼らの注文に応じてきたからです。当時の絵師たちは、先人の作品を手描きで写し、あるいは下絵を保存して集積し、それらを制作の参考としていました。二の丸御殿の障壁画制作の時点では、足利将軍家の屋敷は失われていましたが、室町時代から幕府に仕えていた狩野派だからこそ、自分たちのアーカイブを使って、「将軍」屋敷の伝統を踏まえた障壁画を描くことができたと考えられるのです。

### 筆者、狩野尚信について

〈黒書院〉三の間の障壁画の筆者は、狩野尚信（1607-50）とされます。尚信の兄、探幽（1602-74）は、上述した〈大広間〉対面所の障壁画を描きました。当時、20歳であった尚信は、ベテラン絵師のサポートを受けていたとされ、

天皇に献上しました。

重陽の風習は平安時代には日本でも見られるようになりました。そのころには、菊から滴った露が流れる水を飲んで長寿を得たという菊水の故事や、菊を愛した中国の詩人陶淵明（365-427）も知られるようになり、日本の詩歌の題材となりました。菊水の故事からは和歌だけでなく、鎌倉時代の天台宗の僧侶によって菊慈童の説話が生み出され、さらにその説話が取入れられた『菊慈童』や『枕慈童』といった能の演目が登場しました。菊とともに描かれている流水からは、菊水の故事や菊慈童が、また、籬と菊からは、陶淵明の詩の一節「菊を採る東籬の下／悠然として南山を見る」が想起されたかもしれません。

## 風に舞い散る扇

長押の上には、風に揺らぐ薄を背景に大小合わせて46面の扇が散らされています。扇はすべて開いた状態のものが描かれていますが、扇の形は大きく二種類に描き分けられています。扇面の折り目(山／谷)を示すものと、折り目を示さず扇面の上部がきれいな円弧を描いているものです。前者は扇の骨が10本であるのに対し、後者は12本から18本で、中でも15本のものが増えてきています。能の世界では、シテ（主役）とワキ（脇役）、またシテやワキの助演役であるツレが持つ中啓は骨が15本で、囃子方などが持ち、仕舞などに使われる鎮扇は10本となっているそうです。12本以上の扇がすべて中啓かどうかは不明ですが、意識的に扇の種類を描き分けているのは確かでしょう。また扇の骨の色も、赤、緑、褐色、黒を単一で用いるだけでなく、様々に組み合わせ塗り分けています。

扇面の絵は、同じ図様が一つとしてありません。地色は金、群青、砂子蒔き、素地等が見られ、その上には、花鳥草木から水墨山水、大和絵の景物から紋様に至ります。興味深いことに、扇面にも籬を描くものが合計7面もあり、長押の下の籬に菊図とよく似た籬に秋草を描く扇面もあります（正面に展示）。

ところで背景に描かれた穂の出た薄は、秋であることを明示しています。「秋の扇」とは、扇が必要とされる夏を過ぎて、もはや不用になりつつあるものです。この主題は、皇帝の寵愛を失った我が身を秋の扇に例えたとされる、前漢の後宮の女性、班婕妤（B.C.1世紀頃）の故事が大元ですが、やはり和歌などの主題となり、室町時代（1336-1573）には世阿弥によって『班女』という能の演目になりました。

長押の上下ともに能の演目を連想させる画題となっていますが、既知のように能＝猿楽は祝いの宴に欠かせないものとして戦国武将たちに愛好され、徳川将軍家はこれを保護し、式楽としました。二条城でも、家康（1542-1616）以来、たびたび猿楽の宴が催され、上述の行幸でも、四日目に猿楽が行われました。その日の演目には『菊慈童』も『班女』も含まれていませんが、〈黒書院〉四の間の障壁画は、和漢の文学的素養を持つ当時の公家や上級武家に、能の演目を含め、さまざまな文芸作品を想起させたことでしょう。

（松本 直子）

## 冬期「松に囲まれ春を待つ ～〈黒書院〉三の間～」

二条城二の丸御殿障壁画は、寛永3年（1626）、後水尾天皇（1596-1680）の行幸を前に行われた二条城の大改修の際、狩野派の絵師たちによって描かれました。今回は、二の丸御殿の中の〈黒書院〉三の間に描かれた障壁画を一挙公開します。

### 〈黒書院〉三の間の役割と「松」

〈黒書院〉は、江戸時代の前半には、将軍との公的な対面所〈大広間〉に対し、「小広間」と呼ばれていました。〈大広間〉では、主に、大名や異国の使者等との対面が行われましたが、「小広間」（黒書院）では、高位の公家や、徳川家に近い大名が対面しました。いずれも、一の間に将軍が座り、二の間に対面相手が座って対面し、三の間は、対面を控えた相手が待機する場所であったと考えられています。

〈大広間〉一の間から四の間の障壁画は、松に禽鳥を添えて描かれていますが、〈黒書院〉一の間の床間や、三の間の障壁画も松を中心に構成されています。常緑樹である松は、不老長寿や恒久的な繁栄を象徴することから、

檜の枝先の下に7羽の鳥と葦が描かれています。二条城が離宮になり、大修理が行われた明治18年から翌年にかけて、この部分が描き直されたことが『二条離宮記』（宮内庁書陵部蔵）からわかります。この修理の際、7羽の鳥と葦が省略されたものに変えられたと考えられます。7羽の鳥と葦が描かれた原画は現存していないので、二の丸御殿の勅使の間でご覧になれる模写画にも7羽の鳥と葦が描かれていません。しかし、日々すすむ研究によって、忘れ去られた二の丸御殿の本当の姿を再び知ることができたのです。

青楓が季節によって葉の色を変化させるように、時代によって迎える人や、障壁画に描かれているものが変化した勅使の間。青楓は、時の移り変わりを見つめていることでしょう。

(降矢 淳子)

### 秋期「菊と扇 ～〈黒書院〉四の間～」

二の丸御殿の〈黒書院〉は部屋ごとに四季の花鳥や景物などが描かれています。今回は、秋の風情に満ちた四の間の障壁画をすべて公開します。四の間の襖や壁には様々な垣根に沿って咲き誇る菊が描かれています。一方、長押の上の壁は、風になびく薄を背景に大小様々な扇が舞い散る様子が描かれています。これらは長押の上と下で別の画面として展開していますが、いずれも秋の草花を描いているというだけでなく、中国や日本の詩や和歌等の文芸作品でも繰り返し取り上げられた主題でもあります。浮彫のように見える菊の花びらや垣根、さらに、一つとして同じようには描かれない46面もの扇面を間近にお楽しみください。

### 寛永行幸と〈黒書院〉四の間

二の丸御殿は、寛永3年(1626)の後水尾天皇(1596-1680)の行幸に合わせて改修され、現存する重要文化財障壁画もその時に描かれたものです。〈大広間〉から〈蘇鉄の間〉を経て奥に位置する〈黒書院〉は、行幸の頃には小広間と呼ばれていました。文字通り〈大広間〉より一回り小さい建物で、公的な対面が行われる〈大広間〉に対して、〈小広間(黒書院)〉での対面は、高位の公家や大名などに限られていたようです。行幸の際には、〈小広間(黒書院)〉の二の間から廊下までが、天皇に従ってきた宮家、門跡、公家を饗応する場所となりました。下段である二の間は宮家や摂家、三の間は門跡、四の間は東の廊下(牡丹の間)とともに、「諸公家公卿殿上人」の席となりました。

### 籬に菊、流水

四の間は菊の間とも呼ばれていたように、長押の下に描かれた大小の菊に目が惹かれます。菊の花は、貝殻が原料の白の絵具(胡粉)を厚く塗り重ねて花びらが描かれており、浮彫のように見えます。垣根にも用いられているこの技法は盛り上げ胡粉または置き上げ胡粉と呼ばれます。菊は様々な垣根(籬)に沿って生えています。直線的な竹垣は、東西南北のすべての壁面に見られます。南側(正面に展示)の中央付近と西側の一番北よりの画面から北側にかけては(正面向かって右側に展示)竹垣に重なるように、竹と柴を組み合わせた垣根があり、北側の東よりの戸襖から東側の襖の中央付近まで大小の柴垣が描かれます(正面向かって左側に展示)。垣根は画面の最下部あるいは、金地の地面から立ち上がり、南側から西側にかけてと北側では地面の背後には群青の水辺が現れます。北側と東側では垣根の前後に緑の土坡が広がります。東側には土坡の上や周辺に根笹、竜胆、紫苑も見られます。

ただし、行幸の饗応など実際に部屋を使用する際には、出入りや採光の便宜のために、廊下に面する北側と東側の建具は取り外されたと思われます。そうすると、土坡や菊以外の植物は見られなくなります。残る南側と西側の壁面に描かれているのは、籬に菊と流水です。この三つの要素からはいくつもの和漢の文芸が連想されます。そもそも中国原産の菊は香草・薬草として、高潔の象徴や魔除けと捉えられ、9月9日の重陽の節句に長寿を願って菊酒を飲むという風習は、遅くとも前漢時代(B.C.206-A.D.8)には成立していたとされます。なお後水尾天皇の行幸の四日目が重陽にあたっており、大御所徳川秀忠(1579-1632)は、菊の造花を挿した白銀の手桶を

## 勅使の間が迎えた人

勅使は、天皇の代理人として、その意思を伝える使いで、二の丸御殿の中に特別に部屋が用意されて丁重に迎えられました。勅使の間の上段に座したと考えられています。

江戸時代の初め頃、朝廷をいかに協調させるかが江戸幕府の課題の一つでした。朝廷と融和するべく、徳川和子(1607-78)の入内や寛永行幸が行われましたが、寛永4年(1627)に後水尾天皇が幕府に伺うことなく大徳寺などの僧に対して紫衣の着用を許したことを発端に、幕府と朝廷の対立が深まります。いわゆる紫衣事件です。悪化していた関係を改善すべく、寛永11年(1634)、三代家光(1604-51)が、30万の大軍を率いて上洛。二条城に入った家光の元に、上洛を祝う挨拶などのために勅使が度々、遣わされました。以後、しばらく将軍の上洛は、ありませんでした。幕末の動乱の中、文久3年(1863)に14代将軍徳川家茂(1846-66)が、229年ぶりに上洛して二条城に入ると、勅使は、家茂の元へと、また慶応2年(1866)二条城で行われた15代将軍徳川慶喜(1837-1913)の将軍宣下の時に遣わされました。

大政奉還がされると、明治17年(1884)に二条城は離宮になります。嘉仁皇太子(1879-1926)(後の大正天皇)は、京都へ行啓の際に、二条離宮の本丸御殿を宿泊所にしました。現在の京都新聞の前身である「日出新聞」は、二の丸御殿の勅使の間で、嘉仁皇太子への拝謁が明治33年(1900)5月27日と明治40年6月7日に行われたことを報じています。

勅使の間は、朝廷の使いの勅使を迎えるための部屋から、皇太子への拝謁の場へと変化したのです。

## 勅使の間の設え

二の丸御殿の控えの場である〈遠侍〉の部屋内、南西側には虎が描かれた威圧的な雰囲気のある一方、北東側には植物が描かれた穏やかな雰囲気の部屋があります。勅使の間は、北東側の一角に位置し、上段と下段の二間を構えています。江戸時代は、「殿上の間」「遠侍 上段 下段」とも呼ばれていました。

勅使の間は、上段に主である将軍が座することが想定されていないため、御殿内の他の対面所と違う設えになっています。たとえば、他の対面所は、上段むかって左側に主の書斎としての意味をもつ付書院が設けられているのに対し、ここでは付書院が設けられていません。また、上段框や帳台構に、黒漆塗でなく透漆塗の木目を表した樺材が用いられるなどしています。

勅使の間の障壁画は、楓、桃、檜が中心に描かれ、部屋全体が春から夏を彩る植物で統一されています。勅使が背にする大床と帳台襖に描かれているのは、葉先がほんのりと赤い青楓。この青楓の種類は、「野村」という名前前で知られています。春に緑色の葉を芽吹いて、秋に赤くなるものと違い、春に赤色の葉を芽吹き、夏に緑色に変化して、秋に再び赤色に転じます。勅使の間の青楓は、枝幹に鳥を遊ばせつつ夏の到来を知らせているのです。

大床の青楓は、州浜の近くまで地面が描かれ、その木立は、うねるように金雲の上まで伸び広がります。違棚には岩と躑躅が、天袋には梅、山吹、桜、牡丹が描かれており、天袋の裏には、普段、見えないながらも、葦、たんぽぽ、ほうご草が描かれています。帳台襖の青楓は、前に岩、後ろに州浜を配し、金雲の中にいったん姿を消し、長押上で再び姿を現します。下段の南側に描かれる檜も、同じように遙かな高さを感じさせます。一方、北面の腰障子には、このような低木の桃が描かれており、南北で対照的な構成になっています。

青楓や檜の天井を突き抜けるような高さや金雲の表現、金色の地面に食い込む幹の表現や曲線の使い方にみられるように、勅使の間の障壁画は、桃山時代後期の画風を残しています。作者は、狩野甚之丞(1583-1628)と考えられています。

## 消えた鳥と葦

勅使の間を飾っていた原画のうち、下段の障壁画の南面2面は、金地や彩色が鮮やかなことから、描き直されたものであるとされていました。しかし、将軍家茂の上洛に随行した奥絵師の板谷広春(1833-82)による二の丸御殿の障壁画の写し(縮小した模写)が、近年、発見されたことで、それが裏付けられたのです。写しには、



に展示)は、西側の戸襖及び襖貼付(展示室向かって左側に展示)よりも古い様式を示しています。二つの様式の違いとは、すなわち、北側の壁貼付では、牡丹は地面から生えており、牡丹の前後には雲や岩や水辺が描かれ、重層的な奥行きのある空間が描かれています。このような空間の描き方は、桃山後期の狩野派の特質の一つです。それに対し、西側の戸襖と襖では、総金地の背景に牡丹の幹から上がが描かれています。その根元すなわち地面や雲は描かれていません。岩、根笹、水辺が描かれている南よりの4面の襖(今回展示無し)でも、それらのモチーフは画面の最下部に描かれ、背後は金地で埋められています。このように金地が奥行きを遮断する一方で、牡丹が金地を背景に鮮やかに浮かび上がるような描き方は、探幽が描いた大広間の松と同質で、江戸時代の新しい様式の到来を告げるものです。また描線や牡丹の形態が、北側の方が繊細優美であるのに対し、西側では墨線がより太く牡丹の花や葉の形態は簡略化されています。これらの様式の違いに加え、画面を構成する一枚一枚の料紙の寸法が、西側と北側で異なること、北側壁面の損傷が激しいことから北側の障壁画は、筆者が異なるだけでなく、描かれた時期も異なるのでは、さらには、徳川家康(1542-1616)が二条城を創建した慶長期の御殿障壁画であった可能性もあるのでは、と想像を広げさせてくれる画面なのです。

### 改装された《梅図》～明治の大修理～

二条城は、慶応4年(1868)1月に明治新政府に収管され、その後のごく短い期間、太政官代となった後、明治4年(1871)から京都府庁として使用されましたが、この時点で、障壁画は相当に損傷が進んでいたようです。京都府が二条城を引き渡した際の書類に、損傷が進んだため取り外した障壁画で、シート状(メクリ/マクリ)になって保管されていたもののリストが含まれています。リストには、牡丹の間の元来の長押上の障壁画であった「藤の棚」図や、唐花などの文様を描いた天井画の残欠と思われるものが含まれています。なお、現在牡丹の間を飾っている長押上貼付絵と天井画は明治32年(1899)に描かれたものです。

一方、牡丹の間の東側の戸襖には、寛永3年当時に障壁画が描かれていたかどうかは不明ですが、資料から江戸時代中期の時点で障壁画がなかったことが分かっています。現在の《梅図》(展示室向かって右側に展示)は、明治19年(1886)に貼り付けられたことが『二条離宮記』(明治27年、宮内庁書陵部蔵)に記されています。明治17年(1884)に二条城は皇室の離宮となりましたが、その翌年から翌々年にかけて、城内全域の大修理が実施されました。《梅図》はメクリのリストには含まれていませんが、『二条離宮記』には、この修理で張り付けられた梅図について「在り合わせの画」として記されています。すでに御殿内に存在したというのですが、どこから来たのについては、江戸時代に作られた指図等の史料から判明します。梅図のうち紅梅を描いた北よりの6面は、大広間の納戸、すなわち四之間の西側の襖6面の裏面に、白梅を描いた8面(今回は北よりの4面のみ展示)は、遠侍の納戸、すなわち芙蓉の間の西側の襖8面の裏面にあたります。以上から、明治の修理の際に襖から剥がして、牡丹の間の戸襖用にサイズを切り詰めて貼りなおしたと考えられます。

ところで、紅梅図のうち向かって左から5番目の画面には、金箔の下から鷹の下書きの墨線が透けて見えています。この画面は、元の位置は大広間四の間の岩に止まる鷹が描かれた襖の裏面にあたります。透けて見える下書きの鷹は、大広間の鷹に比べて少し小さく、羽の広がり方もやや異なるため、下書きを描き始めたものの、不採用となり、その上から金箔を貼って、紅梅図が描かれたと考えられます。墨線の鷹は、寛永期の障壁画制作現場を垣間見せてくれる貴重な史料なのです。

(松本 直子)

### 夏期「勅使を迎える青楓 ～<遠侍>勅使の間～」

二条城は、慶長8年(1603)に徳川家康(1542-1616)によって、御所の南西、裏鬼門に位置するこの場所に建てられました。寛永3年(1626)、後水尾天皇(1596-1680)の行幸に際して大改修が行われ、幕末まで将軍上洛時の宿泊所、また朝廷との交渉の拠点とされました。

二の丸御殿の勅使の間は、朝廷のために設えられた部屋です。今ある城郭のうち、勅使の間が現存するのは、二条城だけ。今回は、勅使の間をご紹介します。この部屋に描かれた青楓の障壁画をご覧ください。

# 二条城障壁画 展示収蔵館活動報告

## 1、二条城障壁画 展示収蔵館 概要

二条城障壁画 展示収蔵館は、重要文化財の二の丸御殿障壁画を保存、公開するために、平成 17 年 (2005) 10 月 10 日に開館しました。二の丸御殿障壁画は、徳川将軍家が寛永元年から 3 年 (1624-26) にかけて行った大改修の際、狩野探幽率いる狩野派の絵師たちによって描かれました。二の丸御殿には、寛永期の障壁画を含む約 3600 面の障壁画が残されており、昭和 57 年 (1982) には、うち 1016 面が美術工芸品 (絵画) として重要文化財に指定されました。

これらの障壁画は、約 400 年間、御殿内で温湿度の急激な変化や虫害、紫外線などの影響を受け続けてきたため、褪色・亀裂・剥落など状態の悪化が進んでいます。そこで二条城では、昭和 47 年 (1972) より、原画を収蔵庫で恒久的に保存することを目的として模写を制作し、御殿内の原画とはめ替える「模写事業」を開始しました。現在、重要文化財に指定された 1016 面は、全て御殿から取り外されて収蔵庫で保管されています。当館では、修理が完了した障壁画を中心に、年 4 回の展示替えを行い計 240 日ほど公開しています。また、エントランスでは、鋳金具や城内から発掘された埋蔵文化財等も展示しています。

## 2、令和 5 年度 原画公開の概要と入館者実績

展覧会名	会期	日数	入館者数
花の回廊 ～〈黒書院〉牡丹の間の障壁画～	4 月 20 日 (木) ～ 6 月 18 日 (日)	60 日間	15,929 人
勅使を迎える青楓 ～〈遠侍〉勅使の間～	7 月 13 日 (木) ～ 9 月 10 日 (日)	60 日間	16,530 人
菊と扇 ～〈黒書院〉四の間～	10 月 5 日 (木) ～ 12 月 3 日 (日)	60 日間	15,976 人
松に囲まれ春を待つ ～〈黒書院〉三の間～	12 月 21 日 (木) ～ 令和 6 年 2 月 21 日 (水)	60 日間	19,379 人

## 3、令和 5 年度 原画公開展示解説 [和英]

[和文]

### 春期「花の回廊 ～〈黒書院〉牡丹の間の障壁画～」

二の丸御殿の障壁画は、寛永 3 年 (1626) の後水尾天皇の行幸に合わせて、狩野探幽 (1602-72) 率いる狩野派によって新たに描かれました。しかし、廊下の障壁画は、幕末までにその大半が失われ、現在は、明治 30 年代に制作された障壁画となっています。寛永 3 年当時には、御殿の廊下の壁は、いずれも花鳥草木の障壁画で飾られ、まさに「花の回廊」が御殿中に巡らされていたのです。今回展示する〈黒書院〉牡丹の間は、〈黒書院〉の東廊下にあたり、そこに描かれた《牡丹図》は、「花の回廊」の貴重な生き残りです。一方、同じ間を飾る《梅図》は明治時代になってから牡丹の間の障壁画に改装されたものです。御殿の変遷を物語る、花の障壁画を紹介します。

### 《牡丹図》 ～二つの様式～

牡丹の間すなわち〈黒書院〉の東廊下は、二の丸御殿の他の廊下とは建具が異なります。牡丹の間以外の廊下では、廊下と室内との境にはめられている建具は、戸襖または腰障子で、廊下側には障壁画がないのに対し、牡丹の間では、廊下 (牡丹の間) と室内の境に襖がはまっています。《牡丹図》は、北側の壁面と、北廊下との境にあたる西側の戸襖、そして室内との境の襖に貼付られており、この東廊下は、部屋としての役割も担ったようです。『寛永行幸記』には、四の間と牡丹の間で、百三十人の公卿と殿上人に膳を振る舞ったと記されています。

これらの《牡丹図》障壁画は寛永 3 年に新たに描かれた、と上述しましたが、北側の壁貼付 2 面 (展示室正面

## 調査・研究活動報告

- 令和5年5月 『研究紀要 元離宮二条城』 収載史料検討会①〔元京都女子大学教授 柴田純氏・京都大学  
名誉教授 藤井讓治氏〕※
- 令和5年5月 華道家元池坊総務所蔵史料の撮影・掲載に関する協議〔華道家元池坊総務所池坊中央研究所  
主任研究員 細川武稔氏・松本公一氏・今江秀史・杉谷理沙〕
- 令和5年5月 華道家元池坊総務所蔵「御代替御礼継目御礼記録」の写真撮影・調査等〔今江秀史・杉谷理  
沙・降矢淳子〕
- 令和5年7月 『研究紀要 元離宮二条城』 収載史料検討会②〔柴田純氏・藤井讓治氏〕
- 令和5年7月 二之丸御殿〈遠侍〉勅使の間特別入室解説会①〔降矢淳子〕
- 令和5年7月 『研究紀要 元離宮二条城』 収載史料に関する協議〔同志社大学教授 小林丈広氏・今江秀史・  
杉谷理沙〕
- 令和5年7月 京都市歴史資料館テーマ展企画検討会〔京都市歴史資料館 秋元せき・今江秀史・杉谷理沙〕
- 令和5年8月 二之丸御殿〈遠侍〉勅使の間特別入室解説会②〔降矢淳子〕
- 令和5年9月 『研究紀要 元離宮二条城』 収載史料検討会③〔柴田純氏・藤井讓治氏〕
- 令和5年10月 華道家元池坊総務所「御代替御礼継目御礼記録」の写真撮影・調査等〔今江秀史・杉谷理沙〕
- 令和5年10月 京都府私立中学高等学校保護者会連合会講演・見学会〔今江秀史・杉谷理沙〕
- 令和5年10月 京田辺市個人蔵 鶴澤探真筆《四季耕作図屏風》の調査〔中野志保・松本直子〕
- 令和5年11月 『研究紀要 元離宮二条城』 収載史料検討会④〔柴田純氏・藤井讓治氏〕
- 令和5年12月 華道家元池坊総務所蔵「御代替御礼継目御礼記録」の翻刻に関する協議〔細川武稔氏・今江  
秀史・杉谷理沙〕
- 令和5年12月 東京大学法学部研究室図書室法制史資料室「二条在番登前留下帳上」ほか2点、東京都公文  
書館「三御番旧記」、国文学研究資料館「二条城城内稲荷曲輪三社尊像再建記」マイクロフィ  
ルムの調査〔杉谷理沙〕
- 令和6年1月 『研究紀要 元離宮二条城』 収載史料検討会⑤〔柴田純氏・藤井讓治氏〕
- 令和6年1月 『研究紀要 元離宮二条城』 作品紹介指導に関する協議〔成安造形大学学長 小寄善通氏・中  
野志保・松本直子〕
- 令和6年1月 二之丸御殿〈黒書院〉三の間特別入室解説会①、②〔中野志保〕
- 令和6年1月 『研究紀要元離宮二条城』 研究ノート指導に関する協議〔小林丈広氏・降矢淳子〕
- 令和6年2月 『研究紀要 元離宮二条城』 収載史料検討会⑥〔柴田純氏・藤井讓治氏〕
- 令和6年3月 『研究紀要 元離宮二条城』 収載史料検討会⑦〔柴田純氏・藤井讓治氏〕
- 令和6年3月 『研究紀要 元離宮二条城』 第3号発刊

※収載史料検討会には今江・杉谷も参加。以下同。

## 執筆等紹介

### 執筆者

今江 秀史 京都市文化市民局元離宮二条城事務所  
杉谷 理沙 京都市文化市民局元離宮二条城事務所  
中野 志保 京都市文化市民局元離宮二条城事務所  
松本 直子 京都市文化市民局元離宮二条城事務所  
降矢 淳子 京都市文化市民局元離宮二条城事務所

### 調査指導

小寄 善通 学校法人 京都成安学園 成安造形大学学長、京都市元離宮二条城保存整備委員会障壁画部会委員  
柴田 純 元京都女子大学教授  
藤井 讓治 京都大学名誉教授、京都市元離宮二条城保存整備委員会記念物部会委員

### 編集担当

今江 秀史 京都市文化市民局元離宮二条城事務所  
杉谷 理沙 京都市文化市民局元離宮二条城事務所

## 編集後記

各位からのご協力を賜り、『研究紀要 元離宮二条城』第三号が無事刊行にいたしましたこと感謝申し上げます。

第三号では、元離宮二条城歴史資料として、神宮文庫蔵「二条在番手留」、国立公文書館内閣文庫蔵「雑事記」（二条城関係箇所抜粋）、華道家元池坊総務所蔵「御代替御礼継目御礼記録」を翻刻・掲載しました。大政奉還の場として、築城以来再び歴史の表舞台に踊り出る前の二条城がどのように活用されていたのか、垣間見ることが出来るのではないかと思います。

また、研究ノートとして、杉谷理沙「近世後期における二条在番の生活」、降矢淳子「二条離宮本丸御殿における行幸行啓の準備とその使用」を、作品紹介として松本直子「旧二条離宮本丸御殿の障壁画 玄閣、御書院」、中野志保「旧二条離宮本丸御殿の障壁画 御常御殿、台所及び雁の間」を掲載しました。さらに、令和五年度の展示収蔵館原画公開展示解説を掲載しました。

本書を片手に、往時の二条城（離宮）の姿や、障壁画の作成風景に思いを馳せていただければ本望です。

本書が、二条城のみならず京都の歴史・文化研究にご活用いただけることを願うとともに、皆様からのご指導・ご鞭撻を乞う次第です。

（杉谷理沙）

## 研究紀要 元離宮二条城 第三号

令和六年三月発行

編集・発行 京都市文化市民局元離宮二条城事務所

〒六〇四―八三〇―一

京都市京都市中京区二条通堀川西入二条城町五四一

TEL (〇七五) 八四一―〇〇九六 FAX (〇七五) 八〇二―六一八一

<https://nijo-jocastle.city.kyoto.lg.jp/>

印刷・製本 山代印刷株式会社

京都市印刷物 第〇五三二〇四号



京都市  
CITY OF KYOTO